昭和四十八年
第一回定例会（三月八日開会
三月三十日閉会）

日野市議会会議録

（第一号
第十二号）

日野市議会

日野市議会会議録目次

昭和四十八年
第三回定例会

○三月八日（第一日）　午後四時三十分開会

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 3
開会 …… 5
会議録署名議員 …… 5
会期の決定 …… 6
議長辞職の件 …… 6
議長選挙 …… 8
副議長辞職の件 …… 8
副議長選挙 …… 10
散会 …… 午後五時二十四分散会

○三月九日（第二日）　午後二時十三分開議

出席議員 …… 11
欠席議員 …… 11
出席説明員 …… 12
議事日程 …… 13

午後七時五分散会

A12817
日野市立図書館

開　議 …… 15
市政経過報告 …… 15
市　長 …… 15
助　役 …… 15
収入役 …… 15
総務部長 …… 16
市民部長 …… 17
民生部長 …… 17
建設部長 …… 19
都市計画部長 …… 20
福祉事務所長 …… 20
教育庶務課長 …… 22
水道部長 …… 24
病院事務長 …… 26
市政経過報告についての質疑 …… 26
諸般の報告 …… 27
議会事務局長 …… 27
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会委員 …… 41
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第三委員会委員 …… 41
東京都十一市競輪事業組合議会議員 …… 42
散　会 …… 42
午後七時二十五分延会 …… 47

○三月十二日（第三日）　午後一時十一分開議

出席議員 …… 47
欠席議員 …… 48
出席説明員 …… 49
議事日程 …… 51
開　議 …… 51
（委員会審査報告）
請願第三二号　市内の自然環境確保に関する陳情 …… 51
請願第四〇号　第二日野万地区への地区センター建設に関する請願 …… 52
請願第四三号　豊田団地地域への地区センター建設に関する陳情 …… 53
請願第四六号　老人問題に関する請願 …… 54
請願第四九号　宮クラブ改築に関する請願 …… 54
請願第五六号　幼児教室存続に関する請願 …… 55
請願第　一号　高幡台団地内に幼児教室のための施設提供に関する請願 …… 56
請願第一七号　日野市衛生処理場からの悪臭に関する請願 …… 56
請願第三五号　市道九号線舗装に関する請願 …… 57
請願第二一号　万願寺土地区画整理事業から中万願自治会地区除外に関する請願 …… 57
請願第二八号　住宅街を縦断する無計画道路日野一、三、四号線建設反対に関する請願 …… 58
請願第六号の三　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願 …… 59
請願第二四号　浄化施設の維持管理に関する請願 …… 60
請願第六号の四　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願 …… 61
多摩川架橋特別委員長中間報告 …… 62

議会運営委員長報告
延　会
○三月十三日（第四日）　午後一時十三分開議
出席議員
欠席議員
出席説明員
議事日程
開　議
（議案上程）
議案第一号　日野市立日野第四中学校（仮称）屋内運動場新築工事請負契約専決処分の報告承認について
議案第二号　直接X線テレビ装置購入契約の専決処分の報告承認について
議案第三号　昭和四十七年度日野市一般会計補正予算（第五号）
議案第四号　昭和四十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
議案第五号　昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）
議案第六号　昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第三号）
議案第七号　昭和四十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第四号）
議案第八号　昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算（第三号）
議案第九号　昭和四十七年度日野市農業共済事業会計補正予算（第二号）
議案第三七号　昭和四十八年三月における期末手当支給について
散　会
○三月十四日（第五日）
流　会
○三月十五日（第六日）
流　会
○三月十六日（第七日）　午後一時五十九分開議
出席議員
欠席議員
出席説明員
議事日程
開　議
議会運営委員長報告
会期延長の件
緊急質問
米沢照男議員（古谷市長の選挙違反行為の責任を問うについて）
百済　勇議員（市長の悪質な地位を利用した行為について）
散　会
○三月十九日（第八日）　午後五時四十五分開議
出席議員
欠席議員
午後四時三分散会
午後七時四分散会
午後八時十七分散会

64 67 69 69 70 71 72 72 72 73 89 90 94 95 97 100 100 101
103 105 107 108 108 108 111 111 112 112 118 120 121 121

出席説明員 …… 126
議事日程 …… 125
議会運営委員長報告 …… 122
常任委員会委員の選任 …… 122
（議案上程）
議案第三九号　日野市議会特別委員会設置及び委員の選任について …… 126
南多摩東部共立病院組合議会議員選挙について …… 127
東京都十一市競輪事業組合議会議員選挙について …… 127
東京都四市競艇事業組合議会議員選挙について …… 128
東京都市交通災害共済組合議会議員選挙について …… 128
日野市農業委員会委員の推薦について …… 129
日野市消防委員会委員の選任について …… 129
緊急質問
米沢照男議員（古谷市長の選挙違反行為の責任を問うについて） …… 130
散会 …… 131

○三月二十日（第九日）　午前九時四十分開議
出席議員 …… 132
欠席議員 …… 131
出席説明員 …… 132
議事日程 …… 133
一般質問
午後二時五十三分散会 …… 133
134 134 133 133

板垣正男議員（老人医療費無料化の所得制限をなくすについて） …… 134
名古屋史郎議員（訪問学級の現況と今後について） …… 134
鈴木美奈子議員（入院助産制度の適用範囲をひろげることについて） …… 147
米沢照男議員（教育諸条件の改善と施設の一般開放について） …… 152
西沢　保議員（保留地処分について） …… 170
奏　正一議員（市の住宅と土地対策について） …… 178
杉山寅三郎議員（自然環境対策について） …… 185
〃　（下水道対策について） …… 187
散会 …… 190
190 187 185 178 170 152 147 142 136

○三月二十二日（第十日）　午前十時十一分開議
出席議員 …… 191
欠席議員 …… 191
出席説明員 …… 191
議事日程 …… 192
開議 …… 193
予算編成方針について …… 194
予算編成方針についての質疑 …… 194
（議案上程）
議案第一〇号　昭和四十八年度日野市一般会計予算 …… 198
延会 …… 198
午後六時五十九分延会
198 194 194 193 192 191 191
275 204

○三月二十三日（第十一日）　午前十時十五分開議
出席議員 …… 277
欠席議員 …… 277
出席説明員 …… 278
議事日程 …… 279
開議 …… 281
（議案上程）
議案第一一号　昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計予算 …… 281
議案第一二号　昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計予算 …… 281
議案第一三号　昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計予算 …… 281
議案第一四号　昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計予算 …… 281
議案第一五号　昭和四十八年度日野市水道事業特別会計予算 …… 287
議案第一六号　昭和四十八年度日野市農業共済事業特別会計予算 …… 291
議案第一七号　日野市建築協定に関する条例の制定について …… 293
議案第一八号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 296
議案第一九号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 305
議案第二〇号　職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する条例を廃止する条例の制定について …… 307
議案第二一号　日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 309
議案第二二号　日野市用品調達基金条例の一部を改正する条例の制定について …… 310
議案第二三号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について …… 313
議案第二四号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 314
議案第二五号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について …… 316
議案第二六号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について …… 317
議案第二七号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 318
議案第二八号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 320
議案第二九号　日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の制定について …… 320
議案第三〇号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 323
議案第三一号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 324
議案第三二号　日野市立総合病院看護婦、准看護婦修学資金貸与条例の制定について …… 325
議案第三三号　市道路線の一部廃止について …… 328
議案第三四号　市道路線の廃止について …… 329
議案第三五号　市道路線の認定について …… 331
議案第三六号　市道多摩平幹線舗装新設及び歩道設置工事請負契約の変更について …… 338
議案第三八号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 339
議案第四〇号　東京都十一市競輪事業組合規約の変更について …… 340
（請願付託）
請願第五号　農地の宅地なみ課税是正に伴う請願 …… 341
請願第二号　社会保険診療報酬引上げ、医療保険制度の改善に関する陳情 …… 342
請願第三号　将来をになう子供達のために市立幼稚園に二年保育制度実施に関する請願 …… 342
請願第四号　学童クラブ新設ならびに諸施設整備に関する請願 …… 342
請願第六号　一小体育館改築についての請願 …… 342
請願第七号　日野第一保育園の措置児枠増に関する請願 …… 342
請願第一号　高層建物建築反対と日照確保に関する陳情 …… 344
散会 …… 344

○三月三十日（第十二日）　午前十一時二十五分開議
出席議員 …… 353
欠席議員 …… 353
出席説明員 …… 349
議事日程 …… 348
開議 …… 347
（委員会審査報告） …… 347
議案第一〇号　昭和四十八年度日野市一般会計予算 …… 353
議案第一一号　昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計予算 …… 378
議案第一二号　昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計予算 …… 378
議案第一三号　昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計予算 …… 380
議案第一四号　昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計予算 …… 382
議案第一五号　昭和四十八年度日野市水道事業会計予算 …… 383
議案第一六号　昭和四十八年度日野市農業共済事業特別会計予算 …… 384
議案第一七号　日野市建築協定に関する条例の制定について …… 384
議案第一八号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 385
議案第一九号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 386
議案第二〇号　職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する条例を廃止する条例の制定について …… 387
議案第二一号　日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 387
議案第二二号　日野市用品調達基金条例の一部を改正する条例の制定について …… 388
議案第二三号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について …… 389
議案第二四号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 389
議案第二五号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について …… 390
議案第二六号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について …… 390
議案第二七号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 392
議案第二八号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 393
議案第二九号　日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の制定について …… 394
議案第三〇号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 396
議案第三一号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 396
議案第三二号　日野市立総合病院看護婦、准看護婦修学資金貸与条例の制定について …… 397
議案第三三号　市道路線の一部廃止について …… 399
議案第三四号　市道路線の廃止について …… 399
議案第三五号　市道路線の認定について …… 400
議案第三六号　市道多摩平幹線一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約の変更について …… 400
請願第一九号　メッキ工場団地建設反対に関する請願 …… 400
請願第五〇号　工場建設に反対する請願 …… 401
請願第五一号　百草団地住民の生活環境保全に関する請願 …… 402
請願第四号　学童クラブ新設ならびに諸施設整備に関する請願 …… 408
議案第五三号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例について …… 408
請願第五八号の一一九　立川基地再開に反対する請願 …… 409
請願第六号の一　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願 …… 409
請願第二〇号　豪雨被災者に対する復旧工事補助金交付ならびに分譲業者に対する復旧工事督促に関する請願 …… 409
請願第四七号　神明上東部自治会地域への東京ガス敷設に伴う工事費の補助ならびに借入金に対する利子補給及び事務援助に関する陳情 …… 409

請願第四八号　農林省日野淡水区水産研究所跡地利用に関する請願……409
請願第　五　号　農地の宅地なみ課税是正に伴う請願……409
請願第五七号　万願寺地区への市立保育園設置に関する請願……409
請願第三八号　保育時間延長に関する陳情……409
請願第四〇号　ダストボックス購入費用の一部補助に関する請願……409
請願第四五号　在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願……409
請願第四七号　公立幼稚園設置の適正化に関する請願……409
請願第五五号　公立幼稚園設置に関する請願……409
請願第六号の二　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願……409
請願第一三号　〇歳児保育に関する陳情……409
請願第一五号　予防接種もれ乳幼児の接種料の無料化に関する請願……409
請願第一九号　零歳児保育死亡事故発生に関する請願……409
請願第四四号　障害児の教育権保障に関する陳情……409
請願第五二号　民間保育所保護者負担の軽減並びに民間保育所に対する財政援助に関する陳情……409
請願第五三号　駐留軍労働者の雇用安定離職対策拡充に関する請願……409
請願第　二　号　社会保険診療報酬引上げ、医療保険制度の改善に関する陳情……409
請願第　三　号　将来をになう子供達のために市立幼稚園に二年保育制度実施に関する請願……409
請願第　六　号　一小体育館改築についての請願……409
請願第　七　号　日野第一保育園の措置児枠増に関する請願……409
請願第　二　号　市道市場線拡幅に関する請願……409
請願第一六号　新井五六番地先道路拡幅に関する請願……409
請願第六号の五　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願……410
請願第三八号　栄町地内用水路改修に関する請願……410
請願第四二号　大坂上駐在所付近住居地域の下排水に関する請願……410
請願第五一号　通学路整備ならびに橋梁設置に関する請願……410
請願第　九　号　都市計画道路計画変更に伴う取付道路の工事計画中止に関する請願……410
請願第一〇号　工場建設に反対する請願……410
請願第三三号　レジャークリニックセンター建築の疑義についての陳情……410
請願第三四号　新都市建設公社社有地不正使用の是正に関する陳情……410
請願第三六号　百草街路接続工事施工に関する請願……410
請願第　一　号　高層建物建築反対と日照確保に関する陳情……411
市庁舎建設特別委員会の継続審査議決に関する件……411
交通多摩川架橋対策特別委員会の継続審査議決に関する件……412
日野駅対策特別委員会の継続審査議決に関する件……412
（請願付託）……413
請願第八号　平山台第一自治会地区への地区センター設置に関する請願……413
（議案上程）……416
決議案第一号　国鉄運賃値上げに反対する決議……416
閉会……416

三月八日　木曜日

（第一日）

昭和四十八年
第一回定例会

日野市議会会議録

第一号

三月　八日木曜日（第一日）

出席議員（三十名）

一番	鈴木美奈子	君
二番	板垣正男	君
三番	市川芳太郎	君
四番	秦正一	君
五番	滝瀬敏朗	君
六番	池田重太郎	君
七番	林重義	君
八番	谷栄吉	君
九番	百済勇	君
十番	米沢照男	君
十一番	西沢保	君
十二番	大柄保	君
十三番	岩沢哲夫	君
十四番	伊藤松之輔	君
十五番	剣持佐吉	君
十六番	杉山寅三郎	君
十七番	名古屋史郎	君
十八番	石川佐太郎	君
十九番	大下博	君
二十番	森田喜美男	君
二十一番	高橋通夫	君
二十二番	滝瀬政吉	君
二十三番	日野源作	君
二十四番	杉山亘	君
二十五番	伊藤定	君
二十六番	吉冨繁枝	君
二十七番	清水芳雄	君
二十八番	佐々木昭雄	君
二十九番	正国務	君
三十番	三浦重春	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄	君
助役	葛西正彦	君
収入役	市川晴夫	君
企画財政部長	篠崎美雄	君
市民部長	赤松行雄	君
民生部長	松村清栄	君
建設部長	中島武男	君
都市計画部長	杉本好次郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光	君
書記	倉敏夫	君
書記	武居一茂	君
水道部長	加藤一男	君
福祉事務所長	田中若一	君
病院事務長	成井正夫	君
企画課長	中村亮助	君
契約課長	伊藤正吉	君
教育長	永野林弘	君
教育庶務課長	落合豊	君
学校教育課長	松本武	君
書記	川上輝子	君
書記	深海弘子	君
書記補	安原清美	君

議事日程

一、会議録署名議員の指名
二、会期の決定
三、議長辞職の件
四、議長選挙
五、副議長辞職の件
六、副議長選挙

本日の会議に付した事件
日程第一から日程第六まで

昭和四十八年三月八日（木）
午後一時開会

午後四時三十分開会

○議長（伊藤　定君）　これより昭和四十八年、第一回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員三十名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名については議長において指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、十番米沢照男君、十一番西沢保君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定については、まず議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（剣持佐吉君）　御指名によりまして、先刻議会運営委員会を開きまして、意見一致を見た結果を申し上げます。

お手元に印刷したものが配布されていると思いますが、改めて申し上げます。今日は三時半開会の予定でございましたが一時間遅れました。今日は正副議長の選挙が行なわれる予定でありますので、それで今日は会を閉じることにいたしまして、明日はいろいろの都合がございまして、二時開会、施政方針表明、市政経過報告、諸般の報告、十日、十一日は休会といたしまして、十二日は委員会審査報告、それが終わりまして、

本年度委員会の新しい構成ができますので、そこで新しい委員の決定を行ないたいというものであります。

十三日は一般会計、特別会計補正予算、それから関係議案等でございますが、一般会計と特別会計の補正予算。関係議案と申しますのは、期末手当なども含まれております。このことについてはできることならば即決をお願いしたい、こういうことであります。十四、十五、十六日は一般質問にあてることにいたしました。順位はさきほど抽選の結果決定いたしましたので後刻報告をいたします。十七、十八日は休会であります。十九二十日は新年度予算、その他の議案、それから請願の上程、二十一日は春分の日でございますので休会。それから二十二日は常任委員会、二十三日は特別委員会、二十四日は予算委員会、二十六、七、二日とも予算委員会で、二十五日は休会でございます。この予算特別委員会はいろいろの山積している案件がございますので必ずしも一時とかということではなくて、各委員会に開会時間、閉会時間はおまかせをしょうという議会運営委員会の考え方でございます。それから二十八日はまとめで、二十九日は委員会審査報告、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十九日、二十日は一時開会でございますが、この最後の二十九日の日には十時から始めたい、こういうことでございます。以上のとおり委員会では意見一致を見たので報告をいたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日より三月二十九日まで期日は二十二日間と決定いたしました。

議長、所用があって降壇いたします。

（議長降壇、副議長、議長席に着席）

○副議長（石川佐太郎君）　副議長代りました。ただいま伊藤定君から議長の辞職願が副議長に提出されましたので副議長が代わって議長を務めさせていただきます。

これより議長辞職の件を議題といたします。本件は地方自治法第百十七条の規定によりまして伊藤定君の一身上の事件と認め、退席を求めます。

（二十五番議員退席）

○副議長（石川佐太郎君）　伊藤定君よりの辞職願を事務局長をして朗読いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　辞職願を朗読。

○副議長（石川佐太郎君）　おはかりいたします。伊藤定君の議長辞職の許可をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川佐太郎君）　御異議ないものと認めます。よって伊藤定君の議長辞職を許可することに決しました。

伊藤定君の除斥を解きます。

（二十五番議員自席に着席）

○副議長（石川佐太郎君）　ただいま議長が欠員となりました。これより日程第四、議長選挙を行ないます。おはかりいたします。選挙の方法については投票によることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（石川佐太郎君）　ただいまの出席議員は三十人であります。おはかりいたします。会議規則第二十五条第二項の規定により立会人に秦正一君と滝瀬敏朗君を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川佐太郎君）　御異議なしと認めます。よって立会人に秦正一君と滝瀬敏朗君を指名いたします。お願いいたします。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

○副議長（石川佐太郎君）　投票用紙の配布漏れはありませんか。

○副議長（石川佐太郎君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川佐太郎君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（石川佐太郎君）　開票を行ないます。

秦正一君、滝瀬敏朗君の立会を願います。

（開票）

○副議長（石川佐太郎君）　選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　御報告申し上げます。

投票総数　三十票

有効投票　三十票

無効投票　なしでございます。

有効投票中

伊藤定君　十七票

佐々木昭雄君　十三票、以上でございます。

○副議長（石川佐太郎君）　以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は八票であります。よって伊藤定君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました伊藤定君に本席より会議規則

第二十六条第二項の規定による当選の告知をいたします。
伊藤定君の承諾の御挨拶をお願いします。
（二十五番議員登壇）
○二十五番（伊藤　定君）　議長再任に当たりまして一言御挨拶申し上げます。昨年三月十四日皆さま方の御推挙を受けまして議長に就任いたしました。その後一年間非常に不慣れな議事運営によく御協力くださいまして本当にありがとうございました。はからずも今回この浅学非才な私がまた再任されまして本当に感激しております。過去一年間の業績を深く反映し、今後は円滑なる議事運営を心掛けまして執行部と手をつないでより良い日野市建設のために邁進する覚悟でございます。先輩各位並びに執行部の方々の御指導御鞭撻をひとえにお願い申し上げまして再任の御挨拶といたします。ありがとうございました。
（拍手）
○副議長（石川佐太郎君）　ただいま伊藤定君に議長席にお着き願います。
これをもって議長を交替いたします。
（副議長自席に着席、二十五番議員登壇）
○議長（伊藤　定君）　議長交替いたしました。
暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後四時五十一分　休憩
午後五時　九分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
副議長より辞職願いが議長に提出されました。副議長辞職の件を議題といたします。本件は地方自治法第百十七条の規定により石川佐太郎君の一身上の事件と認め退席を求めます。
（十八番議員退席）
○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。石川佐太郎君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって石川佐太郎君の副議長辞職を許可することに決しました。
石川佐太郎君の除斥を解きます。
（十八番議員自席に着席）
○議長（伊藤　定君）　ただいま副議長が欠員となりました。
これより日程第六、副議長選挙を行ないます。おはかりいたします。選挙の方法については投票によることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。議場の閉鎖を命じます。
（議場閉鎖）
○議長（伊藤　定君）　ただいまの出席議員は二十九人であります。おはかりいたします。会議規則第二十五条第二項の規定により立会人に秦正一君と滝瀬敏朗君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　御異議ありません。よって立会人に秦正一君と滝瀬敏朗君を指名いたします。投票用紙を配布いたさせます。
（投票用紙配布）
○議長（伊藤　定君）　投票用紙の配布漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　投票漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。
（投票箱点検）
○議長（伊藤　定君）　異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。
○書記（武居一茂君）　点呼。

一番議員（投票）、二番議員（投票）、三番議員（投票）、四番議員（投票）、五番議員（投票）、六番議員（投票）、七番議員（投票）、八番議員（投票）、九番議員（投票）、十番議員（投票）、十一番議員（投票）、十二番議員（投票）、十三番議員（投票）、十四番議員（投票）、十五番議員（投票）、十六番議員（投票）、十七番議員（投票）、十八番議員（投票）、十九番議員（投票）、二十番議員（投票）、二十一番議員（投票）、二十二番議員（投票）、二十三番議員（投票）、二十四番議員（投票）、二十六番議員（投票）、二十七番議員（投票）、二十八番議員（投票）、二十九番議員（投票）、議長（投票）
○議長（伊藤　定君）　投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。
（議場開鎖）
○議長（伊藤　定君）　開票を行ないます。秦正一君、滝瀬敏朗君の立会を願います。
（開票）
○議長（伊藤　定君）　選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。
○議会事務局長（田倉高光君）　申し上げます。
投票総数　二十九票

有効投票　二十八票
無効投票　一　票
有効投票中
石川佐太郎君　二十四票　佐々木昭雄君　二票
名古屋史郎君　一票　西沢保君　一票
以上であります。

○議長（伊藤　定君）　以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は七票であります。よって石川佐太郎君が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました石川佐太郎君に本席より会議規則第二十六条第二項の規定による当選の告知をいたします。当選の承諾と御挨拶をお願いいたします。

（十八番議員登壇）

○十八番（石川佐太郎君）　ただいま再び副議長に指名をいただきましてたいへん責任の重大なことを痛感しております。いろいろな意味におきまして日野市は今重大な時期に差し掛かっておりますけれども、日野市発展のために一層尽くしたいと決心をしております。皆さま方の格段の御協力をお願いいたします。よろしくどうぞお願いをいたします。（拍手）

○議長（伊藤　定君）　本日の日程は終わりました。本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

三月九日　金曜日　（第二日）

昭和四十八年
第一回定例会

日野市議会会議録　第二号

三月　九日金曜日（第二日）

出席議員（二十八名）

一番	鈴木美奈子君	十六番	杉山寅三郎君
二番	板垣正男君	十七番	名古屋史郎君
三番	市川芳太郎君	十九番	大下博君
四番	秦正一君	二十番	森田喜美男君
五番	滝瀬敏朗君	二十一番	高橋通夫君
七番	林重義君	二十二番	滝瀬政吉君
八番	谷栄吉君	二十三番	日野源作君
九番	百済勇君	二十四番	杉山亘君
十番	米沢照男君	二十五番	伊藤定君
十一番	酉沢保君	二十六番	吉冨繁枝君
十二番	大柄保君	二十七番	清水芳雄君
十三番	岩沢哲夫君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	伊藤松之輔君	二十九番	正国務君
十五番	剣持佐吉君	三十番	三浦重春君

欠席議員（二名）

六番	池田重太郎君
十八番	石川佐太郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君
助役	葛西正彦君
収入役	市川晴夫君
企画財政部長	篠崎美雄君
総務部長	遠藤政之君
市民部長	赤松行雄君
民生部長	松村清栄君
建設部長	中島武男君
都市計画部長	杉本好次郎君
水道部長	加藤一男君
福祉事務所長	田中若一君
病院事務長	成井正夫君
教育庶務課長	落合豊君
体育課長	長谷川暢男君
監査事務局長	松本松夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君
書記	朝倉敏夫君
書記	武居一茂君
書記	川上輝子君
書記	深海弘子君
補記	安原清美君

一、施政方針表明
二、市政経過報告
三、諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第二、及び日程第三

昭和四十八年三月九日（金）
午後二時開議

午後二時十三分開議

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十二名でございます。

日程第一施政方針表明を行ないます。（「議長」と呼ぶ者あり）森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　日程に施政方針表明ということになっておりますが、近く任期の終わる立場にある市長に方針というふうな形があることがちょっとどうかと。したがって議事を進行させる前にそのことについての調整を採ってもらいたいとこう考えます。（「必要なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君

○十番（米沢照男君）　同趣旨の発言ですけれども今、森田議員から指摘がありましたように、昨日前もって議会に配られた市長の施政方針表明の内容を見ますと任期が後わずかで切れるという今日、こういう内容の方針を打ち出すのはちょっと行き過ぎではないかという感が強くいたします。したがってこの問題について議会として意見を調整する必要があるんじゃないかというふうに思いますので、開会直後でありますけれども若干休憩をとっていただきたい。

○議長（伊藤　定君）　暫時休憩いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午後二時十七分　休憩

午後四時十八分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、調整の結果、次のとおり日程を変更することに決定いたしました。日程第一施政方針表明は本日の日程より削除し、日程第二を第一とし、第三を第二とすることにいたします。

日程第一市政経過報告を行ないます。市長より市政経過報告を求めます。

（市長登壇）

○市長（古谷　栄君）　御報告を申し上げます。最初に高度地区の指定についてでございます。高度地区にかかる都市計画の変更案について御報告を申し上げたいと存じます。御承知のようにこのことは市が定める都市計画でありまして、今まで何回か全員協議会に御報告いたしましたが、その時は高度地区は都知事が決める用途地域と同時に、その法的効果が生ずるようにいたしたいと申し上げてまいりましたが、東京都の指導もあり、用途地域の決定前に市といたしましては高度地区の変更をいたしたいと考えております。試案の主な変更内容といたしましては御存じのとおり今までの高度制限は平山台区画整理区域内、多摩平及び吹上の区画整理内には掛けてありませんでし

たけれども、今回新たにこの地区に対しましても高度制限を掛けることにいたしたいということであります。去る二月二十日の日野市都市計画審議会に日野試案を改めて諮問いたしましたところ、市の案にて同意するとの答申を得ましたので、市といたしましては三月一日の広報によりお知らせをいたしましたし、また市内約五十ケ所の掲示板にもポスターを出しまして市民にその周知の手段を取りました。なお法的には日野市公告第八号にて三月一日公告し、同日より二週間縦覧を行なっており、現在も縦覧中でございます。今後のスケジュールでありますが、本月二十六日までには都知事に対して承認申請をいたす予定でございます。試案が承認になるのが四月と予想されますが、承認されましたならば直ちに効力を生ずるよう都と連絡を取りながら進めていく方針であります。なお詳細につきましては都市計画部長より報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に自転車道路の新設についてでございます。長い間の懸案でありました自転車道路につきましては日野市といたしましても河川敷及び堤防上の利用等について建設省と交渉してまいりましたが、幸いようやく認可が下りましたので平山橋下流左岸を手始めに試験的に実施いたすことにいたしました。三月末までに完了する予定であります。なおこれからのこの結果を見ながら支障のない限り建設省と逐次協議を行ないまして、浅川多摩川堤防も付近の状況等を考慮に入れながら実施していきたいと考えております。

なお水道部関係でございますが、水道本管敷設の道路上におきまして昭和四十六年四月十八日川崎街道上における死亡事故の件でありますが、橋本工務課長が過失傷害致死罪に問われ書類送検をされておりましたが、その後の取り調べの結果、去る二月二十日付をもって不起訴処分になった旨、三月七日通知に接しました。この間議会の皆様にはたいへん御迷惑、御心配をおかけいたし申し訳なく存じておりますが、ただいま申し上げました結果と相なりましたことを御報告申し上げます。なお民事関係の裁判は目下証人尋問のところでありまして、当市といたしましては水道部長、業務、工務両課長の三人が出廷いたしましたが、結果につきましてはなお時間を要するものと存じます。取り敢えず刑事関係の問題が不起訴となった結果の御報告を申し上げる次第であります。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　次に助役より市政経過報告を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　私から消防委託費の負担割合について御報告申し上げます。御承知のように消防事務を東京都に委託いたしましたのは昭和三十五年四月一日からのことで、現在は十七市三町、二十の自治体が消防事務の委託をいたしております。委託費につきましては昭和四十三年度までは消防事務

の委託に関する規約の第二条と、消防事務の委託に関する付属協定書の第五条により東京都が作成いたしました見積書に基づき市と協議して決定いたしておりましたが、昭和四十四年からは東京都の中期計画に基づき消防力の増強が着々と実施され中期計画に合わせて事務委託費に要する経費は年々増高の一途をたどってまいり、金額では各市町とも財政上大きな負担となってきたのが実情でございます。昨年二月十八日、この問題に対処するために三鷹市役所において委託側の市長並びに議会議長で構成いたします東京都三多摩地区消防運営協議会において都と具体的な交渉を始めたわけでございますが、四十七年度については中期計画の増員分の人件費については東京都の振興交付金で財政補填をいたし、実質的負担額の軽減をすることがお約束されましたが、四十八年度以降の具体的軽減の方向をさらに検討されることが協議問題となりまして、ようやく都側の理解も得、四十八年二月二十七日三鷹市において開催されました前日の協議会におきまして、昭和四十八年には都側が四五%昭和四十九年においては四七%昭和五十年以降五〇%の負担区分によって財政支出することを了承し、当面の問題を処理いたしたわけでございます。ちなみに昭和四十三年以降の総事業費の都並びに市側の負担区分を申し上げますと、四十三年では都側は三七%、市側は六三%、四十四年では都側が三七・五%、市側が六二・五%、四十五年では都側が三八・六%、市側が六一・四%、四十六年では都側が四一%、市側が五九%となっております。なお手元にさきほどの申し上げました協議会で都側から配られました細かい数字の資料、お届けしてございますので御参考にしていただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　次に収入役より市政経過報告を求めます。収入役。

（収入役登壇）

○収入役（市川晴夫君）　会計におきましては取り立てて申し上げることはございません。なお収入支出の執行状況につきましては差し上げております印刷物を御参照お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　次に総務部長より市政経過報告を求めます。

（総務部長登壇）

○総務部長（遠藤政之君）　それでは総務部関係につきまして御報告いたします。

第一点目でございますが、消火器の配備でございます。このことにつきましては昭和四十六年の十月に東京都震災予防条例が制定されまして、翌年四月一日に規則が施行されました。従来の防災対策は風水害が中心でございまして災害に関する対策があながち十分なものではなかったということで、この条例を制定いたしまして、地震による災害を未然に防止して被害を最

小限度に食い止めるというものでございます。地震による災害のうち最も大きいものは火災による第二次災害でございまして、地震時の出火は広範囲に同時多発が予想されます。その場合、道路等も交通不能となりますし、消防活動も十分できないという状態になりますので、市民の最も近いところに消火器具を備え付け初期の段階で消火をするということが最も望ましいということでこのたび東京都で経費の助成をいたしまして四十七年から四十九年の三カ年間で配備をするものでございます。この消火器の配備基準でございますが、一二〇メーター間隔に一本ということで一二〇メーター間隔を基準といたしております。日野市の場合、おおむね六百本という数字になります。このことにつきまして先般自治連合会、消防署、消防団三者、市が交えまして四者で設置についてどの地域から配備をするか、また設置場所の選定、今後の管理の方法等につきまして打ち合わせ会を持ちまして、その結果四十七年度分につきましては比較的災害発生のおそれの高い木造家屋の密集地から逐次配備をするというふうに決まりまして、四十七年度の配備については現在自治会から設置場所の報告を取っております。近日中に取りまとめをいたしまして配備を急ぎたいというふうに考えております。なおこの消火器の配備につきましては生活保護家庭につきましては各世帯一本を、近く配備をする予定でございます。

二月一日現在の生保家庭二百四十四世帯に三月末までに配備をいたします。なおこの地域配備の消火器は自治会で管理をしてもらいまして、破損とか消火器の補塡、これにつきましては市が修理し、あるいは補塡の費用は市が持つということでございます。なお使用方法等につきましては消防署と連携を取りまして配備後各自治会ごとに十分訓練はいたしたいというふうに現在消防署と打ち合わせを持ちまして計画中でございます。以上でございます。

それから第二点目の市営住宅の入居関係でございますが、このことにつきましては御承知のように六十四街区に二十四戸建設中でございます。この募集については二月一日の広報で一般に周知をいたしまして申し込みを受けました。申し込み者は四倍の九十六人、入居は四月一日の予定でございます。なお使用料につきましては前年同額一万一千円ということでございます。

それから第三点目の契約状況でございますが、十二月の定例会報告後二月二日までの契約でございます。契約金額二百万以上のものでございます。件数で三十七件、金額で三億五千四百六十万二千円でございます。建築関係で十七件、土木関係で十四件、都市計画関係で六件、建築土木に分けますと、建築で二億二千八百九十二万九千円、土木関係で一億二千五百六十七万五千円でございます。主なる工事を申し上げますと建築で小中学校の併行防音工事四中、七小、一中、三小、八小と、体育館の新築で四中、高幡台小の二館でございます。校舎の増築工事、

それから地区センターの新築三館でございます。それから土木関係で市道の十二号線の街築工事、駒形公園の増園工事。用水改修工事で日野用水、下堰豊田用水。それから滝合小の入口の十三号線の改修工事、大きいものといたしましては以上でございますがなおこの工事の内容、工事の進行状況等につきましては後ほど建設部長のほうから報告がございますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　次に市民部長より市政経過報告を求めます。

（市民部長登壇）

○市民部長（赤松行雄君）　市民部関係の御報告を申し上げます。

最初に市民課の世帯数でございますが、二月一日現在で三万七千四百八十世帯、三月の一日はわずか殖えまして三万七千五百四十四世帯。それから人口のほうでございますが、二月一日が十一万二千三百二十八人、三月一日にまいりまして十一万二千五百七十三人でございます。次に登録外国人の数でございますけれども、十二月に御報告しました数より一名減っております。内容的には変わりはございますけれども数の上では一名減と、こういう状況でございます。定例会ごとに御報告申し上げておるわけでございますが、多少増加はしておりましても内容の変化はなかったわけでございますが、今回の場合には十二月四十四名の中国籍が二月一日では二十四名に減っていると、このような変更がございます。

次にめくっていただきまして税務管理課の報告でございますが、税収の一月三十一日現在でございます。それで四十六年度に比べますと収納率が八〇・四％ということで〇・八％前年実績よりも多少好転していると、そういう状況でございます。それから印刷はしてございませんけれども、ただいま市都民税の申告、確定申告の受け付けを二月の十六日から始めまして三月の十五日まで行ないます。それから固定資産の課税台帳の縦覧でございます。これにつきましては例年でございますけれども今年は評価替えの年でございます。土地の評価替え、家屋の評価替えというふうな前提がございます。これは三月一日から三月の二十日まで行なっているわけでございます。

次に国民健康保険でございますが、昨年の二月に医療費の大幅なアップがございまして依然として医療費の増加傾向は衰えない状況でございます。この御報告で申し上げておりますところの四十七年度三億三千六百九十九万というふうな数字でございますが、昨年同期と比べますと三四％の増加になっておるわけでございます。それから国保税の収納率でございますが昨年同期と比べますと、四十七年度は二・四％好転していると、こういう状況でございます。次に一枚めくっていただきまして、国民年金のほうでございますが、非常に年金に対する要望とか

期待が多くなりまして、関心も強まってまいりまして、加入状況におきましては昨年同期から比べますと千八百七十六人の増加となっております。それから同じ拠出年金の給付状況でございますが八十九人の増加。それから無拠出の福祉年金のほうでございますが、この給付状況は二百五十五人の増加と、こういうふうな状況でございます。以上で市民部の御報告を終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に民生部長より市政経過報告を求めます。

（民生部長登壇）

○民生部長（松村清栄君）　それでは民生部関係の経過報告を申し上げたいと思います。

まず衛生課の関係でございまして、伝染病の発生状況、十月末から一月までの発生状況でございますが、現在六十人一月末では発生をいたしております。今年の傾向といたしましては猩紅熱が非常に多いと、こういう傾向でございますが、現在は入院患者一人もおりません。現在は入院患者がおらないわけでございます。次に畜犬登録の状況でございますが、現在一月末現在では二千五百五十七頭でございます。それから予防接種関係ですが、これは昭和四十七年度の予防接種の一年間の状況でございます。このうち種痘が非常に接種率が悪いわけでございますが、これは種痘の事故死、あるいはまた新聞紙上で種痘が任意接種になると、こういうふうな新聞が出たためにどこの市でも同じでございますけれども、接種パーセンテージが落ちているわけでございます。それから母子健康手帳の交付状況、それから保育相談の状況、それから雑草地調査及び委託の状況、それから火葬場の状況はそれぞれ数字の示すとおりでございます。

それから産業課関係でございますが、昨年の十二月に南平の千百三十一番佐々木全郎さんのところから〇・五二ＰＰＭというカドミが都の基準よりも多いカドミが発見されたと、こういうことでその後の処理状況はその南平地区から二十ヵ所選定いたしまして検体をとりまして調査をいたしたわけですが、幸いにも佐々木全郎さん、ここのたんぼ以外からは都の基準である〇・四ＰＰＭ以上のカドミが発見されなかったと、こういうことで東京都とも協議の結果、その南平千百三十一番だけを昭和四十七年度の産米買上地域に決定すると、こういうことで約八百九十二平米が産米買上地域に決定されたわけでございます。したがって買上地域に決定された佐々木全郎さんの保有米は都の指示によりまして交換をしたと、こういう状況でございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　次に建設部長より市政経過報告を求めます。

（建設部長登壇）

○建設部長（中島武男君）　それでは建設部関係を御説明申し上げます。記載してありますように教育関係は十五件でございます。そのうち完了を除きまして工事中もほとんど九五％から九八％まで完了しております。この中で特に、番号が付いておりますが、三番の市立第七小学校、九番の第七小学校の校庭整地、それから十一番の高幡台小学校体育館新築、十二番の潤徳小学校及び高幡台小学校仮設校舎の建設工事、それから十三番同じく市立七中と及び第四中学の仮設工事、それから第三中の仮設工事、これは債務負担行為でございます。それから特に第七小学校については非常に前々から御注目がありました学校でございますが、四月開校については、使用については支障のないように建物内部を全部仕上げる予定でございます。たださきほど申しましたように校庭の整地が幾分残るんではないか、こういうふうに考えております。それも支障のないように学校側と相談してやっておりますので、そういうつもりでございます。それから総務関係が市役所の増築工事、これもただいま現在やっておりまして御不便を感じておられると思いますが、車の車庫のない関係で教育のわきのほうに市庁車の、庁用車を運んでおります関係で、多少混雑をしておりますが、しばらくの間御辛抱を願いたいと思います。それから民生部関係で一番のし尿処理場の消化槽の消化槽加温設備工事、これは完了となっておりますが、ここでたいへん申しわけございませんが訂正をしていただきたいと思います。日野市衛生処理場し尿処理施設消化槽の「か」を火事の火になっておりますが、火になっておりますが、化けるという字に直してもらいたいと思います。それから福祉関係でございますが、福祉関係は九件でございまして、地区センターが六件でございます。これもほとんどできておりまして、残っておるのは整地だけです、程久保のほうは。

それから建設部関係でございますが、これは土木の、ほとんど土木も完了しております。この中で一番特に用水の氾濫で非常に皆さん方に御迷惑を掛けました。落川地内の用水路の氾水の板柵の工事が完了しております。それから湯沢川、これは前前御質問がありました百草団地と高幡団地から流れてくる、程久保川に流れ込む湯沢川の改修、これは現在公団の費用で約金額では八百三十五万円でございますが、現在八五％程度終わっております。それからさきほど総務部長のほうから話がありました十二号線、これは四ツ谷の進入路でございます。仲町の元駐在がありますところでございます。これが工事を一部は程久保の改良については建設省と同調しまして工事は完了しております。なお街築工事を今現在行なっておるわけでございます。それから後は橋梁が二つございますが、これは栄町地内に一カ所、それから万願寺に一カ所でございます。それから民生部関係で一番のこれも昨年の風水害で、被害に遭いましたものですが、豊田の用水堰の災害復旧工事でございます。これは平山橋の下でございます。それから平山用水災害復旧工事につきましては滝合橋の

上流約一五〇メートル程度の上流でございます。豊田用水については二百九十五万、平山用水については二百四十四万で現在施工中でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　次に都市計画部長より市政経過報告を求めます。

（都市計画部長登壇）

○都市計画部長（杉本好次郎君）　続いて都市計画部関係申し上げます。

都市計画課、地域地区の改正についてでございますが、これにつきましては昨年開催をしていただきました都市計画審議会の答申に基づきまして、日野の試案、素案を修正したものを東京都知事に提出をいたしました。十二月五日に送付をいたしました。そこで都としては、その後都の調整案、これを作成をしております。二月の十二日にそれぞれ都案が発表になりました。そこで、これらについて意見があった場合には書いてあるとおり、二十八日までに回答をしてほしい、こういうようなことで市といたしましてもさきほど市長報告の中でありました審議会を開催していただきましてそれぞれ答申を得、都にその回答をいたしております。

なお、この中で二つほど事項があるわけですが、地域地区の改正と、これに合わせて高度地区の関係があるわけでございます。その二件を審議会にはそれぞれ諮問をいたしまして、そしてそれぞれの意見がつきまして答申を得ております。この地域地区の改正につきましては三月の二十七日にそれぞれ都からそれぞれ職員が参りまして説明会を第一小の体育館で開催されます。御出席をお願いしたいと思います。

なお、市長報告の中で高度地区の指定について細かくは担当部長よりということになっておりますので、少々細かく御説明をいたします。去る二月の十二日の都の発表によりますと、都は高度地区の指定を、地域地区の指定前六カ月、と申しますとこれは区部のみでありますけれども、一昨年計画をしましたスケジュールによりますと、本年の六月をめどにそれぞれの指定の準備を進める。その前、六カ月、したがって、昨年の十二月にはその実施をする方針で、それぞれ作業を進めておったそうでありますけれども、やや遅れまして、二月の十二日にその都の案が発表になったわけです。そこで区部については四月の上旬にその高度地区の指定をいたしたい。そこでその順序といたしましては、やはり四月の上旬に指定するということになりますと規定によりまして、三月の東京都の都市計画審議会、これに諮問をいたしまして、そしてその諮問の結果指定をする。そこで各市町村でもこれらの区部と同時にそれぞれの市、町でも指定ができ得れば承認の申請を期日までに提出をしなさい、といいますと、やはりさきほど市長報告の中でありましたとおり、この高度地区については、各市町村が指定をするわけです。

指定するについては、知事の承認を得るわけですが、そういう過程を経ます。そこで市といたしましては高度地区の指定をするについては、それぞれ前に発表をいたしましたその、高度地区、これを改めて審議会に諮問を行なって答申を得たもの、これについてさらに市長が検討を行なって、そして、市の案をまとめて、知事に承認を求める前に縦覧に供するということで、三月の一日から十四日間縦覧に供しております。さきほど市長からお話がありましたとおり十四日まで行なっておりますが、今日までにその縦覧をなされた方が十九名おります。したがって、後一週間足らずで締めるわけですが縦覧に供しまして、意見を縦覧中にそれぞれの住民は市長に提出することができるということで進めておりますが、意見書はまだ出ておりません。その縦覧が下りまして意見書が出た場合には意見書の処理を行なってそして市の案をまとめて知事の承認の手続きをして三月の都計審に知事は付議をしてオーケーになりましたら、区部と同時に四月上旬に指定をする、こういうことになります。そこで参考までに申し上げますけれども、その高度地区の指定について、これについて、それぞれ審議会の意見を問うたわけでございますけれども、審議会の意見といたしましては、次のような答申を得ております。諮問の十四号で行なったわけでありますけれども日野市の試案は昨年来、地域住民に十分説明し、意見、要望を取り入れ、日野市都市計画審議会で検討し、作成したものであり、おのおの地域の特殊性、及び状況を十分考慮いたしました。よって日野市案より厳しく規正された部分については再考慮を願いたい、これは地域地区の改正についての答申でございます。いや間違いました。これは日野市長が東京都知事に調整について提出したものでございます。それから高度地区につきましては、次のようなことで答申がなされました。昭和四十八年二月二十日付にて諮問（第十四号）があったことについて、下記のように答申する。諮問案のとおりされるよう答申する。

二点目に入りまして、都市計画法に基づく開発行為でありますが一件ございました。程久保の小宮茂男さんでございます。

次、これに印刷はありませんけれども開発行為違反宅地造成工事の工事停止命令について一件ございます。会社名は三協商事株式会社、場所は三沢の八六八番地、梅ケ丘でございます。規模、高さ五メートルの擁壁の設置ということで二月の二十八日にその停止命令が出ております。

次に区画整理課。平山台の土地区画整理事業の関係について最後のそれぞれの評価委員会をもちまして、印刷されてる議題を検討をいたしました。諮問をいたし検討がなされました。その結果、三については評価指数一個八円とする、というような答申を得ております。借地権の価格割合は五〇％とするということで決定を見、答申がなされました。

次の保留地の処分でありますが、二月一日に行なったのでありますが、一区画を実施をいたしました。

次の工事については一件は完了しておりますが、他の工事はそれぞれ実施を見ております。その中で最終的に仕上げと申しますか、植栽等も行なっております。植栽については、幹線道路に四百四十三本のそれぞれいちょうとか、あるいはかえで等でございます。

次の四番目でございますが、平山台の審議会の開会でございます。二月の二十日に開会をしていただきまして、それぞれ最終的な換地計画について諮問をいたしました。その結果、原案のとおりという答申を得ました。この換地計画と申しますのは、まず換地設計、それから各筆、換地明細、次、各筆、各権利者別清算金明細、保留地その他特別の定めをする、土地の明細、これらの定めをするというようなことが換地設計と換地計画と申しております。

次に神明上の土地区画整理事業でございますが、審議会が三回ほど開催されました。それぞれ区画整理事業について工事関係あるいは事業計画の一部変更、これらの検討がなされました。次に工事関係はそれぞれ完了したものが四件、施行中のものが九件ほどございます。補償関係は記録されてるとおりでございます。

ここでつけ加えておきますが、二・二。四工事、これの事業が始まっております。これは甲州街道のバイパスというような形で東西に八坂神社の南側の今空間地になっております中央に設置するそれぞれの道路でございますが、これと二。二。三、消防署の前を通じて、甲州街道に通ずる道路でございます。これらの中でまだ三件ほど本年度家屋の移転を完了して本年度事業として完了し、三月末、遅れても五月末までには甲州街道に通ずる道路の築造を計画しておりました。移転がちょっと長引きますので、年度内には事業ができそうもございません。つけ加えておきます。

次に四ツ谷下の土地区画整理事業関係でありますが、保留地の処分をいたしました。これも平山台と同様、最後の保留地の処分でございます。八区画、面積といたしましては、記録のとおりでございます。工事関係もそれぞれ最終的な仕上げの工事完了二件、あるいは施行中が四件というふうになっております。補償については、それぞれの件数、記録のとおりでございます。そこで四ツ谷下につきましては、合計七十八棟の家屋の移転、全部完了いたしました。四十七年度全部の事業が完了しませんので四十八年度にまたがります。完了の時期は十月ごろを予定して進めております。以上で終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に福祉事務所長より市政経過報告を求めます。福祉事務所長。

（福祉事務所長登壇）

○福祉事務所長（田中若一君）　福祉関係の御報告をいたします。社会課関係でございます。乳児、ゼロ歳児の医療費の助成制度の実施でございますけれども、十二月議会におきまして、条例を設定をいたしていただきまして、一月一日から事業を始めたというわけでございます。現在の対象はここに書いてございますけれども二千六百八十三名、申請者が千二百六十八名、内訳は国保、組合健保、政府管掌の健保、こういう状況でございます。なお、ここに書いてございませんですが一月の末、三十一日の実績を見ますと、一月診療が五百四十二件、そのうち社会保険、いわゆる組合管掌のほうですが三百二十九件、国保が百四件、政府管掌の保険が百九件、こういうような数字でございます。なお、これらに要しました診療費でございますが、百五十万三千六百四十円と、こういう数字でございます。なお、その医療費を診療件数、いわゆる診療された方で割ってみますと一件が平均二千七百七十四円、とこういう数字が出てございます。なお、さらにそれを御案内のとおり賦課給付、あるいはまた保険対象外、これらを差し引きまして一人当たりの助成額をみたわけでございますが、平均しまして九百九十円約一人千円、こういうような数字でございます。

次が二番目、たかはた台保育所増築工事、さきほど御報告のとおりでございます。

二九ページにめくっていただきまして児童手当支給でございます。これはせんだって二月支給期の状況でございます。次が老人福祉手当支給でございます。これもせんだって秋の九月の議会で条例を御設定いただきました臥床老人、六十五歳以上の臥床老人に対します手当でございます。百三十七名、金額で百二十一万二千円とこういう数字でございます。

次のページで遊び場の設置状況、書いてあるとおりでございます。それから地区センターもさきほど御報告のとおりで、ここにあげましたのは、一応落成式といいますか、簡単な落成式をいたしまして、すでに使用中のものでございます。

次が老人医療費受給者証発行状況でございますが、これも御案内のとおり、国が今年の一月一日から始まりましたので当初混み合いましたですが、現在スムーズに事務がいっております。その数字はここに書いたとおりでございます。

次にめくっていただきまして、三一ページでございますが、福祉課関係でございます。法外援護の支給状況、これは十二月お見舞いをいたしたものでございます。次が心身障害者、児の手当の支給状況、さらに老人健康診査状況、このことについてここに書いてございますとおりでございます。簡単でございますが、以上で終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に教育庶務課長から市政経過報告を求めます。

（教育庶務課長登壇）

○教育庶務課長（落合　豊君）　成人式について御報告申し上げます。詳細はプリントのとおりでございますが、付け加えて申し上げますならば、出席者数が昨年五百八十三名でございますので、約九十名ほどの増になっております。出席率にいたしましても、昨年が二八・三％ということでございますので、約一〇％近くの九％ほどの増ということでございまして、十四、十五と連休だったわりには今年は出席率がよかったということが申せようかと思います。

二番目の青年のつどいにつきましては、成人式の終わった後青年のつどい実行委員会が催したものでございまして、ここに書いてあるとおりでございます。出席者三百二十七名でございました。なお模擬店といたしまして、おでん、おしるこ、サンドイッチ、コーヒー、紅茶等の店が出て好評であったということでございます。以上簡単でございますが、御報告を終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に水道部長より市政経過報告を求めます。

（水道部長登壇）

○水道部長（加藤一男君）　それでは水道部関係の経過を御報告申し上げます。まず水道事業会計予算の執行状況でございますけれども、収益的収入におきまして御覧のとおり予定どおりの執行を見ておると存じます。全体で八〇・五％の執行率を見ております。ただこの中で営業外収入が五〇一・二％という大きな数値を見ておりますけれども、これは利息収入の関係でございます。これから御審議いただく補正予算におきまして補正をお願いしてございますけれども、現時点ではこのような数値を見ております。

それから支出におきましては五四・四％と収入と比較いたしますと低い執行率を占めておりますけれども、これは減価償却並びに起債利子の執行をまだいたしておりませんので、そういう関係からこのような数値を見ておるわけでございます。

それから資本的収入、支出に入らせていただきまして、これも執行率が非常に低いわけでございます。これは工事の発注でございますけれども、これは一部を除きまして、ほとんど発注を終わっておりますけれども、支払い関係が年度末になっております関係から、このような数値を見ておるわけでございます。したがいまして、収入のほうも起債を見込んでおります関係からともに執行率が低いわけでございます。以上が会計の関係でございます。

それから次に有収水量及び調定料金関係でございますが、ここに掲げましたとおりの三カ月間の実績でございます。それから給水工事実施状況、及び修繕工事の状況もここに掲げましたとおりでございます。これは実績でございます。それから最後に建設工事関係でございますけれども二件の契約をいたしたわけでございます。以上、非常に簡単でございますが、水道部関係の報告を終わらせていただきます。

○議長（伊藤　定君）　次に病院事務長より経過報告を求めます。

（病院事務長登壇）

○病院事務長（成井正夫君）　市立病院につきまして御報告をいたします。診療の状況でございますが、そこに十一月十二月分の状況でございますが、十二月の一日当たり入院外来患者数、これらのものがいずれも低下をしておるわけでございますが、これは、これにつきましては例年の傾向でございます。一月につきましてもすでに数字が出ておりますが、これについても低下をいたしております。二月につきましては、さきごろ保険の請求事務も終わったわけでございますが、それらの中では上昇している、例年の傾向になっておるわけでございます。以上で報告を終わります。

○議長（伊藤　定君）　ただいままでの市政経過報告について御質疑はありませんか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　三点質問いたします。民生部関係のこの空き地の草刈りは相当努力をして成績を上げてるわけですが、どうしても残るものがあるわけでして、これに対してやっぱり責任を持ってもらう方法を取らなきゃいけない。また残る状況が放置されることがこれが市民の行政に関する信用を失っておる、ということになるわけですから、かってこれは条例の上程がありました当時、最終的に残るものについては代執行をもって臨むとすら言っておったことがあるんですが、これをどういうふうに処理するか、ということをひとつ伺っておきたい。それから高度制限にかかわりまして恐らく現時点で建物の申告といいますか、例えば中高層建築物指導要綱というふうな要綱に従って、市に事前協議がなされておったものが、つまり停頓するものがあるだろうと思うんですが、それの処理はどうするかということ。それから三番目はこれはこの報告にはないんですけれどもただいま豊田の北口駅前にロータリーの相当な工事が行なわれていて何か噴水でも付けられるような工事が進められておるわけですが、これに関する、これは都に関することではありますが、何ができるのかですね。それからかって指摘したことがあるんですが民間の方で善意の施設の寄贈というようなことはその発想において誠に敬意を表してもいいというふうにも感ぜられますが、その行為とともに何か広告物等がくっついて若干私心がちらつくというようなことではこれは公共の用地の使用に適当でないと思うんで、そういうことがないということで進められておるかどうかですね、その関係をひとつ知っている限りあるいは都に対して調べて報告をしていただきたい。以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　関連ですか。では終わってから。

民生部長、第一点。

○民生部長（松村清栄君）　お答えをいたします。確かにこの雑草地の委託についてですね、この条例が施行される時点においては今議員さんがおっしゃられたとおり代執行が可能であろうとこういうふうな見方でございました。その後、都あるいは自治省からのクレームが付きまして代執行はできないんだとこういうふうな通知を私ども見たことがございます。私どもといたしましては代執行までやるということになりますと市民感情等もございますのでなるたけ話し合いでこれを解決していきたい。毎年未処理というのはだんだん減っていく傾向にありますので、今後は台帳もすっかり完備をしたことでもありますのでなるたけ話し合いで御期待に添うようにしていきたいとこのように考えております。

○議長（伊藤　定君）　次に第三点、建設部長。

○建設部長（中島武男君）　三点目の豊田駅前のロータリーのことだろうと思いますが、この前も申し上げましたようにこの道路は都道一・三・三でありまして、都道の関係で処理しているということは私どももちょっと知っておりません。しかし御指摘のようでございますので都に問い合わせまして、調査をいたしまして報告したいとこういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　二点目、企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　高度制限の主張でございますが、現在予定をある会社が三件ほど持っている。事前協定のまたその下話にきているのがありまして、したがって正式にまだ事前協議に入らないものについて各それぞれの会社に対して二月の中旬だと思いますが、一応実施、意思決定をした時点で今後高度制限についてはかような扱いをするので事前の一カ月前にこれを打ち切りますと、さよう承知してもらいたいとこういう通知はいたしております。その後その会社がさらに進めてくるというのが現在ありますが、ただ一件の問題が勤労者福祉協議会の問題ですが一つあるわけですけれども、これは前々からの、昨年からの引き継ぎでありますので都では別扱いにいたしたいとこのような話をしております。もちろんこれは場所が変わってくるわけですけれども、そういう扱いを昨年の受け継ぎで続いてきているとこういうような扱いをいたしたいというふうなことで、もちろんこれは工業地域でありますから今度変わりましたのでそういう形にするんだということは都のほうと協会との話がそういう手続きになったと。したがってこの問題は前の地域住民の反対がありましてそれぞれについてのその意見に添うようには努力して、まだ全面的ではありません九五％ぐらいはそういう方向に現在いっているということでそれは別扱いに都のほうでもいたすと。その他の一般のことにつきましてはさきほど申したとおり事前に通知をいたしたい。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　民生部長の今の回答ですけれど、これは代執行を私はせよといっているわけじゃないんで、代執行をもって臨むすら言ったんだから要するにこれは当事者の責任ということもありますけども、むしろ火事の危険だとかそういうことがあるんでそういう面から別の何か方法が採れないものだろうかと。本人が雑草の私有財産であるから本人の意向を正さなければ刈れないんだというふうまで確かめられておるんならばそれはまた別でしょう。しかし火災の危険があるからして何とかひとつ御本人でできなければ別の方法ででもやらしていただけませんかというようなことをやっているかどうかですね。またそれぐらいの誠意を持って臨まなければもしかして火事でも起こしたらこれはもうせっかくそういう条例があって、しかもそういう指導といいますか人を指導、指摘を行ないながらしかも市は実施をそれができなかったと、そのために火災が起きたと、その責任はもって市の責任であるというようなことにも論理的にはなりかねない。そういうことをひとつ十分検討してみていただきたい。そうして要するに効果の上がるようにこれは代執行で何か住民を強要するとかそういう態度で臨むべきじゃなくって、やっぱりそういう社会通念の一つの責任といいますか、火災等の原因にならないということの配慮が非常に大切だと思いますから、そういう意味でのひとつ指導、そういうことをひとつ考えて、そして早急に処理されたらいかがでしょうかということを伺っておるわけです。

それから建設部長の答弁についてですが、余り情報は知らないということらしいですね。そうしますとじゃ良く調べてとにかく駅前という一番目立つところですから美化をされたりあるいはそういうあしらいをして施設することはいいことだと思うんです。ただその結果が何となく広告物めいたりしてくるとですね、かえって善意が逆にみられては気の毒ですからしてその辺りを十分市としてのやっぱり意見は言われるべきではないかというふうに伺っておるわけです。

それから企画部長の答弁につきましては読売新聞にたしか三日四日前の日づけで勤労者福祉協会の分譲マンションは位置を変えて建てることになってそして処理がついたというように報道されておりますけどそのとおりであるのかどうか。今ちょっとあなたの回答は必ずしもそこまでいっていないみたいに聞いたんですが。それとですね、あなたは住民の反対とこういう表現をしますけれどもですね、住民の反対とこういう表現をぼくはすべきではない。役所が定めておる方針に従ってもらう。それから住民は決して反対という言い方というよりもむしろ市が定めようとしておる方向に合わせてくれといっているわけですから、当事者が反対というと非常にせっかくの住民の気持が一方的に取られているというふうにも取れますからね。特に相手方もあることですからその辺りをひとつ十分配慮していただく

がいいと思いますし、もう一ぺんどうなっているかを知らしてください。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　住民の要望に応えたと、市のほうは応えたというふうに理解しているわけです。現在のところ換地の交換ですから当然その換地の中に相手方のほうには樹木があるわけです。その樹木の移転ということで要求がもとの相手方にあるわけです。それについては大体のみました。しかし全部その協定がお互いに証書が取り交わしてですねまだそこまでいっていないんで。しかし額についても期間についても了解をしたと。それから換地が相手方あそこは与えるわけですから交換するわけですからそれについても了解していると。全面的にどんぴしゃりというわけではまだいかないということは全部お金の引き渡しが終わってはいないと。額については了解しておるとこういう程度であります。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　教育長の御出席がないようですが、本日私教育長に御質問する用件はないんですけれども議長のほうから教育長の御出席がない旨のお知らせがないようなのでそういう旨でですね、仮に教育長に聞きたいというふうな時にその場にいらっしゃらない時にはもちろん呼んでいただくということですが、普通いらっしゃるのがあたりまえなのに庶務課長の説明でということで通された議長のお考えを若干伺いたいと思います。

それから森田議員の関連質問をするつもりはなかったんですが私は今建設部長のお答えの点についてですね、豊田駅前のロータリーの工事は市長名で東京都建設局の南多摩地方事務所管理課に専門的な用語は分かりませんけれども、申請が出されて市が行なっている工事、ロータリーの中ですね、だというふうに私は聞いているんですけれども今の建設部長のお答えですとそのことを全然分からんと、よく調べるといったようなことですが私の調べた範囲では東京都建設局南多摩地方事務所管理課に市長名という、専門的にどういうことで出ているかは分かりませんけれども出されていると聞いておりますが、その辺いかがでしょう。以上二点です。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　これはいわゆる善意というか寄付しようという方が東京都のほうに申請をするわけです。あの場所が、もちろんこれは道路の一環ですから東京都の道路の所管ということになりますからそれについて市の住民がそういう善意で寄付をするということになりますと、市が副申をするとこういうことが普通行なわれておるわけです。ですからこういう善意でもってこういう工事をしたいということで市長がそれを内容的に、もちろん善意で市民が喜ぶ噴水とかいうものであるならばそのとおりにやるべく申し出のものに添うようにしてもらいたいという程度のものでありまして、市がこれを行なうという性格のものではないわけです。相手はあくまでも東京都でありますから東京都のほうにその善意の、いわゆる寄付する者が市民がそういう要望の時には市長は副申を付ける。そのもののいわゆる善意を受け取るような副申を付けたという程度で、市がこれを行なうために市長がこれをやるということではないわけです。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　そうするとこの件については副申を付けられたということですか。それですとさきほどの答弁が非常に不親切というか、その感じがしませんか、私はたいへんするんですが。同じ市の中であってですね建設部長が知らんと、で私のほうは副申は出してあると、それをだまっていると、いうのは何かですね関連で副申は出してありますと、これ答えたほうが何のことはないような気がするんですがね。親切のような気がするんですがどうですか。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　それは建設部長の答がことばが足りなかったと思うんで、私のほうの所管ではございませんのでその辺はひとつ御勘弁願いたいと思います。ことばの中で建設部長のことばが少し足りなかったと思うんですが。

（笑声）（「休憩だ。」「不親切だよ。」「なっていないよ本当に。」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　それでは私がお答えいたします。私も詳しいことは知りませんけれども……（笑声）詳細な御回答はできないかもしれませんけれども大体今の企画部長が言ったとおりだと思います。これはロータリークラブというクラブが、日野市のロータリークラブというのがロータリーに三百何十万とか詳しい数字は……あるいは違うかもしれませんがかなりのお金を投入してあれをきれいにしたいと、こういうたいへんいいお話であったと私は記憶をしております。これはけっこうじゃないかと。今までロータリークラブというのはどうも……ロータリーの会員さんがおられるとたいへん恐縮ですけれども、今度初めてヒットじゃないかって……（笑声）賞讃したことを覚えているような気がするんですが、お金の使いみちとしてはたいへんいい使いみちじゃないかということで、確かに副申を出したと私も思っております。もちろんその副申書を私が書いてはんこを押したわけじゃございませんから間違いであるかもしれませんが、大体そのとおりではないかと。何かごみを捨てたりタバコの吸いがらを捨てたりする者もあるのでたいへんきたなくなっておると。それをきれいな水を、噴水を上げてあそこら辺をきれいにしたいというお話でございますのでたい

へんけっこうなことじゃないかということで東京都のほうで、市のほうでやはり副申を付けていただいたほうが通りやすいというふうなお話を承った記憶がございます。以上であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　副申書程度のものは市長のところには回ってこないんですか、副申書程度のことは。そうすると市長が知らなくても副申書は付けられるということでありますね、どういうことでも。部課長段階でこれは適当だと思えば間違った副申書でも付いてくるという可能性はありますね、これからは。市長は知らなくってもいいということですね。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　おそらく市長のところへきておるのじゃないかと思います。ただ決裁書類は御存じのとおり膨大でございますのでいちいちどの副申であるかどの副申であるかというふうな記憶を、何月何日にどういう副申書に決裁の印を押したというふうな記憶はなかなかないんですね。多い時には何百件の決裁書類がございますので、いちいちそれを手帳へでも付けておけば別でございますけれども大体見て極、重要なもの、たとえば開発行為に関するものとかそういうものはかなり詳しく部課長を呼んで市民の方々に環境のために、何といいましょうか環境保持のためにまたあるいは他の市民に影響の及ぶものについてはもうそのたびに部課長を呼んでよく調査をし、よく聞いてみなければ決裁印は押しておりませんけれども、まあ余り重要でないというとたいへん語弊があるんですけれども支出命令書のようなものをいちいちその何千何百円なんて見て決裁印は正直なところ押しておりません。まあまず間違いあるまいと、数字がですね。何千何百円まで調べて確信をもって決裁をしておるということはございません。おそらく幾つもの関門を通ってきたことでございましょうから間違いはないであろうということで、別に軽視する意味ではございませんけれども残念ながらそこまで時間が割けないという現状でございます。おそらく副申は出ておると思いますけれども、私は決裁したのだろうと思います。しかし今のところ何月何日のいつごろやったんだといわれても御答弁が申し上げられないということでございます。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　そうすると現実問題として副申が付けられていることは事実のようなんですが、勉強のために伺っておきたいんですがこういうケースの副申というのはどこの部なり課なりでおやりになるのか伺っておきたいと思います。（「ちょっと議長関連」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　私はさきほど建設部長はよく知っているだろうと思って建設部長を確かに名指しをしましたけれども、要するに庁内にその事業を知っているものがあれば当然答弁すべきであってそれをその時には知らんという形で過ごす態度がちょっと納得できない。どっかで必ず副申は副申にせよ起案したところがあるはずですからして、その起案者は知らないはずはないんで、ところがまた建設部長が関係のないはずもない。これを徹底的に明らかにしてください。（笑声）

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後五時四十分　休憩

午後六時十三分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。名古屋議員の質問に対しまして答弁を求めます。助役。

○助役（葛西正彦君）　ただいま森田議員の御質問から関連的に名古屋議員の御質問があった問題につきまして事務的に統一を欠いて不行き届きの答弁をいたしまして冒頭におわび申し上げます。事実関係につきまして私から一言申し上げたいと思います。

駅前の植込みにつきましては都のほうで現実管理をいたしております。そこを利用していろいろ施設があるわけでございます。ただいまお話になりましたロータリークラブの寄贈の噴水につきましては都のほうの御意向もくんでロータリークラブといたしましては都の意向に添った噴水を設置するということで実際仕事にかかったわけでございます。その際工事の業者が現実的にあそこの道路、その他に一時的な使用のために都といたしましては実際そういう私使用をいたしますといろいろな問題がございますので、できれば市の名前によって道路の占用その他をというお話があったもんで、私のほうで市長さんの御指示

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後五時四十分　休憩

午後六時十三分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。名古屋議員の質問に対しまして答弁を求めます。助役。

○助役（葛西正彦君）　ただいま森田議員の御質問から関連的に名古屋議員の御質問があった問題につきまして事務的に統一を欠いて不行き届きの答弁をいたしまして冒頭におわび申し上げます。事実関係につきまして私から一言申し上げたいと思います。

駅前の植込みにつきましては都のほうで現実管理をいたしております。そこを利用していろいろ施設があるわけでございます。ただいまお話になりましたロータリークラブの寄贈の噴水につきましては都のほうの御意向もくんでロータリークラブといたしましては都の意向に添った噴水を設置するということで実際仕事にかかったわけでございます。その際工事の業者が現実的にあそこの道路、その他に一時的な使用のために都といたしましては実際そういう私使用をいたしますといろいろな問題がございますので、できれば市の名前によって道路の占用その他をというお話があったもんで、私のほうで市長さんの御指示

をいただいてそういう立場の協力をいたしたわけでございます。工事が終わりますればこれらの施設に関しましてはロータリークラブのほうで管理いたすそうで、駅前の美観を添えるためにそれらの人の善意が生きるもっともなことだと思いましてお力添えをいたしたのが現況でございます。その点私たちのほうでいろいろ食い違いがございましたことをこの際おわびをいたしたいと思います。なお森田議員さんの御発言の中に、そこにそういう施設をするについてのいろいろ問題があるもんもあるという御指摘もございますのでそれらについては改善に向うように私たちもそれぞれの処置をいたしたいと思いますので御了承いただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　ただいまの御返事は一応了といたします。ただ公共の場所でありますからしてせっかくの善意が何かこの私心がありというふうなことにならないように。つまり現在ボールに刻まれておるような、ああいう名前を表明するような状態が余り著しくないように、そういうことをひとつ十分配慮すべきだろうということの意味の発言の趣旨でありますので、十分ひとつその趣旨を実現の中ではかっていただきたい、実施していただきたいというふうに考えます。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　都市計画部長の説明報告されたものについて質問いたします。二四ページの区画整理課、平山台の土地区画整理評価員会が開催されたということですけれども議題の一、二、三、この三つですね、たとえば路線価指数の変更についてというようなことについてはどういうふうに変更されたのか。あるいはこの二番三番ですね、少しその辺のところを説明を加えていただきたいと。ただ一個八円とするというふうになったということだけでは不十分ではないかというふうに思います。

二つ目は平山台では植栽が今施行中であるということになっておりますし、今後もそういったものが行なわれると思います。神明上、それから四ツ谷下の区画整理事業も遠くない時期に完了するという運びになっておりますけれども、植樹についての計画は全然検討されていないのか、その問題についてはこれまで議会で質問したことがありますけれども、そういったことについての検討、計画というものを全然なされないのかどうか、その辺のところをひとつ質問したいと思います。それから三つ目はこの報告にはありませんけれど、浄化槽の清掃補助について昨年の九月だったと思いますけれど質問した中で、昨年の十二月一日から実施していきたいというような御説明があったわけですね。何か四月から実施するというようなことも聞いておりますけれど、そういう変更をなされた場合はですね、やはり

それなりに議会にそういう説明を行なうということが筋だろうというふうに思います。このままただ延期されたと、あるいは都の補助金の関係があるというようなことだけでは正しくないというふうに思いますので、そこの説明をこの際ちゃんとやっぱり行なっていただきたいと思います。そういうことで三点質問いたします。

○議長（伊藤　定君）　第一点都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　お答えいたします。第一点目の評価員会の件でございますが、路線価指数の変更と申しますと、これは三路線の関係でありますけれどもこの三つの路線の中で線価指数、これらを従前と一部変更をしたいんだと、そういうような諮問を行なったわけです。ここに細かな図面がありませんからここがこうだということの説明は足りませんけれども、一応従前値と最終的なでき上がりのその路線価の指数三路線の変更を行なったと。そこで諮問をして同意を得たと、こういうことでございます。二点目の整理前後の各筆、各権利者別平方メートル当たりの指数についてでありますが、これらについては従前値、あるいは整理前、整理後、これらのそれぞれの筆数、これらについてその指数を諮問したと。筆数につきましては整理前は千八百四十五筆であったと。整理後になりましてからは千四百三十二筆に減っておると、そういうようなことで、それぞれの図面等によりまして説明を行なって同意を得たと。それから三点目につきましては、この評価指数一個の価額についてこれは土地及び土地についての存ずる権利の価額についてでありますが、その中での評価指数一個の価額についてこれは一点というのが多いんですけれども一個という名称を使っております。その評価指数の一個の価額を何ほどにするかと、そういうようなことで種々検討しましたが結果的には一個の価額を八円とするということで諮問をいたし、同意を得たと。

それから借地権者の負担金の割合については価額割合は五〇%にするとこういうふうなことでそれぞれの同意を得たと。そこでこの評価指数の一個の価額を八円とするという基礎ですが、それらをちょっと付け加えないとこの八円という価額が問題であろうと思います。そこでこの評価指数一個の価額算定の説明資料としてはこういう以下申し上げるようなことで検討を加え、て定められたものでございます。整理後の総地積というものがこの平山台には九二五・一二四平方メートルございます。それからそれに伴う総評価指数というものが何個で表われているかは、その個数は九億八千二百三十五万七百七十八個とこういうふうな個数が表われてきたと。そこで整理後の平均平方メートル当たりの指数は千六十一個であると。そこでそういうようなそれぞれの数字が出たと、それで固定資産税の対象地積、これを十カ所ほど抽出をしまして、そこで抽出をしてその面積が八・六

八〇平方メートルの地点であり、十カ所を、それを評価をしたと。その評価については四十六年度の評価額で表わしますと五千三百二十七万二千三百七十円になるんだと。そこで評価額の上昇倍率というものはどの程度倍率をしているかという基礎は一・四倍であるんだと。そこで平方メートル当たりの固定資産税の平均価額、昭和四十七年度においては八千五百九十二円になるんだと。そこで清算金の価格を何ぼにするかという計算をいたしますと、その計算は整理後の平方メートル当たり指数を、平方メートル当たりの固定資産税平均評価額、これを除したと。したがいましてさきほど申し上げた数字にまいりますと千六十一分の八千五百九十二という数字になります。そこでこれらを割りますと八・〇九八という金額になります。そこで九八は捨てて八円というようなことで報告の時には以上のような計算で進めたわけですが、評価指数一個の価額を八円としたと。そこで清算金の徴収、交付の基礎の数字が出たと。これらを評価員の仕事でありますので諮問をいたしまして同意を得たと。そこで八円という数字が定められたわけでございます。それが一点目でありまして、二点目の街路樹の件でございますけれどもこれは平山台の幹線道路には約千本の植樹をいたしたいということで御報告がすでにもう前の議会で報告されておりますが、いろいろと検討を行ないましたところがやはり数字的には千本はとてもあの中には植わらないというようなことが出ました。

二・二・六については都で実施をしております。もうそろそろ完了します。それから日野市の都市計画街路についての幹線道路二路線ですが、これにはやはり五・六百程度しか植わりません。そこでその程度で本年度の事業は終わり。それから四ツ谷下、神明上についてはどうするかと、神明上についてはまだ幹線道路というのはどうするのかという問題はまだ出ておりませんが、四ツ谷下はそろそろ完了いたします。したがいまして二・二・一一のところにはやはり街路樹を植えるという約束をしてありますし、やがては植樹を四十八年度で行ないます。なお排水路等についてもふたをかけたほうがよかろうということでふたを全域にかける。神明上については幹線道路にはやはり植えなければなりませんし事業計画の中でそれぞれの植樹を進めてまいりたいと、こう考えております。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　お答えいたします。浄化槽の問題につきましては昭和四十七年度からいろいろ検討をしてまいりました。昨年の九月に五〇キロの浄化槽専用の処理施設が議会の議決を得たために、市といたしましても将来施設というものが明かるい見通しに立ったという観点から、十二月一月にかけまして早い時期に浄化槽の汚泥の処分運搬についての助成を行なった、そういうことでお話を申し上げたわけでございますが、実はその後いろいろ都との折衝をいたしたわけですが、

この浄化槽につきましては特定交付金という形で現在の交付金と別に、別わくでくるわけです。都といたしましてはたとえば九月とかあるいは六月とか、そういう時点ならば当初予算等もできるという関係で、都の交付金として交付することができますけれども、一月からではこれは特定交付金としては交付されない、することができない、こういうふうな通知をいただいたわけです。そこで現在私どもに東京都から報告されている正規の届け出をするというのが約千三百になろうかと思うんですが、これの場合の無届けの処理施設があるわけです。これを正規の届け出をしたほうが水もきれいになるだろうと、こういうことで一月から三月までの間はＰＲをしてこれらの届け出をさせようと、それで四月一日から新しく始まったほうがよいであろうと、こういうふうな清掃局からの指示もございましたのでうちの予算にも計上してございます。確かに今、板垣議員さんがおっしゃるとおり私どもはうっかりしておりまして、この報告が忘れました。たいへん失礼いたしました。以上です。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二一番（板垣正男君）　民生部長の説明で東京都から特定交付金が交付されないということのようですけれども、たしか質問した時には交付金は、補助金は得られるということの説明があったと思うんですね。よく調べてみたらそうではなかったと、補正は取れないということなのかしりませんけれども、しかしそうであれば即刻十二月議会でも報告できるわけですからいたずらに時期を引き延ばして適当な時期にやるというふうな推測もできないわけではない。やはり議会にはそういう説明した以上はそういうふうな訂正があれば当然そういう報告はしなければいけないんではないか、そういうふうに感じております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　二点お伺いいたします。まず一点は福祉事務所長にゼロ歳児の医療費の助成についてお尋ねいたします。二十六市に先駆けまして日野市が本年より乳児の無料化の制度を実施したことに対しまして、私は理事者の努力、並びに医師会の協力に敬意を表するものであります。ほかの市が最近このような制度を設けようとするところがあるそうでございますが、医師会の強い反対に遭い、現在日野市だけが実施しているように伺いますが、その努力にもかかわらず対象者数が二千六百八十三名、そして申請者数が千二百六十八名ということは半数にも達していないんではないかというふうに私、思われます。したがいましてこれは「広報」という広報紙がございますのでＰＲ不足かあるいはできれば市民課とタイアップし、たとえば今日生まれた子供が名前が付ければすぐあしたにも届けられると、その届けた時点において市民課と協力すれば一〇〇％の加入申請者になるんではないかなというふうに私ど

も考えますが、そういうことができるかどうかをお伺いするわけです。なおかりに申請していなかったらおそらく助成はもらえないというふうに考えますが、その二点について福祉事務所長にお伺いするわけでございます。

それから続きまして総務部長にお伺いいたしますが、消火器の配備でございます。市内に六百本という多数の消火器を配備するそうですが、ある自治会におきましては基本としてブロックのへいでなければ消火器は設置できないというようなことを承って、なかなかブロックのへいのある家も少ないし、またかりにあったとしても車道で歩道がなく、自動車による破損とか、あるいは盗難を非常に恐れる自治会もあるそうですが、その点についてはブロックでなくてもある程度の寛大な気持で木のへいとか、あるいはあき地辺たりに柱でも立ててそこへ置かれるような方法はないものかなということの二つについてお尋ねいたします。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　お答えいたします。普及につきましてはただいま議員さんの御指摘のとおりでございます。したがいまして私どもといたしましても、この仕事の初めに当たりましては該当者に個々に通知をいたしまして、こういう制度が始まりましたと、登録をしたらよろしいだろうと、こういう通知を差し上げたわけでございます。さらに市の窓口

でございますが、格納箱の種類でございますが、へい等に取り付けるものと、それから格納箱へしまう、格納箱を作りますが、これは鉄製です。鉄製でもって足を付けますが場所によっては高さを決めまして一般の道路とかそれから民家の先の空地とかこういうところに足付きのものを立てたいというふうに考えております。できればへいでもって一番交通に支障がないという場所を一番望ましいということは申しておりますが、別にこれにこだわっているものでもございません。

○議長（伊藤　定君）　滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　福祉事務所長の答弁は分かりましたけれども、やはり市民サービスという考え方から一年経てば自然消滅というかその方たちが皆一歳以上になりますからできれば市民課も仕事はたいへんかもしれませんけれども、そのような方法を講じられたいというふうに私どもお願いするんですが、たまたま市民部長もここにおりますので市民部長の御意見なども承っておきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　この制度の発足につきましては市民部の中の国民健康保険と、それから市民課の窓口の新生児の受付がございますけれども、その事務の両面で福祉事務所のほうと緊密な連絡をしまして協力してきているわけでござ

においては市民部との関連の中でそのような対策はいたしますし、一方、広報にも出したわけでございますけれども、今申し上げたように申請主義でございます。したがいましてこれらの基本的な中からこの機を捕えまして心新たにいたしまして、再度市民部と連絡を取りまして、ＰＲについての広報化に当たってまいりたいというふうに考えます。なお参考までにございますけれども二月末の対象者に対しまして登録の数が千三百六十一名と五〇・七％、御指摘のとおり半数とちょっとでございます。さらにくどいようでございますけれどもこれらのＰＲについては努力してまいりたい、かように考えます。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　第二点目の消火器の設置でございますが、これにつきましては消火器に関する設置要綱を設けました。それで設置の方法の基準を一応定めております。それでその設置方法でございますが、道路が交差する街角等で、見やすく容易に使用できる場所と、それから通行その他の障害にならない場所、それから取り付けの位置でございますが、おおむね遮断面より一メーター以上一メータ五〇以下と、それから消火器は格納箱に納めて損傷、盗難の防止をはかるというようなことで一応基準は定めました。それで私ども経費の面もございますのでできればへいというのが一番取り付けやすいし、使用につきましても、観点からも一番好都合であるということ

います。ですから協力というふうな問題もございませんし、十分な協力をしまして福祉事務所長のほうからは事前に市民部のほうには協力の要請がございましたので十分な協力をしてきておりますので、その面からの市民への浸透の不徹底ということはないんじゃないかと思いますが、御指摘になりました普及とかあるいは市の制度に対する理解、市民の理解というものの浸透につきましては市民部自体としましても福祉事務所に協力しまして一層の浸透をはかっていきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤　定君）　滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　私の申し上げるのは必ず日野市に転入とか出生した場合には戸籍というものがあるわけなんで、必ず一回は市民課の窓口を通さなければならないと、そういう考え方からせっかく日野市が二十六市に先駆けてこういうりっぱな制度を市民のためにやったんだからできれば一〇〇％の申請者になってほしいということで終わりにいたします。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　私、二点ほど質問をしたいと思います。まず第一点はただいま滝瀬議員のほうから質問がありました総務部の消火器の問題ですけれども、この面については説明を聞く範囲内ではこれらの管理を自治会にしてもらうとこういう話ですけれども、自治会との話はどういうふうになってい

るのか、ここら辺をもう少し詳しく聞かせてもらいたい。
それから第二点は教育委員会の問題ですけれども、ここで新入学の何て言いますか、受付といいますか、行なわれている、こういうふうに思っておりますが、それに伴いましてその中で身障者がどの程度あるか、その面を御説明願いたい。以上二点。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　消火器の管理でございますが、これにつきましてはさきほども説明をいたしましたが、自治会連合会と十分打ち合わせを持ちました。特にこの消火器の設置につきましては自治会でもできるだけ数多く設置してもらいたいというのが要望でございます。私ども一定の基準がございますので三年間で六百本ということでございますが、できればさきほど滝瀬議員のほうから話がございましたが経費をできるだけ節減して、設置場所によっても若干変わりますので、そういう面も考慮いたしましてできるだけ数を殖したいというふうには考えております。それで先般も連合会のほうでは管理は当然私どもが行なう、受けますと、それで要綱の中にもございますが、定期的な検査これは市と消防署でもって定期的に実施をすると、それから特に自治会にお願いをいたしたいのは故意に消火器を、消火液を出すというような場合がございます。そういう場合がございますので管理面については自治会のほうでも常に使用ができるという状態に監視をしてもらいたいということで特別に自治会といたしましても故障のものをそのまま設置しておくというようなことのないように自治会とも十分私どもも初期消火ということにつきましてもやっていきたい、そういう意味でもって協力をしたいというふうなことでございます。

○議長（伊藤　定君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　新入学児の知能検査につきましては、一般的なものにつきましてはすでに終わっておりますが、知能テスト等によりまして多少の再調査が必要、いわゆる精密調査が必要というものについては専門家に頼んで現在調査中でございます。担当の松本課長が教育長と一緒に都の呼び出しで行っておりまして詳しい数字も持ってございませんので、まことに恐縮でございますが、後日の御報告によって御報告申し上げたいと思いますがよろしくお願いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　第一点についてですけれども消火器の問題ですが、聞くところによると連合会で引き受けると、こういう話なんで、考えてみてもこれはいわゆる住民の安全を守るための設備であるからこれは被害はないということは分かります。しかしながら従来からいわれてきていることでありますけれども、市の行政の一端を自治会に委嘱すると、ましてこのような重要な物品を自治会に管理をさせる、こういうことは問題じゃないか、これは従来も私は再三聞いているんですけれども、ある自治会においては遊び場のいわゆる監視といいますか、さくが壊れたとか、あるいは遊動円木が壊れたと、そういう時にはいちはやくひとつお知らせを願いたいと、この程度の委嘱においてすら自治会としてはそんな責任持てない、お断りいたします、こういう声が出ているわけです。そういう中でこのような重要なものを委嘱責任を持たせるということは問題があるんじゃないか、この点が私は十分自治会との話し合いが付いているのかどうか、こういうことが聞きたいわけです。
それから第二点目ですけれども、担当者がいないさきほど名古屋議員から言われたように、こういう問題があるから出席をしておいていただきたい、こういうことですけれども、内容としては重要な問題で出張していると、こういうことですので後日説明をお願いしたい、こういうことにいたします。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　この消火器につきましては管理ということが出ますけれども、市から自治会に交付するんだと、消火器そのものは自治会に交付いたします。それでその後の故障とか補塡これらにつきましては市が一切持つということです。だから百済議員さんの言われることと私どもの考えていることが違いますので、自治会に交付するんだということが前提でございます。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　これも何ていいますか、反論するわけじゃないんですけれどもね、やはりそういう総務としての考えならばそのような考えをやっぱり付け足してもらわないと、私どもはただすなおに自治会に管理してもらうんだと、こういう話だとやはりそういう私みたいな感じ方になるわけです。ですからそういうところはどういう話し合いになっているのかとこういうふうに聞いているんです。だからそういうところの説明をもう少し、いうならば親切に説明をしてほしい。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって市政経過報告を終わります。
次に日程第二、諸般の報告について事務局長をして報告をいたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　申し上げます。十二月の二十五日以降、三多摩上下水道及び道路建設促進協議会が二回、十一市競輪事業組合議会が一回、地方財政委員会が一回、なお議員研修が一回、つごう五回ほど対外的な行事が持たれております。なお議長の出席分について申し上げますと、二月八日の地方財政委員会が全国都市会館において開催されたわけでございますが、この会議の内容といたしましては委員長のあいさつに続きまして、会務の報告があり、さらに要望事項といたしましては、この地方財政委員会の運動の方針が地方財政対策

それからなお過密過疎地域に対する財政対策、並びに地方公営企業対策という三本の柱を中心に活動を進めてまいったわけでございますが、それぞれの内容について審議をいたしまして、なお地方財政委員会の任期がまいりますのでこれを翌年度に重要案件として繰り越すということを審議いたしまして、会が閉会したわけです。以上簡単でございますけれども。

○議長（伊藤　定君）　次に三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会出席委員より報告を求めます。

（三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会委員登壇）

○三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会委員（板垣正男君）　御報告いたします。一月二十九日第二委員会が開催されました。これは昨年の七月でしたか、総会が持たれて新しい役員が内定したわけですけれども、委員長に内定した東大和市が委員長を引き受けるわけにいかないというようなことがその後生じまして、委員長をはじめとする副委員長をだれに決めるかということがずっと検討されてきたわけです。しかし検討を重ねた結果どうしても委員長を引き受けるわけにはいかないということになりまして、一月二十九日の日に総会を持ち総会でその問題を検討したわけであります。総会で第二委員会を持ちましてそこで検討されたわけです。委員会でも最終的には結論が出ないという中で規約に添って新しい役員が決まらない場合は前任者が引き続き行なうということがございます。その規約に基づきまして前任者が引き続き行なうという結論を得ましてこの委員会は終わったわけです。ですから新しい四十七年度の役員は決まらないままということになっております。簡単でありますけれども以上報告しておきます。

○議長（伊藤　定君）　次に三多摩上下水及び道路建設促進協議会第三委員会出席委員の報告を求めます。

（三多摩上下水及び道路建設促進協議会第三委員会委員登壇）

○三多摩上下水及び道路建設促進協議会第三委員会委員（吉冨繁枝君）　三多摩上下水及び道路建設促進委員会につきましての第三委員会の委員会報告を申し上げます。第三委員会といたしましては四十七年度には三多摩総合道路計画の重要幹線道路の整備拡張をはかることと、区部と三多摩の道路格差を早期是正するということの運動を立てまして、今まで上部官庁と交渉してまいりました結果、四十八年二月十四日国立市役所で委員の方が全員集まりましていろいろの協議をいたしました。東京都から課長が二人見えまして二点の説明がございました。三多摩地区の都市計画街路の方針と四十八年度の三多摩道路の事業計画の二点がある説明されたわけでございます。例年とこれは変わらないけれども重要な方針といたしましては自動車に対する公害から人命を守るということで自転車道路を井の頭公園を中心に造ると、これは三多摩全域について自転車道路のできるところは延ばしていきたい、これは知事及び都の全体のこれは大きな今後の緑を守るということと、人命を守るということのこれは大きな方針で今後これを進めていきたいと、こういうことを都の課長がしきりと言っておりました。それから四十八年度の道路計画事業につきましては各三多摩の発表がございましたけれども、日野市に関してのことは、高幡橋の道路のことが発表がございました。細部につきましては、各市町村にもう連絡済みということで、報告がなされたわけでございます。その後におきまして、これに関するもろもろの討議がなされまして、今後三多摩地区の道路については、できるだけ早い時点で道路の舗装をやっていきたい、そういうことで会を閉じた次第でございます。以上報告終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に十一市競輪事業組合出席議員より報告を求めます。

（東京都十一市競輪事業組合議会議員登壇）

○東京都十一市競輪事業組合議会議員（杉山寅三郎君）　御指名によりまして、東京都十一市並びに四市競艇事業組合の経過報告をさせていただきます。

去る三月七日四十八年度第一回の東京都十一市並びに四市の競艇組合議会が開かれました。議題を追って御説明させていただきます。まず十一市のほうにつきましては、組合職員の定数条例の一部改正が管理者から説明がありました。その内容につきましては、十二月の議会で御報告申し上げたと思うんですけれども、江戸川の競艇が東京都で廃止になりましたので、その後がまというような形で十一市がこれを継承して事業を進めていく、という中で、その江戸川の競艇の職員が一時十一市の職員の中に暫定的に編入されておりました中で、江戸川の競艇が四月の一日から独立して発足いたしますので、それを除いて元の十一市の職員定数に帰ったというようなことが一つでございます。なお、江戸川競艇は六市の組合がこれを施行していくということで、一組合一事業という原則がございますので十一市がこれをやるわけにいきませんので、十一市の中の六市が江戸川の競艇を四月一日から担当していく、こういう内容でございます。

次は十一市競輪事業組合職員の職務に専念する義務の特例といいますけれども、内容といたしましては、いわゆる職員団体の活動だとか、あるいは研修だとか、そういう場合にはその専従の特例から除かれる、というような内容でございます。。

次に東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の名称変更及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更でございますけれども、これはその中のメンバーであります北多摩昭和病院組合が昭和病院と名称を変えたということでここで改正をしたい、こういうことでございます。

それから東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例でございますけれども、これは一般人事院の勧告によって改正をしたい。したがって調布で施行されている給与基準といいますか、それに添って十一市のほうも改正していきたい。内容は配偶者の今まで二千五百円を三千円にするとか、あるいは扶養手当の千五百円を二千円にするとか、という内容でございます。

次に四十七年度の一般会計補正予算が上程されましたので、その結果を内容を御報告させていただきたいと思います。まず一月の二十九日に所定の六十日間の開催が全部終了いたしましたので、四十七年度の最終的な数字になろうかと思いますけれども大きいところで申し上げますと、入場料の収入が六千百四十四万九千円、勝車投票券、いわゆる車券でございますけれども、これが二百十三億一千九百八十一万五千円と四十六年度から比較いたしますと五千万円増、一日の売り上げが三億五千五百万程度でございます。それから一番関心がありますす配分金のことでございますけれども、二十三億四千四百五十万円が、これが大体配分金の補正の予算が計上されております。

それから続いて四十八年度の一般会計の予算が上程されましたので、内容を簡単に申し上げてまいります。入場料収入が大体去年と四十七年とおんなじで五千五百五十万円、それから勝車投票券発売収入、これが百九十億、後、その他繰越金、諸収入等がございますが、四十八年度の予算の概要としましては、収入が百九十億八千九百万円というような形が計上されております。それから、今年はこの前申し上げましたとおり、配分金の改定の年でございますので、非常に関心事のあることでございますが、各市でいろいろ問題ございまして、まだいわゆる意見調整ができない点もございますので、若干雑談的には報告があったようでございますけれども最終的なものは、まだもう少し煮詰めてからということで本議会の中では御提案というか、各市に持ち帰る状態になろうかと思いますのでその時はまたよろしくお願いしたいと思います。

次、四市のほうでございますけれども、内容といたしましてはさきほど申し上げた公平委員会の共同設置とか名称の変更ということと、それから四十七年度の補正予算、並びに四十八年度の一般会計の予算についての上程でございます。補正予算の内容でございますけれども最終的には入場料の収入が百七十四万四千円、大体一日平均が三十八万七千二百円ぐらいのことになろうかと思います。それから今申し上げた勝艇投票券の発売収入、これが四十二億一千七百四十二万二千円、一日平均が一億七千五百七十二万五千円というような形での説明もございました。それから後は四十八年度の四市競艇事業組合一般会計でございます。歳入につきましては、入場料が千二百四十八万四千円それから勝艇投票券の発売収入、これが三十八億六千八百八十万円というような内容の説明その他がございましたので一応若

干のやり取りがございましたけれども原案を認定して終わった次第でございます。ずさんな御説明で申し訳なかったと思いますけれどもこの辺で報告を終わらせていただきます。

○議長（伊藤　定君）　ただいままでの報告に御質疑はありませんか。なければこれをもって報告を終わります。

本日の日程は終わりました。本日はこれにて散会いたします。

午後七時五分　散会

三月十二日　月曜日　（第三日）

昭和四十八年
第一回定例会

日野市議会会議録

第三号

三月十二日月曜日（第三日）

出席議員（二十九名）

一番　鈴木美奈子君
二番　板垣正男君
三番　市川芳太郎君
四番　秦正一君
五番　滝瀬敏朗君
六番　池田重太郎君
七番　林重義君
八番　谷栄吉君
九番　百済勇君
十番　米沢照男君
十一番　西沢保君
十二番　大柄保君
十三番　岩沢哲夫君
十四番　伊藤松之輔君
十五番　剣持佐吉君
十六番　杉山寅三郎君
十七番　名古屋史郎君
十九番　大下博君
二十番　森田喜美男君
二十一番　高橋通夫君
二十二番　滝瀬政吉君
二十三番　日野源作君
二十四番　杉山亘君
二十五番　伊藤定君
二十六番　吉冨繁枝君
二十七番　清水芳雄君
二十八番　佐々木昭雄君
二十九番　正国務君
三十番　浦重春君

欠席議員（一名）

十八番　石川佐太郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君	
助役	葛西正彦君	
収入役	市川晴夫君	
総務部長	遠藤政之君	
市民部長	赤松行雄君	
民生部長	松村清栄君	
建設部長	中島武男君	
都市計画部長	杉本好次郎君	
水道部長	加藤一男君	
福祉事務所長	田中若一君	
病院事務長	成井正夫君	
秘書課長	佐藤智春君	
教育長	永野林弘君	
教育庶務課長	落合豊君	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君	
書記	朝倉敏夫君	
書記	武居一茂君	
書記	川上輝子君	
書記	梁海弘子君	
書記補	安原清美君	

昭和四十八年三月十二日（月）
午後一時開議

一、請願第三二号　市内の自然環境確保に関する請願（総務委員会審査報告）
二、請願第四〇号　第二日野万地区への地区センター建設に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
三、請願第四三号　豊田団地地域への地区センター建設に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
四、請願第四六号　老人問題に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
五、請願第四九号　宮クラブ改築に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
六、請願第五六号　幼児教室存続に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
七、請願第　一号　高幡台団地内に幼児教室のための施設提供に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
八、請願第一七号　日野市衛生処理場からの悪臭に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
九、請願第三五号　市道九号線舗装に関する請願（産業建設委員会審査報告）
一〇、請願第二一号　万願寺土地区画整理事業から中万願自治会地区除外に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
一一、請願第二八号　住宅街を縦断する無計画道路日野一、三、四号線建設反対に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
一二、請願第六号の三　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
一三、請願第二四号　浄化施設の維持管理に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
一四、請願第六号の四　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（交通対策委員会審査報告）
一五、　常任委員会委員の選任について
一六、　特別委員会設置及び委員の選任について

追加日程

一、　多摩川架橋対策特別委員会の中間報告

本日の会議に付した事件

日程第一から日程第一四、　及び追加日程一まで

午後一時十一分開議

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十六名であります。

これより請願第三二号、市内の自然環境確保に関する陳情の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　総務委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢　保君）　ただいま議題となっております請願三二号でございますが、これは市内の緑地が減少の一途をたどってる中で残された自然を何とか守っていただきたいということから三項目にわたって請願されたわけですが、その中の第一項の委員会に付託されました当時ございました第一項の農林省蚕糸試験場日野桑園、及び淡水区水産研究所跡地利用の件については全文取り下げてくれという請願者からの申し出がございまして、第二項第三項の市内全域の緑地調査の件と日野緑地の完全管理実現に関する件というこの二つを審議したわけですが、委員会としましては急務でもあり、かつ重要なものであるという観点の中から全会一致で承認してございます。

以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり、第一項を取り下げ、二項、三項を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三二号、市内の自然環境確保に関する陳情の件は、委員長報告のとおり第一項を取り下げ、二項、三項、採択と決しました。

これより請願第四〇号、第二日野万地区への地区センター建設に関する請願を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　御指名いただきましたので御報告申し上げます。当請願につきましては、趣旨に基づきまして、あらゆる角度から審議をいたし、また現地の調査を行ないました。現地は高圧線下の近くに位置しておりまして

建ぺい率の問題等もありましたが、なおまた隣接の、既設センターとの距離等、多少考慮されましたが文化的活動に使用する場合もなかなか活発な面が見受けられ、特に子供会の使用も相当数ございました。現在使用している集会場は、軟弱なブロック造りでございまして、戦後のことでございまして、非常にもろい状態のブロック造りでございました。これ以上の使用では非常に危険もあるだろう、こういう中で当委員会全員一致で採択した次第です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四〇号第二日野万地区への地区センター建設に関する請願は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四三号、豊田団地地域への地区センター建設に関する陳情を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　当請願につきまして、四〇号請願と現地視察を同日に行ないました。土地の問題等、所有者との話し合いもとについておるという中で使用可能でございました。難点はございませんでしたが、土地がやや狭小でありましたが二カ所ほど提供してございます土地がございまして、その二カ所を視察したわけでございますが、小地区センター建設には支障はない模様でございました。なお、隣接の地区センターとの距離等もやはり難点がございましたが、非常に活発な使用の予定表等もございました中で、絶えず使用時間がかち合ってしまうという中でやはり採択したほうがよろしいのではなかろうか、こういう中で全員一致でやはり採択した次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　この請願四三号については二カ所という案が出てるようでございますが、これは民有地ですか。あるいは市有地ですか。その点をお伺いいたします。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　御指摘の件でございますが民有地でございます。と同時にこれは平山地区の共有になってる土地でございまして、共有者の方々の同意が得られたということで了承した次第でございます。

○二十二番（滝瀬政吉君）　関連しますが、さきほどの四〇号については恐らく民地だろうというふうに思われますけれども、やはり私も十二月にはいろいろ意見を述べまして、希望意見ですが、例えば新しく地区センターというかクラブを今度地区センターでできれば今度建てる、また貸しというようなこともありますし、やっぱり四〇号については、私も地主との話し合いもないような報告でございますが、今後その建物を建てるについては、やはり市側のほうもやはり地主と話し合ってそこを払い下げてもらうか、あるいは払い下げるというか市が買い取るか、というふうな方法もよろしいのではないかなあ、というふうに思われますので、今後いろいろまだ改造したいような自治会もあると思われるので、地主とすればやっぱり多少なりとも売ったほうがいいという考えもお持ちのようですし、固定資産税も年々上がるし、今年からまた上がるような折からそういう検討を私はなさったほうがいいのではないかと思います。

○議長（伊藤　定君）　今の件につきまして、市側で研究善処してください。

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四六号老人問題に関する請願を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　御報告申し上げます。本請願につきまして、項目的に申し上げますと、六十五歳以上の医療費の無料化は四十八年度より都の実施が予定されておりまして、二につきましては、老人対象家庭に電話器の設置でございますが、市としては三年計画で設置したいと財政当局に要望しておるのが現況でございます。なお、三につきまして、補聴器についてはまだ考慮してはおりませんでしたが、心身障害者には貸し出し制度もございました。また四につきましては、ホームヘルパーを三年計画で設置する意向も出ておりますので努力目標として方向を示すためにも全員一致で採択した次第で

ございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四六号老人問題に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四九号宮クラブ改築に関する請願を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　文教厚生委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　御報告申し上げます。本請願につきまして趣旨にもございましたとおり、現地を調査の結果、非常に老朽家屋でありまして、修復に修復を重ねた跡も見受けられました。また世帯数も建設当時のすでにもう十数倍に人口もふくれ上がっておりまして、使用面でも一度にできるものを二度、三度と会合するような状態である、ということも見受けられました。これも審査の結果全員一致で採択した次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。杉山亘君。

○二十四番（杉山　亘君）　このクラブは古いということで、恐らく地区センターではなくて、自治会の所有かなんかになっておると思いますけれども、そういうものを修理する、あるいは増改築するというような時に土地があれば地区センターができるような状態なので、できるだけ市でそういうものの増改築は今後見ていただきたい、これを要望しておきます。

○議長（伊藤　定君）　市において研究してください。

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四九号宮クラブ改築に関する請願は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五六号幼児教室存続の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　文教厚生委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　この請願は請願第一二号との関連の請願でありまして、去る四十七年十月十八日に正副委員長及び事務局ともども日本住宅公団東京支所管理部の部長さんと、業務課長さんと対談の中でも要望し、なお、市部局の数度にわたる接衝の結果、最も適当の場所の目安もつきまして委員会の現地視察も行ないました。種々審議いたしました結果、土地が約九百七十七平米、どうやらこの請願要旨に添えるのでございまして全員一致で採択した次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六号、幼児教室存続の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一一号高幡台団地内に幼児教室のための施設提供の件を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六号、幼児教室存続の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一一号高幡台団地内に幼児教室のための施設提供の件を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一号高幡台団地内に幼児教室のための施設提供の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一二号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一二号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一三号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一三号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一四号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一四号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一五号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一五号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一六号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一六号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一七号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一七号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一八号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一八号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一九号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一九号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二〇号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二〇号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二一号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二一号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二二号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二二号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二三号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二三号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二四号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二四号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二五号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二五号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二六号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二六号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二七号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二七号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二八号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二八号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二九号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二九号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三〇号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三〇号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三一号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三一号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三二号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三二号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三三号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三三号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三四号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三四号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三五号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三五号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三六号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三六号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三七号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三七号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三八号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三八号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三九号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三九号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四〇号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四〇号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四一号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四一号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四二号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四二号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四三号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四三号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四四号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四四号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四五号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四五号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四六号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四六号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四七号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四七号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四八号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四八号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四九号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四九号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五〇号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五〇号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五一号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五一号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五二号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五三号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五三号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五四号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五四号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五五号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五五号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五六号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五七号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五八号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五八号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五九号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五九号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六〇号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六〇号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六一号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六一号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六二号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六二号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六三号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六三号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六四号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六四号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六五号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六五号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六六号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六六号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六七号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六七号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六八号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六八号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六九号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六九号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第七〇号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第七〇号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第七一号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第七一号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第七二号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第七二号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第七三号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第七三号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第七四号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第七四号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第七五号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第七五号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第七六号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第七六号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第七七号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第七七号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第七八号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第七八号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第七九号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第七九号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第八〇号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第八〇号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第八一号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第八一号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第八二号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第八二号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第八三号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第八三号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第八四号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第八四号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第八五号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第八五号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第八六号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第八六号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第八七号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第八七号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第八八号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第八八号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第八九号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第八九号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第九〇号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第九〇号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第九一号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第九一号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第九二号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第九二号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第九三号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第九三号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第九四号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第九四号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第九五号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第九五号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第九六号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第九六号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第九七号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第九七号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第九八号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第九八号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第九九号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第九九号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一〇〇号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一〇〇号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一〇一号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一〇一号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一〇二号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一〇二号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一〇三号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一〇三号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一〇四号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一〇四号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一〇五号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一〇五号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一〇六号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一〇六号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一〇七号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一〇七号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一〇八号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一〇八号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一〇九号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一〇九号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一一〇号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一〇号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一一一号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一一号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一一二号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一二号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一一三号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一三号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一一四号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一四号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一一五号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一五号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一一六号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一六号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一一七号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一七号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一一八号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一八号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一一九号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一九号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一二〇号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一二〇号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一二一号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一二一号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一二二号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一二二号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一二三号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一二三号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一二四号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一二四号との関連の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一二五号との関連の請願を議題といたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと

ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一号高幡台団地内に幼児教室のための施設提供の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第一七号日野市衛生処理場からの悪臭の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　御報告申し上げます。当請願につきまして市のほうの態度等も考慮いたしましてさっそく市側の機械の導入に基づきまして、新しく入れたこの機械は高温蒸気を使用いたしまして、その中をにおいを通して臭気を消滅させると、このような設備の整った状態で現地視察も行ない、またその後においてにおいの流れをみますと、地区にも委員長個人としても視察、または聴取を行ないましてたいへんにおいも薄くなっておるというような現況でございます。なおこのにおいがはたしてこの処理場から出るにおいか、またほかから流れ込むにおいかは判別しがたい状態の、やや少なめのにおいは多少残っておりますが、一応当局の英断によりまして、基づく機械の設備に対しやはりよろしいのではなかろうかということで全員一致で採択した次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一七号日野市衛生処理場からの悪臭の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三五号市道九号線舗装に関する請願を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　産業建設委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　産業建設委員長の審査報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（吉富繁枝君）　請願第三五号市道九号線舗装に関する請願の産業建設委員会の審査報告を申し上げます。この件につきましては一月二十六日委員会で現地の視察をいたしました。これは百草園の向こうの越しまして、山の向こうの落ち込みになっている倉沢地区でございます。これは日野市でも昔から暗いということで誠に不便な地区でございます。そこのところが百草団地ができまして、その先が非常に大きな道路ができたりこの地区だけが落ち込みの地区で自動車もなかなか通るのにたいへんだということで難行してやっとその地区についたというようなところで、委員会といたしましてはこういう地区が今ごろ舗装してないということが非常におかしいと。早急に舗装するということで満場一致で採択した次第でございます。以上をもちまして産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三五号市道九号線舗装に関する請願は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二一号万願寺土地区画整理事業から中万願自治会地区除外に関する請願を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　都市計画水道委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

（都市計画水道委員長登壇）

○都市計画水道委員長（板垣正男君）　御報告申し上げます。請願第二一号は議会に請願されてからすでに三年を迎えております。この間都市計画水道委員会で審議を重ねてきましたけれど、先の委員会で委員全員一致で採択に決定したものであります。請願内容はこの中万願自治会地区は分譲住宅でありまして、区画もされ、道路もできておるということから区画整理の必要がないのではないかということから区画整理事業から除外してほしいと、そういう趣旨の請願であります。現在市が進めております万願寺土地区画整理事業は現在二分割されて事業が進められております。現在進められております事業からは事実上除外されているということからみましてもこの請願の趣旨にはそっているということも言えると思います。もう一つは議会での継続をいつまでも引き延ばすということもやはりよろしいということではないと、良くないんではないかというような意見もございまして、今時点ではやはり住民の立場に立って採択

し、今後何か問題が生じた場合、その時点であらためて住民との協議をすることも必要ではないかというようなことから各委員意見一致いたしまして採択した次第であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択と決しました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二八号住宅街を縦断する無計画道路日野一、三、四号線建設反対に関する請願を議題といたします。本件に関する委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二一号万願寺土地区画整理事業から中万願自治会地区除外に関する請願は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二八号住宅街を縦断する無計画道路日野一、三、四号線建設反対に関する請願を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　都市計画水道委員会請願審査報告書を朗読。

（都市計画水道委員長登壇）

○都市計画水道委員長（板垣正男君）　御報告いたします。請願第六号の三、公共住宅団地の生活環境整備に関する請願。この中での請願項目は一・三・二バイパス建設を変更してくれと、そういう請願であります。多摩平に建設途上になっております。一・三・二バイパスの建設変更の請願であります。付帯意見として「関係機関と住民参加の協議会を作り、道路構造について合意への努力をされたい。」という付帯意見を付けましたけれども、今日道路建設で都内はもちろんですけれど、全国的にもいろいろ住民との間で問題を生じております。これは言うまでもなく交通公害や、あるいは交通事故、自動車の激増によって生じるいろんな災害から住民が自分たちの生活環境を守るというような立場からのものでありましょう。この計画も十数年前に計画は立てられたものでしょうけれど、十数年前に立てられた計画そのものが今日それが実行されようとする。しかし周囲の環境や住民の問題意識というのは非常に変わってきているわけです。ですから十年前に立てた計画をそのまま今日当てはめるということにいろんな問題を生じる。あるいは無理があるということも合点のいくところであります。昨年この請願が出されてきてから具体的な解決策というものが委員会の中に見いだすことができなかったわけですけれど、いたずらに請願を引き延すということも決して特策ではないし、一方では事業が進行するという中で住民との対立が生じたまま事業を進めるということは決して特策ではないという意見、そういうようなことから数次にわたる審査経過を経ましてここに述べました付帯意見を付けて採択した次第であります。特に関係機関と住民参加の協議会を作って今後協議を進めると。住民との合意になお一層努力することを委員会としても強く要望する次第であります。以上審査報告を申し上げます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なけれ

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六号の三、公共住宅団地の生活環境整備に関する請願は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二四号浄化施設の維持管理に関する請願を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　都市計画水道委員長の審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

（都市計画水道委員長登壇）

○都市計画水道委員長（板垣正男君）　御報告申し上げます。請願第二四号浄化施設の維持管理に関する請願であります。この請願は昨年の九月議会に提出されたものであります。これまで報告した請願審査も同じでありますけれども、現地視察等を行ない、委員会で審査を重ねた結果採択に決定したのであります。この請願は宅造地域の処理施設の維持管理に関する問題であります。開発企業と市との協定では処理施設は開発企業が維持管理するという協定、約束になっておりますけれど、それが正しく今日まで実行されていないというところからこの問題が生じております。したがって市側の企業に対する監督指導というものの甘さがやはり一つの問題として指摘されなければならないと思います。それからこういう問題が生じた一方ではやはり市の下水道計画の立ち遅れ、市民要望に追いつかない計画の立ち遅れがやはりあるのではないかと。下水道計画は今後市政遂行上の上で大きな課題の一つになっておりますけれど、それらの立ち遅れから生じた問題の一つであるというふうに判断されます。これまで住宅の、あるいは自治会と申しますか、公団になりますけれど、そういった処理施設を市が引き継いで維持管理しているという前例があることや、今後下水道計画を進めるに当たってこれらの処理施設をどう維持管理していくかと。そういった課題等をこの問題を契機にやはり市のほうでも積極的な課題を解決するという姿勢を望みたいのであります。特に付帯意見というものをつけなかったのでありますけれど、これらの問題を契機に下水道計画の積極的な施策が示されることを、委員会としても強く要望するという意見は、各委員一致して出されたところであります。今後処理施設がどのように維持管理されるか、故障しているものを修理し、正常な運転稼動できるようにするか、あるいはほかの目的に変更するか、それは今後の課題の一つでありましょうけれど、委員会としては請願の趣旨を採択して執行機関に送付するということに決定したのであります。皆さんの御審議をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二四号浄化施設の維持管理に関する請願は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六号の四公共住宅団地の生活環境整備に関する請願の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　交通対策特別委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　交通対策特別委員長の審査報告を求めます。

（交通対策特別委員長登壇）

○交通対策特別委員長（森田喜美男君）　交通対策特別委員会の審査内容と結果を御報告いたします。昨年の第一回定例会におきまして交通関係の問題点を審査いたします交通対策特別委員会の発足をみたところでございますが、委員会はその一年の間に十一回の会を開きまして、付託されております市内の交通対策の問題、特に市民の輸送増強といいますか、市民生活の利便の打開の問題、それから各駅の駅前広場等の交通促進の問題、それから踏切等が交通の隘路になっておりますので、それの打開をいかにすることが望ましいかというようなことにつきまして真剣な調査を行なってまいりました。結論といたしましてまずこの国道二十号線、甲州街道の車の渋滞を打開するには日野橋ロータリーを立体化することということがもっとも望ましいと。それから高幡の近くの京王線の踏切がありますがあの場所が京王電車におきまして操車場が設けられるとそのためにあかずの踏切になりかねないということが予測されますので、この場所につきましても立体化が望ましいと。それから二・二・六の都道でございますが、これは都関係に調査をいたしましたところ五十年の年度末までには中央線を跨線に、またがりまして、それから平山橋を拡幅し、京王電鉄を立体交差し、そうして高幡街道に到達するという目途が立っております。まあ主要な条件といたしましてこれらの促進がもっとも望ましいということで、かって報告もいたしましたとおり議長を通じてこの日野橋ロータリーに関する部分につきましては立川市議会にも働きかけま

して、そしてできれば共同議決の形をもって当局にお願いをしたいということを今手続き中でございます。たまたまこの特別委員会に市民から出されました請願が付託されたわけでありますが、それは市内循環バスを早く通してほしいという趣旨の請願でございます。これはすでに市の基本構想の中にも明らかに計画されておりましていずれはやらなきゃならない大切な問題でございますが、とにかくその前提条件がいろいろあるわけでございまして、まず第一にはその道路が整わなければなりません。そこであるいは循環バスを通しましても本当に市民の利便にうまくやれるかどうかということもあります。また経営をどういうふうに行なうかということもあるわけでございます。一挙に万全といいますか完全な方法も取りがたいと思いますからして、逐次条件の整うに連れまして部分的でも、完全循環ではなくてもとにかく交通機関を市民の利便のために整えていくということが大切であるということの意見の一致をみておるわけでございます。したがいましてまず二・二・六の路線が整備されましたならば、ある部分にはこの循環バスの運行が可能になるということも見通せますので、この際委員会といたしましてはこの前提となります実現のために必要な諸条件をそれぞれ解決をはかりまして、市民の利便のために一日も早く運行が実現するようにということの意見を付しまして全会一致をもって採択といたしました。以上のとおり委員会の審査を御報告いたしまして本会議の御審議にお願いをする次第でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六号の四公共住宅団地の生活環境整備に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時　二分　休憩

午後四時十五分　再会

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。ただいま多摩川架橋特別委員長より中間報告の申し出がありますので日程に追加し、中間報告を議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、日程に追加し議題とすることに決しました。委員長の中間報告を求めます。

（多摩川架橋特別副委員長登壇）

○多摩川架橋特別副委員長（岩沢哲夫君）　多摩川架橋特別委員会の審査報告でございますけれども、委員長やむを得ず事情がございましてお帰りになりましたので副委員長のほうから代わって御報告申し上げます。去る二月の二十八日に建設省へ行って、立川のロータリーのその後の状況がどうであろうかということを確認の意味をもちまして正副委員長で建設省へ参ったのでございますが、したがって建設省の道路局国道第一課課長補佐の杉山好信さん、この方にお会いしまして立川ロータリーのことについて建設省としてどういうお考えであられるか、立体化のことが進んでおられるかどうかお伺いしたところが、立体化は考えておらないと、こういうはっきりした御回答なんで、それはどういうわけかということをお尋ねしましたところが、費用の面からしても技術的に建設に際して交通が非常にあのような状態であるのでこれをほかに交通を迂回させて、自動車を迂回させてあれを工事するということも当然不可能であるので建設省としては未だにそれをロータリーを立体化にすることは考えておらない、こういう意味でございます。それではそれでは一・三・一号の線についてはどういうお考えであられるかということをお伺いしたんですが、これは当然やらなきゃならないんだと、しかしこれは建設省が率先して用地の買収をやるということは非常にむずかしいんで、したがって都のほうで先行取得をしていただくか、あるいは日野市のほうで関係地区の方々の市としての御協力をいただいてそれで進めていただければ建設省としましてはなるべく早く一・三・一号線を造って、そして交通の緩和をはかりたいと、こういうことでありますす。したがって多摩川にも架橋しなきゃなりませんけれども、架橋は道路の交渉取得ができまして待たないで架橋だけ先におやりになるんですかと、お聞きしたところが、これは橋だけ先に架けるわけにいかないんだと、橋を架けても後の道路のほうが見通しがつかなければせっかく膨大な予算を使って橋を架けたところでこれはむだになってしまうんだと、したがって道路の取得ができると同時に橋を架けることに着工したいと、こういうことを言われましたので、ぜひその点はまた建設省のほうからも都のほうに働きをかけていただくし、また日野市としましても市のほうでそのような運びに御協力いただけるようにやっていって一日も早く予定の一・三・一号線が利用できるようにしていただきたいということを特にお願いをいたしまして帰ってまいったわけでございます。まことに不慣れな御報告で恐縮でございますが以上のようなことで御報告を終わらせていただきます。

○議長（伊藤　定君）　中間報告を終わります。休憩中議会運営委員会が開かれましたので委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　ただいまの報告について、多摩川架橋の委員長さんのお話と同時にさきほど交通対策委員会の報告もあるし、それでまた請願六号の三でございますか、一。三。一のいわゆる多摩平を通る道路については委員会としては採択したんだと、請願を受理したというような形なんだけれども、そこら辺たりになりますといろいろ片方では議会で議決していながら、多摩川架橋のほうの話になると一。三。一はやるんだと、あるいは交通対策については日野橋のロータリーについてはやるんだと、そういうような非常に都市計画水道委員会、あるいは交通対策委員会そして多摩川架橋委員会ではまちまちな意見だというふうに私ども取られるんで、さきほどの請願六号の三ですか、については幅をもたせてやはり一。三。一はやるんだけれども、住民との話し合いをよくしろというような私、意見に取られるんですが、その点はやっぱり議会としても方向を一致づけしなければまずいというふうに思われるんです。たとえば交通対策委員会は日野橋のロータリーのほうをやるべきである、また多摩川架橋では建設省に行ったけれどもそれは無理だというようなお話もあるので、ひとつその点は議長のほうにおいて一。三。一も含めて今後検討していただくようにお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　分かりました。休憩中議会運営委員会が開かれましたので委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（剣持佐吉君）　休憩中に代表者会議を開きまして、引き続いて議会運営委員会を開いたわけでございますが、その時に日程変更の件もございますので、その時話し合いまして確認をしたことについて報告をいたします。一つは各種委員及び役員の一年交代を確認すること。二、委員の数の割り当ては各会派の持ち数内で調整する。それから三、正副委員長のポストは各会派の持ち数内で調整をする。四つ目研修、議員の研修の結果報告は文書で行なう。五、交通対策特別委員会と多摩川架橋対策特別委員会を廃止し、新たに交通多摩川対策特別委員会と、日野平山城址公園駅対策特別委員会を設置する。七番目、各種委員及び役員の内定に要する期間は三月十六日午後一時までとする。以上のとおりでございます。報告終わります。

○議長（伊藤　定君）　委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　今、委員長の報告の中で特別委員会の構成の中で日野駅の問題については過去二回の全協の中でもそれぞれ話し合いましたけれども、今何か聞くところによると平山の駅の問題も入ってくるけど、そういう話は全然今までなかったわけでして急に出てきたような問題だと思うんですが、どういう理由で挙げてきたのか、あるいはどういう内容なのか、もう少し聞かせてもらいたいというような気がいたします。（「「そのとおり」と呼ぶ者あり）　私のような頭にも分かるようにひとつ説明していただきたい、そういうふうに思います。

○議長（伊藤　定君）　委員長報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（剣持佐吉君）　平山城址公園の移転の問題が政治的な問題といいますか、かなり大きな問題に飛躍しているようであります。それに対して今、特別対策委員会を設置して専門的に対処したほうが適当であろうという見解からそういう結論が出たわけであります。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　それはあれですか。議運の中で作られたのか、全然今まで話になかったわけですよね。今剣持さんの言われるとおり何か政治的に移転がどうのという。移転の場所はすでに決定しまして後は関係地主さんと二、三残っていますけれども、これもやはり今条件の話し合いに入っていますのでどうなのかなと、いわゆるできるだけないしょというんじゃありませんけれども、あまりあちらからこちらからそういうものの焦点を合わせますとやはり地主さんの中にもいろいろ問題もありますし、なかなかあれですからできるだけ当事者で早く話を進めてもらってやるほうがやっぱり賢明ではなかろうかというような気がいたしますので、まだ今剣持さんの隣りにいて申し訳ないんですけれども、納得いただく説明ではなかったような気がいたしますのでもう一回御研究をいただければ幸いだと思います。

○議長（伊藤　定君）　暫時休憩いたしたいと思いますが……（「「議長」と呼ぶ者あり）清水芳雄君。

○二十七番（清水芳雄君）　今運営委員長から御説明がありまして、実は運営委員会ではその会議では平山駅というのは出ています。ただ議長から私がさきほど信和会に行った時には革新のほうでは了解したということで、まだ私、話す暇がなかったんですが、運営委員長が報告された。私はただちょっと議長からお聞きしただけです。（「「議長」と呼ぶ者あり）ですから私の会派でまだ話していないんです。（「「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　休憩前にお願いがありますが、確かに新年度の委員会については全協を持ち、そしていろいろ検討をされましたけれどもその後宿題ということになっておりましたが、私もこの件は初めてでございます。したがいまして全協を開いた中で全議員の確認を取った上で、こういう決定をすべきであるというふうに思われますので、ここで暫時休憩を願います。

○議長（伊藤　定君）　暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○諺長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後四時二十八分　休憩

午後五時五十六分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。おはかりいたします。都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。暫時休憩いたします。

午後五時五十八分　休憩

午後七時　十九分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。さきほどの議運の委員長の報告につきまして訂正報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（剣持佐吉君）　さきほどの議会運営委員会の結果報告のうち第五項目、その中で「交通対策特別委員会と多摩川架橋対策特別委員会を廃止し、新たに交通多摩川対策特別委員会と日野駅対策特別委員会を設置する」という項目の中で訂正をさせていただきます。最初から読んでみますと「交通対策特別委員会と多摩川架橋対策特別委員会を廃止し、新たに交通多摩川対策特別委員会と日野駅対策特別委員会を設置する」と、以上のように訂正をさせていただきます。

○二十一番（高橋通夫君）　ちょっと……今、多摩川対策といったようでしたが、多摩川架橋……（「橋はないのか」と呼ぶ者あり）

○議会運営委員長（剣持佐吉君）　多摩川架橋対策特別委員会を廃止し、新たに交通多摩川対策特別委員会と……

（「橋、架橋が落ちてる」と呼ぶ者あり）多摩川架橋、架橋が落ちたんです。失礼をいたしました。それではもう一回申し上げます。「交通対策特別委員会と多摩川架橋対策特別委員会を廃止し、新たに交通多摩川架橋対策特別委員会と、日野駅対策特別委員会を設置する」以上のように訂正をさせていただきます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　正国務君。

○二十九番（正国　務君）　今の訂正の中で、日野それから平山城址公園駅その対策委員会についてさきほど委員長の報告の中では日野駅の、日野の下に平山城址公園ということが加入されてありましたんですが、それをお取りになっているということが訂正になっているということでございますか。今後一部報告なさった中で訂正とはいいながらも重要な問題を含んでいる平山城址公園の問題でありますが、駅の問題でありますが、これはどういうふうにお取り計らいになるつもりですか議長。

○議長（伊藤　定君）　全協を開きまして皆さんの御意見がありますれば特別にまた一つの委員会として作りましてもよろしいし、また別の委員会として作ってもよろしいと、議長はかように考えております。

○二十九番（正国　務君）　全協の中で処理するということですね。

○議長（伊藤　定君）　はい。（二十九番「分かりました。」）委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　交通多摩川架橋特別委員会ですか、そうしますと交通全般と多摩川架橋の委員会というような考えでいいんですね。そうすると非常に何ていうか、ごろというと変ですがね、ちょっと交通多摩川架橋特別委員会というのは私もちょっと長いこと議員やっているけど何か変な委員会みたいなような形が取れるし、このように決まったら決まったでよろしいですが、私はさきほどそういうような申し上げ方じゃなくて全協の中でいろいろ協議されたんだから当然全協を開いてくれということで休憩なさったと思われるんですが、その全協も全然やらないでやっぱり一方的にやるというのは何か議長のほうに手落ちがあるんじゃないかなというふうに考えますけれども、このように決定すれば私も従いますけれども、（笑声）今後はそういうことのないように私はお願いしたいというふうに申し上げます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　分かりました。

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、報告のとおり決しました。

各常任委員会の研修は総務委員会二月二十三日、二十三日、大阪府和泉市、奈良県天理市。文教厚生委員会二月五日、六日、神戸市、大阪府高槻市。産業建設委員会二日十二日、十三日、兵庫県川西市、京都府福知山市。都市計画水道委員会二月十九日、二十日、兵庫県明石市、伊丹市をそれぞれ実施されました。この報告につきましては文書をもってすることに決しました。

本日はこれまでとし、本日の未了日程は十六日とします。本日はこれにて延会といたします。

午後七時二十五分　延会

三月十三日　火曜日　（第四日）

三月十三日　火曜日　（第四日）

昭和四十八年
第一回定例会

日野市議会会議録　第四号

三月十三日火曜日（第四日）

出席議員（二十九名）

一番	鈴木美奈子君	十六番	杉山寅三郎君
二番	板垣正男君	十七番	名古屋史郎君
三番	市川芳太郎君	十九番	大下博君
四番	秦正一君	二十番	森田喜美男君
五番	滝瀬敏朗君	二十一番	高橋通夫君
六番	池田重太郎君	二十二番	滝瀬政吉君
七番	林重義君	二十三番	日野源作君
八番	谷栄吉君	二十四番	杉山亘君
九番	百済勇君	二十五番	伊藤定君
十番	米沢照男君	二十六番	吉冨繁枝君
十一番	西沢保君	二十七番	清水芳雄君
十二番	大柄保君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	岩沢哲夫君	二十九番	正国務君
十四番	伊藤松之輔君	三十番	浦重春君
十五番	剣持佐吉君		

欠席議員（一名）

十八番　石川佐太郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君	
助役	葛西正彦君	
収入役	市川晴夫君	
企画財政部長	篠崎美雄君	
市民部長	赤松行雄君	
民生部長	松村清栄君	
建設部長	中島武男君	
都市計画部長	杉本好次郎君	
水道部長	加藤一男君	
福祉事務所長	田中若一君	
病院事務長	成井正夫君	
職員課長	日野義人君	
庶務課長補佐	大谷俊夫君	
区画整理課長	小島久君	
教育長	永野林弘君	
教育庶務課長	落合豊君	
学校教育課長	松本武君	
図書館長	前川恒雄君	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君	
書記	朝倉敏夫君	
書記	武居一茂君	
書記	川上輝子君	
書記	深海弘子君	
書記補	安原清美君	

昭和四十八年三月十三日（火）
午後一時開議

一、議案第一号　日野市立日野第四中学校（仮称）屋内運動場新築工事請負契約の専決処分の報告承認について
二、議案第二号　直接X線テレビ装置購入契約の専決処分の報告承認について
三、議案第三号　昭和四十七年度日野市一般会計補正予算について（第五号）
四、議案第四号　昭和四十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第三号）
五、議案第五号　昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号）
六、議案第六号　昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第三号）
七、議案第七号　昭和四十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第二号）
八、議案第八号　昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算について（第四号）
九、議案第九号　昭和四十七年度日野市農業共済事業会計補正予算について（第二号）
一〇、議案第三七号　昭和四十八年三月における期末手当の支給について

本日の会議に付した事件
日程第一から日程第一〇まで

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

これより議案第一号日野市立日野第四中学校（仮称）屋内運動場新築工事請負契約専決処分の報告承認についてを議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第一号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市立日野第四中学校、仮称でございます。屋内運動場新築工事請負契約の専決処分でございまして国庫補助金等の関係から早期着工が必要となりましたので、指名七社により去る一月十三日競争入札を執行した結果、別添入札証書のとおり小田急建設株式会社が落札し、契約を締結しましたのでこれを報告し、承認を求める次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一号日野市立日野第四中学校（仮称）屋内運動場新築工事請負契約の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第二号直接X線テレビ装置購入契約の専決処分の報告承認についてを議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第二号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市立総合病院の直接X線テレビ装置購入契約について起債の借り入れ及び納期の関係もあり、二月十六日に専決処分をいたしましたので報告し承認を求めるものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ質疑を終結いたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二号、直接X線テレビ装置購入契約の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第三号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第五号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第五号でございまして補正総額は歳入歳出それぞれ十億一千四百六十七万一千円で仮称南平小学校用地買収の関係と給与改定及び予算の執行残の整理等を含め計上いたしました。歳出の主なるものといたしましては総務費で民間幼児教育施設在園児保護者補助金五百八十万五千円。民生費としては生活扶助費六百七十万円、老人医療費委託料等を計上いたしました。土木費としては程久保川改修工事に伴う橋梁負担金一千四百五十四万一千円を、教育費としては仮称南平小学校用地買収費七億七千四百五十七万七千円を、第八小学校用地買収費六千二百十八万四千円を計上いたしました。公債費としては昭和四十六年度起債の償還年割額二千六百五十五万三千円が確定いたしましたので計上いたしました。なお給与改定による人件費一億三千七十四万七千円をそれぞれの科目に計上いたしました。歳入の主なるものといたしましては市税一億二千五百二十七万一千円の増収を、国庫支出金一千八百七十二万六千円、都支出金三億四千三百二十八万二千円、及び市債五億二千五百八十万円については仮称南平小学校等に対するものを見込みました。細部につきましては担当部長より説明いたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳入全般についての説明を関係部課長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　説明書のほうを御参照願いたいと思います。内容的に二、三ミスプリントがありますので説明のつど御訂正願いたいと思います。なお細目につきましては担当部課長から補足をしていただきます。

まず二ページの市税であります。個人につきましては収入歩合の増を見込みました。三千八百十五万二千円。法人につきましては調定見込額四千二百五万八千円、それに収入歩合が九九・三%、〇。三%伸びましたものを含めまして四千二百六十五万九千円。次のページにまいりまして固定資産税ですが、収入歩合の伸びであります。これが千五百五十万二千円。それから国有資産等所在市町村の交付金及び納付金でありますが、これは七百三万円ほど調定見込みが殖えておりますが、主に都営住宅関係であります。次の電気ガス税でありますが、これも評準額で、課税評準額の伸びの増でございまして、それぞれの説明にありますとおり一千万円と四百万円の伸びであります。それから八ページにまいりまして都市計画関係でありますが、これは課税評準額の土地につきましては伸び、なお収入歩合の伸びそれから家屋につきましても同じく評準額の伸びと収入歩合の伸びでございます。合計で七百九十二万八千円。

それから分担金及び負担金でありますが、これはこの前の議会でも御説明申し上げましたとおり補助十二号線というのが大和田の地域でございまして八王子の境でございます。八王子のほうから多摩ニュータウンの分水をするために導水管を敷設するわけですが、もちろん八王子の北の地域の配分等ありますからこの負担金につきましては八王子と折半で東京都が持つわけですが、その水道管を入れる場合に三。五メートルぐらいしかありませんので、この際その費用をもって拡幅する、こういう費用をこのニュータウン関係のほうから出してもらうべく交渉いたしまして確定をいたしましたので当初八百九十六万円を計上したものにさらに三十八万三千円を足しましてこのとおりの負担金をいただく、こういう措置を取ったわけでございます。

次に使用料手数料でありますが、減額四十一万九千円は減免の関係と園児の減、こういう関係で減額になっております。その次の一二ページ、手数料関係でありますが、し尿のほうが三百二十一万二千円減額になっております。主な理由は団地造成あるいは工事関係で大口の飯場といいますか、作業場の関係のものを従来のように見込みましたけれども四十七年度こういう大口の工事現場が少なくなった、こういうことで有料の大口のほうが少なくなる。あべこべにごみのほうがいわゆる料金の改定をいたしました関係から大口分の増が三百四十万八千円、こういうわけでございます。

次に国庫関係でありますが、民生費の負担金は身体障害者、あるいは精神薄弱者、あるいは児童福祉これは事務費の改定によります分でございます。それから生保関係は対象者の増でございます。次に一四ページ国庫支出金のうちの衛生費の関係でありますが、三百七十八万円、これは五〇キロの増設をしたわけですけれども日野市の資格というものから割り出しますと、いわゆる工事そのものについての国のほうの支出金が三百七十

八万円私どものほうの見込みよりも決定の中では減ってきてるこういうことです。それから市営住宅の補助金は、基礎を特別基礎をやりましたのでそれが認められまして四十七万円ほど増になった。それから教育関係でありますが、学校の栄養士、栄養職員と違いますがこれは栄養士でありまして、従来日野市で一名だけ対象になったものが二名増になって三名になった関係から補助金が二百十四万五千円増額になった。それからその下の高幡台小学校の屋内運動場ですが、これはいわゆる概算で予算を計上しましたので、ここで決定をしたので精算という形で減額になります。それから学校給食関係でありますがこれは牛乳の保管庫、これが対象になりまして十万円増額。準要保護の関係ですが、修学旅行のほうが十万円、それから学用品が三万八千円、そういうことで、両方で十万　と三万八千円で十三万八千円、こういう内訳であります。それから南平の小学校の用地取得でありますが千八百八十万、これは人口急増の市町村に対して、それについての予算の範囲内で補助を出す制度が一昨年から生まれております関係でこのように見込みました。これは三年ということになっております。それから防音工事関係ですが、これは決定を見ましたので、当初の予算より、それぞれ減額になっておりますが、ただ第八小学校の併行分についてのみ増額になった、こういうものでございます。

それから都の支出金ですが、民生費関係、これは上のほうが実質の民生委員が殖えましたので実質増でございます。それからその下が事務費改定が福祉専門員の負担金と児童措置費の負担金、児童手当は見積の減でございまして当初見積よりも減になっております。というのは後でのちほど支出のほうでも御説明申し上げますが児童手当の負担というものがいわゆる事業所負担というものが一部加わりました関係から国のほうの負担金が減ってきている。それから南平の小学校の用地買収の負担金これは都の住宅局といろいろ交渉いたしました関係で、いわゆる買収価格の八割相当額、これをいわゆる負担金として市長会との申し合わせによった都の負担金として計上したわけでございます。三億一千四百万。それから次の都の補助金、一八ページでありますが老人奉仕、ホームヘルパー、これらは事務費の改定で伸びております。それから児童福祉の関係、それから児童館の建設、児童館の運営補助、これらも決定を見ましたのでこのように計上いたしたわけでございます。それから遊び場の関係も補助対象外が出たために減であります。それから衛生費関係では、予防接種関係でここに書いてあるとおりであります。それから農業費関係、これにつきましては、すべて決定の中で増減をいたしたわけでございます。ただ一番下の豊田用水関係につきましては、工事の一部変更がございました関係から当初の計画より若干少なくなってるということで、補助金が少なくなった。百三十六万一千円少なくなっております。次に七のところの、土地費と目のところにありますのは土木費の誤まりでございますので申し訳ありませんが、地を木と御訂正願いたいと思います。土木費の都の補助金でございます。多摩平一号線並びに補助六号、北御越前の一号その他二路線が減額になっております。当初都の補助事業として計画したわけでありますが予算の関係等から事業を縮小いたしました。そういうことと契約差金の関係でこのように決定の中では減額になった。対象が減額になったということで、もちろんこれは支出のほうにも関係ございますが、両方合わせますと、六百六十万ほど減額になった。それからその次の二〇ページ、都の教育費の負担金でありますが第三小学校、あるいは第八小学校、これはすべて補助金率が殖えましたということで増額になっております。ただこのプールの循環装置小学校関係ですけれども、当初六校を見込みまして、千二百万計上したわけですが補助対象に二校きりなりませんので、四校がいわゆる執行ができませんので八百六十万都の補助が減額、したがって支出のほうも減額になっております。中学校関係ですが、ここではプールの循環装置は全部つきません。一つも執行しませんので当初予算どおりの減額であります。あとの増額につきましては都の補助率が上がった、こういうことで増額になっております。それから社会教育関係の減額につきましては中央図書館の新築につきまして、当初の見込みよりも都の決定の中では百三十万円ほど減額になりました。

それからこのところの社会教育設備整備図書とありますがこれは社会教育のうちの中央図書館の図書についての補助金でございまして、三百六十七万三千円減額になりました。いろいろ図書館長に聞きましたところが総額の予算の中でいわゆる打切補助でありますから当初の見込みどおり各市町村が申請をすればそのとおりになりますけれども途中殖えたというようなこともありますので、このようなしわ寄せが来たということでございます。それから私立幼稚園の保護者の負担金、これは昨年の十月から東京都が五歳児についてのみ二千円補助しようということで二千円掛けるところの対象者が千人を見込みまして六カ月ということで千二百万円、こういうことですから、当然五歳児の私立幼稚園等に行ってる方々の父兄には二千円ずつ、こういうお金でございます。次の二二ページ総務費関係ですが、公害関係で配分が決まりました。百三十一万円当初よりも増額に配分が決まった。それから老人の委託費これも増額でございます。決定の中の増額。

それから寄付金、当初千二百万円もちましてニチモプレハブが主でありますがその千四百万円ほど入りましたので、ニチモプレハブの分だけここで千二百万円差し引きました三百八十七万四千円計上してこれは収入済みでございます。

それから諸収入、他市の保育措置の受託金、当初三十万円で補正が二百万円、非常に御指摘があろうかと思いますけれども

他の市から何人ぐらい日野市のほうに委託するかどうか見込みが分かりません関係から、大体三十万円ぐらいだろうといったところが現在他市、八王子、府中、立川、多摩、町田、東大和こういうところから十何人か委託を受けてるわけです。この方方は勤めの関係だろうと思いますが日野市の保育所に入ってるということですから日野市からその当該市に請求をするわけでありまして、そういうことで当初の計上が非常に困難だったということで、現在決定の中で二百万円補正こういうわけであります。それから次の土木費でありますが、立川、厚木線ということでこれは京王のほうと話しまして、負担金の中で工事をしようと思ったんですけれども、この場所は日野保健所の裏の部分から京王線の五号踏切、下のほうの三沢のところを抜けるところまで負担金の中で操作場ができる関係の補いとして行なおうということで計上したんですけれども、農住構想等の計画、あるいは地主との交渉がうまくいきませんのでやむなく減額をした。補助十三号改修工事ですがこれは滝合小学校の入口関係であります。

それから水路の起債でありますが、水路の関係で当初はいわゆる決定を見ませんので水路の改修についての起債というのは非常に難しいだろうということで見込みをほかのほうに置いたわけですけれども一応決定が出ましたので二千三百万円計上いたしました。それから教育債でありますが、南平の用地の取得

第八小学校の用地の取得、これらはすべて水田債でありまして両方で五億三百万、こういうことで申請をいたしたいために計上したわけでございます。高幡台小学校の屋内運動場の新設関係ではこれは二十万円減はこれは工事差金であります。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　一五ページの衛生費国庫補助金ですけれども、さきほどの御説明では当初の見込みよりも、実際の決定の額が低かったということで減額になってるようですけれども、その内容をもう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　私どもの当初申請をした時点におきましては一人当たりのし尿の排出量が一。四リッター、こういうことでそれに人口の増を見越して申請をいたしたわけです。しかし、東京都におきましては五〇キロリッター全額を見てくださったわけなんですけれども、国におきましては、二七キロしか該当しない、こういうことで、当初私どもが全額補助金がもらえるものということで申請をしたわけです。現実には七百九十六万というものを申請いたしましたが、そのうちで四百十八万しか来なかった。残り三百九十八万ですが、これが減

額になりました。しかし、これに見合うお金といたしまして、起債が約三百万ほど来ておりますので、一般会計の持ち出しというものは余り少なくて済んでおる、こういう状況です。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。

○十番（米沢照男君）　はい。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。

池田重太郎君。

○六番（池田重太郎君）　二五ページでございます。他市保育措置受託金、今説明があったわけですが、そういたしますとこれは現況におきまして、市民そのものがまだ入りたくても入れないという方も相当あるやに承っております。このような状況におきまして、どのような理由によって他市のこのような方の措置をされるのか、その辺についてそれと現況を付け加えていただければと思います。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　お答えします。保育所保育園の入所措置について御案内のとおり、児童福祉法に基づいての仕事でございます。したがいましてこの施設については国境はないわけです。国境と申しますとおおげさですがうちの市内の施設だけに収容する、こういうことはでき得ない。したがいまして逆にうちの市の子供もよその市のほうへごやっかいになっておるこういうのが保育所のたてまえでございます。な

お最近のこのことについてたまだいらが十人、とよだ七人、あらい一名、みなみだいら二名、ひらやま二名、たかはたが一名、こういうような数字でございます。現在二十三名程度の児童を預かっておるということでございます。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。

○六番（池田重太郎君）　予解。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　一六ページですがこれは教育負担金の三億一千四百万円、これは用地買収が何か暗礁に乗り上げたというような話があるんですがその点どうですか。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　仮称南平用地でありますが、目下、鋭意努力中でございます。

○二十一番（高橋通夫君）　見通しはどうですか。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　努力中でございます。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。なければ歳入全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に歳出に移ります。初めに人件費全般の説明を求めます。

職員課長。

○職員課長（日野義人君）　それでは予算の御審議に入る前にこの補正予算の中で各科目にわたりまして、人件費の補

正が行なわれておりますので先に御説明をさせていただきたいと思います。今回補正をお願いいたします人件費の関係につきましては一般会計で一億三千七十四万七千円特別会計で百九十四万四千円の補正をお願いいたしたいというふうなことでございますがその補正の主な理由につきましては、一般会計それから特別会計とも補正理由は同じ理由によりまして、補正をお願いするものでございますので一般会計を中心にして御説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に御承知のように今回給与改定の議案が提出されてございますが、それに基づきます本年度の人事院勧告に基づきます給与改定を職員組合とも話し合い交渉をもちましてその結果といたしまして、平均引き上げ率は一三。八六%、引き上げ額は九千九百三十四円の引き上げを行ないたい、これにつきましては昨年の給与改正の時にも御説明を申し上げましたが、日野市の職員の給与水準は各市の平均給与水準よりやや劣るというふうなことで昨年と本年二年度で各市平均給与水準を確保するということを前提に四十七年度の給与改定は行ないたいというふうなことで給与条例の御提案を申し上げてあるわけでございますが、細部につきましては給与条例の改正の時点で御説明を申し上げたいというふうに思いますが、第一点といたしましては給与改正に伴います不足額を計上した。それから第二点目は期末手当の関係でございますが、一般会計で三千八百七万三千円、特別会計で七十五万八千円補正をお願いしてございますが、これは当初予算が四十六年度の実績で計上いたしておりますので、四十七年度に支給いたしました金額との差金を計上いたしたというふうなことでございます。それからもう一つは、今までの補正予算の中でも若干修正をしてまいりましたが、四十七年度に行ないました人事配置に伴います各科目間の予算の移動が出ましたのでその最終調整を含んでおるというふうなことでございます。主な理由はその三点でございますが、お手元のほうに四十七年度三月補正給与費明細書というふうな印刷物がお届けしてございますのでそれをお目を通していただきたいと思います。細長のこういう一覧表でございます。よろしいでしょうか。

それでは御説明を申し上げます。内容的にはこの給与費明細書のとおりでございますが、給料におきまして六千三百二十万六千円、ここで補正をお願いするというふうなことでございますが、今までの経常経費が五億九千六百三十五万円というふうな金額になっておりますので、今回の補正に伴いまして六億五千九百五十五万六千円という金額になります。それから職員手当の関係では六千八十三万四千円を今回補正いたしておりますので今までの計上額と合わせまして五億九千三百七十五万四千円の金額になります。それと共済費の関係で六百七十万七千円計上いたしておりますので補正をお願いしておりますので、すでに計上されている金額と合計いたしますと、八千四百二十九万四千円というふうな金額になります。一般会計の人件費総額では補正計上いたしました一億三千万を加えますと十三億三千七百六十万四千円という金額に四十七年度の人件費は相成るわけでございます。これの内訳の中で職員手当の関係でございますが、今回補正いたしました六千八十三万四千円の内訳はその下の表に職員手当内訳というふうな形で説明をいたしておりますので省略をさせていただきたいと思います。なお減額になっている科目がございますが、これはさきほど申しました人事異動等に伴いまして新旧の職員の給与差によりまして生じてきます不用額を減額いたしたというふうな内容でございます。以上一般会計につきまして御説明申し上げましたが、特別会計につきましても同様な理由で人件費計上額の整理を行ないまして補正をお願いするわけであります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。池田重太郎君

○六番（池田重太郎君）　そうしますとただいまの説明によりまして大体当市役所の職員の給与の平均水準と申しましょうかそれが大体他市とこの補正をもちまして大体同じというふうな見方をしていいかどうか、その辺ちょっと。

○議長（伊藤　定君）　職員課長。

○職員課長（日野義人君）　それでは御説明申し上げます。給与条例の改正の時点で御説明をいたす予定でございましたが、一つの例をあげまして御説明申し上げますと行政職一の給料表の適用を受けます職員につきましてはこの改正に伴いまして八万二千五百九十五円というふうな金額平均金額になりますが、この金額は今回の改正をお願いすることによりまして各市が本年度給与改定を行ないました平均額と全く同じ水準になるという形でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ人件費全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に歳出のうち議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農業費、商工費についての説明を関係部課長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　では人件費を除きまして主なる不用額あるいは補正の増額というものについて御説明申し上げます。議会関係では役務費と委託料が減額になっておりますが、役務費では自動車の保険、あるいは郵送、せんたく代、こういうものが当初の見込みより少なくなった。委託料につきましては議会報の配布委託料の残であります。

それから総務関係でありますが二九ページの委託料、これはここに下に内容が書いてありますとおり不足をいたしますので計上をいたした。

それから広報関係ですが、それぞれ見込みの中で不要になろ

うということの見込みですから減額をいたしました。次の三〇ページにまいりまして燃料費、これは下のほうの関係で、廃車の関係でいわゆる減額でございます。廃車に伴うところの当然保険料が減額になりますので、このように減額になった。それから委託料でありますが、用地の測量こういうことで契約差金で減額。投資及び出資金で八十五万円でありますが、これは九月だと思いますけれども計上する時にできるだけの努力をして減免措置を取ります、というふうにお答えしたとおり親子電話の関係が電々公社のほうに申請いたしまして減額になりましたのでそのとおり減額。それから公課費は重量税が廃車に伴うものでございます。それから使用料賃借料でありますがこれをいわゆる事業を中止いたしました。というのはコンピューター等の展示をいたす関係で配電盤を借り上げて作ろうと思ったんですけれどもコンピューターを展示する場所もありませんので、その展示を中止したので当然その料金が不用になったといわゆる不用になりました。それから原材料関係ですが、ここに書いてあるとおり行政境の杭です。

次の備品購入費の三十万円でありますが、これは当初コンピューターによるところの収納のリストを考えたわけでありますが、その計画はマイクロリーターというものを二台買いましてその中で収納の表を縮小したものを拡大してみようとこういうことでありましたけれども態勢上から計画を見送りましたので

減額いたしました。それから需用費関係ではこれは次のページとの組み替えでございます。備品購入費で図書購入費というのを次の講読料に当然なるものでありますので購入費のほうを減額いたしまして三万円の計上をしたと。それからここのところの三三ページでは役務費ですが、これは公害関係の役務費が二十万円不用額になっておりますが、検査の手数料でございまして都の衛研、その他いわゆる無料のところに委託したので減額になっております。それから健康診断の委託料、これも健康診断の申し出の人数との関係で減額になったと。備品購入費の二十万円につきまして当初光を分折する分光光度計というのを四十五万円を計上したわけでありますけれども、スタッフの関係からこれを二十五万円分節の機械のほうに振り分けましたので十万円不用額となったと。それから次の六百十万五千円、この民間の幼児施設の在園の保護者の負担金、補助金でありますが、さきほど千二百万円とこういう都のほうの計上があるわけですけれども、収入の計上がありましてこれでなぜ五百八十万五千円かという問題になるんですけれども、当初予算の中では五歳児のいわゆる入園全部、いわゆる機械で抽出しまして全部五歳児の該当者を予算化したためにその中では幼稚園に行っていない子供もいるし、あるいは公立の幼稚園へ行っている子供もいると、こういうことでそういうものを精算いたしますと五百八十万五千円を計上すれば間に合うという計算になりましたので、

当然これ千二百万円をここでやらなきゃいけないけれども、当初にその分が盛ってあったとこういうことで五百八十万五千円ということでございます。その下のほうの私立幼稚園の関係でありますが、これは国のほうの施策として所得の段階で五千円、一万円というふうに国のほうで幼稚園に対して補助金を出したとこういう制度の内容でございます。それからその次の総務部関係では三五ページはございません。三七ページにまいりまして下のほうですが、統計調査費の記念品、実は一月三十一日に都の統計大会がございまして、その際日野市が就業構造の基本調査で総理大臣賞を表彰を受けたわけです。その調査員が十三名おるわけで、十三名の方に千五百円程度の記念品を送りたいということでお願いをしたわけであります。二万円ここでお認め願えれば千五百円程度の総理大臣賞を受けた記念として上げたいという考え方でございます。それからずっと飛びまして四一ページ、これ特別申し上げることもございません。不足の分、それから等でございまして特別申し上げることはございません。それから四三ページ役務費の一万四千、これは小地区センターのここに書いてあるとおりでございます。それから下が国保関係の繰出金でございます。これは主に人件費でございます。それから児童、四五ページにまいりまして事務費の改定で乳幼児の事務の取り扱い委託料を増額と、それから扶助費の事業主負担というような関係で減額になっております。それから扶助費の三百五十万円でありますが、これは当初計上したより減額になっております。その内容は事業主の負担というものが生まれてきたと。それから所得制限というものから児童手当の対象から外れるとこういうものが関係から三百五十万。で対象者が少なくなったと、支出も少なくなったとこういう関係でございます。下のほうは保育所分は事務費の改定でございます。それから四七ページ、下のほうの扶助費でありますが、これは生活扶助費が人員の増でございます。それから飛びまして四九ページの一番下は火葬場の請負いの差金であります。それからずっときまして五一ページし尿消化槽の工事費の差金でございます。入札差金です。ずっときまして五五ページにまいりまして減額になっている負担金等は、これは事業の計画の関係でございまして、増のほうにつきましては補助金が決定をしましたので決定の中での増額。それからカドミウム、これも事業の確定をいたした、ということから事業に伴うところの補助金でありますので事業との見合いの中での減額。それから盛田水害の復旧、平山用水、これらはさきほど申し上げましたとおり一部事業の設計を変更いたしましたというようなことで工事費が減額になったためにこちらのほうも減額と。それから負担金補助、これは農業共済特別会計のほうの補助金を当初見込みよりも百五十一万四千円、少なくても間に合うということで減額それからその次に五七ページ八十万円の負担金の減額でありま

すが、産業祭を毎年やっているわけですけれども本年は事業を中止したということで減額にいたしました。それからその下のほうの関係は特別申し上げることもありません。決定の中での減額であります。それから五九ページもありません。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　三三ページのさきほど説明があった民間幼児教育施設在園児保護者補助金ですけれども、歳入のほうでは千二百万円東京都から補助金が出るわけですが、歳出のほうでは五百八十万。その理由としては当初市のほうのいわゆる施策としてこれが計上されていたから結果的にその分を差っ引くかっこうで計上されているとこういうことですね。そうすると市の施策として事務をやったその後、東京都のほうから補助金がくる。当然それは上乗せされた形で、上積みされた形でやらなければ結果的に都の施策の先取りという形で先般実施された乳児の医療費の無料化も同じことが言えると思うんですけれどもやはり市独自の施策としてさらに都が補助金が出たらその分は施策の面で前進の方向でやはり計上していくということでないと結果的には都の施策におんぶに抱っこということになってしまうんじゃないかと、その辺について。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　説明が非常にまずくって御理解いただけなかったようですけれども、さきほど申しましたとおり市の住民登録にあります五歳児というものを全部抽出いたしましてそれに対して八百円というものを掛けましたものを計上いたしましてその補正前の額の千八百八万二千円計上してあったわけです。ところがその中にはいわゆる幼稚園に行かない子供もいると、市立幼稚園に行ってる子供もいると。ですから当然そこでお金が余ってくるわけです。差っ引いたわけじゃなくって本来不用額になる分をもう一回それを本来千二百万円出して前の分精算して不用額にすれば同じ形になるわけですけれどもそういうことをしませんので、その中で操作をしたためにこういう形になったと。ですから言い替えますと日野市全部の人口の中の五歳児を全部機械に掛けまして、五歳児の数に八百円を掛けてしまうと。そのためにこういう形にあんまりかっこうが良くないんですけれども、決して差っ引いたわけじゃなくって、本来からいけば千二百万円を入れますと五百何万か不用額にここに出てくるわけです。そういう形になります。決して都のほうを吸い上げたんじゃなくって、当初の計上が少し全部の人口の五歳児に全部掛けましたためにそういう形が生まれてきたとこういうことで、いわゆる事務屋としてはあまり良くないんですけれどもそういう内容でございますので都のほうとすり替えたわけじゃございません。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　四五ページの児童福祉総務費の委託料ですが乳児の医療事務取り扱い委託料というのはどういう形でどこに委託料が支払われるかという説明をもう少し詳しくひとつお願いします。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　お答えします。ただいまの森田議員さんの乳児の医療事務取り扱い委託料の御質問でございますけれども、このことにつきまして十二月この条例制定並びに当該予算をお願いした時点で理事者からこの事務についての委託料いわゆる手数料という表現も出ましたです。そういう意味で現在この予算には計上していないけれど、後刻この件については医師会との話の中で盛らしていただきたいと、こういうようなことを申し上げた記憶がございます。したがいましてこの時点で医師会との話し合いも済みまして一件百円ということで両者意見の一致をみたわけでして二十五万というお金をお願いしたとこういう次第でございます。で、余談になりますけれどもこの予算の議決が相なりますとさっそくにも委託契約を取り交わすと正式に文章でやりたいと、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければ議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農業費、商工費に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に土木費、消防費、教育費、公債費、予備費についての説明を関係部課長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　それでは六一ページからまいります。工事関係でありますが、さきほど収入のほうで御説明申し上げましたとおり都の補助対象事業の縮小と、そういうことで減額になりました、ですから工事費全体の中での減額。さきほど御説明したのは補助金関係のみの減額とこういうことですから当然工事費全体では片方は六百六十万ほどですけれども、一般会計の持ち出し等がありますから千五百万四千円減額になっております。それから公有財産購入費でもさきほど御説明したとおり厚木線の関係が、これはなかなかうまく交渉ができませんのでやむなく減額と。補助十二号線。これは四ツ谷に入る道でありますが、これの不足額が出ましたので三十八万三千円。それから負担金関係でありますが、これは私道関係の計上。さきほどちょっと説明いたしました四百万円だと思いますが、計上しましたものが申請がありませんので減額とこういうことです。それから下のほうの補償は厚木線の買収がこれまでのところの移転補償が不用になりましたのでいわゆる不用額としたと。それからその下の千四百五十四万一千円、程久保川の改修工事が進みまして本年度、四十七年度事業の中に日野市の架設されている、市道に架設されている橋があるわけで

す。従来よりも拡幅する、従来たとえば二メーターだったものを四メートル、四メートルのものを六メートルとこういうふうに将来計画の中で拡幅する分を東京都のほうには納めるわけで既設の分については都のほうのいわゆる費用で行ないますけれども、将来にわたっていわゆる増設、拡幅する分については市が持つという原則になっておりますのでその分でございます。それから次の土木の都市計画関係でありますが、市の開発公社の関係で、減額が一千七十四万円ほどなっておりますが、これは当初計画では平山台の一部、神明上の中の一部、こういうものを買収するために利子の計上をいたしました。しかし買収そのものが非常に遅れた関係で利子が不用になりますので減額をいたしたわけでございます。その他細かい下のほうについては別にありません。工事関係については差金等でございます。それから飛びまして六七ページ備品購入費の中で、これは防災計画の中で地域配分の消火器。それから負担金につきましては生保関係でございます。それからずっと飛びまして教育関係では七三ページの設計委託、こういうことでその委託料の差金でいわゆる不用額でございます。プール関係につきましてはさきほど申し上げましたとおり六校を計上したところが二校分と。それから用地買収につきましてはさきほど収入のほうで申しましたとおりであります。しかし南平小学校用地についてはなかなか困難で、今、目下鋭意努力中でございます。第八小学校のほうにつきましては若干……、今月中には一応解決をするというめどがつきました。それからなおこの南平小学校についても今月いっぱいをめどに鋭意努力いたしたいというふうに考えております。高幡台小学校につきましてはこれは開設備品の不用額でございます。それから下のほうの関係は細かいんですけれども、それぞれ不用額。それから工事関係につきましての第三小学校については契約差金とこういうことでございます。それから次の七五ページにまいりましては別段細かく申し上げることはございません。七七ページ中学校、これについては工事関係で、プールの循環装置が残念ながら都の補助の対象になりませんので減額。一中工事の増設工事等についてはいわゆる工事差金でございます。それからずっときまして七九ページ原材料費のほうの五十万円減額で、上のほうも減額ということで実は工事関係のほうが非常に多く入札差金その他でありましたので、砂利その他の原材料費は工事請負費の中に含めまして、で、さらに三百六十万減額。こちらのほうはそちらのほうで補いましたので減額と。総計しますと四百十万円減額という形になるわけでございます。それから次のページで一つミスプリントがありますので、御訂正願いたいんですが、八一ページの下から二行目の委託料の説明欄でありますが、中央図書館整備とありますのを、中央を消していただいて図書の整備委託料でございます。図書整備委託料、館と中央をひとつ消していただきたい。図書の整備委託料であります。これが内容で八十七万三千円。というのは当初見込みました当時は新しい中央図書館ができるために二千万円図書を購入したと。もちろんこれは巡回車にも乗せるわけですけれども、その整備といいますか目録といいますかそういう整備が図書館の用人だけではなかなかできないということで委託をしないと間に合わないというようなことで委託に踏み切らざるを得なかったということでこのように計上をし、お願いをするわけでございます。それから下のほうの備品購入費の図書購入費の減額でありますが、歳入のほうでさきほど申しましたとおり三百七十万円ほど減額になっております。ですから当然三百七十万円に対するところの一般財源というものを含めますと五百何万かの減額にならないと通りはおかしい。少なくも三百七十万減額というのは過ぎたと思いますけれども、新しい中央図書館を建設するということで当然余分な図書もいることですから、いわゆる補助金の三百七十万即減額ということでなく、二百七十万ほどは余分に本年度購入したというようなことで図書館の整備をはかるためにこのような措置を取ったということでございます。それから次のページは別段ございません。体育関係も別にございません。それから八六ページ、七ページにかけまして訂正がございまして当初元金だけというふうになってたもので、利子のほうが落ちておりましたので内訳を中を分けました関係で、訂正の新しいのがお配りしたと思いますので張り替えていただきたい。内容的には元金のほうが九千五百六十九万七千円、利子のほうが一億二千六百三十五万三千円かように補正前の額がなって、それに対するところの元金を殖やしまして利子のほうが減っていく、ということは元金につきましては従来一年すえ置きということであったんだけれども、今年からいわゆる償還期限が伸びました。二十年が二十三年になり二十二年が二十五年になったというようなことの中で、いわゆる借りた年から入っても返すという制度になっております。利子ももちろん少なく安くなっておりますが、そういうことで利子の関係はその利率の下がりと元金の増は当該借りた年から返すというような制度になったためにこのような形になったわけでございます。予備費につきましては九千六百二十三万円の今までの御説明の中での差っ引き、差が出ましたので、これを加えまして現在予備費は一億三千五百二十三万二千円、かように相なるわけでございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　七一ページの負担金補助及び交付金の中の日光移動教室児童負担金が減額になっておりますが、この理由を。

○議長（伊藤　定君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本武君）　移動教室は当初見込みま

したのは青梅に行くことになっておりましたが、ただ実際行った人数から精算するわけですからそのために減額したと。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければ土木費、消防費、教育費、公債費、予備費に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に議案書の説明をお願いいたします。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　議案書のほうを御参照願いたいと思います。一ページ、議案書のほうの一ページに第一条では追加した額、十億一千四百六十七万一千円を追加いたしまして六十一億七千百九十九万九千円となるわけで、その中で第二条のほうは後ほど御説明しますが、三条の八億市借入金を増額いたしまして、最高十一億というふうにお願いしたいということは仮称南平小学校の関係が約八億でございます。そういうことで都の補助金を三億一千四百万見込みまして、したがって水田債のほうは四億八千六百万とこういうふうになるわけですけれども、この間の操作はやはり一時借入ということで措置をしませんとできない。おそらく四月下旬か五月上旬にはまいると思いますが、いわゆる起債の決定の時点では長期借入という手続きをいたしますが、それまでの間は一時借入という処置でそのものについて対処いたしたい。当然そうなるわけで一時借入金の額を殖していただきたいこういうふうにお願いしたいわけでございます。それからその次のしまいのほうに五ページであります。地方債の追加がございます。さきほど申しましたとおり用水路関係が二千三百万認められました。それから南平、平山小学校のほうが四億四千百万円、第八小学校のほうが六千二百万、合計五億二千六百万、このように追加をお願いしたと。変更の方を申し上げますとここでまた申しわけございませんが訂正を願いたいことは百草台とありますのが高幡台というのが正当でございますのでミスプリントでありますので、百草を高幡とこういうふうに御訂正を願いたいと思います。ここで限度額が四百万変更になりまして、補正後はこれが二十万円減額で三百八十万、かようになるわけでございます。屋体関係ですが、四百万計上したものが二十万円減額と、かように相なるわけでございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ……（「ちょっと議長、議長。」と呼ぶ者あり）板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　一時借入金のことですけれどもちょっと良く、さきほどの説明では理解しがたいんですけれどももう少し詳しく説明をしていただきたいんですが。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　地方自治体の会計は四月一日から始まりまして翌年の三月三十一日に終わるわけですが、仮にもし三月三十一日でゼロの決算した場合には四月ないし五月の給料は、あるいは電灯、光熱水費、その他は支払わないわけであります。税のほうが五月末でないと第一回が入ってきませんので、後年になれば当然合うように予算ができておりますが、年度当初はお金がないわけで、そういうもの、あるいは工事の関係で全体の年度末では収支が合うわけでありますけれども、途中の場合に工事のほうが先に進んで支払いができない。あるいは納税関係もありますし、特に国の起債あるいは補助金等は年度末にならないときません、こういうことでどの市町村でも一時借入金の額というものを議会の御承認の中できめているわけであります。で、当市は従来三億を限度額としてきめてあったわけですけれども、今度の用地買収につきましては五月の初めか、四月の終わりごろいわゆる起債の決定がくるわけですけれども、起債の決定通知がきますと、いわゆる金融機関からこれを貸り受けるわけで、長期借入という手続きをするわけで、したがってその間一カ月ないし二カ月というものは一時借入金でしのがないとお金の都合がつかないということで八億を増額したとこういうわけであります。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　そうしますと起債の額、総額の中にはこれは含まれないんですね、全然別個のものとして借りると。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　今度起債がきましたら返します、その分は。

○二番（板垣正男君）　起債の中から返すんですか。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　いやいや起債がきた時には長期になりますからね、借り替えるわけですね。一時借入金のほうは起債でもって返してしまうと。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。なければ公債費に関する質疑はこれをもって終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　さきほど高橋議員からも質問があったんですが、この南平小学校の用地の取得のことについて努力中であるという説明だけでは今われわれが聞いておるその事業について解明にならないからして、休憩をとって全協の中で説明するなりこの場で説明するなり困難であるという説明も今したでしょう。予算が通しておくということは、それは必要かもしれませんが、その内容がはっきりしないのにですね、予算を通してしまうということはちょっと無理だと思うんですが。

○議長（伊藤　定君）　どうですか。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　これは困難だからといってすぐに減額ということには……東京都の補助金の関係があ

るわけです。ですから東京都のほうをだめをしまして、四十八年度に繰り越すという今努力をしているんです。片方のほうは今並行して買収しているということですからそれらのものを今そっくりだめだというわけできちっと切ってしまうといらないんだというふうになりますから、予算計上してこのとおり若干伸びるんだと、こういう当然予算計上してあるんだと。しかし努力していて都との折衝もあるし、国のほうの折衝もあるわけですから、やっぱり姿勢としてはこういう形でいくんだと。それでやむなくも万が一というか、不幸にして整備する場合にはこの予算のことは翌年に繰り越してもらう、こういう手続きをしませんと簡単にあきらめてしまうと市のほうが損をするんじゃないのか、こういう裏を私どもは考えているわけで、決して見せかけでなくやっぱり市のために有利になるようにということで考えておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　その点はよく分かるんですがそのとおりですが、ですから予算にストップかけようということではないんで無視されるところの困難の中身がよく分からないので困難の内容の説明やはりするのが議会と理事者の関係じゃないがと思うんですよ。困難だという何かすでに一〇〇％できておったというふうに聞いておったんですがね、それが何か頓挫したということをこれはわれわれはうわさに聞くんですがね。それが事実でなければけっこうですが。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　家庭的なことでございますからなかなか相続関係がありますので、どれがどうだという細かいことを申し上げるのはどうかと思いますので、いずれにしても大地主の方の家庭の事情が大きな原因の一つでございます。（「休憩をとって……」「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。御了解願えますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第五号の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第四号昭和四十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第三号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算でありまして国保事業調査に必要な役務費と給与改定に伴う人件費の増額補正をするものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳入歳出全般についての説明を関係部課長より求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　御説明申し上げます。理事者から提案理由の御説明があったとおりでございます。歳入につきましては繰入金による歳入でございます。税の補正はございません。それから歳出でございますが、四ページを御覧になっていただきたいと思います。一の一般管理費、これはさきほど職員課長のほうから説明ございましたように給料の改定による人件費の補正でございます。それから下にまいりまして徴税費の中の役務費でございますが、これは国保税の所得調査のため十万円の増でございます。それから保健婦の設置費、六ページでございますけれども、これも保険婦の給料の改定によるところの補正でございます。二十四万七千円。以上で二百万一千円の補正になるわけでございます。それで議案書のほうへまいりまして議案書のほうでは歳入歳出の総額を四億二千八百八十三万九千円とすると、こういうふうな補正のお願いでございます。説明を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第五号昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第四号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は都市計画特別会計の補正

予算でございまして、補正額は六千十二万二千円の増額で、総額七億四千九百六十九万四千円と相なります。歳入の内訳は区画整理管理費が二百一万三千円の増額、平山台が五百十七万五千円の増額、神明上が二千三百七十九万八千円の減額、四ツ谷下が七千六百七十三万二千円の増額でございます。歳出につきましては区画整理管理費五千五百三十二万九千円の減額、予備費は五千七百三十四万二千円の組み替え増で合計五千七百五十万円でございます。平山台は五千六百六万六千円の減額、予備費は六千百二十四万一千円の組み替え増で、合計一億三千四百八万六千円でございます。神明上は四万六千円の増額、予備費は二千三百八十四万四千円の減額で合計四千二百八十万一千円でございます。四ツ谷下は六十五万六千円の増額、予備費七千六百七万六千円の増額でございます。詳細は担当部長より説明いたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳入歳出全般についての説明を関係部課長より求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　説明書をお開き願います。一ページにつきましては提案理由のとおりでございまして六千十二万二千円の今回の補正でございます。

めくりまして二ページに入りまして一般会計繰入金でございますが、人件費が不足しますので繰り入れていただきたい、一般会計繰入金でございます。次の保留地の処分金、平山台につきましては三百七十八万九千円の補正、神明上につきましては減額でございますが二千四百八十七万円、四ツ谷下が七千六百三十四万六千円、差し引きいたしますと今回の補正額は五千五百二十六万五千円でございます。次の預金利子でございますがそれぞれの保留地処分金の各地区ごとのそれぞれの利子を計上をいたしました。

それから次にめくっていただきまして歳出に入ります。一般管理費については給料でございますので省略いたします。平山台の清算事務費でございますが四十七年度予算を計上いたしましたけれども、事業が一年延長になります。したがいまして今回五千七百万一千円を削りまして四十八年度に計上いたしたいということで減額でございます。事務費につきましては委託料でございますが、万願寺地区の空閑地調査委託料、契約差金の不用額を減といたしました。次にめくっていただきまして平山台の区画整理費でありますけれども給料その他を除きまして報償費から申し上げます。報償費の二百万の減でございますが、これは事業が一年延長になりますのでその記念品の関係を予算化してございますけれども来年、四十八年度に延ばしたい、そういうようなことから二百万円の減額。需用費の減の百六万八千円につきましては主として食糧費でございます。これは記念事業を行なう権利者等の会合の賄い金でございますが四十八年度事業として行ないたいというようなことでここで減額をいた

したいと考えております。役務費につきましても通知その他がございますがこれも新年度に計上することとして今回五万六千円を減額をいたしたいと。負担金補助及び交付金につきましては六千十二万二千円の今回の補正でございます。

めくりまして二ページに入りまして一般会計繰入金でございますが、人件費が不足しますので繰り入れていただきたい、一般会計繰入金でございます。次の保留地の処分金、平山台につきましては三百七十八万九千円の補正、神明上につきましては減額でございますが二千四百八十七万円、四ツ谷下が七千六百七十三万二千円の増額でございます。歳出につきましては区画整理管理費五千五百三十二万九千円の減額、予備費は五千七百三十四万二千円の組み替え増で合計五千七百五十万円でございます。平山台は五千六百六万六千円の減額、予備費は六千百二十四万一千円の組み替え増で、合計一億三千四百八万六千円でございます。神明上は四万六千円の増額、予備費は二千三百八十四万四千円の減額で合計四千二百八十万一千円でございます。四ツ谷下は六十五万六千円の増額、予備費七千六百七万六千円の増額でございます。詳細は担当部長より説明いたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳入歳出全般についての説明を関係部課長より求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　説明書をお開き願います。一ページにつきましては提案理由のとおりでございまして

○都市計画部長（杉本好次郎君）　この神明上でありますけれども、三月末に支払わなければならないというようなことは事業の進捗状況と絡み合わせてそれぞれの事業を持っております。そういうようなことですでに九月、十二月ごろそれぞれ関係出てきましたけれども、九月以降にそれぞれの必要な借り上げ関係が発生をみました。そういうようなことでこの六カ月分をここで補正をいたしまして支払いをしたいというようなことでございます。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　七ページの清算事務関係について聞きたいんですけれども、今部長は事業の年度が延びるのが延びる理由は言わないで延びるのがあたりまえだというような淡々とした態度で話しておられるわけですが、事業計画年度というのはこれはたしか事業を定める条例の中の条例で決められる何か議決事件だというふうにも思うんですが、それほどつまり年度が延びるということには内容的に明確な根拠がなきゃいけない。それから年度内には極力事業を遂行しなければならない、そういうことは当然入っていると思うんですが、単に事務が延びたと、確かに区画整理事務は困難な仕事ですから事業年度が延びるということはやむを得ないにしても、何らそこのところを説明なしに淡々と延びるのがあたりまえだといいますか、説明でないというか何かあたりまえみたいに聞こえるんですがね。事業年度が延びるということは何か議決事件じゃなかったんですか。

○議長（伊藤　定君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　たいへん失礼いたしました。昨年の九月ごろから事業の進捗状況をながめ十二月には大体の見通しを付けたわけですが、なかなか事業が清算事務関係、換地処分の関係、これらの関係を見越しますとどうしても三月いっぱいにはできないという見通しが立ちました。そこで私ども一月以降いろいろと検討いたしまして一年延長並びに先般、二月一日に行ないました。最終的な保留地の処分、これらを勘案いたしまして事務的な処理を進めてまいり、都のほうに申請をいたしてすでに口頭では七日に延長の認可並びに数字的ないろいろな認可が七日付で下りるということを承っております。そういうことでどうしても延ばさなければならないというような段階で進めております。このことを最初申し上げてからそれぞれ入らなければなりませんでしたが、まことに先走って申し上げて失礼いたしました。そういうようなことでどうしても九月、十月ごろにその換地処分ができるというような事務段階でこの事務費につきましてもそれぞれ一年延ばさざるを得ないということで、四十七年度の予算を減額をしたと、こういうことでたいへん先に説明を申し上げてから予算の内容に入らなければいけませんでしたけれども、たいへん失礼いたしました。そういうような事情です。よろしく。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　議会の議決を要する部分はありませんでしたか、全然。

○議長（伊藤　定君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　議会の議決はございません。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。なければ歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五号昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計の件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時四十七分休憩
午後三時三十三分再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第六号昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算第三号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計の補正予算でございます。補正の内容は歳出のみでございまして職員の給料、職員手当など百五十万三千円の増と工事請負費の入札差金五十万五千円の減で差引額九十九万八千円を予備費より組み替えするものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳出及び諸表全般についての説明を関係部課長より求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　ただいま助役から説明がございましたとおりで、人件費の増に対する工事請負費の差金と

それから予備費から九十九万八千円を減額いたしました。給料等に充当するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ歳出及び諸表全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六号昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算第三号の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第七号昭和四十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算第二号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十七年度日野市立総合病院事業の第二回の補正予算でありまして収益的収支で一千四百九十万九千円の補正でございます。収入については入院収益で入院単価増を見込み、支出では給与費で四十七年度の給与改定に伴う差額を予算残の差し引きで計上した次第でございます。そのほか材料費、経費減価償却費及び支払利息についても年度末の見込みの中でそれぞれ増額、減額いたしたものでございます。詳細につきましては担当部長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳入歳出全般についての説明を関係部課長より求めます。病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）　それでは御説明をいたします。実施計画が出ておりますのでそれに基づきまして千四百九十万九千円を補正いたしました。これにつきましては当初の見込みの中で四十七年の二月に診療報酬の改定があったわけでございますが、その分につきまして当初単価におきまして約二〇％こういうものの上昇分をみたわけでございますが、年度末決算の段階に至りまして収入につきまして内容をみましたところ三〇％以上を越えている、こういうことの中でその増加分につきまして千四百九十万九千円を、こういう数字を計上した次第でございます。

次に収益的支出でございますが、医業費用の中でまず給与費

でございますが、これにつきましては給与改定の分が二千八百万とこういうふうな数字になるわけでございますが、給与費の予算残、これは主として内容的には当初医師三名をさらに増員する予定であったわけでございますが、これらの確保ができなかった関係もございましてあるいはまた中途からやめられた先生もおる、こういう中で予算残を生じましたのでそれらの差し引きの中で千九百三十五万九千円、こういうものを計上したわけでございます。なおまた退職金につきましては今後約四名の退職者が出ると、こういう見込みの中で現在の額八十万ということで四名分として百七十万を計上したわけでございます。それから材料費でございますが、これにつきましては給食の材料費でございます。これらも当初の見込みの中で年度末これらについて内容を検討いたしましたところ百五十万程度は残ると、こういうふうなことの中で減額をしたわけでございます。なおまたその他経費につきましてはそれぞれ年度末見込みの中で旅費、交通費、消耗品費、光熱水費、委託料、通信運搬費、諸会費、これらについて内容を検討の中でそれぞれ増減をすると、こういうことでございます。なおまた減価償却費におきましては二百五十万の減額でございますが、これらにつきましては四十六年度の建物あるいは器械購入と、こういう中でその分の減価引当金をみたわけでございますが、実質的に四十六年度器械におきまして若干見込み額の誤りがあったと、あるいはまた安く購入をしたとこういう中で減額をしたわけでございます。それから支払利息でございますが、これにつきましても一般会計からの繰り入れとこういうふうなもの、あるいはまた累積の欠損金の分につきまして、四十七年度当初相当額繰り入れがありましたので当初の見込みよりも約半分で借入金が少なくて済んだこういう中で減額をしたものでございます。

その他予備費につきましては給与費の関係があるわけでございますが、給与改定の最終的の見込みがまだ立たなかった、こういう中で若干予備費にその分を残した、こういうことで九十万を補正した、こういうわけであります。以上であります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七号、昭和四十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算第二号の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第八号、昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算第四号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算第四号でございましてまず収益的収入、支出関係でありますが、収入で三億一千五百十三万一千円、支出で三億三千六百七万三千円、差し引き二千九十四万二千円の赤字予算で本年度末までの執行見込みを立て補正をいたしたものでございます。この赤字は利益積立金をとりくずしたいと考えております。資本的収入支出関係では不足額を内部留保資金をもって補塡するものでございます。内容につきましては水道部長より説明いたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　収益的収入及び支出、資本的収入及び支出全般についての説明を関係部課長より求めます。水道部長。

○水道部長（加藤一男君）　それでは議案第八号の四十七年度水道事業補正予算について簡単に御説明申し上げたいと存じます。ただいま助役のほうからも説明がありましたとおり、収益的収支におきまして約二千九十万の赤字予算でございます。最終的に努力をいたしましたけれども、このような数値と相成った次第でございます。後、決算におきましてはっきりした数値を御報告申し上げたいと存じます。助役のほうからもお話がありましたように、この二千万強の赤字は利益積立金の五千九十万円からとりくずしさせていただきたいと思っております。今回の補正でございますけれども収入は別といたしまして支出におきましてはさきほど職員課長から説明がありましたとおり職員のベース改定に伴いますところの人件費が主とした補正でございます。

それでは実施計画によりまして、収益的収入のほうから簡単に御説明を申し上げたいと存じます。まず水道料金の千七百五十万円でございますけれども、現時点の調定額と今後の調定見込額を見まして追加補正をいたした次第でございます。それから新設工事収益の七百四十万六千円、これは備考欄にありますようにそれぞれの増減をいたしました費用でございまして、これの三百五十万円は落川の千草苑、四十八戸の市水道切替費用でございます。それから四百五十万円はすでに負担金に計上いたしておきましたものを組み替えるものでございます。差額の十四万五千円でございますけれども、これは確定額との差額でございます。それからニチモプレハブの関係でございますけれども百二十二万円の減額をお願いしてございますけれども、これは第三期分の計画でございますが、四十七年度計画をいたしておりましたものが、四十八年度になった、ということから減額補正をするものでございます。それから京王の六十二万六千円、これはせん孔料でございます。それから修繕工事の二十万円は確定額を補正するものでございます。手数料の八万九千円は京王帝都に関係します検査手数料でございます。それから負担金はさきほど申し上げました組み替えによりますところの減額でございます。雑収入の減額八十万円、これもニチモ関係の翌年度施行ということから、これは減額、それから富士電機等の高層住宅に関係いたします費用、これが百二十八万七千円こういうことで補正をお願いするものでございます。それから利息の六百万円でございますが、市政経過報告の中でも申し上げましたように三月末までの利息を見込みましてここに追加で六百万円をお願いするわけでございます。それから雑収入の十万円でございますけれどもこれは備考にありますように発生材の売却代金でございます。

それから支出に入りまして、各人件費はさきほど申し上げましたとおり、職員の人件費でございます。その中で受水費の百万七千円の数値がございますが、これは備考にありますように程久保川の改修に伴いまして、導水管の切り回しのために都分水の購入をいたしたいという費用でございます。十二月の補正の時点では既定予算で賄える予定でございましたけれども、計算いたしますと五万三千トンの不足が見込まれるということでここに追加をお願いするものでございます。それから総係費の人件費でございますが、それぞれ減額をいたしております。これは当初予算におきまして職員増を全部総係に見たわけでございますが、採用の後に原水及び浄水費等に振り替えた関係からこの総係が減額補正となっておるわけでございます。それから退職金につきましては三月末一名の職員が退職いたしたいという申し出がございまして、その退職金を補正するものでございます。その他の節につきましては三月までの見込みを立てまして補正をお願いする次第でございます。それから減価償却費の補正でございますけれども、これは確定額を見ましたので追加をお願いするものでございます。除却費、減耗費は備考にありますようにそれぞれの職による費用でございます。

それから次に資本的収入関係でございますが、六十二万六千円の追加でございます。備考にもありますように住宅公社の工事関係でございますが十二月の補正の時点では四十七年度施工を考えておったわけでございますが、いろいろの事情から来年度に執行することになりましたので、その額を減額するものでございます。それから都市計画の負担金五百四万四千円、これは平山台と四ツ谷下の負担金でございます。さきほど御審議いただきました都市計画負担金の中で計上された数値でございま

ま。それから三十万円の一般会計負担金でございますが、これは国道二十号線の歩道橋の移設に伴いますところの費用でございます。それからそのほかニチモの負担金はさきほど収益的収入支出関係でも御説明申し上げましたように第三期分が新年度に執行されるのでそのような処置をいたしたいということでございます。

それから支出に移らせていただきまして、設計料の三百七十五万円の減額でございますけれどもこれは三月までの執行を見まして補正をいたすものでございます。その他は人件費、需用費の補正でございます。非常に雑駁でございますが説明を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　四ページの資本的収入のほうの住宅公社の配水管を来年度に行なうということで二百五十万減額になっておりますけれどもその途中の配水管の切り替えというのが配水管を替えるというのがありましたがそれはどうなんですか。工事は行なうんですか。予定どおり。

○議長（伊藤　定君）　水道部長。

○水道部長（加藤一男君）　御質問のあれがちょっと分からないんですけれども、当初十二月の補正におきましては住宅公社の施工を四十七年度いたしたいという御説明を申し上げたわけでありますが、ただいま申し上げましたようにいろいろな事情から来年度になるということでございます。

今御質問のことでございますけれども、この中にはさきほど申し上げませんでしたけれども都道からの取り出し分、大体五十万円かかると思いますけれどもその取り出し分だけは四十七年度やっていきたい、そんなふうに考えておるわけでございます。中につきましては四十八年度事業のほうに持っていく、こんなふうに考えておるわけでございます。ちょっと御質問に当たるかどうか分かりませんけれども……。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ収益的収入及び支出、資本的収入及び支出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八号、昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算第四号の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第九号、昭和四十七年度日野市農業共済事業会計補正予算第二号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十七年度日野市農業共済事業特別会計の補正予算でございまして、九十三万八千円の減額補正でございます。詳細は担当部長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳入歳出全般についての説明を関係部課長より求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　説明いたします。農業共済の業務勘定の補正でございまして年度途中において今まで二人でこの事業を事務をとっておりましたのが一名が兼務となったために人件費が減額することになったわけです。しかも国からの支出金が五十七万六千円というのが増額になっております。こういうことでさきほど一般会計の補正の時にも五四ページにございますが、百五十一万四千円の繰入金をお願いしておったのが、今回お返しするという形になりました。お返しいたしましても本年度の支出には差し支えなくやっていける、こういうことで九十三万八千円の減額補正をここで計上いたす次第でございます。よろしく御審議願います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九号、昭和四十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第二号の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第三七号、昭和四十八年三月における期末手当支給の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第三七号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求め

ます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は職員に支給する三月期期末手当の支給額を定めるものでございます。職員組合と交渉の結果、給与月額の〇。五カ月プラス一律五千円で妥結いたしましたので、よろしく御審議いただきたく提案した次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。職員課長。

○職員課長（日野義人君）　それでは御説明申し上げます。この三月の期末手当につきましては、各市との比較の中で組合交渉で妥結を見るというふうな形で従来から行なってきてるわけでございますが、今回につきましては、まだ各市で妥結を見ていない市もございますので各市の一応今まで妥結された市の状況を見ますと四千三百円、平均一律分が四千三百円ぐらいの金額になるというふうなこととにらみ合わせまして、一律五千円という金額で妥結を見ましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三七号、昭和四十八年三月における期末手当の支給の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程は終わりました。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三分　散会

三月十四日　水曜日　（第五日）

昭和四十八年
第一回定例会

日野市議会会議録　第五号

三月十四日水曜日（第五日）

出席議員

未確認

説明のため会議に出席した者の職氏名

未確認

議事日程

一、一般質問

注、緊急質問の取扱いについて調整ならず開議に至らず流会

三月十五日　木曜日（第六日）

昭和四十八年
第一回定例会

日野市議会会議録　第六号

三月十五日木曜日（第六日）

出席議員

未確認

説明のため会議に出席した者の職氏名

未確認

議事日程

一、　一般質問

注、緊急質問の取扱いについて調整ならず開議に至らず流会

三月十六日　金曜日（第七日）

昭和四十八年
第一回定例会

日野市議会会議録 第七号

三月十六日金曜日（第七日）

出席議員（二十九名）

一番	鈴木美奈子君	
二番	板垣正男君	
三番	市川芳太郎君	
四番	泰正一君	
五番	滝瀬敬朗君	
六番	池田重太郎君	
七番	林重義君	
八番	谷栄吉君	
九番	百済勇君	
十番	米沢照男君	
十一番	西沢保君	
十二番	大柄保君	
十三番	岩沢哲夫君	
十四番	伊藤松之輔君	
十五番	剣持佐吉君	
十六番	杉山寅三郎君	
十七番	名古屋史郎君	
十八番	石川佐太郎君	
十九番	大下博君	
二十番	森田喜美男君	
二十一番	高橋通夫君	
二十二番	滝瀬政吉君	
二十三番	日野源作君	
二十四番	杉山亘君	
二十五番	伊藤定君	
二十七番	清水芳雄君	
二十八番	佐々木昭雄君	
二十九番	正国務君	
三十番	三浦重春君	

欠席議員（一名）

二十六番　吉富繁枝君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君	
助役	葛西正彦君	
収入役	市川晴夫君	
企画財政部長	篠崎美雄君	
総務部長	遠藤政之君	
市民部長	赤松行雄君	
民生部長	松村清栄君	
建設部長	中島武男君	
都市計画部長	杉本好次郎君	
水道部長	加藤一男君	
福祉事務所長	田中若一君	
病院事務長	成井正夫君	
教育長	永野林弘君	
教育庶務課長	落合豊君	
学校教育課長	松本武君	
選挙管理委員会事務局長	佐久間義信君	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君	
書記	朝倉敏夫君	
書記	武居一茂君	
書記	川上輝子君	
書記	深海弘子君	
書記	安原清美君	
補記		

議事日程

一、緊急質問
二、一般質問

追加日程

一、会期延長の件

本日の会議に付した事件

日程第一及び追加日程一

昭和四十八年三月十六日（金）

午後一時開議

午後一時五十九分開議

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十七名であります。本日の日程及び今後の日程について議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（剣持佐吉君）　開会前に議会運営委員会を開きまして意見一致を見たことについて報告を申し上げます。今日これから行なわれる一般質問の前に、米沢、百済両議員から通告のありました質問を行なって、それから一般質問に入る。それから一般質問の第二日目は十九日。十七日、十八日は休会、従前どおりでございます。十九日に一般質問を行なって、これは十時から。この一般質問の後に板垣議員から通告のありました質問を行なうこと。それから新しい委員会の構成は前に報告をいたしましたことを変更して、この日の一般質問が終わった後新しい委員会の構成を行なう。したがいまして、当日、十九日の午後一時までに各会派から名簿の提出をお願いしたいと思います。新年度の予算、その他の議案、請願の上程につきましては二十日の火曜日、二十二日の木曜日、二日間であります。二十一日は従前のとおり、春分の日でございますので休会。それから常任委員会は二十二日、これは十時開会。特別委員会は二十四日。この日は土曜日でございますけれども十時から開会する。二十五日は日曜でございますので休会。二十六日は予算委員会、十時から。二十七日、二十八日も予算委員会、十時から。ただしこの十時からというのは一応の、第一日目は十時からでございますが、その後は各委員会の実情によって開会の時間は決定をするということであります。それから二十九日はまとめのための休会。三十日が最終日で委員会審査報告、これも十時からであります。したがって、会期を一日延長することになります。以上のことは議会運営委員会で一致を見た結果でございます。報告を終わります。

○九番（百済　勇君）　議長。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　ただいま議運の委員長から報告がありました中で、委員長はちょっと取り違えたと思いますが、二十二日ですが、これは新年度予算案、その他の議案、請願の引き続きの二日目でございますが常任委員会を二十二日と今申し上げました。二十三日が空白になることになります。これは間違いで、二十二日はそのとおりでございますが、常任委員会は二十三日の十時から行なう、こういうことになりますのでその点ちょっと委員長言い間違えたと思いますので、ちょっと付け加えます。

○議長（伊藤　定君）　委員長。

○議会運営委員長（剣持佐吉君）　百済副委員長から指摘されましたが、私はそういうことを言ったというならばそれ

は間違いでございまして、百済議員の言うとおりでございます。訂正をいたします。

○十六番（杉山寅三郎君）　議長。

○議長（伊藤　定君）　杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　議長、いろいろ議運辺りでいろいろ協議されてたいへんだと思うわけですけれども、いわゆる十四、十五がまるっきり何にもなく終わって、今日何か考えますといろいろな緊急質問というような関係でだろう、というようなことは分かりますけれども、今日この場でおやりになることは、どうせおやりになるならば当初おやりになればよかったのではないか。まさにこの二日間の空白がどうもわれわれ議員としても非常に不可解な日時であった、というふうに考えます。この点、ひとつ議長のほうから何かありましたらひとつ御説明いただきたい、こういうふうに考えます。残念な二日間だなあ、これやるならば、もっと当初の日にそのままやればよかったのではないか。極端に言えばそのような考えがあるような気がいたします。その点御説明願えれば幸いだと思います。

○議長（伊藤　定君）　そのとおりでございますが、議会運営委員会に持ち出しまして、どうしても調整が取れませんでして、ただいままで時間がかかったわけでございます。それで御了承を願います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　本日の日程及び今後の日程についてはただいま議会運営委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め決定いたします。

　おはかりいたします。この際会期延長の件を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって会期延長の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

　会期延長の件を議題といたします。おはかりいたします。今期定例会の会期は三月二十九日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を三月三十日まで延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。会期は三月三十日まで一日間延長することに決定いたしました。

　米沢照男君の緊急質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（米沢照男君）　それでは、古谷市長の悪質な選挙違反に対する政治責任を問うと題して緊急質問をいたします。質問に入る前に私は議会の民主的な運営の問題で一言触れておきたいと思います。十四日の一時から一般質問が予定されておりました。この冒頭に緊急性があるからという判断で、緊急質問を通告したわけでありますけれども結果的に足掛け三日間議会が空転をし、そして質問の緊急性がそこなわれた。極わめて遺憾でありますし、こういうことが今後も続くとすれば議会の正常な運営ということが保障されない。議会としても非常に重大な問題だろうと思います。この点は議会全体として今後の民主的な議会運営の立場から努力をしていく必要があると思います。しかも、その緊急質問を市長には直接関係ない、あるいは緊急性がないなどと言って、事実上緊急質問を三日間にわたって阻止をした。これは議員としての、固有の権利である質問権をいたずらに押え付ける、言い替えれば理事者にとって、市長にとって都合の悪い質問は多数の暴力によって押え付ける、こういうことがもしやられるとしたら、市民の声をそれぞれ代表して出てきているこの市議会で市民の声を正しく反映するということができないだろう、こういうふうに思います。この問題は議会全体の問題として、今後十分検討もし、こうした弊害は全体の力で取り除いていかなければいけない重要な課題だろう、というふうに思います。そのことを冒頭一言申し述べておきたいと思います。

　質問の内容に入りますけれども、御存じのようにすでに選管では四月の十二日告示二十二日投票とこういうことで日野市の市長選挙を告示してあります。日野市の広報にも全市民に向けてそのことが発表されております。したがって四月の二十二日に市長選が行なわれるということは周知の事実であります。ところが今日市内各所に古谷市長の顔写真ポスターが大量に張り出されております。これは明らかに選挙法で禁止されている事前運動とこういうふうに指摘せざるを得ないと思います。当事者である古谷市長の政治責任は極めて大きいというふうに私は思っております。推薦母体である住みよい日野市をつくる会が、いわゆる政連ポスターや、そして古谷市長の顔写真入りのポスターを組み合わせで全市に張り出している。選挙戦そのものの事前運動が現に行なわれております。この問題は市民から当然のこととして何をやっているのか、おかしいじゃないか、日野市の選管は何をやっているんだと、こういう疑問が出ております。まず当事者の古谷市長からこの問題についての現時点での見解を伺いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古屋　栄君）　御答弁申し上げます。私の関知しないところでございますけれども、もし疑惑を招く点がございますれば注意を喚起させたいと存じております。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　関知しないということですけれども、それでは伺いますけれども住みよい日野市をつくる会と古谷市長とはどういう関係にあるのか。いろいろ全市的に会が発行したビラも配られておりますし、一般的に言われているローカル紙も住みよい日野市をつくる会と古谷市長の関係がはっきりと知らされております。関知しないということですけれども、あなた自身の顔写真ポスターが全市に張り出されている。市政報告会をやるということですね。あなたはそれは出るということでしょう。本人が市政報告会に出て報告する意思のないものをだれがそれを印刷して金を掛けて全市に張り出すことがあるんですか。あなた自身承知の上で、日程もきまり場所もきまったと思うんですよ。関知しないなんてとんでもないですよ。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　確かに市政報告会の日程、この日はいいかとかということは存じております。そこに出るつもりでございますけれども、時間が許せば出るつもりでございますけれども、ポスターその他については関知しないということを申し上げたのでございます。

○十番（米沢照男君）　確かに御当人の市長がのりバケツを下げてあっちこっち張り歩くとか、あるいは自分自身の手でがびょうを持ってポスターを張り出すとかそういう作業は実際にやっていないでしょうけれども、しかし客観的に見ればあたかかわりなく、どの政党でもどの候補者でもよくやっていることです。しかしこの場合には日時も場所も記載されていません。つまり顔と名前を売るだけの目的で張られていると、報告会をやるとか演説会をやるから、そういう口実で張り出したんじゃないと。明らかに名前と顔を売るための目的で張ったということがこの写真ではっきりしていると思うんですね。だからこそ悪質な選挙違反を公然とやっていると。しかもその当事者である市長の政治責任は大きいと、こういうふうに指摘せざるを得ないわけです。どうですか、市長。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　もう前に御答弁申し上げましたとおり付け加えることはございません。

○十番（米沢照男君）　それではですね、そういった一連の行為が選挙違反なのか、選挙違反でないのか。やって当然だという考えなのか、その辺どうですか。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　それは法律家、あるいは法律司法当局が決定を下すものであるとこのように考えております。

○十番（米沢照男君）　選管の見解を質す前にさらに市長にはっきりさせておきたいわけですけれども、公営の建設物なり、あるいは公営の掲示板なり、これは直接に市が管理をしております。税金で作り、そして市の財産として管理されている。したらおかしいですよ。あなたどう思いますか。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　私はそういう事実を知りませんけれども、しかしもしそういう事実があれば、これは厳重に注意しなきゃなりません。市の公共物でございますから当然管理上のミスということになりますのでその点からも注意いたさなければならないとこのように思っております。ただ現実には一種のミスということであろうかと思います。意識的にそれを利用しようとか悪用しようとかというようなことではないというふうに考えています。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　この掲示板にはちゃんと日野市役所と書いてあります。通常そこを通行したり近所にいる人はこれが公営の掲示板だということは一々目をこらして見なければ分からないということではないと思うんですよね。通常あそこには市立病院がある、ここには市役所があるというそういう認識がこの掲示板でも同じように言えると思うんですね。これは意識的に張ったという以外にないと思うんですね。しかも自衛隊の募集中というポスターまで張ってある。間違いたというようなことではないと思うんですね。さらに付け加えますと、単に地位を悪用して選挙の事前運動をやっているというだけでなしにですね、この市政報告会とか演説会とか、これは公選法とたが来たるべき選挙で再選されるように今までも四年間の市長の席にあっていろいろ市の広報を通じてとかいろんな市の行事の中で顔も名前も売ってきたと。さらに選挙間際で知名度をさらに高め、そして選挙戦を有利に戦おうと、そういう条件を作り出そうとしてやられていることは明らかだと思うんです。自分自身でやっていないにしても、その負う政治責任というのは極めて大きいと思うんですね。その辺どうですか。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　私のお答えは前に申し上げたとおりでございます。

○十番（米沢照男君）　一切関知しないとこういう態度です。しからば私はさらに突込んで質問をいたしますけれども、ここには市の公営掲示板に麗々しく古谷栄市政報告会、この顔写真ポスターが張られております。御丁寧にも自衛隊の募集ポスターと抱き合わせで張ってあります。これは税金で作った掲示板です。この公営掲示板にあなたの顔写真ポスター、しかも市政報告会のポスターを張り出している。これは明らかに地位の利用じゃないですか。地位の利用さらに言えば地位の悪用ですよ、そうでしょう。これは常識では考えられないことです。三多摩にも数多くの市があり選挙が行なわれてきてますけれども現職の市長が地位を利用して税金で作った公営の掲示板にこういうものを張り出している。これで市民が疑問を持たないと

これは公に利用されなきゃならないのは言うまでもありませんし、ましてや私的な問題でこれを独占したり、あるいは悪用したりということは許されないわけです。しかもその直接の最高の責任者が古谷市長ですね、その自分の名前と顔を売るだけの目的でしかもそれが明らかに選挙の事前運動と、こういうことがやられていて、そして今私には関知しないところだと、こういう無責任な態度はないと思うんだね、どうですか。あなたの責任でこれは管理されているんです。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　お答えします。さきほど御答弁申し上げましたとおり市内には非常にたくさんのその種のものがあるわけでございます。したがって管理上のミスでそういう間違いがあったということについては、これから配慮しなければなりませんし、またそういうミスを犯さないように注意をいたしたいということでございます。それに付け加えるものはございません。

○十番（米沢照男君）　それはほかの人のポスターが張られていた時はその程度の答弁で済むと思うんです。張られてたのはあなたのですよ。幾ら自分が自分の手で張ったんではないにせよ、目的がはっきりしているわけですから、張り出したその当事者なんだから。陳謝の一言ぐらいあっていいはずだと思うんです。そういう責任ある立場にあるんです、あなたは。普段幾ら誠実そうな顔をし、言動を吐いていてもこういう時にこそあなたが採る態度によってきまるんですよ。ミスなり過ちは政治的な責任を採る立場で陳謝の一言ぐらいあっていいはずじゃないですか。そうでしょ。選挙戦というのはそう甘いもんじゃありません。一刻一秒を争う激しいしのぎを削るような選挙戦、これがどこの選挙でも通常行なわれてます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）しかも今度の場合には一方では現職の市長という立場を悪用してですね、やりたいほうだいのことをなりふりかまわずやっていると、それが実態だと思うんです。その当事者があなただと。この場合のあなたの顔写真のポスターが公営の掲示板に張られていると。良く注意します、それだけで済まされる問題じゃないと思うんですよ。そういう立場にあるんです、あなたは。

選挙違反かどうかという問題については市長はっきり見解を述べておりません。したがって選挙管理委員会の統一見解を問いたいと思います。

一つは今言った日時も場所も記載されていない顔写真ポスター、これは通常公選法とかかわりなく行なわれている市政報告会や時局演説会とは全く異質のものだと。名前と顔を売るだけの目的で張り出されたものだと、このことが一つ。

二つには親子で古谷市長の市政報告会のポスター、これも日時と場所が記載されておりません。それと組み合わせでいわゆる通常言われている政連ポスターが一本の柱にくぎづけされて各所にいっせいに立ち並びました。ここには古谷市長の顔写真これは日時も場所も入っていませんから、くどいようですけれども名前と顔を売るだけの目的、しかもその下にあなたの一票をと。住みよい日野市をつくる会の推薦する人にと。つまり有権者に対して選挙がまだ始まっていないのに古谷栄さんに、あなたの一票をと、こういう選挙戦そのものが今行なわれている。この二点について選挙管理委員会の統一見解をお伺いしたい。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐久間義信君）　選挙管理委員会の統一見解ということになりますと局長の立場ではお答えできないということでございます。

○十番（米沢照男君）　それじゃ今のところですね、これは後で当然出してもらわなきゃいけないわけだけれども、事務局長としての見解を明らかにしてください。

○選挙管理委員会事務局長（佐久間義信君）　その問題になりますとやはり事務局長というのは委員長の指示のもとに事務的なことを遂行すると、こういう形になっておりますので、そういう立場ではやはりこれは申し上げることはできないと。

○十番（米沢照男君）　それじゃ議長、事が重大な問題ですから、これから個人的な見解も述べられないと、こういうことですから、したがって選挙管理委員会を代表する、そして責任ある見解が述べられる立場の人をここへ呼んでください。

それから市長はまだこういう悪質な選挙違反が公然と行なわれている問題に対しても、はっきりしたこれに対しての見解が述べられておりません。つまり罪の意識が全くないと、こう指摘せざるを得ません。したがって私は選管の見解を質した上でさらに市長の政治的な責任を追求したいとこういうふうに思います。

○議長（伊藤　定君）　終わりですか。（十番議員「選管を出してくださいよ。」）それは今すぐにはできないなあ、人間ですから。これから捜して呼んでこなくちゃならないので。

○十番（米沢照男君）　休憩してくださいよ。市長がみずからこの政治責任を認めて陳謝すりゃ私はこの質問を一時保留して後で選管の統一見解を聞いてもいいんですけれども一向に罪の意識がない今の答弁では私は重大な問題だといっているんですよ。その当事者だと、あなたは。しかも単に事前運動をやっているだけじゃないんだよ。あなたの管理しているこの公営掲示板があなたの私的な選挙に再選したいと、この目的のために使われているんだよ。そのことに対して一言の陳謝もないなんてばかな話はないんだ。

○議長（伊藤　定君）　もっと穏やかにしてください。市長。

○市長（古谷　栄君）　さきほど申し上げましたとおりでございますが、確かにたくさんの公営の構造物がございまして十分な管理をするということにはなかなか手が回らない点がございます。したがいまして管理上の責任もございますするし、またそういうミスを犯さした、犯した団体に対しても注意をいたしまするし、私自身としても申しわけ……その点については管理上の責任について申しわけないというふうに考えております。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　選管を呼びますからそれまで自席にもどってください。

○十番（米沢照男君）　それじゃ選管の責任者が来るまで一時質問を保留したいと思います。

○議長（伊藤　定君）　次に百済勇君の緊急質問を許します。百済勇君。

（九番議員登壇）

○九番（百済　勇君）　私は先般全戸に配付されました「市民のひの」こういう刊行物について市長に御質問をいたします。私は一部の住民の方からこの「市民のひの」なるものの中に写真が載っておる、この写真はどうも一度「広報ひの」に掲載された写真だとこう思う、この点をひとつ調査してくれと、こういうふうに話しが来たわけです。私もさっそく「広報ひの」を調査して見ましたところ全く同一の写真が載っております。このことはいわゆる「市民のひの」とこういうこの刊行物はいわゆる私的なものであると。「広報ひの」というものはこれは公の物であると。これが他の私的なものに盗用されているということは、いわゆる地位を利用した公私混同しているのではないかと。このことに大きな問題があると、こういうふうに私は判断するものであります。このことについて市長はどのように考えておられるか、その点を質問いたします。

○議長（伊藤　定君）　それだけ。市長。

○市長（古谷　栄君）　自分の新聞の写真の点なども詳しくは知りません。ただもし御指摘のようなことがございますれば、これはもうその責任者に対しまして厳重な注意を喚起しなければなりませんと、そう思っております。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　市長はさきほどの米沢議員の質問に対してもそのように述べられております。しかしながら何と申しましてもやはり市長は行政の責任者であります。そうなればですね、たとえ「広報ひの」のいわゆる一部局の担当する業務であろうとも明らかに承知しておかなければならない。これが当然の責任ではなかろうかと、このように私は思うわけです。私がこの写真を調査しましたところ「広報ひの」の昭和四十七

年の二月一日の三百十二号に載っております。これは確かに百草台小学校の写真です。当時私も文教委員をしておりましたので再三現地に行っては見ております。そういうことで指摘されたこの「市民のひの」を見て何だか見覚えがあると、こういうふうな気持で調べてみたら案の定やっぱりそうなんで、要するに広報課でこの写真を貸し与えた、こういうふうに私は判断するわけです。こういうふうに一部課で、目的は何に使用するかはその時はつまびらかでなかったかもしれないが、しかし公的なものをそのような安易な気持で持ち出させるということは何といいましても非常識極まる問題ではないかと。先日森田議員の質問の中で豊田の北口の道路改修の問題に関連しまして、名古屋議員からも質問が出ましたが、あの時もこのようなずさんな管理の中から出てきた問題であると、こういうふうに私は思うんです。このように役所の中が全くもって無秩序と等しいようなことで、しかも市長の答弁としては広範な行政の中だから関知しないと、こういう答弁では私は許されないと、このように私は思うんですが、この点はいかがですか。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　もし、そういう事実がございますればこれは確かに市の行政の最高責任者といたしまして深く反省をしなければならない問題でございます。またよくそういうふうな果たして行動があったかどうかという調査をいたしますが、いずれにいたしましてもその職員が職員だけの責任ではなく、当然私の責任であると深く反省をいたす次第でございます。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　ただいま市長も一職員の責任ではないと、すべては私の責任だと、こういうことも感じておられるようですから、このことについて現物を引き合わせるとか、私もやはり市の職員は一生懸命に毎日の業務をつかさどっていることですからそこまで及ばしたくはないと、こういうふうな気持はあります。そういうことですべての問題について私はここで市長に要望するんですが、さきほどから米沢議員からもいろいろ指摘があり追求がありましたように、選挙ということになりますとややもするとこういう逸脱した行為が行なわれると、このことを厳重に注意をされて今後こういう過ちのないように留意をされるように要望いたしまして私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって百済勇君の緊急質問を終わります。日程第二、一般質問を……

（「議長」「議長ちょっと議事進行」と呼ぶ者あり）

米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　さきほど申し上げましたように私の質問は一番重要なところで保留になっているんですね。私は明らかに選挙違反だと、事前運動だということをいっているわ

けですよ。市長はそれに対して何ら反省の色を見せていない。したがって選挙管理委員会としての見解をただした上でさらに追求したいと、こういっているんですよ。何が一般質問ですか。私の質問が終わってから一般質問に入るという確認があるじゃないですか。確認どおり運営してください。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後二時四十五分休憩

午後五時五十三分再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。暫時休憩いたします。

午後五時五十五分休憩

午後七時二分再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。質問者より選挙管理委員会の統一意見を求められておりましたが、選挙管理委員不在であり、なお休憩中にそれぞれ調整をはかってまいりましたが、一致点をみるにいたりませんでした。以上の調整について長い間、お待たせしたことについて申し訳なく思いますが、来たる十九日に続けて前進をはかるよう行ないたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。なお十九日は午前十時開会です。時間厳守で御参集をお願いいたします。

午後七時四分散会

三月十九日　月曜日　（第八日）

昭和四十八年
第一回定例会

日野市議会会議録第八号

三月十九日月曜日（第八日）

出席議員（二十六名）

一番	鈴木美奈子君	
二番	板垣正男君	
三番	市川芳太郎君	
四番	秦正一君	
五番	滝瀬敏朗君	
六番	池田重太郎君	
七番	林重義君	
八番	谷栄吉君	
十番	米沢照男君	
十一番	西沢保君	
十二番	大柄保君	
十三番	岩沢哲夫君	
十四番	伊藤松之輔君	
十五番	剣持佐吉君	
十六番	杉山寅三郎君	
十七番	名古屋史郎君	
十八番	石川佐太郎君	
十九番	大下博君	
二十二番	滝瀬政吉君	
二十三番	日野源作君	
二十四番	杉山亘君	
二十五番	伊藤定君	
二十七番	清水芳雄君	
二十八番	佐々木昭雄君	
二十九番	正国務君	
三十番	三浦重春君	

欠席議員（四名）

九番	百済勇君	
二十一番	高橋通夫君	
二十六番	吉富繁枝君	
二十番	森田喜美男君	

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君	
助役	葛西正彦君	
企画財政部長	篠崎美雄君	
総務部長	遠藤政之君	
市民部長	赤松行雄君	
民生部長	松村清栄君	
建設部長	中島武男君	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君	
書記	朝倉敏夫君	
書記	武居一茂君	

議事日程

一、常任委員会委員の選任について
二、議案第三九号　日野市議会特別委員会設置及び委員の選任について
三、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について
四、東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙について
五、東京都四市競艇事業組合議会議員の選挙について
六、東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙について
七、日野市農業委員の推薦について
八、日野市消防委員の選任について
九、緊急質問

本日の会議に付した事件
日程第一から日程第九まで

昭和四十八年三月十九日（月）
午前十時開議

都市計画部長	杉本好次郎君	
水道部長	加藤一男君	
福祉事務所長	田中若一君	
病院事務長	成井正夫君	
教育長	永野林弘君	
教育庶務課長	落合豊君	
学校教育課長	松本武君	

書記	川上輝子君	
書記	深海弘子君	
書記補	安原清美君	

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十二名であります。本日の日程及び今後の日程について議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（剣持佐吉君）　今議会はいろいろの問題を含んでおりまして議会の運営が今日まで延引したことについて議会運営委員長としての責任を痛感しているものであります。先刻今後の議会運営につきまして議会運営委員会を開会いたしましたが、その結果、意見一致をみた点について御報告をいたします。今日十九日は引き続いて委員会の構成を行ない、次に米沢議員の質問を行なうことにいたします。この米沢議員の質問につきましては日野市の選挙管理委員会の統一見解が出た時にこれを質問を終了することにいたしますが、もし今日その見解が出なかった時、それは質問を中断いたしまして今会期中に見解を発表していただくことに意見一致をみました。次に明日からでございますが一般質問を九時から意欲的に二十日の日には一般質問を終了したいというのであります。二十一日は休会、二十二日、二十三日は十時から新年度予算議案及び請願を本会議に上程いたすことになりました。二十四日の土曜日は常任委員会を十時から。二十五日は日曜日でありますので休会。二十六日は十時から特別委員会、これが終わり次第に予算委員会に取り組むことということであります。それから二十七日、八日は予算委員会を十時から、二十九日はまとめ、三十日は委員会審査報告で打ち上げ、この日には前に申し合わせましたとおり十時から開会することになります。以上全員一致の意見一致をみましたので報告をいたします。これで報告を終わります。

ことばが足りなかったかもしれませんが、米沢議員の質問は日野市選挙管理委員会の統一見解が出たところで打ち切るというのであります。出ない時には今会期中に見解を出すということでそれが出たところで打ち切ると、こういうことに付け加えておきます。前にそう言ったつもりでありましたが、もし誤解があるといけませんので改めてこれだけは付け加えておきます。以上であります。

○議長（伊藤　定君）　本日の日程及び今後の日程についてはただいま議会運営委員長の報告のとおり決するに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御意議ないものと認め決定いたします。

おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御意議ないものと認めます。よっ

て会議時間を延長することに決定いたしました。
議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後五時五十二分休憩
午後七時五十二分再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
議長の議事の不慣れのために長時間休憩いたしました。おわび申し上げます。（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）
名古屋史郎君。
○十七番（名古屋史郎君）　ただいまの議長の休憩についてのおことばがありましたけれども、私はさっきの休憩から今回までの休憩についてでなく、本日の午前十時の招集が正午までの間、どういうことで何も開かれないでいたのかについて、特にしぼってお伺いしたいと思います。十三時までに各委員会の常任委員会、特別委員会の委員の選任についてという約束事は承知しております。ですから十時から十二時までの間の点について特段しぼって遅れたというか、何にも開かれていなかった理由についてお伺いしたいと思います。
○議長（伊藤　定君）　お答えします。選挙管理委員会においておおむね結論を出すということになっておりましたが、そのことが出ませんので前からの会議の続きもあり、その間において一時までの結局議会構成を進めたいと、こういうことで副議長とはかりましてその間努力した次第でございます。御了解を願います。名古屋史郎君。
○十七番（名古屋史郎君）　選管の結論が云々ということで今、二、三の例を挙げられましたけれどもわれわれは十時から来ているわけですが、その間十一時半、十二時近くまで何の御連絡もなく足止めという形であった点についてはどうお考えですか。
○議長（伊藤　定君）　議長としては当然一時に委員会の名簿を差し出していただくということが決まっておりましたので、その点において良識をもって各議員がおはかりになると、かように考えておりましたし、副議長もおりませんので電話連絡をしておいで願ったと、こういうような状態でその間空費したわけです。御了解を願いたい。
○十七番（名古屋史郎君）　十時から招集して十二時近くまで何の連絡もなしにという形でなく今後お願いしたいということを切にお願いしておきます。
○議長（伊藤　定君）　注意します。
これより常任委員会委員の選任を行ないます。おはかりいたします。選任の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって常任委員会委員の選任はただいま指名いたしました諸君を選任することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。
これより議案第三十九号日野市議会特別委員会設置及び委員の選任を議題といたします。職員をして議案を朗読いたさせます。
○書記（朝倉敏夫君）　議案第三十九号を朗読。
○議長（伊藤　定君）　これより本件を採決いたします。
本件は原案のとおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三十九号日野市議会特別委員会設置及び委員の選任は原案のとおり可決されました。
これより南多摩東部共立病院組合議会議員選挙を行ないます。おはかりいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。おはかりいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。南多摩東部共立病院組合議会議員に杉山寅三郎君、秦正一君、日野源作君

を指名いたします。おはかりいたします。ただいま 議長において指名いたしました諸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました諸君が南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました。ただいま南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました諸君に本席より会議規則第二十六条第二項の規定による当選の告知をいたします。

これより東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙を行ないます。おはかりいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。おはかりいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。東京都十一市競輪事業組合議会議員に池田重太郎君を指名いたします。おはかりいたします。ただいま議長において指名いたしました池田重太郎君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました池田重太郎君が東京都四市競艇事業組合議会議員に当選されました。ただいま東京都四市競艇事業組合議会議員に当選されました池田重太郎君に本席より会議規則第二十六条第二項の規定による当選の告知をいたします。

これより東京都市交通災害共済組合議会議員選挙を行ないます。おはかりいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。おはかりいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。東京都市交通災害共済組合議会議員に池田重太郎君を指名いたします。おはかりいたします。ただいま議長において指名いたしました池田重太郎君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました伊藤定が東京都市交通災害共済組合議会議員に当選されました。ただいま東京都市交通災害共済組合議会議員に当選されました伊藤定に本席より会議規則第二十六条第二項の規定による当選の告知をいたします。

これより日野市農業委員会委員の推選についてを議題といたします。おはかりいたします。推選の方法については指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって推選の方法は指名推選によることに決定いたしました。おはかりいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。日野市農業委員会委員に清水芳雄君、林重義君、滝瀬政吉君を指名いたします。本件についてはただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第百十七条の規定によりそれぞれ退席をしていただきますが、まず清水

芳雄君の退席を求めます。

（二十六番議員退席）

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。清水芳雄君を日野市農業委員会委員に推選することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって清水芳雄君を推選することに決定いたしました。清水芳雄君の除斥を解きます。

（二十六番議員自席に着席）

○議長（伊藤　定君）　次に林重義君の退席を求めます。

（七番議員退席）

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。林重義君を日野市農業委員会委員に推選することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって林重義君を推選することに決定いたしました。林重義君の除斥を解きます。

（七番議員自席に着席）

○議長（伊藤　定君）　次に滝瀬政吉君の退席を求めます。

（二十二番議員退席）

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。滝瀬政吉君を日野市農業委員会委員に推選することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって滝瀬政吉君を推選することに決定いたしました。滝瀬政吉君の除斥を解きます。

（二十二番議員自席に着席）

○議長（伊藤　定君）　次に林重義君の退席を求めます。

（七番議員退席）

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。林重義君を日野市農業委員会委員に推選することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって林重義君を推選することに決定いたしました。林重義君の除斥を解きます。

（七番議員自席に着席）

○議長（伊藤　定君）　次に滝瀬政吉君の退席を求めます。

（二十二番議員退席）

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。滝瀬政吉君を日野市農業委員会委員に推選することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって滝瀬政吉君を推選することに決定いたしました。滝瀬政吉君の除斥を解きます。

（二十二番議員自席に着席）

○議長（伊藤　定君）　これより日野市消防委員会委員の選任の件を議題といたします。おはかりいたします。選任の方法につきましては指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。日野市消防委員会委員に岩沢哲夫君を指名いたします。本件は岩沢哲夫君の一身上に関する事件であると認められますので地方自治法第百十七条の規定により岩沢哲夫君の退席を求めます。

（十三番議員退席）

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。ただいま議長において指名いたしました岩沢哲夫君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました岩沢哲夫君が日野市消防委員会委員に決定いたしました。岩沢哲夫君の除斥を解きます。

（十三番議員自席に着席）

○議長（伊藤　定君）　前日に引き続き米沢議員の質問を許します。

○二十二番（滝瀬政吉君）　議長。

○議長（伊藤　定君）　滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　ただいま議長より米沢君の緊急質問を受けるということなんですが、私どもの見解としますと、選挙管理委員会で結論が出たのちに米沢君の質問を受けるようなふうに承ったんですが、その点がどうもあんまりはっきりしてないようで、議長の見解をお願いしたいと思います。

（「議運の委員長が報告したとおり」と呼ぶ者あり）

○二十二番（滝瀬政吉君）　いいんだよ、それでもう。そうなんだよ、それでいいんだよ。

（「議運の委員長の報告と違ってるんじゃないの、やってることが。」「その辺議運の委員を通じて報告受けてないの、それぞれの会派で。そういう確認できてるんだがね」「きてますよ」「いいんです」と呼ぶ者あり）

○二十二番（滝瀬政吉君）　じゃやらないわけか。

○議長（伊藤　定君）　質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（米沢照男君）　それでは先日に引き続いて質問を再開したいと思いますけれども十四日から今日まで古谷市長、そして住みよい日野市をつくる会を通じて行なわれた市長の、いわゆる地位の利用、そして選挙違反に当然市民からも疑惑を持たれる事前運動が行なわれました。その結果、これだけの長時間にわたって議会が事実上空転したということについては、はなはだ遺憾だと思いますし、しかもその質問、答弁の経過から見て市長は一貫して自分の非を認めない、反省の色すら見せない、こういう態度に終始して、あたかも他人事のようなこの問題での自覚をこの議会で表明をしております。これは当然のこととして心ある市民から糾弾を受けて当然のことだろう、というふうに思っております。さらに付け加えればこの問題が表面化しているさなかに直接のこの問題での責任ある選挙管理委員会が全部もぬけのからという極めて市民から見て多くの疑惑を持たれるような状況があります。私は十四日の午前十時半に選挙管理委員会に問題を提起して管理委員会としての統一見解を即刻出すべきだ、こういう申し出も行なっております。にもかかわらず、その後に選挙管理委員、委員長以下四名とも旅行

に出かけている。極めて無責任な態度だろう、というふうに私は思っております。私は市長の政治責任はあくまで追求していくこういう考えを変える意思は毛頭ありません。あくまでもその政治責任は追求していく立場を貫くつもりでおりますけれどもしかし、今議会はいわゆる予算議会であります。市民生活に直接かかわりを持つ重要な議案をかかえた議会でありそれに誠心誠意審議を尽さなければ議員としての責務を果せない。そういう一面もありますし、そのことを重視しながら、市長がこの重要な問題に対してどのような見解と態度を取ろうともそのことはさておき予算審議に重点を置きその審議に尽していきたい、このように考えております。市長のこの議会での一連の言動と態度に対しては市民の良識の判断、良識ある市民の審判に待ちたいとこのように考えております。そして問題の法的な解明については別途追及をしていきたいと、このように考えております。そして最後に選挙管理委員会が今議会の会期中に統一見解を明らかにするように要求し、また確認して私の緊急質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これをもって質問を終わります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後八時十七分散会

三月二十日　火曜日（第九日）

昭和四十八年第一回定例会　日野市議会会議録　第九号

三月二十日火曜日（第九日）

出席議員（二十四名）

一番	鈴木美奈子君	十四番	伊藤松之輔君	二十番	滝瀬政吉君		
二番	板垣正男君	十五番	剣持佐吉君	二十一番	高橋通夫君		
三番	市川芳太郎君	十六番	杉山寅三郎君	二十二番	滝瀬敏朗君		
四番	秦正一君	十七番	名古屋史郎君	二十三番	日野源作君		
五番	滝瀬敏朗君	十八番	大下博君	二十四番	杉山亘君		
七番	林重義君	十九番		二十五番	伊藤定君		
八番	谷栄吉君			二十六番	吉冨繁枝君		
九番	百済勇君			二十七番	清水芳雄君		
十番	米沢照男君			二十八番	佐々木昭雄君		
十一番	西沢保君			二十九番	正国務君		
十二番	大柄保君						
十三番	岩沢哲夫君						

欠席議員（六名）

六番	池田重太郎君	二十二番	滝瀬政吉君				
十八番	石川佐太郎君	二十六番	吉冨繁枝君				
二十番	森田喜美男君	三十番	浦重春君				

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君
助役	葛西正彦君
収入役	市川晴夫君
企画財政部長	篠崎美雄君
総務部長	遠藤政之君
市民部長	赤松行雄君
民生部長	松村清栄君
建設部長	中島武男君
都市計画部長	杉本好次郎君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君
書記	朝倉敏夫君
書記	武居一茂君

議事日程

水道部長	加藤一男君
福祉事務所長	田中若一君
病院事務長	成井正夫君
区画整理課長	小島久君
教育長	永野林弘君
教育庶務課長	落合豊君
学校教育課長	松本武君
体育課長	長谷川暢夫君
書記	川上輝子君
書記	深海弘子君
書記	安原清美君
補記	

昭和四十八年三月二十日（火）

午前九時開議

一、一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

午前九時四十分開議

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十五名であります。

日程第一、一般質問を行ないます。一の一、老人医療費無料化の所得制限をなくすについての通告質問者板垣正男君の質問を許します。

（二番議員登壇）

○二番（板垣正男君）　質問いたします。今日、老人問題、老人の福祉問題が国民的な大きな関心の的になっております。今日まで老人の福祉対策、政府による福祉対策ということの遅れに基づく老後の不安といったようなものからくる当然な関心でありますけれども、十分な国の施策のないままにきたのでありますけれども、東京都が四十四年十二月に老人の医療費を無料にするという施策を打ち出しまして、それ以後、全国的に医療の無料化が進んでおります。政府もようやく遅ればせながら今年の一月からそれを実施するというところまできております。しかしすべての老人にそれが適用されているというところまではまだまだ至っておりません。そこで私は表題にありますように現在制限されております。所得による制限、これをなくすることが非常に重要な福祉政策の課題の一つである、というふうに考えております。福祉政策だけではなくてほかの問題でも同じですけれども、本来国が行なうべきものでも、それが十分行なわれていないために十分な施策が行き届いていないということから都やあるいは一自治体がその行き渡らないところを補う、こういう施策が非常に重要なのではないか、というふうに考えております。そこで市としてそういう行き渡らないところをいかに手を差し伸べるか、このことが非常に重要なことであり、市民の強く要求するところであります。そこで市当局にその考えがあるかどうか伺うわけですけれども、現在、国と都で行なっております適用者の実情と、そして適用されてない人がどのくらいいるか、というようなところから説明をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。板垣正男君の質問についての答弁を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　お答えします。ただいま板垣議員さんのおっしゃられたとおりでございまして、老人医療制度は、御案内のとおり、昨年七月一日から都で、本年一月一日から国で実施いたしたわけでございます。私ども事務当局としまして、現状、ようやく医療証の交付事務も一段落着いたところでございます。御案内のとおり、今御指摘のございました、さらに本年一月一日から都で年齢の引き下げといいますと現在七十歳ですが、七十歳以下、六十五歳これまで及ぶわけでございます。さらに所得制限の引き上げ現在本人所得三十八

万が八十六万に相成る予定でございます。さらにまた、十月一日から国で所得制限の引き上げを行なう、こういうような予定でございます。現在の制限は扶養五人の場合で所得額が二百五十五万八千六百二十五円が四百九十一万円と、こういうふうに引き上げになってまいります。このような変動の中で御指摘の対象の数字的のものを把握するということは若干困難性はございますけれども、一応推計をいたしたものについて、御説明をさせていただきたいと思います。

まず現行制度、七十歳以上においての所得制限により国及び都の制度に乗らない数と、これらの医療費の額についてお話し申し上げたいと思います。七十歳以上の老人人口が現在二千五百七十七人、現在医療費の医療証の交付人員が二千三百九十七名、こういう数字でございます。内容としまして、本人が社会保険の被保険者である方、これが四十三名いらっしゃるわけであります。この人は本人負担がないわけでして、これらの制限にかからないという方でございます。所得制限により医療証を交付していない者が百三十七人、こういう数字でございます。このことからしまして所得制限によりまして対象とならないものは今申し上げた百三十七人に、これから該当する者いわゆる増加推定をいたしまして百四十三人ということに推計したわけでございます。この百四十三人の推計を現状の医療実態からはじき出しますと、その医療費が五百四十万二千円と、こういう数字が出てまいるわけでございます。この割合は社会保険が百人、国保の方が四十三人、受診率は九一六・六五いわゆる九回ともちょっとということで一件の医療費が九千二百五十四円、社保の場合は〇・五の負担、国保の場合は〇・三の負担割合、この数値は一応都の医療助成の資料を拝借いたしまして推計をいたした数字でございます。もう一度申し上げますと百四十三人が現在の、現行の中での推定人員でこれらに要しますお金が五百四十万二千円、こういうことでございます。さらに進みまして、前に述べました改正が行なわれたと東京都の年齢引き下げあるいは国の所得引き上げこれらのことからその数値を捕え計算してみますと所得制限の引き上げによりまして、現行制度で対象とならなかった七十歳以上の老人がさっき申し上げました百四十三人のうち六十二人が対象になるであろう、こういう推計であります。改正後もなお相当額の所得を有するため対象とならない者が八十一名、言い替えれば約五百万というような所得の方が八十一人おる、こういうようなことでございます。これらの方々に要します医療費がざっと三百六万四千円、こういう数字でございます。それから年齢の引き下げによりまして、新しく六十五歳から六十九歳が加わるわけでございます。今の状況からつかみまして、六十五歳から六十九歳までの人口が、お年寄りの数が千九百四十五人いらっしゃるわけです。この方にそれでは医療証がどの程度交付されるか、これも都の資料を

お借りしまして推計しますと千五百二十二人、七八%の人が当てはまるであろう、とこういうふうに思うわけです。本人がさらに社会保険の被保険者であるんだという方が百二十六人、所得制限により医療証を交付できないものが二百九十七人、パーセントで申しますと、一五・七二%、約一五%ちょっとの方が漏れる、こういうふうな推計に相成るわけでございます。この中にはもちろん商店主で国保の被保険者の方も含んでいらっしゃる。議員さんが当初御指摘になった所得の撤廃とはっきり申しますと所得の撤廃が課題であろうと、そのことについて、市の行政なりでその穴埋めと申しますか、そういうようなことも福祉行政の中で捕えていったら市政の中でよろしいんではなかろうか、こういうような御発言でございます。この二百九十七人というのが議員さんの御指摘の対象に相成ろう、基本的な対象に相成ろう、というふうに考えるわけでございます。さらに進みましてちょっと長くなって恐縮でございますが、このことから六十五歳から六十九歳の老人で改正後もなお該当しないもの、という数字が二百九十七人ということと、それから自然増をプラスしまして、三百三十三人というふうに推計いたすわけでございます。前段申し上げましたこの三百三十三人に対します医療費を計算しますと、千二百五十八万二千円とこういうような金額が出るわけでございます。したがいまして、集約させていただきますと七十歳以上が八十一名、六十五歳から六十九歳までの方が三百三十三名合計しまして、四百十四人こういう方が対象外になるんではなかろうか、というふうに推計されるわけでございます。この四百十四名の方に医療費の数値を掛けまして、金額にいたしますと、千五百六十四万六千円とこういう数字が出たわけでございます。以上申し上げました老人医療助成についての国の施策、都の施策、さらにはこれらに漏れる方で市の行政の中で捕えていくとするならば四百十四名、千五百六十四万何がしの推計の状況でございます。私どもとしましてもこれらの方々の医療助成についてはなお、さらに十分検討をいたしてまいりたいというふうに現状では考えております。以上です。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　かなり詳しい説明があって、現状よく分かったわけですけれども東京都が四十四年に実施してそれ以降今日まで日野市はそれを摘用されていない人、これをどういうふうに摘用できるような施策を行なうか、それを一体どういうふうに検討してきたのか、そこのところをもう少し詳しくお伺いしたいというふうに思います。これまで健康管理手当とかあるいは敬老金というようなことがありますけれども、しかしこれは全然医療費ということとは別なわけですから、この医療費を実施する、無料化を実施するということについてどういうふうに検討されてきたのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　東京都の実施は昨年七月一日でございます。もちろんそれ以前に東京都としてもお考えはあったろうとは思いますけれどもそれは余談でございます。市としましてもこの老人医療助成につきまして実は一昨年、当初私どもとしましても検討をし、市の行政の中で捕えていくべきであろう、といったほうがよろしいのではなかろうか、というふうなところまで検討いたしたわけでございますけれども、東京都が一昨年の時点で来年度、すなわち今申し上げました四十七年に老人医療の助成をするんだというような意見といいますか事業決定がおおかたなされたわけでして、しかもなお国のほうとしても考えておる、こういうような情勢の中ではっきり率直に申し上げますと東京都の施策の情況を一応見守ろう、こういうことでおったわけでございます。その、在来ということではございませんが、市の当時の財政の中から、一応それまでありました老人の手当てをいわゆる健康手当、病気にかかる以前に今御指摘がございましたですがお年寄りの方に気軽に市のお金を若干ではございますけど差し上げまして、病気になる以前の健康管理の面でお役立てできたら、こういうことで健康管理手当の増額をはかっていった、とこういうような次第でございます。したがいまして集約させていただきますと、一昨年、従来より考えてはおったわけでございますけれども都、国の情勢を見ておった、ということも一面あったわけでございます。したがいまして今後、今申し上げました方々については十分研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　これまで三多摩の各市の中でも立川、あるいは府中、三鷹も実施しておりますけれども、これらの市でいちはやく実施しております。私は今の説明によりますと国や都の施策待ちという印象を強く受けたわけですけれどもわずか五百万か、あるいは六十五歳に適用したとしても一千五百万、この程度の予算で実施できるものを国や都の施策待ちということはほんとうにこの老人の医療費を無料にする、老人の福祉を前進させる、そういう考えがなかったのではないか、というふうに私は受け取らざるを得ないのであります。もし、ほんとうにやる気ならつい最近、乳児の医療費を無料にしたように、議会に即決をお願いするということまで実施する考えがあるくらいですから当然それはできたはずだというふうに私は判断せざるを得ないのであります。今日、まだ所得制限をなくする、全老人に対してそれらを適用するという考えがないようでありますけれども、私はこれらの所得制限をなくして全老人に適用するということを即刻行なうべきであるというふうに考えております。最後に私は市長の考えを一言聞いておきたいと思います。

います。これまでやはり実施されてなかったということはただ単に時期的なものや、あるいは予算の関係では決してないというふうに私は判断されるわけであります。市長の考えを最後にお伺いしておきたいと思います。

○市長（古谷　栄君）　確かにお説のとおりだと思います。所得制限をなくすということが理想であることは言を待たないわけであります。そういう態勢でこの問題の処理に当たりたい、というふうに考えております。ただこの際ちょっと申し上げておきたいことがございます。それはですね、老人の医療を無料化した、あるいは無料化するということはたいへんけっこうなことではございますが、医療機関の関係におきましてちょっと問題がある点もございます。実は昨年でございましたか、私ども市立の病院を持っております三多摩の市長が集まりまして、東京都の衛生局長に陳情をしたことがございます。それは三多摩にぜひ都立の老人専門の病院を造ってほしいというお願いに上がったわけでございます。しかし、その際の東京都の態度は非常に消極的でございました。これは衛生局としては、お医者さんとしての専門的な見解があるわけでございます。私どもが公立病院として公立病院の管理者として東京都に老人専門の病院を造ってほしいというお願いをいたしましたゆえんのものは老人の医療が無料化したその時点以来、老人の各市の病院の占床率、つまり、老人がベットに長くいるという占床率でございますが、それが非常に高くなりまして病院があかないわけであります。病床が、ベットがそういう傾向が出てきたわけでございます。つまり、ベット の回転率が悪くなったわけでございます。いろいろ調べたり聞きましたところ、お年寄りがかなり元気になってもなかなか退院なさらない、無理に退院しろというふうなことも言えない、これは公立病院ばかりでなく一般の民間の病院もそうでございます。家へ帰ってもどうも余りおもしろくない。病院にいたい。主としてお子さんのお嫁さんとどうもうまくいかない。家族の者も病院に行っていたほうがいいというふうな、そういうような、まあ率直に言いますと傾向が見られるわけでございます。したがって公立病院にしても民間病院にしてもお年寄りにベットを占領されてしまうとどうもほかの医療にも差し支えるというふうなことから実は都立の専門の老人病院を造ってほしいという要望を私どもは申し上げたわけなんですが、東京都の見解はどうもお医者さんのこれはまあ感覚でしょうが老人専門の病院というのはおもしろくないんだと。やはり若い人も一緒にいてそして若い人が健康が回復して元気になる姿を見るからお年寄りも精神的に非常に勇気づけられるんだと。お年寄りばかりで体のぐあいの悪い人ばかりでいらっしゃると気も滅入ってしまうと。あるいはたまたまお亡くなりになる不幸な事故なども起きる。そういうふうなことで精神的にどうも老人だけの病院というのはおもしろくないんで、やはり都立の病院を造るとすれば普通の病院を造りたいんだというふうなお話であったわけで、私どもは専門家でないもんですからそういう老人医療の現実の問題を捕えることはできなかったもんですから、一応老人専門の病院を造ってほしいという考え方を取り下げざるを実は得なかったわけであります。私どもいつも思うんですけれども老人の医療の無料化をはかると同時に、やはりそういうある程度健康が回復した、あまりお医者さんの手のかからないような老人のアフターケアといいますかね、そういうやはり施設を造ることが非常に必要であると。日野の医師会辺りもそれを切望をいたしておるわけです。医療の無料化もけっこうでありますがそれと並行して会議が、老人ホームといいますか何といいますか分かりませんが、お年寄りのアフターケアの施設を造って病院におられなくてもそこにおられればまず安心しておられるというふうな、そういうことをこれからは真剣に検討すべきではなかろうかとこういうふうに私は考えております。もちろん全老人が所得制限なしに無料化の恩典に浴するというふうな施策をやるべきことは当然であろうと思いますけれども、それと同時にあるいはそれ以上にそういう施設を造ることのほうが重要ではなかろうかと私は考えております。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　ちょっと市長の今の説明の中で意味の良く取れないところがあるんですけれど、各市の占床率が高くなるということは市長が調べたらそうだったということが分かったんですか。

○市長（古谷　栄君）　それは市立のどこの病院でもそうなんです。市立病院の一つの協会のようなものができておりましてそこでそういう傾向があるわけであります。医師会のほうからも何日か前に会長が来られまして、そういうお話をされておりまするし、ですからこれは民間病院といわず市立病院といわずかなり老人の占床率といいますか、ベットを占る率ですね、これが高くなりつつある。つまり長期化していく。ベットの回転率といいますか、そういうものはだんだん悪くなってきているとこういう傾向がかなりはっきり表われておると、こういうことでございます。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　私は最後に意見を述べたいと思いますけれど、たしかに老人の病気というのはそう簡単に直るというようなものではないものが多いと、これは確かだろうと思います。ただベットの回転率が悪くなるということから老人対策を怠ると、あるいは老人の専門病院を誘致する熱意を失わせるということは一体そういうことが理由になるかどうか。私はそういう考えがもしあるとするならば病院経営をやはり企業本意に考えていると老人の福祉対策を本当にやっぱり考えていくという考え

がやはり欠けているのではないかというふうに思います。決してベットの回転率という問題に帰せられる問題ではないはずであります。今市長やあるいは事務当局の説明の中でもまだ市が本気になって全老人にこの医療無料化を適用するという考えは述べられなかったわけでありますけれど、今後こういうことが一日も早くなくされるべきであろうというふうに、私は強くこのところで申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって一の一老人医療費無料化の所得制限をなくすについて、に関する質問を終わります。

次に二の一訪問学級の現況と今後についての通告質問者名古屋史郎君の質問を許します。

（十七番議員登壇）

○十七番（名古屋史郎君）　それでは日野市の現在行なっております訪問学級の現況と今後についてということで御質問いたします。まずは学校教育課長さんにお伺いしたいんですが、訪問学級の現況のあらましについてですね、対象人数、小中学校、それから発足してどこを中心にどういう指導をされておるか、職員数、対象の子供さんの内訳、人数の内訳とその訪問学級に所属されている種類別といいますか、病気でありますとか身体の障害の区別ですね。で、現在まで訪問学級で上げられている教育効果といいますか、教育効果の面ですね。それから訪問学級というんですから訪問を主体に家庭に教師が訪問して行って、いわゆる教育をするということですが、一般児の、というか、普通の学校の生徒の中へ一緒に勉強する機会といった面は現在どういうふうにされているか。訪問だけで一般児と一緒に学ぶ機会が現在取られているかどうかですね。それから訪問学級の運営上ですね、教材ですとか教具、そういった点で不足な点といいますか、こうしてやりたいといったようなお考えを現在のところお持ちかどうかですね、以上の点をお伺いいたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　訪問学級は小学校一つと中学校一つなんです。全都的な立場から見ますと小学校を持っているのは六区十市でございます。中学校は二市、府中と日野だけでございます。これが全都的に訪問学級を実態ごとに述べた数ですが、日野で今小学校で日野一小に訪問学級を行なっているわけでございます。在籍の子供は四名でございます。これは脳性小児麻痺、筋ジストロフィー、日本脳炎の後遺症、脳性小児麻痺の子が二人でございます。で、四人ということでございます。中学校のほうは在籍七名と都にはしておりますが実際に指導対象にしている子は五名でございます。筋ジストロフィーの子が二人でございます。神経症の子が二人で自閉症の子

が一人とこういうことになっています。じゃ指導する先生はどういうふうになっているかと申しますと、これは一応職員の県費負担、教職員の獲得する上では特殊学級扱いになりますのでたとえ五名でも都ではどうしても七名ほしいといっているわけですけれども、強引に取っているわけですが、たとえ七名でも一学級と認定すると、そういうことになりますと特殊学級の場合は一学級の場合二名の先生がつくわけです。そういうわけでして日野一小においてある小学校、ここに二名の先生。中学校は七生中においてございましてそこにも二名の先生がいらっしゃいます。各市、区や市と比べまして日野の職員の特徴でございますが、日野の場合は非常にこういう担任をしたがらないのが今多いわけでありますけれども、大体運動、ことばもはっきり言えないような子も中にはおります。それで一応その訪問学級の教育課程というものも非常にこれは全国的にも歴史が浅いものですから、そういう設けてある区や市が一緒に都立教育研究所に集まりまして訪問学級の教育課程を作っていくと。これは非常に一般児のような教育課程は定めるということはこれはできませんので非常にケースバイケースの傾向が強いかと思いますが、指導要領に即した指導をします。特に日野の場合の特徴と申せることは市のはからいもありまして訪問教師が小型車ですね、乗用車の小さい車を買ってもらいましてそれに乗っかって各家庭を回れるという機動性があるということが言えると思います。それをやっているのは府中市しかないと、後は歩いて回るとか電車で回るとか、バス券もらって回るという形を取っているようでございます。それから中学では非常に筋ジストロフィーの子がいるわけですけれども特にこれは夏一回移動教室、一般児で言う移動教室ですが二泊三日を箱根へ連れて行って宿泊訓練をしている。宿泊訓練と申しますかそういう集団活動をしているということが一つの特徴かと思います。小学校はもう車に乗ってまして相模湖辺りまでは年一回連れて行ってます。特に一小の場合は七小もできた関係で部屋が四つほど空くわけでございます

というよりも一緒に遊んであげるという形な取るのが多いんです。中には自閉症でもかなりピアノ弾ける子が中学にも大いにいますけれども、大体運動、ことばもはっきり言えないような子も中にはおります。それで一応その訪問学級の教育課程というものも非常にこれは全国的にも歴史が浅いものですから、そういう設けてある区や市が一緒に都立教育研究所に集まりまして訪問学級の教育課程を作っていくと。これは非常に一般児のような教育課程は定めるということはこれはできませんので非常にケースバイケースの傾向が強いかと思いますが、指導要領に即した指導をします。特に日野の場合の特徴と申せることは市のはからいもありまして訪問教師が小型車ですね、乗用車の小さい車を買ってもらいましてそれに乗っかって各家庭を回れるという機動性があるということが言えると思います。それをやっているのは府中市しかないと、後は歩いて回るとか電車で回るとか、バス券もらって回るという形を取っているようでございます。それから中学では非常に筋ジストロフィーの子がいるわけですけれども特にこれは夏一回移動教室、一般児で言う移動教室ですが二泊三日を箱根へ連れて行って宿泊訓練をしている。宿泊訓練と申しますかそういう集団活動をしているということが一つの特徴かと思います。小学校はもう車に乗ってまして相模湖辺りまでは年一回連れて行ってます。特に一小の場合は七小もできた関係で部屋が四つほど空くわけでございます

が、現在日野一小の場合月に、学期に一回程度ですが来て遊ばせるということをしておりますがそれは今現在第三幼稚園を使ってやってるわけですが、校長さんの考えではこれは一般の特殊学級だと一学級きり部屋が提供されるわけですが、訪問学級ですから在宅児指導ということですから教室の数には関係ないわけです。たまたま一小に空きますので訪問学級用の部屋を置いてそこに教材教具と職員室を置いたりまた子供が来たら遊べるようなおもちゃ類ですね、置いて一部屋確保したいということを校長さんも申しております。七生中の場合は現在部屋がございませんので一小のような形は取れないんですが、幸い社会教育センターで場所を提供してもらっておりますのでそこで小学校に似たような集団活動をしたいと思っております。教材教具につきましてはたとえば五人でも国と都とそれから市の持ち出しで六十万円の教材教具が買えますので一般の特殊学級に比べてはかなり豊かな教材教具が提供されていると思います。それから特に七生中の入級の時に筋ジストロフィーの子が感想を述べていたわけですが、おそらく生涯学校の門はくぐらないだろうと思っていた子が一般の学校で子供に接触したという非常な感激を述べていたわけですが、そういう意味でできることならばなるべく学期に一回ないし二回でもいいわけですが、一般児との接触をはかっていきたいというふうに、特に中学校のほうにはそういうことは考えているわけです。特に筋ジストロフィーという子は大体これはもう本当に計算のごとく寿命がなくなるという子供さんでございますので知能は豊かなわけです。そのためにも一般児の接触をはかってまいりたい。運営上のことは、そういうことでさきほど一つは七生中に空き部屋でもあればそういう部屋を一つ確保してあげればいいわけですけれども、常時来るということになりますと、これはもう訪問学級ではなくなりますので、身障児学級と、肢体不自由児学級になりますので、これとは対象が違いますので、私ども今、現在できる範囲で一〇〇%できるとは申せませんけれどもかなり訪問学級の効果が上がっていると、そういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　学校教育課長にさらにお伺いしたいんですが現在訪問学級への予算的な補助金といいますか、それはいわゆる訪問学級ということに対しての教材教具ということは今お答えの中にあったように、常時指導は困難な子供さんが多いと。したがって週に二日程度ということですが、校外授業などにも気を配られて非常に楽しみを持たしているといったような非常にけっこうなことですが、この予算をいわゆる在宅児を訪問するというための教材教具ということで支給されているんでしょうけれども、仮に空き教室なり新しく仮の教室でも造った場合にはその予算で買える教材教具が訪問で使う場合の教材教具と、いわゆる一つ部屋を持ってそこで使うという場合と中身というか、品物が若干違ってくるような、持ち運びの点とかそういう点があるんじゃないかと思うんですが。何か聞くところによるとその備品のロッカーですか、備品そのものですか、もの置き場がないと、現在ですね。中学の場合というふうに聞いていますが、それは持ち出して訪問に持っていくようなものもあるでしょうし、中には備え付けるというかそう持ち歩きするもんでもないようなものもあるのかとも思うんですが、その辺ちょっと分かりませんのでさらにお答え願いたいと思います。それから大体今のお答えで分かりましたけれども校外授業も複雑な中身ですからそれぞれのお子さんでの理由というか原因があるわけですから画一的に一つの場所へたまに集めて学校の門をくぐるという一つの希望というか、それを与えてやることは可能だというふうに思いますが、その点は間違いがないかどうかですね。校外授業も連れていくぐらいですからそれは当然だと思いますが、私は質問したゆえんは訪問学級という名前があるから訪問をして指導をしていくだけでは足りないんじゃないかとこういうことを申し上げたいわけなんで、そこで今の予算の教材教具というそういう学級に対する備品の点についてお伺いしたいのと、それから週二回ぐらいの訪問プラスですね、学校へ行く日という、それは個々のお子さんによってこれまた違うと思いますけれども、その可能性といいますか教育的な意味も含めてその意味といいますか価値というかについて課長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　教材教具は主として持ち運べるものと教室に置くものとあるわけですが、訪問学級ですから主体はなるべく家庭へ持っていけるものが中心になるわけですが、予算的にはどうしても学校へ置かざるを得ないというもんもあります。そういう点で私どもは都、国のほかに市側にお願いしましてかなりの整備をしているわけで、そういう点での私は不足はないと思っております。

それからまた経常費にも掲げてあります。

特にそういう宿泊を伴う行事は全額公費で負担しておりますし、かつそういう子供さんですから教師二人ぐらいではだめなんでして、必ず介添者、介助者が必要なわけですが来年度の予算にはそういう介助者の費用も入れてございますので、その点では父母が伴わなくても、そういう介助者と先生でできるんではないかと、そういう点で特に豊かにしてもらっているということは言えると思います。それから訪問学級の場合二時間で週二回ですが、これは一般学級の感覚でお考えになるとたいへんな間違いになると思います。これはそこに行っていく、指導をする教師のものすごくこれはまああらゆる総力を傾注、その子供と対決するわけです。これは普通児を二時間教えるような感覚でお考えになるとたいへんな間違いに

なるわけです。非常に重労働といってもいいと思います。その子にとっても長くやったからそれで効果が上がるというものでもないと思います。特にもっとも医学的な立場でやはり週二回ぐらいが限度であろうというわけですけれども、それ以上になったらこれは特殊学級にきますのでそういうことも健康上の理由特に医学的な立場も考えておりますので、そういう点でまた来る指導する教師の仕事の量ですね、そういうことも考え合わせて大体二時間、週二回ぐらいが限度であろうと。特に訪問教師の人は土曜日は授業に行かないわけでして、定休日であるというぐらいに都では優遇策を取っているわけです。以上です。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　続いて教育長にお伺いしたいんですが、今の学校教育課長のお話でまだ東京で六区十市ということで特に中学校の場合は府中と日野ということでテストケースの段階だということは良く分かりました。現況そういうことですけれども将来的に現状のまま訪問学級、名の示すとおり訪問を充実するその効果をより上げていくということに全力を上げていかれることだろうと思いますけれども、さきほど申し上げたように私はその中に一小の場合はたまたまそういうことがあったので事情が四教室分ということがあったので、その中でその指導の先生が可能な範囲でそこを利用してたまにはその訪問学級の形を学校へ生徒を寄せるという形を取られるふうにえられたことを非常に喜んだ、非常に誇りをもって喜んだということを特に研究課題として発表しておりましたが、これは教育の根本的な問題だと思います。だからできるだけそういう恵まれない子供の教育を、手を差し伸べてない子供たちの教育をやるのが非常に大事なことだと、予算も伴うことですし、もっと研究するようにしていきます。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　教育長の訪問学級の生徒に対する教室の必要性というか、教育的な効果からすればたいへんな励みになるんでけっこうなことだと、予算的にも大した額ではないだろうし、前向きに検討すべき問題だと、こういったような御返事がありましたので私は市長にも通告申し上げてあったんですけれども、ただいまの教育長のお答で最後に要望を申し上げてこの質問を終わりたいと思います。先般町田、立川などで一般の保育園に身障児を一緒に保育できるように措置を取ったということが新聞で報じられております。この問題と訪問学級の生徒に教室を特設といいますか、作るという問題とは若干違うと思いますが精神の上では希望を、より希望を持たせるという意味では全く同じではないかと、こういうふうに考えます。教育長のおっしゃるように常時自分たちの教室ということで毎日通ってくるという形じゃありませんので、現在一般の生徒の中でも教室が足りないという現状もありますので、できる範囲でその子供たちが喜んで自分たちの教室と呼べるのを造ってやることが福祉行政といいますか、国や都の責任ということもありますけれども、市の段階でもけっこうできることだと、それは身体状況の問題もあるのでそこは指導の先生の判断の中で一カ月に何べんというふうに決めるということじゃなくて、非常に疲労上の問題を克服しながらそういうところを利用して教育をしてやれれば非常に希望が高まっていくと、こういうふうに思いますので、市当局もその方向で早いうちにその実現方を努力されるように希望いたしまして質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって二の一、訪問学級の現況と今後についてに関する質問を終わります。

次に三の一、入院助産制度の適用範囲をひろげることについての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

（一番議員登壇）

○一番（鈴木美奈子君）　入院助産制度の適用範囲を拡げることについて質問いたします。この助産施設への入所の措置について児童福祉法の二十二条に市長及び福祉事務所を管理する町村長は妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないと認める時には、その妊産婦を助産施設に入所させて、助産を受けさせなくてはならない。但し附近に助産施設がない時にはやむを得ない。そういうふうに載っております。日野市も入院助産制度を市立総

合病院で実施しておりますけれども、この趣旨が生かされておりません。福祉の窓口に申し込みにいきますとそこでよく事情も聞かずにまた法律ではこうなっているからということではねのけられて、またようやく入院すればいやがらせを言われる、そういう事情です。またこの問題について予算決算の審議ではいつもこのことがかなり討論になります。もっとわくを拡げられないかとか、指定病院を殖やしたらどうかとか、そういうかなりの討論になりますし、また四十六年度の予算案についても付帯意見が付けられております。ボーダーライン層については配慮し、わくを拡げるように、そういう付帯意見が付けられましたけれども、この一年間の実績を見ましてもこの趣旨が生かされておりませんし、むしろ前よりも人数が減っております。そして今年の予算を見ますと、四十八年度の予算を見ましても昨年と同額になっております。

それでまず最初に四十六年度、四十七年度の助産施設への入所の申し込み数、それから措置を受けた人数それを一点と、もう一点は福祉の窓口に市民が申し込みの手続きにいった時にどういう説明の仕方をして市民に接しているのか、その二点についてまず質問いたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　お答えいたします。入院助産制度の問題でございますけれども、ただいまお話のとおりでございまして、児童福祉法の二十二条によります機関委任事務でございます。法を受けて市におきましては助産施設入所措置及び費用徴収規則という規則を作って定めてございます。内容自体は基本的には国あるいは都の基準にのっとったことでして、市の段階で左右すべきものではございません。ただその中で経済的理由の中で所長の特別裁量行為があるということでございますけれども、この特別裁量行為と、特別理由といいましても疾病、あるいは失職、離婚ないしは死亡と、こういうようなもちろん天変地変の場合の御不幸もあろうかと思います。そういうふうな特殊なケースの場合でございます。なお人員の制限といわゆるその対象者を制限しておるというようなことの強調のようでございますけれども、全く人員を制限していると、こういうことはございません。このことについてはたびたびお答えをしているわけでございます。したがいましてこの本旨から申し上げまして発生主義のたてまえをあくまでも取っております。ということで要件が満たされている限りは取り上げてまいっておるわけでございます。本年度に対して来年度の予算計上は同額であるんだということでございます。これまたしかりでございます。一応予算のめどでございます。発生主義のたてまえから多くなればそれに従って予算を載せていくと、こういう原則でございます。四十六年度四十七年度の状況でございますが、四十六年度の実績としましては国分寺の病院に二件、仁和会に二件、芦川病院に五件、市立病院で十七件。四十七年度におきましては仁和会が二件、芦川助産院も二件、市立病院が十一件、現状十五件でございます。そういうような状況でございまして、御指摘がございましたですが、おことばを返して恐縮でございますが、全くそういうことは考えておりません。この国なり都の基準に当てはまる方であるならば私どもは取り上げてまいるということが基本的な考えでございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　一つ落ちてたんですが、窓口での説明の仕方。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　窓口の説明の仕方でございますけれども、私が直接窓口で受けてやっているわけではございませんですが、地域の担当のケースワーカーがそれぞれ受け持ってやっているわけです。したがいまして基本的にはこの原則に従っていわゆる所得、所得税の関係、市民税の関係、これらのことから事情をお伺いし、ケース。バイ。ケースがある場合はやはり十分考えてやっておるわけでして、決して冷たい扱いはしていないというふうに私は信じております。なおまた今後もそうであろうと、そのように私どものケースワーカーにおいても常時指導はしておるつもりでございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　今のお話ですと、国、都の基準に当てはまればやるということですけれども、これはその市の人口とか財政とか、そういうことで決まるのか。たとえば東村山市、これは四十六年度の予算で五十人分組んでおります。それから八王子では人口も日野と、かなり倍以上ありますし、予算の額も違いますけれども八十人分組んでおります。そういうのをみますとかなりそこの市でできるんじゃないかと思うんですね。そういうことがありますのでその点一点と。それから窓口のことですけれども、ケースワーカーがそれぞれ当たっているのでよく分からないということですけれども、私が聞いた範囲では昨年ですけれども、所得税の九千六百円以下の課税世帯がこれは当てはまるわけですけれども、ちょうどその時御主人が病気で奥さんは妊娠してもうすぐ出産、そういうことで生活保護を受けようかどうか、そういうふうに悩んでいたわけですけれども、生活保護だけは何とか受けないでそれで入院助産ということで行ったんですけれども、たまたま九千七百円だった、そういうことで窓口でその場で、法律は九千六百円以下だから受けられませんということがあったわけです。それからもう一件は申し込みに行きました。そうしたら市立病院へあなたがいってベッドが空いているかどうか聞いていらっしゃい。聞いて

空いていたら入れてあげましょう、そういうことを言われたわけです。日野市は市内循環バスもないですから妊娠五ヵ月や六カ月の人がバスに乗ったりまた電車に乗ったりして市立病院まで行って聞いてきてまた福祉にもどってくる、そういうことはやはり市のほうで電話を一本掛ければベッドが空いているかどうか分かるはずだと思うんですね。そういうことがあったわけです。それでこの方はその後すぐに立川に引っ越ししましたので立川のほうではすぐに手続きして立川の病院で生みました。助産施設ですけれども。そういうことがあるわけですから。窓口で押さえられてしまうわけですね。ですからもう少し窓口に当たる方がていねいに市民に接してほしいと思うんです。そういうことがあります。その人数についてもう一度お伺いします。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　四十八年度の二十五名の予算計上でございますけれども決して御心配はございません。このことについては重複しますけれども、くどいようですが、あくまでも足りない場合には補正でやってまいると、なお今御指摘の点でございますけれども、そういうことがあったとするならば十分気を付けまして暖かい福祉ということで進んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　昨年度の、四十七年度の予算の時にも、足りない時には補正を組むからということで予算が計上されましたけれども、実際には十五名ですね。そういうことを考えますと今ここではだいじょうぶですといっても実際にその趣旨が生かされなくて、それでたとえば入院しますとどうして入院助産を受けたんですかというふうに聞かれるわけです。それで入院助産を市民に知らせたら困る、同じに入院しても私はあまりお金が掛からない、私はうんと…今掛かると六万から七万くらいお産の場合掛かるわけです。そうすると市民の間にも差別がつくからなるべく入院助産を受けたということを知らせないでほしい、そういうふうにいわれるわけですね。そうするとせっかく赤ちゃんが生まれてほっとしてもそこでいやな気持になると思うんです。入院助産という制度はほんとうに生みたくても生めない、そういう事情にある人、そういう人のためにある制度ですからやはりもっと窓口、それから入院しても血の通ったような接し方で接してほしいと思うんです。それで今市立病院は非常に産婦人科が、産科が多くて普通の方でも入院申し込みにいっても断わられるということがあります。特に入院助産だとなおのことはねのけられるということがありますので指定病院をもっと殖やす必要があるんじゃないかと思うんです。日野のほうもほかの国分寺の病院とか多摩の芦川とか、立川なんかにも、入れない場合にはそちらのほうに入院するような措置を取っておりますけれども、助産施設ですと普通の健康な方

だといいんですけれども、もし万一生まれる時に病気でも起きると命にかかわるということで妊産婦さんもちょっと心配する面があります。ですからちゃんとした病院を殖やす、そういうお考えがあるかどうかお聞きします。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　指定病院の増設といいますか、指定病院が殖えることは御指摘のとおり市民のために全く喜ばしいことでございまして、私どもも平素の努力はいたしておるものでございます。御案内のとおりいわゆる病院で医療法さらに児童福祉の施設の最低基準、こういうような関係の法律のほうにもあるわけでして、しかもなお病院経営という中で今、前段申し上げたような理由の中から若干の制約があるわけでございまして、率直に申し上げまして病院でこの指定を取るということは積極的ということは言えないんじゃなかろうか、これは私どもの推察でございますが、まことに消極的であろうというふうに思うわけでございます。そういう意味からなかなかこの指定を受けていただけないというのが実態でございます。ただ御指摘のとおり市民のためには一つでも多くの指定病院があることがいいわけでございますので、今後ともさらに努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　もう一つ、さきほどの人数の決め方、それを説明してください。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　比較されました東村山市、これは人口若干私どもより低いですけれども財政指数を御覧になればすぐ分かるとおり、いわゆる市の担税能力というのが非常に低いわけです。したがってことばが悪いかもしれませんが困窮者が非常に多いそういう比較対象する場合に同格というのがなかなかむずかしいわけで単に六十人、日野より多いということだけでは比較対象に欠陥が私はあるんじゃないか、ということは言い替えれば担税能力との比較が即交付税対象になるわけですから、東村山は何億という補助を受けている市ですから、したがってそういう生活程度といいますか、そういうものが非常に低いから対象者が多い、こういう数になろうかと思います。

○一番（鈴木美奈子君）　八王子は。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　八王子も日野からみますといわゆる財政指数は低いわけです。なお人口も日野の倍以上ありますから当然そういう数字になろうかと思います。

○議長（伊藤　定君）　鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　それではこの入院助産がせっかくある制度ですし、また祝福されて若い人たちがどんどん結婚して子供が生まれてもある程度何年か経った方はあまり受けな

いようですけれども、若い夫婦にこの入院助産を受ける人が多いわけですね。それで生まれて後でほんとにあの時入院助産を受けてよかったといっております。そして今だったら分割でも払っていかれるからそういう制度にしてもいいわねという方もかなりおりました。そういうあれで児童福祉法とかそれから母子保健法というものは子供たちがこれから健やかに育ってそれから子供たちを守っていく、そういう制度だと思うんです。それで厚生省の発表によっても乳児の死亡率が非常に高い後進国並みといわれておりますし、またずっと生き残った子供たちも公害、そういう社会的な病気の中でなかなか健康に生きていくということがむずかしい、そういう状況です。ですから国のほうでもう少し出産の報酬の単価基準それを上げていかないと、それから措置費の増額それをやっていかないと引き受ける助産婦さんのほうでも赤字になるから入院助産の制度を引き受けるのは困るということをいうわけですね。ですからそういう国とか都は、都は十分の一、国は十分の八措置費出しておりますけれども、非常に費用が単価が低いためにそういうしわ寄せがきているわけです。ですからそういうものをもっと働きかけてまた市民の要求がなかなか実現できない狭いわくの中で縛られているために受けたくても受けられない、またせっかく受けても中で差別があるから市民に知らせるなとか、そういうことをいわれないようなそういうふうにこれからしていかなければならないと思うんです。それでぜひ今後指定病院を殖やしてまた人数のわくも、もっと広げるようにして、新しい命が生まれてくる、そういうことに対して心から喜べるようなそういうことに方向にいってほしいと思うんです。それではこれで私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって三の一、入院助産制度の適用範囲をひろげることについてに関する質問を終わります。

次に四の一、教育諸条件の改善と施設の一般開放についての通告質問者米沢照男君の質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（米沢照男君）　教育諸条件の改善について質問をいたします。毎年教員組合の日野地区教から数多くの諸要求についての請願が出されてきております。しかしその教育諸条件を改善していくための諸要求がその後どのように後追いされ、改善が追求されているかという点をみてみますと、ほとんど目立った改善の跡が見られない、これが実情ではないかというふうに私は思っております。教育の施設、教育諸条件の改善、これは古谷市政四年間の中で特に強調されてきた重要な施策でもありましたけれども教育現場の要求が具体的にどのように改善され、問題の解決がはかられてきたのか、という点でみてみますとまだまだ多くの問題が未解決のまま放置されているのが現

状であります。そこで私は質問をしたい内容として昨年の十月に地区教から五十一項目にわたる予算要求が提出をされております。この具体的な要求に対して教育委員会が四十八年度でどれだけ改善をしていこうとしているのか、その内容についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君の質問について答弁を求めます。教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　お答え申し上げます。米沢議員さんの御質問のとおり昨年教職員組合から四十八年度予算編成に対する要望事項というものが五十一項目にわたって私のほうにまいってきております。各学校のそれぞれの特殊事情をも含めたものでございまして、全校統一した要求というものではございません。そういうために五十一項目という細かいものになってるわけでございます。そこで大きくA、B、C、Dまた一のA、B、C、D、それから二、三、四、五、六のその他まで大きく分かれておりますので大体この線に沿ってお話し申し上げたいと思います。

最初の施設設備の充実という問題でございますが、この問題につきましてはやはり一番大きな点はプレハブ解消でございます。プレハブ解消につきましては、従来から相当の予算をいただきまして新増築を重ねてきているわけでございますが、残念ながら一挙にこれを解決する、解消するというところまではまだまいっておりません。しかし、年々の児童の増加よりも新増築による効果が出ておりまして、例えば四十七年のプレハブの状況を見てみますと、普通教室で使っているもの、あるいは特別教室で使っているもの、あるいはその他管理室等で使っているもの等のプレハブを含めますと、四十七教室のプレハブを使っているわけでございます。ところが四十七年度で第七小学校、あるいは第四中学校の新設、また第三小学校、第八小学校、第一中学校の増築等が完成いたしますと、実際に子供の数は小学校で五、六百名以上殖えるわけですけれども、プレハブの数はただいま申しました総計で申し上げますと、四十七が三十になるだろう、このように考えております。実際にできる教室数というものは相当数ができるわけでございますが、年々児童、生徒数が増加しておりますので、教室が新たにできた分だけは減ってこない、こういうことが現状でございます。そのほか、ここに書いてあります児童会室あるいは生徒会室の設置、という問題につきましても、現況ではなかなか施設の基準面積が低かったりという財政的な面もありまして、一挙には解決できないので今後の問題としてやっていきたいというふうに考えておるわけでございます。なお、四十八年度におきましては、国の補

助基準が平均二割アップされる予定になっております。まだ細かい基準が国のほうでできておりませんので数字的なものは申し上げられませんけれども例えばのお話で申し上げますと十二学級の小学校の基準というのは大体二千平米ぐらい、おおよそでございます。二千平米ぐらいということでございますが、日野市が十二学級の新設校を造りますと、約三千平米の建物を造っております。第七小学校が約三千平米でございます。そういたしますと、約千平米の市の持ち出しがあるわけです。国の基準が平均二割アップになりましても国の基準が二千四、五百平米ということになりますので、それでもまだ日野の実際に造っている基準よりも低いということでそれ以上の新増築については、全額が持ち出しになる、こういうこともありまして非常に苦しい状況でございます。ただ従来よりも幾分よくなるという前向きの姿が出ておりますので、将来、こういう小部屋等につきましても努力を重ねていきたいというふうに考えております。

それから教職員の働きやすい施設、設備というふうなことで職員室を広くしてほしい、職員の更衣室を設置してほしい、休憩室、あるいは事務室、いろいろ出てございます。やはりこれもただいま申し上げましたことと関連するわけでございます。更衣室につきましても新設校については造るようにしておりますのでよろしいわけですが既存の学校につきましてはいわゆる専用の更衣室がない、ある部屋の一部をロッカー等で区切って使用している、こういうふうな学校も現状ではあるわけでございます。事務室につきましても同様のことが言えまして新しい学校では専用の事務室を造っておりますが古い学校ではそういう施設ができておりませんので、事務室が職員室と同居をしておる、という小学校もございます。中学につきましては、当初から職員室と事務室を分けて造っておりますので、問題ございませんが、小学校ではまだそういうところもございます。ただ増築した段階でそういう小部屋を考慮して増築をするという考え方で進んできておりますので一部の学校については、だんだんに改善ができてきている、ということが言えると思います。例えば第三小学校につきましても二階に渡り廊下が通った関係で一教室の半分が廊下になり、半分の小部屋を事務室に学校では使う、こういうふうな措置も取れてきておるわけであります。

次に運動施設の整備関係でございますけれども、プールの浄化装置の問題が確かに先生方から非常に強い要望がございます。これは東京都の補助金を目当てにして予算を計上し、実施してきているわけでございますが、東京都が最初にこの浄化設備をつけてくださったのは、四十六年度でございまして、全都で十基分です。十校分の予算がついたのが最初でございます。その中で日野といたしましては七生中学校をおかげさまでいただいたわけでございます。次の四十七年度につきましても同じく全都で十校分の予算が東京都で取れました。これにつきましても、

非常に難しかったのでございますが、第三小学校をいただきました。なお、秋になりまして東京都のほうで多少の余裕がありましたので特にお願いして、第五小学校をいただきました。四十七年度は二校をやらしていただいたわけでございます。残りにつきまして、四十八年度の東京都の予算を見てみますと、まだ議会でたしか可決はされてないと思いますが、やはりこの循環装置は二十基分です。二十校分です。全都で…。ですからこれも相当いただくのは苦しいことでございます。まだ日野では小学校六校、中学校二校に施設されておりませんので、何とか東京都のほうにお願いして一校でも多く補助金を下さるように努力していきたい、このように考えております。それからプールの更衣室につきましても、できればそういう工事との関連の中で改善をはかっていきたい。そのほか運動場の散水栓の問題につきましては、従来の学校でできてる学校は幾つもないわけでございますが、新設校からは整地工事の中で含めていきたい、ということで第七小学校、あるいは第四中学校については散水栓を置くようにいたしました。そういう関係で既存の学校についても将来は逐次やっていきたいと考えておりますし、ことに第七小学校で今年植えます芝生の成績がよければ次第にこれも全校に及ぼしていきたいという気持ちでおりますので、その段階では、やはり散水栓がどうしても必要になってくる、こういうこともありますのでそれらの関連の中で考えていきたい、このように思っております。また、校地拡張の問題も出ておりますが、これはやはり土地の買収といいますのは地主の関係がございましてなかなか難しい点がございますけれども、今回につきましては第四中学校はすでに四十七年度開校する前に建設しておりますし、第七小学校につきましても四十八年度予算に要求中でございますので、これも御希望が十分かなえられているんじゃなかろうかというふうに考えてお る次第でございます。それから特別教室の整備関係でございますけれども、これもいっとう最初の施設の新増築と関係するわけでございまして、国の基準も上がってきたという段階ではぜひとも早くこういう点を解消していきたいというふうに考えておるところでございます。視聴覚室等につきましても従来は国の基準になかったものが今度は学級数によっては入ってくるというふうな話も聞いておりま

すので、そういう中で考慮していけるんじゃなかろうか、というふうに考えております。

それから大きな二番目になりますが、学校関係職員の増員の関係でございます。用務員を学校規模に見合うように増員することということでございますが、従来からも要望がいろいろございます。用務員につきましてもございましたが、日野では小中とも一校二名、学校規模に関係なく一校二名の用務員を置いております。これは二十三区の場合には学校規模に応じて増員をはかるような基準ができておりますけれども、三多摩二十六市につきましてはまだまだそこまでいっておりません。一校一名という市もかなりあるわけでございます。青梅市にいたしましても、府中市にいたしましても小平市にいたしましてもかなりの市でまだ一校一名でございます。そういう中で、日野市はもう十年以上前から一校二名という制度を取ってきております。なかなか職員を増員するということは難しい点がございます。

私どものほうでは四十八年度予算に学校の用務員の文書の交換便を廃止するということで委託に切り替える予算を要求してございます。毎日自転車で遠くの学校からですと、相当の時間をかけて交通の事情の危険の中を来るわけでございます。毎日そのために二時間ないし三時間近くのものが割かれてしまっている。用務員の学校での仕事ができないだろうということもございますので、そういう中でそれをやめて委託に切り替えることによって学校での用務員の本来の仕事ができるようにしたい、このように考えております。また、便所清掃につきましても週一回業者に委託するという予算も新たに取りましたので、こういう点でも用務員の労働が別の面に回っていくということも十分考えられるわけ

お礼申し上げてる額はよく言えばきりないわけですがそういうつもりでおります。

それから市営の教職員住宅を設置してほしいということでございますが、過去は知りませんけれども、現在日野の場合は教員の希望はかなりの倍率でございます。そういうわけでございまして、過去のように十年ぐらい前をたどってみると日野の場合は優先配当地区だったようですね。教員は他地区で早めにやらないと教員が集まらないという地区であったようですが、今はほとんど二十三区のB地区、その次A一地区というのがあります。それからA二地区というのがあります。その中間の地帯、全都的に見て中間地帯であります。年々日野に入りたいという希望が多いわけです。ただ問題は他府県から就職してくる新卒の教員でございますけれども下宿なり校長さんが見付けて住まっているわけですが、市営ということならばまた別な観点でがかつては都営の教職員住宅というお話も組合から持ち出されたことがありますが、それは結局日野の教職員優先ということにできませんので、多摩全地域から入れるという形にしないと妙味はないということで現在はちょっと私どもは無理ではないかというふうに考えてございます。

教職員の健康診断の内容を充実するということでございますが、これは県費負担教職員につきましては、これは都が費用出してやるわけですから都の決められた範囲でやるということでございます。

それから次に副読本のことでございますが、これは従来どおり小学校三年には私たちの日野という副読本を無料で差し上げていたわけですが、来年度から中学校一年にやはりこの私たち日野をもっと中学生的に資料的に書いた副読本でございますが、日野郷土ということになりますか、そういう副読本を全員に中学一年生ですが、今後あげてまいりたい。ただ後、副読本と申しましても道徳であるとか、体育であるとかあるわけですが、これは研究し今後努力してまいりたいと思います。子供たちが使うノート、ハーモニカ、粘土とか、そういうもの一切、公費にしてほしいということでございますが、やはりこれは受益者負担と申しますか、実際に教育課程に即して使うものはこれは公費であげてるわけですが、特に全都的な見地から考えていかねばなりませんものですから、現在は無理であろうと思います。それと関連しまして一年生に入学する時に大体四、五千円学用品はかかる。それを公費でしてほしいということですが、これも現在の時点では無理だと思います。

それから通学の際、電車やバスを使う子供に交通費を払ってほしいということでございますけれども、これは国で補助対象になるのは小学校で申しますと、四キロ以内中学生だと六キロ以内は国庫でも補助対象にはならない、私どもはそういう観点からしても交通費は払うことができないと思います。

それから最後でございますが修学旅行とか遠足、校外学習の費用を公費にしてほしいということですが移動教室は特に市も力を入れてるということでなったわけですが修学旅行は戦後からずっと、むしろ戦前から続いているものですがそういう非常に学校とか教員の間になじんでいる勉強だと思いますが、そういう意味で積み立てをやってるところがほとんどでございます。今後の課題にはなろうと思いますが、私どもは当面移動教室に焦点を置きたい。遠足、校外学習、こういった修学旅行もそうですが、要保護、準要保護は全額公費でやっておりますので生活にお困りの方はそういう点では影響ないと思います。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　体育課長。

○体育課長（長谷川暢男君）　それでは続きまして五番目の社会教育の充実をというような内容の中で八点ほどございますので私のほうからお答え申し上げたいと思います。内容につきましては昨年から一部規則を替えまして入れました学校プールの解放という内容が重点的でございます。特に社会教育の立場に立ってプールの実施期間を殖やせというような問題があるわけでございますが、この問題につきましては教育委員会の学校教育のほうで使用する指示日数がございます。その日数以外空いている日にちを社会教育の立場で体育課といたしまして学校からお借りして一般に開放するというような考え方でございますので日にちにつきましては現状殖すことができないとい

うふうに考えております。

次の指導員の問題、管理員の問題、これは昨年に比較しまして増員の要求でございます。これは昨年の第一回目の実施の内容、そういった内容を把握した中におきましては当然指導員、管理員につきましてはこの程度必要であろうというような考えの中で本年度、四十八年度当初予算に計上し、またこれから審議をお願いするわけでございます。指導員と管理員の手当ての増額につきましては、おのずから管理員、指導員だけではなくして全般的の諸経費等の値上がり、あるいは人件費が上がっておりますので昨年より増額されております。増額の計上をしてあるということでございます。

指導員の養成のための手当を請ずること、というふうに要望が出ているわけでございますがこれは特にプールの指導員という意味であろうと私、解釈したわけでございますが、しかし社会体育課の立場におきましては、各指導員が非常に不足しているというような現状の中におきましてはプールだけでなくして全般的な指導員の養成をすべきだというような考え方の中で本年の予算の中で手当てということでなくして、そういう制度を設けてるということでございます。その次のやはり学校プールの開放に伴いましての父兄の市民の監視役に何らかの手当をというような問題でございますが、昨年は第一回で指導員も管理員も少ないというような立場の中で運営協議会にお願いし、

たしか各学区の中で水泳の補助員をお願いしたわけでございます。そういう中の要望でございますし、また昨年の実施の状況の中におきましても人的にも参加人数を把握し、本年の指導員を三名管理員を一名おけば可能であるというような立場の中で父兄に対する手当につきましては現状におきましては私のほうでは考えておりません。また児童生徒のプールに入るのに健康診断の充実ということでございますが、これは特に心電図の問題があるわけでございます。昨年学校の小学校一校、中学校一校につきましてはこれは健康管理の中におきまして、心疾患の検査を実施したわけでございますが、非常に好評である、また必要性もあるというような現状の中では、本年度四十八年度の当初予算の中で、全校の児童生徒を対象とした健康管理と合わせまして心疾患の検査をやっていきたいというふうに予算計上をしているわけでございます。なお指導員、管理員につきましてはこれは学校の先生という考え方もございますが、一般市民からもお願いするということでございますので当然雇い上げの時点におきましては健康診断、そういったものを必要といたしますので別個には心電図の問題は配慮していないということでございます。

プールの事故に伴いましての保険制度の問題でございますが、この保険制度につきましては学校のプール開放だけではなくしてやはり市民プールと合わせまして当然必要であろうということで、新年度予算の中に考えて計上さしていただいているわけでございます。

最後にウイークデーの放課後の校庭開放ということでございますが、ただいまの現状の中に小中学校の校庭を開放しているわけでございます。これは規則にきめられた日曜日、祭日という中でございますが、まだまだ小学校の遊び場開放は利用度が低いというような反省の中におきましてわれわれとしても十分反省をし、P・R・をし、もっとより以上に効果を挙げていかなければならないと思っております。そういう中でウイークデーを開放してもまだ非常に学校との多少問題もございますし、そういう中では日曜日、祭日を中心とした開放に重点をおき、P・Rにつとめていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤　定君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　それでは最後の大きな六番目、その他の項目について簡単に御説明したいと思います。一括購入制度を改善するということという御要望でございます。日野の場合にはよその市と比べますとだいぶ違っておる点がございます。非常にどちらかというと進んでいるやり方というふうに申し上げていいと思いますが、まず貯蔵物品という制度がございます。経常使う事務用品、用紙類等につきましては市のほうで常時買ってありまして伝票を出すだけでそれが学校の手元にいくと。一週間に一へんずつ学校に配達を市のほうでしてくださる、こういうふうな制度が一つあります。

それからもう一つは単価契約制度というのがございまして、百数十品目にわたりまして業者と学校で使ういろいろな、いわゆる消耗品類でございますが、これを業者と年度当初に単価による契約をしてしまうわけです。そうしますといちいち学校で契約行為をしないでもそれに載っている百数十品目につきましては電話一本で必要数量だけを業者に注文することによって納入されると、こういう非常にいい利点があるわけでございます。

それからもう一つは学校長に委任しております契約の権限。昨年年度途中までは五千円でございましたが市長部局との関連で二万円までに広げてございます。学校長の権限を二万円以下ということで五千円から二万円までにしておるわけでございます。そういうことと、それから資金前渡制度と申しまして緊急に学校で必要なものについては一万円以内で現金を学校長が請求をして学校にもっている、緊急に必要なものはその中で現金で買えるとこういうふうな制度を採っております。ただ一番問題になっておりますのは児童用の図書の購入というのもたしかにこれは問題になっておりまして、先生方からの要望もあるわけですが図書につきましては非常に学校側が要求というか買いたいと思った図書がもう何と申しますか絶版になっていたり、あるいは品切れになっていたりというふうなことですみやかに

お手元に届かないというふうなこと。それから図書を本屋に整理をさせるということが従来からやられておりまして、学校によってその整理の仕方がまた違うと、統一されていない。図書の整理の仕方が統一されていないというふうなことでいろいろ細かい点では問題が出てきておりますが、私のほうとしては学校のほうの御要望を聞きながら学校がなるべくスムーズに運営できるように図書の整理等を必要とするものについてはそういうきめられた業者から購入していくと、こういうふうな方法を採ってきておるわけでございます。

次の互助会予算の増額でございますけども、これにつきましては四十七年度予算では八十二万円、教職員互助会でございますが八十二万円の予算をいただいております。四十八年度につきましては一挙に十八万ばかり増額いたしまして百万円を予算要求中でございます。そういうことでまだまだ一〇〇%十分であるとは申せないと思いますけれども、かなり前進をみたということが言えると思います。

なお最後の五十一番目につきましては学校教育課長のほうから……。

○議長（伊藤　定君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　体育課とからむ問題でございますが、就学児の健康診断を市教委で責任をもって全部やってほしいということでございますが、これは法の上では新

一年を上げる場合にはそれが適当であるかどうか教育委員会でやりなさいと書いてあることから言っていると思いますけれども、現実にはこれはたとえば六十校もある世田谷区で教育委員会では到底できない。全国的にも教育委員会が乗り出してやっているところはございません。学校にやっていただくと。しかも学校にやっていただくことによって実際に新一年が上がって来ますから身体的な欠陥であるとか知能的な欠陥であるとか、あるいは家庭状況であるとかそういうことをある程度把握しておいたほうが一年生の組分けであるとかそういうことで非常に役立つわけでございまして、やることによって非常に学校も利点があると、そういうことでこれはどこもそうだと思いますが学校管理運営規則というのがございます。その中に校長の職務というのがあります。その三項に特別の委任を受けた時にはやるということがあるわけでございます。委任を受けたものを校長が分掌させるという経路をたどるわけでございまして、現在は校長会長に委任をした形で各学校がやると。若干の手当を差し上げるということで教育的にひとつ扱っていくとこういうふうになりますので今後とも学校でやっていただきましょうと。私どももその面では要望があればその面ではしますということでございます。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　それじゃ何点かに絞って質問をし

ていきたいと思います。一つは用務員の増員の問題ですけれども現在一校当たり二名ずつ用務員を配置してあると。答弁では差し当たり殖す考えはないようですけれども、少なくとも大規模校ですね、普通の規模の学校あるいは小規模の学校と比較して、いわゆるマンモス校が同じ二名の配置では当然雑務その他が非常に負担が重くなると、これはだれが考えてもあたり前だと思うんですね。このマンモス校対策を早急にやはり取る必要があるんではないかと。この点について四十八年度具体的にどうするのか一点お伺いしたい。

それから事務職員ですけれども、この問題については現場の教員から保険事務あるいは教科書事務、給食関係の事務、準要保護の事務等々いろいろ直接の教育とは関係のない雑務に非常に手が取られる。そういう雑務から開放されて本来の教育に専念したいと、これは当然の要求だと思うんです。各校に一名配置してほしいと。さらに一名ですね、そういう要求出ているわけですけれども今の答弁ではそれが実際にはすぐには実施できない状況のようです。差し当たりパートの賃金を計上して、たとえば百日分とかですね、一つの基準を設けてパート賃金を計上してそれぞれの学校の実情に見合った形で補っていくということがもっとも現実的な差し当たりの対策ではないかと、この辺についてのお考えを伺いたい。

それから父母負担の軽減の問題、これは長年来議会の場でも問題にされてきたところでありますけれども、教育委員会のいつもの答弁は市の積極的な教材教具費の増額によってかなり父母負担の軽減がされているとこういうふうに言われてきているわけですけれども、先日教員組合から配られた全戸配布のビラによりますと、四十六年度の父母負担の実態調査を都の教育委員会がやっております。それによりますと、小学校で一万五千四百七十二円、中学校で二万七百八十三円こういう数字が出ております。これは日野市も例外ではないはずです。長年来父母負担の軽減、そして解消が叫ばれてはいますけれども実際には解消されるどころか物価の上昇その他でますます負担が増加しているのが実態だろうと思います。そこで一つは入学する際の出費、これはばかにならない額になっているわけです。小学校の場合でこれはある学校の調査ですけれども、入学の際に学校へ直接払わなければならない教材教具これが千八百二十円、体育館のスリッパですかね、これが三百八十円、体育着の上下が八百円、体育帽子が百円、これはもちろんランドセルとかその他非常に多額な出費とは別に直接学校へ持って行かなければならない負担がこれだけあるということです。そこで入学祝品という形で現物支給によってこの父母負担を軽減するということが実際にできないものかどうかという点が一点。

二点目は中学校の修学旅行の補助金。これは積み立てはやっておりますけれども大体一万二千円から一万三千円かかってい

るようです。しかし実際に旅行に行く段になりますとあれを買わなきゃ、これを買わなきゃということで積み立てられた旅行費だけで間に合うというもんじゃないんですね。相当着る物から履く物から小遣から含めるとかなりの父母負担になると。この点の補助制度を実施していくことができないかどうかお伺いしたいと思います。

それからプレハブ教室の解消の問題ですけれどもこれも毎年毎年議会では解消の必要性が叫ばれてきました。しかしさきほどの答弁にもありますように、なおプレハブは依然として四十八年度では三十教室が残されると、こういう状況にあるわけです。で、プレハブ教室問題で一点お伺いしたいことは、開校が予定されている四中が開校当初から二教室プレハブが置かれるということのようですけれども、これはあまりにも計画性がなさ過ぎやしないかと。どういうわけでこういうことになったのか、この辺をお伺いしたいと思います。

それから後、細かい点ですけれども各学校の応急車の借上料。つまり子供がぐあいが悪くなった発熱をした、その他ですね、いわゆる授業中にぐあいが悪くなった子供を自宅まで届けなきゃならない、あるいは病院に運ばなきゃならない。そういう場合の予算が足らないために父母を学校に呼んでそして父母に車を呼ばせて、学校側の持ち出しというか予算がないから父母負担で子供を送り返す。あるいは病院に行かせるとこういうことが実際に行なわれているわけですね。これは教師の話しですと五千円程度の予算きりないんじゃないかと。ですから距離にも関係がありますけれども三、四人そういう子が出るとも予算がなくなっちゃうと。予算がないから父母を呼びつけて父母が車を呼んで連れて帰るとこういうのが実態だというふうに聞いております。この予算の問題。それから四十八年度の予算ではどうなっているか。

それからプールの事故防止対策ですけれども心電図の検診が必要だということで、すでに町田市や、あるいは多摩市では実施に踏切っているようですけれども日野でもすでに事故が起きております。それを防止する点から言っても単に事故防止を叫ぶだけでは警告をするだけでは対策にならんと思うんです。具体的な手だて対策としてこういう要求が現場の教師から出ているわけですから、これにやはり応えていく必要があるというふうに私は思います。その点についてさらにお伺いしたいと思います。

それから最後ですが校庭に芝生を植えるというたいへんけっこうな計画があるようですけれども、実際は芝生どころかちょっと雨が降れば水がたまってしまうような校庭の実態があるわけです。校庭の整地がされてない状況で芝生を植えたところで、あるいはそういう計画がされたところでますます格差が生じるし、何よりもまず校庭らしい整地が行なわれた上でこういう計画が立てられていかなきゃいけないというふうに思うんですけれども、実際には平山小学校だとかあるいは滝合小では一雨降ればすぐ水がたまるとこういう状況があります。前々から整地をしてくれという要求も出ているわけですけれども、そういう点で校庭の緑化をはかる前にでこぼこ校庭を早急に解決することのほうが先決ではないかというふうに思っているわけですけれどもこの点についての計画なり見解がありましたらお伺いしたいと思います。

五十一項目の要求ですから一つずつやっていけば一日あっても足りませんので以上幾つかに絞って質問をいたします。

○議長（伊藤　定君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　盛君）　それでは私の庶務課の関係のことについて最初にお答え申し上げたいと思います。用務員の増員問題でございますが大規模校と小規模校で人数が同一だということで、確かに多少の不合理さはあるとは思います。あるとは思いますがさきほど申しましたようにまだ三多摩各市の実情では一名、一校一名というところ、あるいは一校一名で大規模校については一校二名にするという程度で、一校二名ずつ配置しておる、あるいはそれ以上配置しておるというところは……二名ずつはありますけれども二名以上配置しておるというところまではまだ財政的、その他の問題でいっていないようでございます。まあそういう中で交換便の廃止であるとかさきほど申しました便所清掃の委託の問題等で用務員の仕事をなるべく減らすようにして、本来の仕事をしていただくということで四十八年度は進んでいきたいと思っております。それらの状況を一年間良く見た上でまた市部局とも協議して今後の問題は考慮していきたいと、このように考えております。

また事務職員の問題でございますが、これにつきましてもさきほど各市大体一名と、市負担の職員は一名というふうに申し上げましたが、二十三区におきましては区費負担の職員を全然配置していないでパートで何十日分かの賃金を計上しておるというのが大部分のようでございます。そういう意味から申しまして日野の場合には小一中二という形で配属できておりますのでまあまあいいほうではあると思うんです。ただ先生方のお気持の中には米沢議員さんのおっしゃったようにいろいろの仕事、事務的な仕事ということで教職員の負担になっているというものもあろうと思います。四十八年度に研究を続けていって私たちのほうもどの程度のあれをしたらいいか、手当てをしたらいいかですね、そういう点も研究をしてみたいというふうに考えております。

それからちょっと飛ばしましてプレハブ解消の問題でございますが、四中どうして当初から二教室なのかということで、私どものほうも非常に残念に思っておるところでございますが、私ども一昨年の夏以降に四中の規模をきめて予算要求の積算に

かかっているわけでございます。一昨年の夏以降。夏にはじいた数字をもとにして多少の増加を見込みながら大体の規模をはじくと。財政的に余裕がたくさんありませば三教室なりあるいは五教室なりの余裕をみて造るのが一番いいわけでございますけれども、御承知のように第四中学校も一年繰り上げて建設していただいたというふうな経緯もございますし、なかなか苦しい中での建設だったので余裕を持って考えられなかったということもございます。御承知のように四十五人の子供ですと一学級、四十六人の子供ですと二学級になるわけでございます。子供が一人殖えることによって一学級殖えてしまうということがございまして、第四中学校の場合には四十八年の二年生、新たに二年生になる、四十八年に二年生になる子供は二名殖えたために五学級になってしまうわけです。それから新一年で上がる子供は八名、おととし計算したわれわれのぎりぎりの数字よりも八名が殖えたためにやはり五学級になってしまったと、こういうところがございまして二学級分のプレハブを余儀なくされてしまった、そういうこと非常に私どもも残念に思いますが、予期しなかった増加があったと、多少の余裕を見込んで私のほうもまず足りるだろうというふうにみたわけでございますが、なかなかそこまで見通しがつきづらくてそうなってしまったということでございます。

それから車の借上料の問題でございますけれども、五、六千

円一校たしか配分しているわけでございます。今まで私どもが聞いた範囲では子供がけがをしたり病気になった時に使うのに不足しているという話は私のほうではまだ耳にしたことございません。ただ学校の位置によってはタクシー会社に電話をしてもきてくださらない、場所によっては。非常に困っているんだという話は、往々にして聞きましたが、予算そのものが足りないから子供を送れないという話は聞いておりませんので、よく調査もしてみたいと思っておりますし、たしか四十七年度では各学校に配った全体の予算の中では残も出ているはずです。ですからある学校で不足しそうならある学校の分を回すということもできるわけでございますので、そういう点よく調査をしてみたいというふうに考えております。

それから最後に校庭の整地の問題でございますが、日野の学校の校庭というのは確かにどろを埋めて、たんぼを埋め立てて造ったというふうな学校ではあまり状態はよくないというところがあります。ただ年々予算をいただいて整備を続けてきておりますので大部分についてはほぼ良好の状態を保ちつつあります。御指摘の平山小学校につきましてはただいま校庭の校舎側に排水溝の工事をしておりまして、これが完成いたしますと水はけが非常によくなる、水もたまらなくなる。こういうことでございますので四十七年度中にはだいじょうぶになるというふうに思っております。また滝合小学校につきましても主に水が

たまるU字溝を布設した南側、遊具の設置してある場所につきましては四十八年度予算で整地をするように私どものほう考えておりますので、それができれば大分改善されるだろう、このように考えております。庶務関係では以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　入学する際の祝い金的な御発言のようですけれども、私ども今やっておりますのは報償費の範疇で卒業記念を小学校と中学校来年度四百五十円にしたいという考えを持っておるわけでございますが、これにしてもかなり年月を置いて金額を殖やしてきた、四十六年度までは入学祝として、入学記念品として単価五十円であったわけです。五十円では何も買えませんのでノートを買ってそれが学校で使えないとか非常に単価が低いものですからなるべく努力したわけですが、できませんし、いっそのこと入学のほうは切って卒業記念のほうに力を入れようというふうにしてきたわけですが、そういうわけで卒業記念は努力して今日まできているわけです。入学の祝い入学記念品というものは四十七年度から芽もなくなってしまったということでございます。これはよく教育委員会に相談をしますと何としても財政事情が絡むと思いますので、当面は卒業記念に力を入れたい、こういうふうに考えております。

それから修学旅行の件でございますけれども、さきほど中学

の移動教室には負担金として二千五百円を私どもは来年予算要求をしておるわけでございますけれども、その時にも非常に迷ったわけです。かりにもし二千五百円の要求が通ったと仮定するならば二千円を移動教室にして五百円を修学旅行に充てたらとも考えたんですが、まず当面校長会の意向を聞いたりしましたならば、やはり当面移動教室に力を入れてほしい、職員団体からもそういう要求があるので移動教室に二千五百円を充ててほしいということでございます。特に修学旅行につきましてはよく他市の状況を勘案をしまして今後の研究課題であろうと思います。以上です。

○議長（伊藤　定君）　体育課長。

○体育課長（長谷川暢男君）　小中学校の児童生徒の心電図の問題でございますが、もう少し具体的にというような御質問のようでございますのでお答えしたいと思います。四十八年度の予算には私ども計上してあります。もちろんこの心電図を撮るということは児童生徒を全員を撮るということではなくして、事前に問診票あるいは健康管理カードによりまして抽出をいたします。その内容の中で心電図を撮るという対象にするわけでございますが、小中学校合わせまして人的には五百四十人程度、予算総額的には七十万というような額を四十八年度の中に計上してあるということでございます。よってこれは心電図だけじゃなくして問診票あるいは事故処理、そういったもの

を合わせましての予算を計上してあります。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　最後要望して質問を終わりたいと思いますけれども、プレハブ教室の問題、特に四中が当初から二教室プレハブが設置される、いろいろ今御説明がありましたけれどもやはり計画性に乏しいというやはり批判は免れないだろうと、客観的にみて全くみっともない話だと思うんですね。新装になった開校当初の学校がプレハブ教室を抱えてスタートすると、いってみればタキシード着て下駄履きで歩くようなもの、これはやはり今後のプレハブ教室の解消の問題も含めてもっと計画性を持ってやっていく必要があると思います。

それから父母負担の軽減問題でありますけれども入学児の父母負担の軽減という立場から入学祝品、記念品を現物で支給できないか、それから中学校の修学旅行一部補助ということが考えられないかという質問でしたけれども、いずれも財政事情によってすぐには実施できないと、言い替えれば実施する気がないというふうに言ってもいいと思うんですけれども、私は前々から強調しているように東京都から市町村振興交付金が年々大幅に増額されて下りてきております。昨年の場合には学校運営費として約三千万円東京都から出ております。この市町村交付金、振興交付金の中の学校運営費が当初東京都で予算的な措置が取られた際にこれは父母負担軽減分とはっきり目的を持ってはさておきまして学校建設にいたしましても、あるいはプール建設、あるいは体育館の建設等、これはだれがみてもすぐ分かることでございますけれども、若干内容に入りまして先般来から小中学校の教材教具の基準書というものが作られております。これも大体四十八年度がやや最終年度に近いんではなかろうかと思います。これなども相当整備されているとは思いますけれども、基準書に従ったどの程度がやはり何て言いますか、整備されておりますか、この辺をひとつ簡単でけっこうですけれども御説明いただきたい、こういうふうに思います。

○議長（伊藤　定君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　教材教具充実五カ年計画、実るのが、最終年度が四十八年度でございます。よく区との比較を聞かれるわけでございますけれども、日野で作っているような基準台帳を作っているところが今どこにもないわけですね。あれば比較ができるわけです。それで比較ができない。しいて比較ができるとすれば予算額の上から比較ができる、そういうことになります。あと国庫台帳、これは全国共通ですから、この比較は他の市町村と、区市町村と比較ができます。そういうことから申し上げてみたいと思います。たとえば教材教具でいきますと国の基準から申しますと、これは二十三区とびったり比較ができます。日野の場合は四十六年度でございますが、九八・四％にいっています。四十七年度につきましては現

制度化され予算化されたものです。しかし予算のしくみは市の歳入全体に組み入れちゃって支出の段階では都から出た三千万円がどこへ使われたか、どこへ計上されているか分からんという状況で、市の積極的な施策がかすめ取られている状況があるわけです。こういう私費負担の軽減分である三千万円がこういう私が今要求したようなことにちゃんと目的を持って支出されるならば立ちどころに解消できる問題だと思うんです。今年の四十八年度の予算はどのようになっているか、これから検討するわけでありますけれども、これはやはり正しく当初の目的どおりに支出もしていく、実際に父母負担が軽減される予算計上が必要だろうというふうに思うんです。このことを強調して私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって通告質問を終わります。次に杉山寅三郎君の関連質問を許します。

○十六番（杉山寅三郎君）　いろいろ今米沢議員が質問している様子を伺っておりましたけれども、日野市の教育行政は、これは私がくどくど申し上げるまでもなく、他市に比較して非常に先行された教育施策が、教育行政が行なわれていることが今申し上げましたとおり言を待たないことだと思います。これはやはり古谷市政の最も願目である教育行政が遺憾なく発揮されているのではなかろうかと思うと同時に古谷市長を選んだ日野市民の賢明さを心から敬意を表したいと思います。それ

在執行中でございますから、この集計ができるのが早くて五月末でございます。そういうことで国の基準台帳からおしていきますと四十六年度でさえも九八・四％にいっているということがいえるわけです。中には新設校に多いんですが一七〇％という学校も小学校にはございます。中学校は八五・七％これは国でございます。市のほうを考えますと、これは国と都とをかみ合わせて市独自で作ったものでございますが、その四十六年度でいきますと現在出ている数字は小学校は四六・四％、中学校は四三％でございます。これは五カ年計画で三カ年終わった数字でございます。おそらく推測しますと四十七年度で五十くらいいくであろう、最終年度、来年度合わせまして約四千万円ほどの教材教具費を要求してございます。それが終わりますと七〇％ぐらいにはいくのではないかというふうに考えます。これを都や国の台帳に合わせますとかなり高いものになろうかと思います。私ども一年かかった五カ年計画の台帳を四十八年度で終了しますので、これは特に一般の教員、校長さん、事務主事、そういう方等を網羅して今度三年計画でいくのか、あるいは単年度でいくのか、これは今年四十八年度の研究課題にして今後に備えたいと思っています。以上でございます。

○十六番（杉山寅三郎君）　了解。

○議長（伊藤　定君）　これをもって四の一、教育諸条件の改善と施設の一般開放についてに関する質問を終わります。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時二十二分再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に五の一、保留地処分についての通告質問者、西沢保君の質問を許します。

（十一番議員登壇）

○十一番（西沢　保君）　それでは質問がお許しがございましたので質問いたします。保留地の処分についてはでございますが、保留地の処分については去る二月一日一般競争入札が行なわれたわけですが、その中でたいへん現在の日野市の市への叢話とたいへん違ったような状態で市民の中からいろいろ問題といいますか、声が出されておりますので、この議会の中で過去に競争入札はそういう事件が起きるからひとつ抽選の方法でできないかということを過去に二回ばかり質問申し上げたわけですが、その中では近隣の市町村の関係とか、あちらこちらで行なわれている保留地の処分の関係、それから民法との区画整理法の中の問題とかみ合わせの中でなかなか現在の段階で保留地を抽選にするのは非常にむずかしいんだということで今きたわけですが、現在条例の中で処分されているわけですが、そういうことでここでやはりこういう大きな問題となりましたことを契機といたしましてここでひとつ一大転換といいますか、施策を転換して抽選、価格を決めた抽選で行なえるような方法があるかどうか、そこらを検討してぜひそういうことを実行していただきたいという考えの中から質問するわけでございます。これは前々から申し上げているわけですが、保留地の入札というのはどこでもみて分かるように思わぬ価格が飛び出して高値を出して、その中で、日野で今申し上げているわけですが、日野全体の土地相場をつり上げていくということで公共用地の取得等にも非常に影響するということが実際には理事者の方も体験されていると思うんで、そういう観点の中からいろいろと質問してまいります。

一つは前の質問の中でもいろいろと市側の回答がなされたわけですが、この競争入札というのはどうしても現在の区画整理法の中の保留地の処分では地方自治体でやる保留地の処分はどうしてもやらなければいけないのかどうか。現在市条例の中で競争入札の保留地処分が行なわれているわけですが、これに対して市でこれを変えていくことができるかどうか、これを一つ第一点といたします。

それから今度皆さんも御覧になったと思うんですが、昨年の四ツ谷の事例で申しますと、昨年の十一月十九日の執行では平

均価格が坪数で申し上げますと十二万四千四百円ですか、それで四十七年の一月行なわれた時には十万八千円、今度の二月一日では二十二万二千円、しかも一番高いところで二十八万円以上という、こういう単価が出たわけでございますが、こういうことはもうすでに前々からこういうことが出てくるであろうということを予想して、市側に前からこれについては研究して何か方法があるんじゃないか、市条例を改正してこの実施については抽選で行なえるんではないかということを申し上げておいたわけですが、その時点でも研究をするということをいわれたわけですが、それについてはその後市の中でどういうふうな検討がなされたかどうか、そういうことについても経過を若干聞いておきたいと思います。

それから市長のほうでございますが、現在のこういう状態について市で行なう保留地の公共で行なう市施行のこういう事業の中でこういう形で保留地が価格で二十八万というような坪あたりの価格が出たことについて市長はどういうふうに考えておられるか、そこらの市長の考え方を聞いておきたいと思います。

それから都市計画のほうなんですが、これの入札の中では当然出てくると思うんですが、非常に最低予定価格と出てくる単価が非常にばらばらになるわけですが、例えて申し上げますというと、昨年の一月行なわれた最低価格の予定表が平米二万一千六百円というのを二つ並べた場合に片方は三万九千円、片方は三万三千円と、こういう結果が表われてくる、それと最低予定価格よりも落札価格が低いのより高いほうが高くなっているという、そういういろいろな現象が出てくるわけですが、これは入札して当然表われる現象なんですが、それに対して前々からいっている競争入札というのはそういう結果が表われるのであるから早くそういうことは何かできないかということを再三申し上げているわけですが、そういう結果に対してどういうふうに都市計画では考えておられるかどうかも一点都市計画のほうで伺っておきたいと思うんです。今後の問題についてもいろいろございますが、現在質問としては以上大きく分けて三点をお聞きいたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。西沢保君の質問についての答弁を求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　第一点のなぜ競争入札をしなければならないかという問題でございますが、これについては区画整理法の百四条の九項には次のようなことが出ております。換地計画を定められた保留地は市町村が取得をするんだと、そういうようなことで換地計画の中では保留地というものをセットするんだということになっております。それをセットしたものは市町村が取得をするんだと。次に保留地の処分でございますが、これは区画整理法の百八条の規定でそれぞれ

の財産の処分に関する法令の規定は適用しないんだということになっております。そこで適用除外ということで単独な区画整理法の中でそれぞれ処分の規定をして処分すると、そこで事業施行規程というのが定められています。そこで条例に委任になっておりまして施行規程を定める条例に委任されると、市の条例では条例三十三号四十一年の三月三十一日付、そこで八条には保留地の処分価格は市長があらかじめ評価員の意見を聞いて定めるんだと、そういうような規程その定められた価格これは処分の方法としては条例の中にありますそれぞれの三つの処分の方法がある、その処分の方法の三つの中の一つ、第三号でありますが、それによると処分する場合は競争入札によらなければならないんだ、そこで市長は規則を定めましてその処分に関する規則があります。土地の公売の公告だとか、あるいは競争入札の方法だとか、開札の方法だとか、あるいは再入札、あるいは売買代金の納入、これらが細かく規定されております。そういうことで法律の中、それから条例委任の中でやはり競争入札によらなければならないということになっております。そういうようなことから抽選だとかあるいは上限価格を定めるとかというようなことは今の現行条例ではできないわけで、今までの処理方法については条例に従って競争入札を実施しておるわけでございます。

それから二点目の四ツ谷下のいろいろの関係が出ていますが、なるほど御指摘を受けるとおり、この処分の段階では次のようなことでそれぞれの三回の、過去三回行なったものについて数字的に示せということで、御質問の西沢議員さんにはお届けしてあります。それをながめますと、やはり四十六年の十一月十五日に四ツ谷下を執行した際には最低価格を、最低予定価格を定めてそしてそれぞれの条例、規則に従って申し込みを実施をしたわけですけれども、この際には参加者五十五人でございますけれども、そこで結果的に最低予定価格、落札金額をながめますと、その最低予定価格より落札金額は約六〇%アップしております。六倍でございます。それからその次の四十七年の一月二十日にこれを行なったわけですが、この際には最低予定価格、落札金額、これをながめますとやはり六〇%アップをしております。それから二月一日の問題になる部分ですが、これにつきましては、最低予定価格、落札金額を比較してみますと、一六〇%、十六倍になっております。そういうようなことでこの過去六〇%近くのアップ、これらをながめますと、やはり研究もしなければならないということで検討を加えましたけれどもあとわずかな平山と四ツ谷下の保留地でありますし、これについては従来どおりというようなことで二月一日の公募等も行ないました。条例の改正も検討をあまり力を入れて行ないませんでした。そういうようなことですが、この二月一日のふたをあけてみまして非常に驚きました。とにかく十六倍ということ

は、これやはり最低予定価格を何らかの方法でもう少し検討するか、あるいは他の方法もあり得るんではなかろうかということで検討したいと思いますが、したがってこの検討はあまりいたしませんでした。

三番目は除きまして四番目ですけれども、この競争入札の中で最低予定価格、あるいは入札金額、これらがまちまちであるんだということですが、やはりその区画によって参加者がみんな異ります。参加者が多いとその区画につきましては相当ずれといいますか高額な入札金額になります。そういうようなことでバランスが取れていない、これは当然出る現象でございます。以上お答えいたします。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　今都市計画部長が説明いたしましたけれども、ちょっと過ちのようです。十六倍なんてことはありません。これは平坪で恐らく一六〇%増しという程度でございましょう。十六倍なんていうばかな数字が出るわけがない。これは訂正を私からいたします。

それで確かに私も二十八万円ということを聞きましてたいへんびっくりしたわけなんですが、一般市民の方々は区画整理というふうなことは余り詳しく知らないので市有地を市の土地を競争入札で高く売るんだというふうな誤解といいますか、そういうふうな感じも確かにあると思うんです。区画整理であろうと何であろうと市の市長の名義で売り出すんだからこれは市有地を、市が持ってる土地をというふうな感覚もございましょう。いずれにいたしましても、たいへん高い数字が出たわけでございます。これは非常に私は難しい問題だというふうに前々から考えておったわけでございます。私が就任当時六四ブロック、六四街区が非常に問題になりましてあの時は原則競争入札なんだからある特定の中小工場の団体に売るのはけしからん、という逆な議論であったわけですね。当時私市長に就任早々でございましたけれども……。ですから、やはり競争入札ということになればその工場へいかないというそういう形が表われたわけでございます。今度はまた逆にこの競争入札をするために何か区画整理事業が不当な高値を呼んでおるのはけしからんじゃないか、こういう批判が出てきたわけでございます。これは御承知のとおり区画整理事業というのは権利者が集まって区画整理をやってそして競争入札でその保留地を処分して工事費を出していく。余ればこれは自分たちがまた配分を受ける、こういう形になっていくわけでございますので、市のほうで一定価格を決めてそれ以上に売ってはいかんのだという形を示すということになりますと、そういう権利者のそういう権利を市が剝奪するという形になっていく。したがってやはり権利者の関係の皆様方の御理解が得られないと難しいんじゃなかろうか。ある一定価格を決めて、それ以上は抽選だというふうな方式を採用す

るにいたしましても、まず権利者の理解がなければ、同意がなければ、これは非常に難しいのではなかろうか、こういうふうに考えております。もう一つは、もし仮に二十八万円で売れる土地を、競争入札したら二十八万円になったものを市は十五万あればいいんだから十五万以上はだめなんだと決めた場合、工事費等は御承知のとおり年々高くなっていく。人件費ももちろんでございます。下がるということはあり得ない。そうしますと、区画整理というのはかなりの年月を要しますので十五万円で市が売らせたために工事費が足りなくなった。仮にそういう事態が起きた場合には市は責任をもってその足りなかった分を、足りない分を補塡する義務を負うであろう、こういうふうに私は解釈をせざるを得ない。例えば舗装ができたところが舗装ができなくなっちゃった、というふうなことになったら、その舗装をする義務を当然市長は負わなければならない、そう思いますね。もう一つは仮に十五万円で工事費が賄えたのに仮に二十万円で売れたためにもっといい工事ができた、簡易舗装が一級舗装ができるような工事ができたんだ、ということも十分あり得るわけですね。ですから、これはどういう方法で制限をするにしましても、やはり権利者の御理解がないと、市が独自に、勝手に条例を作ってやるわけにはいかんであろう、ここは工事費が十五万円あれば十分なんだから十五万円以上はだめなんだと上限を決めまして、それ以上何百人来ようと全部抽選だとかいつのころだか分からない。三年か五年かの制限をつけますと、それが済みますと個人の財産ですから憲法の二十九条ですか、侵害することができない、こういうことになって非常に善意を持ってやったことがあだになった、こういうことが一つ言われております。建設省では今年度、従来の地価公示価格を相当箇所を殖やしまして、もう少し拘束力を持ったものにしたい、というふうな方策を受けておりますので期待するところはやはり地価公示価格を各所の表示ができて、その価格によって拘束ができる、拘束ということばはありませんけれども、上限を抑えるこういうような制度ができますればそのように合わせることも可能だと思います。区画整理の中でできるものなら、今度できます土地取得の拡大法によるところの市町村が先行取得して区画整理の事業の中の相当分が、やっぱり市の財産として取得していきませんと、スムースにいきませんし、あるいは公園緑地、こういうセットあるいは公共用地のセット、こういう点で非常に保留地の処分につきましても問題がありますので、できますならば本年度以降、土地取得の拡大法に基づくところの土地開発公社等によって先行取得をし、合わせて土地表示価格の併用といいますか、そういう中で対処をし、条例とか、あるいはその他の問題についても前向きでひとつ検討いたしたいこういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　第一点目は企画のほうが主だと思いますけれども、前々から御指摘があったことは事実で、二月の庁議でもこの問題が市長からも指摘を受けまして制度的に押えることができるかどうか、もちろんこれは区画整理法を基本にして、条例その他も検討したわけですが、その内容につきましては、今、市長がお答えしたとおりです。しかしながら近くは横浜方式のようなものも一つの進展の事態だろうと思うし、徳山でこの間団地対策の協議会がありまして、徳山の市長さんがやはり造成をしまして特定の価格で販売をした。もちろんいろいろの制約をつけたんですけれども東京の人が相当多く、もちろん土地屋でありましょうけれども、買い占めした。それが後で分かったんですけれども、一時寄留をしておいて徳山の市の在住にしておいて買う、こういう非常にいわゆるもぐりのような形で買われてしまった。徳山市に住むということ

うような方法をやることが確かに今の世論からいきますといい方法だとは思うんです。しかし、それをやるにしても十分なやはり関係者の御理解というのがもう前提であろう。いずれにいたしましても、十分検討をさせていただきたいと思うんです。非常に難しいいろいろな問題がからまっておりますのでなかなか端的、明快にこうやりますというふうなことが言えないわけでございます。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　第一点目は企画のほうが主だと思いますけれども、前々から御指摘があったことは事実で、二月の庁議でもこの問題が市長からも指摘を受けまして制度的に押えることができるかどうか、もちろんこれは区画整理法を基本にして、条例その他も検討したわけですが、その内容につきましては、今、市長がお答えしたとおりです。しかしながら近くは横浜方式のようなものも一つの進展の事態だろうと思うし、徳山でこの間団地対策の協議会がありまして、徳山の市長さんがやはり造成をしまして特定の価格で販売をした。もちろんいろいろの制約をつけたんですけれども東京の人が相当多く、もちろん土地屋でありましょうけれども、買い占めした。それが後で分かったんですけれども、一時寄留をしておいて徳山の市の在住にしておいて買う、こういう非常にいわゆるもぐりのような形で買われてしまった。徳山市に住むということ

○十一番（西沢　保君）　今、市長から大分いろいろと回答があったわけですが、市長の保留地に対する考え方ちょっと違うようなんですが、保留地はこれは条例にも載っかっておるんだけれども区画整理の中でこれは事業の一部として保留地は編み出してあるわけです。地主に対する清算というのは全く保留地と無関係のものであるし、そういうことで保留地の、事業費の一部である、ということから考えていくというと費用の中では国と都から出す補助金と後は保留地と後、市が残り足りない分は出すというのが区画整理のたてまえなんで、そういうことで保留地が事業費の一部である、という考えの中から事業計画ではこの間の入札やる時に出した最低予定価格というのがあるわけですね。あれは最低の計画が遂行できる額なんで区画整理法の中にも、市でやる区画整理法の中では市長が価格を決めるということになってるので、この最低予定価格でもって抽選でやるというのでなくて公団なんかの場合には四割から五割、土地を自分で取得してやる大地主だからそれは最低価格で全部計画どおりに売るけれども、市でやる区画整理では最低価格、プラス近隣の価格を勘案した中で、これは決定していけばいいんであって、一坪二十八万円もするような、こういう売り方を市でやる区画整理の中でやること自体がもっと早く考えていかなくちゃ、この結果が出てから、この二十八万というのは、これは日野市の相場ですよ。もうすべてのものがこれから相場に

なっていくんですからね。これ、あそこと見合わせて区画整理できたところで、現在、多摩平辺りで裏通りで二十万だ、二十二、三万だと売り買いしてるのが、これが出て二十八万円以下に売る人はなくなってくるでしょう。だから政策的にはもう、市でやったこと自体がそういう日野の相場作りになったということ、これは大きな功罪として、罪のほうになるでしょう。これは結果的にはやっぱり政治の不作として責任はありますよね。そういうことを言っても結果なんで、そこをくどくど今追及してみてもしようがないんで、さっき都市計画部長は、今条例で定めてるから競争入札以外にはないんだ、現在では、これはまあ確かに条例の中で財産除外の保留地は処分しなさい、ということを各区画整理ごとに条例を定めて規程を定めてやりなさいということは、はっきりしてるんだから、市でもって条例の中で決めていかなければならない。これはもう都市計画部長に今これを競争入札したのが悪いということは、これはもう申せないし、また申すべきじゃないんで、そういう結果が出たので条例を今後検討してさっきのような考え方だとなかなか条例を変えられないようなニュアンスをちょっと感ずるんですよね。これは条例を変えていかないとまたこういう結果が出てくるので、そこらどうなんですか。もっと本腰を入れて考えるということなんですか。市長はそこらどう考えてるんですか。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　お説のとおりであろうと思います。確かに条例そのものをこの際改正していくということを当然考えなくてはなるまい。ただし、非常に難しい問題ですから一刀両断的にやれるかどうかはなかなか今ここですぐにやりますとか、すぐこうやりますとか、というふうには申し上げられないわけなんです。ですが、とにかく条例を何らかの形において改正するか、あるいはそのほかの方法によってそういう措置が取れるかどうか。条例を変えなくてもあるいはやれるかどうかといういろいろな点をよく検討して西沢さんのおっしゃるような方法で処理をしていきたい、というふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　西沢保君。

○十一番（西沢　保君）　条例を今後考えていこうということなんで、これは実際にこういうことは今後もちろんこれから土地が現在の状態で上がっていくんで、現在の価格が相場になっても将来は普通の相場になると思うのでやはり市でやるこういう事業については、やはり相場作りになるので、そこらはやっぱり歯止めをかっていくということが大事なので、あっちこっちのやつを聞いてみてもなかなかそこまでやってないようなんで、この間は川越ですか、でやった上限を決めてやるという方法ね、あれについてはある程度いろいろ今の時点では成功したと思うんですが、あれでもやはり上限そのものがまだちょっと高いような若干気がしますがね。そういうことで市長が売

り値は考えていいということで市長の権限になってるんですからね。保留地を処分する値段でもね。取得分については市でもって区画整理というやつはたいがい補っているので保留地の考え方を若干変えていかないというと何でもかんでも権利者に聞いて保留地の値段決めていかないというと住んでる人が非常に安く売ると損するんだという印象を与えるというと促進していかないわけですよ。それは道路が一本ぐらい未舗装で残るかもしれないけれどもこれはやはり区画整理終わったあとの市の仕事として残っていくことなんで、何でもかんでも区画整理の中の人からそういうことでやるということになれば、これは負担がかかってくるけれども、それはやっぱり十分考えてもらわなければならないんで……。それともう一つ、さきほど企画財政部長が若干答えていられたんですが、資格の問題で現在の条例の中のその他の処分の中で住宅用地の場合の中で当該事業施行区域内の土地について所有権もしくは借地権を有する者ということになってるんだけれども、ということは現在日野に土地を持ってる人も入札参加資格があるということなのか、そこをちょっとさっき聞き漏らしたんですが、部長、ひとつ答えてもらいたいと思うんですが……。

○議長（伊藤　定君）　区画整理課長。

○区画整理課長（小島　久君）　お答えします。現在参加資格として定められているのは御指摘の権利者も含めて資格があるということでございます。それはどうして所有権者と借地権者を参加資格として追加したかと申しますといろいろな条件が重なるところがあるわけです。具体的に申しますと、例えば高圧線下の土地が一部入っておって、そしてその線下外の土地も含めて隣接して地主さんが持っておる第三者に処分するには少し地積が大き過ぎる場合があるわけですね。大き過ぎるというのは、三百坪とか四百坪になってしまうという状態があるわけです。しかも、その耕作をしている人は市内には住んでいなくて近隣の八王子市にあるいは立川市にお住まいを持っておる、こういう人は土地所有者であってもその保留地を購入するということができなくなってしまうわけです。これを閉ざしてしまうのはちょっと酷であろうということで参加資格の中に一年以上日野市に住んでいる人のほかに土地所有者、借地権者そういう方があったらそれは参加させてもいいんだ、こういうような参加資格を追加をしたということであります。

○議長（伊藤　定君）　西沢保君。

○十一番（西沢　保君）　今のやつ聞くんだけれども、それと参加資格というのは、そういうところに住んでて別の別宅地持ってて全く別の売り地に入札資格があるということなのか、地続きというように今聞いたんですが、そうじゃないですか。

○議長（伊藤　定君）　区画整理課長。

○区画整理課長（小島　久君）　地続きということですね。

これは特殊な例ですね。普通は宅地を持っておってさらにまた宅地を求めるというようなことはないと思います。たまたまこの件は平山台の中で出たわけです。耕作をしている方は八王子市で、しかも自分の敷地に隣接して保留地がある、それを随契で買いたいんだけれども今の法律上、条例上の問題があって、随意契約はできない。さりとて競争入札にも参加できないこういう問題が生じましたので競争入札の参加資格まで奪ってしまうということは酷であろうということで追加した、こういうことですね。

○議長（伊藤　定君）　西沢保君。

○十一番（西沢　保君）　競争入札の値段についてはいろいろ今後の問題残ってると思うので、この資格については、区画整理法の中では特に市でやる区画整理ではこれはだれに売ったって区画整理が遂行されればいいわけなんだけれどもやはり市でやる事業なんだから、これはやっぱり一番求めたい市民にやっぱり求めさせるというのがあれなんで、普通日野市に宅地を有する人には、これは入札資格はない。借地権は当然入札させる資格はあると思うんだけれども、そのところをはっきり明文化していかないというと、やっぱり宅地を持ってる人が申し込んだんじゃ、しかも競争入札だということになればこれは幾らでも高くなるのが当然なんで、そこらもこの条例の審議の際にはやっぱり十分一つ心に入れていただきたいと思うんです。

これはこういう問題ございますので、そういうことで理事者が今後これを解決していこうということならばけっこうなんで質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって五の一保留地処分についてに関する質問を終わります。

次に六の一、市の住宅と土地対策についての通告質問者秦正一君の質問を許します。

（四番議員登壇）

○四番（秦　正一君）　市の住宅と若干土地対策について質問したいと思います。申すまでもなく人間として、人間らしい生活をしていく上のやはり基礎というか基準というか、何といっても住宅ではないか、とこのように思うわけです。住宅は人間の憩の場であり、また生活活動のエネルギーの源泉の場でもあり住生活こそ、市民の生活の要求のほんとうの、要じゃないか、このように考えられます。このような観点から幾つかのケースをとおして質問していきたいと思います。現在、最も住宅に困窮しているのは勤労者階級、また低所得者層、公営住宅にも抽選漏れとかいろんなそういう面で戸数の関係で入れない。しかたがなく民間の高家賃へ住まってる、また若干の基準オーバーで入居資格が得られないで入れない、というふうなケース、また、何とか自分の持家が欲しいということで、こつこつとそういった計画を立てて進めていってもなかなか地価の高騰、いろんな材木等の現在のような急騰の中でなかなかその達成は、計画達成はできない。いろんなケースがあると思いますが、いずれにしても市の現在までの三年間、過去、市営住宅等も一棟、二十四戸ですか、これを建設してまいっておりますが、今後の計画としてもこれ以上の多くを望めないのかどうか、今の市長さんにこれを問いても無理かもしれないけれども、今の市長の権限のもとに、この構想を聞きたい。また、都営住宅においてもどれだけの受け入れ態勢ですか、そういった方面の考えがあるかどうか。そういう面でまず一点お伺いしたいと思います。それから現在相当農業の傍、また生活の傍、借家を持ってそれを貸してある、入居している人はかなり高い家賃を払って苦しい中を生活しているわけですけれども、大体二年契約でその契約をし、また更新していくという形で公営住宅へ本来は入りたいんだけれども現在の時点ではどうにもしようがない。そういう面で高いそういう家賃を払って、それで生活していると。二年契約で家賃はだんだん上がっていくわけですけれどもそのほかに一年ぐらいで場合によっては物価値上げだとか、いろんなそういう価格の変動によって値上がりを要求してくると。本来建物は減価償却とかいろんなそういう面で勘案して家賃を設定し、それによって賄っていくということで、本来からすればそういう点で家賃をそう二千円も三千円も毎年上げる必要ないとこのようにも考えるわけですけれども、実際はなかなかそうはいかなくって民間のそういう借家住いの人はそういう面でかなり悩んでいると。それに応じなければかなりいやがらせをされて出て行かなきゃならんというふうなケースもあります。そういう面で、市としてはそういう点に対して何らかの行政指導なり、またそういった面の人たちに対しての減免措置というのか、これはなかなかむずかしいかもしらんけれども何らかの処置を考える必要があるんじゃないか。といいますのは公営住宅がやはり全部、全部というかかなり普及されて、かなりの人がそれに入れて民間の借家に依存しないで済むような状態であればいざしらず、現在のような状態であれば当然何らかのそういう民間の住まっている方に対しての配慮を考える必要があるんじゃないかとこのように思うわけですけれど、その点も一点お伺いしたいわけです。それから現在市営住宅に入居している方で相当高給所得者がいるわけですけれど、これは付加使用料ですか、こういった面でかなり調整はされているようですけれども、原則的に低所得者との関係をどう理解していけば良いか。要するにかなりそういう面で入居したい方が大勢いるわけですから、そういった面の空け渡しというか、ある程度の住宅に対しての規程なり規約そういったものを考えて変えていかなきゃならんだろうけれども、何らかの方法を考える必要があるんじゃないかとこのように考えるわけです。また市営住宅等に入る場合においてもその基準等ももっともっと考えていく必要があるんじ

ゃないかと。相当当初の状態と貨幣価値も違ってきているし、そういう面でその点の考え方もお伺いしたいとこのようにも思うわけです。それからさきほど西沢議員からの質問とある程度同じあれで、重複しないように幾つかの点を質問したいわけですけれども、市長の答弁の中にある程度何というんですか、金が、保留地処分に対して金が上がった分はやはりその面の事業に使われていくと、そのように答弁ありましたんですけれども、結局その申し込んだ方はある程度の評価額というのか、基準というものを想定して、それで入札して落ちたと。べらぼうに高く値がついちゃってその分は市が儲けているんじゃないかとこのようにも考えているわけです。ですから市長はかなり区画整理なり事業なりそういったものがある程度というのか、かなりいい方向に進んでいくと、上等な区画整理ができるんだと、このようなこともおっしゃっておりますけれども、これはやっぱり還付される金じゃないかと思うんですね、最終的には。だったら当然ある程度頭を押さえてそれで何らかの方法を考えていく必要があるんじゃないかと。もちろん入札の時のやっぱり基準も当然考えていかなきゃならんし、要するに市としては儲け主義でやるわけじゃなくてこれは困った人に、またほしい人に真にそういったものを買ってもらうという方向に、やはり土地をたくさん持っていながらなおかつ儲けようというような方はいないとは思うけれども、要するにほしい人は持家はほしい。

またそういった面でほしいんだという方に優先させるような方法を講ずる必要があるんじゃないかと。その入札の資格ですね、こういった面も大いに考える必要があるんじゃないかとこのように思うわけです。重複しないように幾つかの点を質問したいわけですけれども、市長の答弁の中にある程度何というんですか、金が、保留地処分に対して金が上がった分はやはりその面の事業に使われていくと、そのように答弁ありましたんですけれども、結局その申し込んだ方はある程度の評価額というのか、基準というものを想定して、それで入札して落ちたと。べらぼうに高く値がついちゃってその分は市が儲けているんじゃないかとこのようにも考えているわけです。ですから市長はかなり区画整理なり事業なりそういったものがある程度というのか、かなりいい方向に進んでいくと、上等な区画整理ができるんだと、このようなこともおっしゃっておりますけれども、これはやっぱり還付される金じゃないかと思うんですね、最終的には。だったら当然ある程度頭を押さえてそれで何らかの方法を考えていく必要があるんじゃないかと。もちろん入札の時のやっぱり基準も当然考えていかなきゃならんし、要するに市としては儲け主義でやるわけじゃなくてこれは困った人に、またほしい人に真にそういったものを買ってもらうという方向に、やはり土地をたくさん持っていながらなおかつ儲けようというような方はいないとは思うけれども、要するにほしい人は持家はほしい。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。市長答弁を求めます。

○市長（古谷　栄君）　最後の問題でございますが西沢議員の質問にもお答えをいたしたわけでございますが、御存じのとおり四ツ谷下の区画整理は大体入札がほとんど終わってしまいまして、平山のほうも終わりましたし今度行なわれるのは神明上ということになるわけでございます。したがって神明上の保留地の処分の際にそれまでに十分検討して適切な処置を取りたいというふうに考えておるわけでございます。最初のこの公営住宅の問題でございますが、住宅問題は非常に重要な問題でございますが、御存じのとおり東京都の場合と他府県の場合とちょっと形が違うわけでございます。と申しますのはよその県へ行きますと市町村営というものが中心でございます。ほとん

と六、七割の公営住宅は市町村営でやられております。ところが東京都の場合は全く逆でございまして市町村でやっておるのはたしか三多摩でもわずかながらやっておる、形だけというふうなことになるかもしれませんが日野とおそらくあと一カ所か二カ所の市ではなかろうかと。現に市営住宅を造っておりますのは挙げてこのもう九〇％以上のものが都営の住宅であるとこういう姿でございます。したがいまして同じ公営住宅といいましても、よその県と東京都の場合はだいぶ違いまして、いわゆる公営住宅といえばすなわちイコール都営住宅であるというのが東京都の実態でございます。日野市の場合も御存じのとおり土地の取得というものが非常に困難でございまして、そのためになかなか従来以上の戸数を建設するということは困難でございます。たださきほどの質問とも関連をいたしますけれども、所沢ですか、の場合にああいう措置を取られた。上限を押えて競争入札でなく抽選でおやりになったと。その場合にもやはり賛否両論あったと思うんですね。非常に賛成をされる方もありまするしまた反対される方はむしろそういう土地があるならば、財政が許せば市がそれを持っておってそこに公営住宅なり何なり造られたほうがベターであったというような批判もございます。したがって開発公社等が十分に活用できましてですね、土地の先行取得というのができる段階になりますれば、これをやはりなるべく保留地は市が持っておって、そして市民のいろんな施設にこれを活用していくと。あるいは面積が広いところがあれば公営住宅等にそれを当てていくという姿がむしろ売却をするという考え方よりも優先するのじゃなかろうかというふうに考えるわけでございます。ただそういうような手段がない限り日野市が造っております市営住宅を非常に特段と飛躍させた姿で殖やしていくことには土地の面からかなり無理があろうかと思っております。それから日野市に現在都営住宅がどのぐらい建つかという問題ですけれども、私どもの知っている限りの情報では東京都がお持ちになっておられる土地から推定いたしまして千戸ぐらいの都営住宅は十分建ち得るのじゃなかろうかというふうに考えております。ただ御存じのとおり東京都と私ども三多摩の市町村との間に協定が結ばれておりますもので、都営住宅をお建てになる時には当然学校というようなものをどうするかと、排水はどうするかと、水道はどうするかというようなういろいろな協定を結びませんとできないわけでございますので、やはり学校用地等が取得できない限り今すぐに都がそれに着手するということは非常にむずかしかろうというふうに考えております。以上でございます。足りないところはひとつ他の人から補足をひとつ……。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　若干補足をしますが今後の市営住宅の建設でございますが、本年度四十八年度事業で

は二十五戸建てる予定になっております。その後のことにつきましてはまだ決定をいたしておりません。それから都営住宅の受け入れ体制は今市長が申し上げたとおりで、まず学校用地、これにつきましては新井都営はじめ南平都営、これらの手当てが終わっておりませんので前のものを追い打ちで返してもらうということが今着手している学校用地の問題で、その後のやはり学校用地というものが先にきまりませんと、なかなかそのほうに進んでいかないとこういう状態になっております。それから借家の家賃の関係でありますけれども、もちろん法律的には借家・借地法があるわけですけれども、これは需要と供給のバランスの関係で、やはり借家人のほうが弱きに回っていると。実際のいわゆる家賃の収入につきましてもつまびらかに市のほうでは分からないというのが実態だろうと私は考えております。したがってこれに対して幾ら助成をすると、幾ら減免するということになりますとバランス上の問題、私法の問題で非常にむずかしいものがありますので検討をさしていただきたいと思います。それから市営住宅の入居者の中の高給者のいわゆる基準以上の問題ですが、もちろん付加の家賃をいただいておりますが、これは低所得者の住宅困窮者に住宅を提供するのが公営住宅法の精神でありますけれども、実際に入りますと個人のようなものになっていると、これが実態であります。もちろん現在の中で一番安いのが二千二百円庭付き一戸建て、こういうのがあるわけですから、自分の持ち家よりはるかに若干オーバーをいたしましても利益になるということで当初の精神を全然別にしまして居座っているというのが実態で、あるいはその精神からいきますとその間五年なり十年なりいろいろ安い家賃でいたんだから今度私よりも困っている人に私は空け渡すから入ってもらいたいというふうに世の中いけばいいんですけれどもなかなかそういうぐあいにいかないのが実態だろうと思うんです。そこで空け渡しの中では当然市は住宅のあっせんをするという条文になっております。したがって高幡、百草団地等ができました時も住宅のあっせんをいたしましたけれども、二千円と二万円ではなかなか行く人が少ないと、こういうことでできるならば新しい今後建設する場合には建て替えの問題もあるでしょうし、高度利用という問題もあるでしょうから、そういうことについてはできるだけの入っている方々に良く実情を話していただいて、相当高給者が入っているとするならば、やはり譲歩していただいてより困っている人と入れ替えていくと、こういう形に御協力を願えればいろいろうまくいくんではなかろうかとこういうふうに考えておりますので、その方面で十分入居者のほうにもお話を申し上げたいとこういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　秦正一君。

○四番（秦　正一君）　さきほどの市長の答弁によりますと市営住宅または都営住宅にしてもあんまり期待はかけられないように感ずるわけで、したがいまして民間のさきほどいいましたような高い家賃のところに住まわなきゃならないと。これから特に殖えてくるような傾向にあります。そういう面で何とか実態をある程度つかみ、そういう面で入っている方はしかたがないからそこに住まっているにしてもまた中には楽な方もいるでしょう。いずれにしても毎年毎年家賃が契約以外に上がるようなそういったことはやっぱり何とか押えていかなきゃならんだろうし、指導していかなければならんだろうし、または契約の時に上がるにしてもべらぼうに上がるということは、これは常識的に考えても間違っているだろうし、そういう面のやっぱり何らかの手当てが必要じゃないかとこのように思うわけです。実際全部じゃないんですけれどもかなりそういう面で苦しい方がいるわけです。そういう市営住宅なり都営住宅なりどんどん入れる状態ならばまだしもの、また基準がちょっとオーバーしたために入れないというふうな方もいるわけで、そういう面の何とかその方法をあるんじゃないかと。またやる必要もあるんじゃないかとこのように思うわけで、今の財政部長の答弁だとちょっと何か期待薄のような感じもしますけれども、その点の実態をもう一度つかんでもっとほかに一つの案としてですね、発表できるものが、こういう案があると、こういう案ではどうかというふうな、何かそういうものがありましたらお願いしたいと思います。それから市営住宅、都営は別としても入居の基準ですね、資格、これをやはりある程度考えていかなきゃならんと思うんですけれど、おそらく前の基準でやっているんじゃないかと。今一万一千円の市営住宅の場合は、家賃になっていると思いますが、その所得の基準ですね、これをやはりこの際検討をする必要があるんじゃないかとこのように思うわけです。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　さきほど申し上げましたとおり借家の需要と供給のバランスが崩れているために貸すほうが割合にえばっている。借りるほうが今のところはそういう形になるわけで、実はこれは全体の家が少ないということの中から生まれているわけです。これをどういうふうにするかは非常にむずかしい問題なので、やはりそういう諸条件の改定につきまして無理なものについては市民相談なりいろいろ相談をしなさいとか、そういうぐらいの消極的なことぐらいしかできないのではなかろうかと。もちろんこれは税の関係も担当部長のほうから後で補足がありましょうけれども、いろいろそれを一方的にあんたのところには減免するから幾らにしろと。なかなかこの点がむずかしい問題なので宿題とさしていただきたいと思います。それから入居条件ですけれどもこれは建設省できめてありますので、公共住宅法によるところの入居の資格、これ

については建設省のほうの達しできているわけで、市がいわゆる独自で入居基準をきめるわけにいかないと。というのはいわゆる住宅政策の中で国の助成、都の助成をもちろん受けているわけですから、自分のところの自費でやっているわけじゃありませんので、建設省の指導を受けている。建設省の指導を受けておりますから建設省の指示によった入居基準によると、こういうふうになっておりますから市の中で検討をして入居基準を改定するということにはまいらないと、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　ただいまの入居基準でございますが、これにつきましては今、企画財政部長が申し上げましたが、市でもって単独にきめるわけにはいきません。今回の、今議会でもって入居基準の改正の条例の一部改正ということで提案してございますが、物価の上昇とか勤労者の所得の引き上げ、公営住宅等の家賃の変動ということに伴いまして、基準がこれまで数回の改正は行なっておりますが、今年度改正といたしまして三万円から五万八千円までの方ということでございますので、今回の議会でもって改正がされます。それからさきほど申されました御質問の中の現在の市営住宅の入居者のうちの高額入居者が相当いるんではないかという御質問でございますが、これにつきましてはそのとおりでございます。入居基準を越えるものは大体五〇％でございます。これにつきましては現行条例できまっております付加使用料につきましては収入超過者に対して実施をしておりますし、今後の対策といたしましては高額所得者に対する対策といたしましては明け渡しの請求ができるように条例化をいたしたいというふうに考えておりますが、これにつきましては現在東京都の住宅対策審議会でもって検討中でございます。法律では住宅法の二十一条の三項にこのようなことはうたってはございますが、現在各自治体におきましても条例化をしているということはございません。東京都が現在検討中でございますので、その結論が出た時点で各市町村とも考えていきたいというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　秦正一君。

○四番（秦　正一君）　財政部長の答弁で一応宿題として検討していこうということで話がありましたが、大いにこの点前向きな姿勢で何とかの処置を考えてもらいたいとこのように要望しておきます。実際現実の状態をやっぱりある程度市としてもつかんでいかなきゃならんだろうし、それとにらみ合わせて処置を講じていくということで質問は終わりたいと思います。今総務部長の空け渡しのお話がありましたけれども現実の場合なかなか基準どおりいっていない。住宅法どおりいっていないところに問題があると思うんです。こういう面で今後の何らかのそういう手当てを市としても考えていく必要があるんじゃないかとこのように思うわけです。いずれにしても前向きな姿勢でやっぱり取っ組んでもらいたいとこのように思うわけです。なかなか文化的な生活を営んできております。したがいまして特に市民の中にはそういう面で苦しんでいる方は多いわけで、そういう面の市としてできる範囲のことはやっぱりめんどうをみていく必要があると思うんです。そういう面で前向きな姿勢をこれからはもっていくというところを確認いたしまして質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって六の一市の住宅と土地対策についてに関する質問を終わります。

次に八の一自然環境対策についての通告質問者杉山寅三郎君の質問を許します。

（十六番議員登壇）

○十六番（杉山寅三郎君）　それでは議長の指名をいただきましたので私の一般質問を展開したいと思います。まず自然環境対策についてでございますけれども、皆さんも御承知のとおり国の政策も経済政策からいわゆる福祉政策に大きく転換されようとしている中で、やはり自然環境の対策も推進されてるわけでございますけれども、当日野市におきましても多摩川、浅川の二大河川、これなども浅川もこのたびだいぶ堤防等も整備され、非常に川の流れも何かきれいになったような気もいたしますし、田園もございますし、やがて花咲く時期になれば鳥も歌うでしょうし、蝶も舞うような（笑声）きわめて理想的な環境にあるんではなかろうかと（拍手）一方、丘陵には松の緑もこまやかに（笑声）他市に比較して自然環境が恵まれているとこういう中でございますけれども、やはり都市化が進むにつれこれらのきわめて二度と繰り返せないような環境が失われていく現状であります。こういうことはもちろんこれが施策につきましては国あるいは都なりの施策にまたなければならないかと思いますけれども、日野市自体でもできるだけこうした自然環境のよさを確保していかなきゃならんし、また育成していかなきゃいけないと思うし、ただたとえば個人の所有地、いわゆる民有地というようなことですとなかなか市が考えているような、いわゆる確保とか保全もできないだろうと思いますけれども、非常にむずかしいとは思いますけれども、これが自然環境対策に対する具体的なお考え、あるいはプラン等がございましたならばお伺いしたいと、こういうことでございますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。杉山寅三郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　お説のとおり自然の中に動物は共存すると、これが原則でありますから自然を壊すと

いうことはいわゆる人間の滅亡を近くするとこういうことをいわれております。街路樹が枯れるということはわれわれ人間の生命が近く失われるんではないかという前兆である。横浜国大の宮脇助教授はそういうふうに言っております。したがいまして日野市では昨年環境保全に関する条例を施行いたしまして、まず神社の森、菩提寺の森、あるいは自分の屋敷の樹木、あるいは山林等について登録制度を採りまして若干ではありますが掃除料助成をいたしまして伐採あるいはそれの消滅については一応拘束のような形で御協力を仰ぐようにＰＲいたしましたところが、現在までに樹木が百四十本、助成金が十五万三千円、樹林が八万三千八十四平米、約二十万円、合計しまして三十五万三千円ほどの助成をいたしております。まだ本人の周知が済みませんので登録しないのもありますけれども、そういうところにつきましてはこれからよくお話し申し上げてまず登録していただく、それに対してはやはり表示をいたしまして、私事で申し訳ありませんが、私のところでも若干あるんで近所の家では木の葉が飛んできて屋根に支えて、樋に支えて非常に困るんだ、こういうことを言っております。しかしこれもいわゆる樹木によって、同化作用によって空気が清澄になり、それによって自然の中で人間が呼吸ができるとするならば落葉ぐらいはやはりがまんしなきゃいけないんだろうと、こういう話をしまして掃除をすることによって一般市民がやはり樹木、特に常緑樹については年間成木にしますと七〇トンくらいの浄化作用の能力があるそうですから、やはり家の周りを従来の生垣を取り去ってコンクリートブロックにするということは自分の呼吸を詰まらせることにつながるんだと、こういうふうに住民の方々にも認識をいただく、こういうことで本年度特に四十七年度は公共施設に対して学校、幼稚園、あるいは保育所、こういうことにつきましては樹木を約四千本植樹をまだこれからやるわけですけれども、いたしてさらに来年度につきましては殖やしてまいりたい。特に本年の四月から東京都が環境保全に対する条例に基づく規則を作ります。その規則の内容は環境保全については日野市のほうがいわゆる先進でありまして、内容について十分日野市の意向もくみ上げていただいて東京都の規則のほうに盛り込んでいただいてあります。そこで代表的なのが日野緑地、多摩平と吹上の間にあるわけですけれども、まずこのほうは今から三年ほど前に単独で買い上げて日野緑地としようという計画を持っておりました。ところが東京都のほうの指定を受けることによって東京都が東京都の自然林として緑地として指定を受けますと、いわゆる指定を受けることによって地主が買い上げ請求をしますと、その買い上げ請求を認めると、こういうふうに規則がなっておりますのでそういう形で東京都の資金で日野緑地として保存をするように考えたい。さらに野猿峠の八王子地続きですけれども、これにつきましても東京都がやはり手

当てをするような方向になっております。できる限りなるべく早い時期にそういう自然林についてはもちろん地主の御協力を仰ぐわけですけれども買い上げ請求を出していただいて、そして自然を確保をいたしたい。むしろ御指摘になるように南の丘陵がはげ山になってしまって遅きに失しましょうけれども、しかしこのままの状態が続くということは日野市民の安住を妨げる問題でありますから、緑の保存につきましてはできるだけの努力をいたしまして東京都の助成あるいは市独自の資金的な裏付けをもちまして一層の自然の保護をいたしたい、こういうふうに考えております。なお公害対策委員協議会を設けまして、特に二中の富士先生が自然についての権威であります。そういうことからいろいろ御教授をいただいておるわけで、いわゆる害虫を殺すことによってそのまた害虫が殖える、いわゆる天敵を殺すことによって害虫が殖える、こういうことをこの間もいろいろ言われましてやはり害虫がいるからといって殺虫剤をまくことによってその害虫を食ったりつぶしたりする天敵がなくなってくる、いわゆる自然を薬の力によって自分のすぐそばの外敵だと思うものが案外周りから見ると直接の外敵ではないんだと、保護虫に近いものまで殺してしまう、こういうことが現実に行なわれておりますので公害の一環になるかもしれませんけれどもごみの対策と合わせて自然の保護については今後十分広報等をもちまして市民の御協力を仰ぐようにＰＲをして、日野市が自然で豊かな生活ができるような方向に努力をいたしたい、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　ただいま企画財政部長のほうから細かく説明がありましたので十分理解をいたしましたし、折角これからも努力をしていただきましていわゆる自然と文化の豊かな日野市のためにひとつ御尽力をいただきたい。確かに心なしか野鳥も近ごろ殖えているような感じもいたします。こういう自然環境をなかなか保持するのはたいへんだと思いますけれども、今後とも御努力をいただきたいと、こういうふうに考えております。要望して私の質問は終わりたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これをもって八の一自然環境対策に関する質問を終わります。

次に八の二、下水道対策についての通告質問者杉山寅三郎君の質問を許します。

○十六番（杉山寅三郎君）　次は下水道対策でございますけれども、これはたびたび載せられた問題でございますので要点だけ簡単に御質問いたしたいと思います。当初日野市でいわゆる多摩川と浅川の間に二本、浅川沿いに一本というような市独自で下水道の計画が立てられたわけでございますけれども、その後いわゆる八王子を含めての流域下水道がクローズアップされ、なおそれに対する都のほうの調査というような段階まで

進んでいるというふうに聞いておりますけれども、その都の調査がどういうふうになっているのか、それをお伺いしたいということと、やはりこうして都市化されていく当市といたしましても当然下水道の問題はこれはアタックしていかなければいけないんじゃないかと考えますので、その辺の考え方と二とおりをひとつ御説明いただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。杉山寅三郎君の質問についての答弁を求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　前回まで何回かこの件につきまして御質問がありました。そこで市といたしましても今までの過程の中では都知事あるいは都議会にこの流域下水道八王子日野市、この区域を含めて何とか考えてほしいんだと、そういうような請願、陳情を行ないまして採択になりました。その結果都としても下水道局の中に経営管理室を設け、プロジェクトチームを編成し、四十七年中にそれぞれ調査研究をするという段階になっております。これまではすでに市長並びに私ども御説明を申し上げておるとおりでございます。その後大体事業がまとまったというようなことを聞いております。調査の期間中はやはり何回かそちらのほうに出向きまして処理場の道とか八王子の関係はどうか、谷地川周辺はどうであるとか、そういうようなことで問い合わせもありました。いよいよまとまりましたということを聞いております。やがてこれを説明し、発表し、どうもっていくかというようなことは市側にも連絡して時期をみてそれぞれ説明をいたすからということになっております。細かなことにつきましてはまだありませんが、一応その連絡を受けております。したがって日野市としてはその調査結果、これらに基づきまして四十八年度は八王子市並びに日野市その区域を含めましていろいろと最終的な検討がなされて、おそらくは四十八年度中には流域下水道というような姿の中でそれぞれまとまっていくものと考えております。それから日野市におきましては多摩平の公共下水道、それから神明上の都市下水路も逐次着工いたします。平山台の都市下水路こういうようなことでこの下水道関係についてはわずかでありますけれども着手をしているわけでございます。計画といたしましてはやはり都市下水路として日野市自体の計画としてこれらの計画をもちました。それにつきましては計画のまとまった段階であれこれと文書等を配布いたしまして御参考に供してあります。以上であります。

○議長（伊藤　定君）　杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　都市計画部長の回答で大体分かったわけですけれども、非常にこれは経費的にもいろいろな面からも難事中の難事だと思いますけれども、当然やらなければならない事業だと思いますし、やはり地方公共団体としてま

すとみ、し尿処理、下水道、これの施策の進捗状況がその自治体の一つのバロメーターになるとさえいわれております。幸い日野市ではごみ、し尿については十二分に市民要望に応えていることはまことに御同慶に堪えないわけでございますけれども、一方下水道の問題についても日野市のみではありませんけれども、遅々としてなかなか大きな仕事ですから進まないと思いますけれども、鋭意ひとつ取り組んでいただいてできるだけ東京都のほうも促進していただいて、逐次これを推進していきたいことをお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって八の二下水道対策に関する質問を終わります。

次に板垣正男君の質問を許します。（二番「どういうことですか。」）南平の土地の問題につきまして質問が出ております。最後にやるということで……

○二番（板垣正男君）　日程表に載っていないでしょう。

○議長（伊藤　定君）　一般質問の最後にやるということで議運の了解を取ってあります。

○二番（板垣正男君）　一般質問がまだ残っているんじゃないですか。（「いやならやめたら。」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　参りませんのでこの場合いつも終わっております。

○二番（板垣正男君）　日程表にも載っていないでしょう。

○議長（伊藤　定君）　議運でそういうふうに決まっているんですよ。

○二番（板垣正男君）　決まっていたらそういうふうに日程に載せなきゃいけないんじゃないですか。決まっているから載せなくていいなんてことないですよ。（「議運の委員長発表したんだよ。」「終わり」「やりますよ。」と呼ぶ者あり）昨日だって載せてありますよ。

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。南平小学校（仮称）用地買収について板垣正男君ほか三名から緊急質問の通告があります。板垣正男君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し発言を許すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）（二番「議長休憩してくれませんか。」）御異議ないものと認めます。よって板垣正男君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許すことに決定いたしました。板垣正男君の発言を許します。（二番「議長議長その前に休憩してください。」）議運で決まっているんですから……、緊急質問出してあるんですからどうぞやってください。（二番「ちょっと休憩してくれませんか。」）一般質問が終わりましたらそういうことで決定しているんです。（二番「休憩してください。」）（「休憩」と呼ぶ者あり）

○二番（板垣正男君）　後でやるなんてことも、この人が欠席しているなんて全然聞いていないし、議長はつかんでいる

かもしれませんが、私のほうはそういう連絡は…

○議長（伊藤　定君）　議運の時にいたでしょう。

○二番（板垣正男君）　最後に行なうということは聞いています。（「最後だよ、」「終わっちゃったんだよ」「これ以上待っていられない」と呼ぶ者あり）ちょっと休憩してくれませんか。（「必要なし」「いいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　通告してあるんですから発言要旨は分かっているわけでしょう。どうぞやってください。

○二番（板垣正男君）　ちょっと休憩してください。

（「議長」「必要なし」「続行」「撤回すれば」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）　私の議運の委員長の時に発表したことで記憶しておりますが、一般質問の最後に板垣議員の質問を許すことに意見一致をみたのでそれを発表したのであります。全員一致でこれを了承したわけです。それから議事の運営上これが質問は後二人残っておりますけれども、これは出席していないので棄権と認めているわけです。議長が特に最後に板垣議員の質問を許すことに同意を求めてみんな賛成して続行しているのに一人でがんばるからといって議会が運営できないというようなことでは悪例を残すと私は思います。したがいましてもし板垣君が休憩を求めるなら休憩がよろしいのか続行がよろしいのか全員の同意を求めて議事の運営をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　板垣議員以上の発言がありましたので登壇を願います。

○二番（板垣正男君）　通告しておきましたけれども種々の事情から通告を撤回します。

○議長（伊藤　定君）　これをもって一般質問を終わります。

本日の日程は終わりました。これをもって散会いたします。

午後二時五十三分散会

三月二十二日　木曜日（第十日）

昭和四十八年
第一回定例会

日野市議会会議録　第十号

三月二十二日木曜日（第十日）

出席議員（二十九名）

一番	鈴木美奈子君	
二番	板垣正男君	
三番	市川芳太郎君	
四番	秦正一君	
五番	滝瀬敏明君	
六番	池田重太郎君	
七番	林重義君	
八番	谷栄吉君	
九番	百済勇君	
十一番	西沢保君	
十二番	大柄保君	
十三番	岩沢哲夫君	
十四番	伊藤松之輔君	
十五番	剣持佐吉君	
十六番	杉山寅三郎君	
十七番	名古屋史郎君	
十八番	石川佐太郎君	
十九番	大下博君	
二十番	森田喜美男君	
二十一番	高橋通夫君	
二十二番	滝瀬政吉君	
二十三番	日野源作君	
二十四番	杉山亘君	
二十五番	伊藤定君	
二十六番	吉富繁枝君	
二十七番	清水芳雄君	
二十八番	佐々木昭雄君	
二十九番	正国務君	
三十番	三浦重春君	

欠席議員（一名）

十番　米沢照男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄	君
助役	葛西正彦	君
収入役	市川晴夫	君
企画財政部長	篠崎美雄	君
総務部長	遠藤政之	君
市民部長	赤松行雄	君
民生部長	松村清栄	君
建設部長	中島武男	君
都市計画部長	杉本好次郎	君
水道部長	加藤一男	君
福祉事務所長	田中若一	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	武居一茂	君

病院事務長	成井正夫	君
企画課長	中村亮助	君
職員課長	日野義人	君
教育長	永野林弘	君
教育庶務課長	落合豊	君
学校教育課長	松本武	君
社会教育課長	坂本金雄	君
体育課長	長谷川暢夫	君
図書館長	前川恒夫	君
監査事務局長	松本松夫	君
選挙管理委員会事務局長	佐久間義信	君
書記	川上輝子	君
書記	深海弘子	君
書記補	安原清美	君

一　議案第一〇号　昭和四十八年度日野市一般会計予算について
二　議案第一一号　昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計予算について
三　議案第一二号　昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計予算について
四　議案第一三号　昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計予算について
五　議案第一四号　昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計予算について
六　議案第一五号　昭和四十八年度日野市水道事業会計予算について
七　議案第一六号　昭和四十八年度日野市農業共済事業特別会計予算について

昭和四十八年三月二十二日（木）
午前十時開議

本日の会議に付した事件
予算の編成方針及び日程第一

午前十時十一分開議

○議長（伊藤定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十一名であります。最初に予算の編成の方針について市長の発言を求めます。

（市長登壇）

○市長（古谷栄君）　昭和四十八年第一回の定例市議会に新年度予算を提案するに当たりまして、予算の編成方針並びに市の財政状況等について御説明を申し上げます。

かって新年度予算編成の取り組み方については任期満了も近いということで道義的な観点から消極的な姿勢を考えたこともありましたが、諸般の状況から市政が停滞することなく移行することが望ましいと判断いたし、財源の留保に意を用いつつ敢えて年間予算を編成いたしました。申し上げるまでもなく人口急増に伴う関連公共施設の整備は急務でかつ閑却を許されないものであります。またこれらの事業はほとんど補助金、起債に依存すること大でありまして、これらの財源確保は事業の成否にかかわる重要な意味を持っております。したがいましてその申請等は時宜を得て行なわなくてはなりませんし、継続費、債務負担等は当初に計上することが義務づけられており、さらに都の中期計画中本市の事業計画、財政計画の実施上から、市が不利な立場となり、ひいては市民の要望にこたえることが後手となる等、事務当局よりの意見を考慮し、限られた財源で急施

を要するもの、及び請願、陳情等にこたえるため、昭和四十七年十一月通達三号をもって職員に示しました昭和四十八年度予算編成方針に添い編成に当たりました。

市の財政状況は前年比で市税で一二七%、総計では一三八。七%を示しておりますが、そのうち市債は二三七。二%と大幅に増加いたしております。歳出では衛生費は処理施設費の減のため九八。六%、農業費の一〇一。四%を除きまして二〇から四六%増となっております。人口増は一時の急増の数値よりやや鈍化し、最高四十一年の一二。一%増で十年平均六千三十九人、増加率八。一%、本年一月一日では五千二百七十九人、増加率四。九%となっております。しかしながら小学校児童、中学校の生徒増は人口増の比率のような鈍化を示さず依然増加しており、幼児に至りましてはさらに急増しているのが現状でございます。したがいまして学校、保育園、その他諸市民施設等に付随する経費は限りなくふくらみ、さらに諸物価の上昇により人件費、物件費等は増高し、率直に申し上げて財政事情は極めて苦しい年となり、ある程度財政の硬直化を来たすであろうと思います。これは本市のみではなく全国人口急増都市の共通の悩みでございます。この対策上から全国市長会に人口急増対策協議会が設立され、実情を訴え続けてまいりました。その結果本年度よりようやく小学校建設補助が二分の一から三分の二となり、さらに用地取得その他に若干でも上積みがみられまし

たことは大きな成果と思われます。しかしながらこれだけではこの困難は解消できませんし、財政需要はさらに増加することと思われますので経費の効率的な運用と一層の節減を徹底しなければならないと存じます。なお地方債につきましてはその消化の円滑化をはかるとともに、今後の公債負担の状況について検討を加える等、計画的な公債管理に意を用いなければならないと存じます。公共用地取得については従来の開発公社を公共用地拡大法に基づく日野市土地開発公社に切り替える準備を進めております。このような財政状況の中で基本構想に示された施策を基本とし、直面する諸問題をはじめ各種施策に対処しようとするのが本予算でございます。

予算の総額は一般会計で六十三億一千七百五十三万七千円、特別会計で二十四億九千九百十九万七千円、合計八十八億一千六百七十三万四千円で、これを前年度当初予算に比べると、一般会計は三八。七%、十七億六千百八十万三千円、特別会計は九。一%二億八百四十二万三千円、それぞれ増となっております。予算に盛られました四十八年度の重点施策の概略を申し上げますと、生活環境の整備と公害対策社会福祉の向上、教育文化施設の整備拡充、土木事業と都市計画事業の推進、以上四点を柱といたしまして、市全般の均衡ある発展と市民福祉の向上を期した次第であります。生活環境の整備と公害対策につきましては四十七年度より着手いたしました、し尿処理施設の増設

工事のために七千七百万円を予算化し、今年度完成させる計画でございます。またごみ及びその悪臭の飛散を防ぐため一千万円をかけ、プラットホーム上屋工事を行ない、またごみ収集運搬の合理化をはかるため、委託料の増額を行ない、地域の拡大をはかった次第でございます。処理場内の環境整備といたしましては植樹等を行ない、さらに公害対策事業といたしましては苗木の購入と亜硫酸ガス測定器、及び酸素吸入器を購入する考えでございます。

防火対策といたしましては最近とみに増加しております日野市の火災発生状況から見てこれに対処するため消防自動車二台、防火水槽の建設二ヵ所及び初期の消火に万全を期するため昨年に引き続き市内全域に消火器を配置する考えであります。

次に社会福祉の向上でございますが、毎年市の重点施策としてその増進に努めておりまして、あらゆる面にそれなりの成果を上げつつあると考えられます。しかしながら福祉行政の域はますます拡大し複雑を極めております。それがため今後なお計画的に施策することが必要でございますが、本年度においては児童福祉面の充実をはかるとともに老人をはじめ立ち遅れている福祉行政に力を注ぐ所存でございます。まず施設面では約七千五百万円で保育園と児童館を新設するとともに一千六百万円で三沢保育園の増築を行なう考えであります。地区センターについては二館を計画し、児童の遊び場対策につきましてもでき得る限り多く設置したい考えでございます。老人対策といた

しましては一人暮らし老人のお宅へ電話を設置いたしまた寝たきり老人に対しましては若干ではございますが福祉手当を増額し老人の方や身障者などを対象とした福祉専門のマイクロバスを購入する計画でございます。心身障害者の皆さんのためには本年建設いたしました通所訓練施設の内容を充実させるとともに本年も給付費を増額いたします。民間幼児教育施設在園児保護者に対します補助金につきましても若干増額いたしまするので、東京都よりの補助分と合わせますと五歳児につきましては公、私立の格差はかなり解消できると考えております。

交通安全対策事業につきましても約二千六百万円で歩道、防護柵、道路標識及び反射鏡設置等を積極的に行ない交通安全思想の普及と合わせ市民を交通事故から守るため、できるだけの努力をいたす所存でございます。

次に教育文化施設の整備拡充でございますがまずプレハブ解消とプール屋内運動場の整備をはかるとともに教材教具費と学校管理運営費の増額を行ないまして、教育内容の充実に力を入れる所存でございます。また学校の環境整備をはかるため、緑化の推進特に校庭の芝生化を実施する考えであります。今年は第七小学校を試験的に実施し、結果を見ながら全校に普及していきたいと考えております。施設整備につきまして具体的に申し上げますると第二、第六、百草台小学校の増築に一億八千五百万円余、高幡台小学校と第七小学校の屋内運動場建設に約七千万円、第七小学校と第四中学校のプール新設に約四千五百万円、第二小学校の校庭拡張のため、用地買収費二億四百万円を計上しております。また仮称南平小学校の新設につきましては、債務負担行為で二億二千七百万円余を計上し、四十九年四月開校を予定し潤徳小学校の大規模校解消を進めたいと考えております。

次に社会教育面でございますが五年目を迎える家庭教育通信講座をさらに充実させることはもちろんですが、青年と成人の男子を対象とした講座に力を入れる考えであります。これにより従来の幼児、婦人、老人の教育と合わせ市民全般に社会教育の手を伸ばすことができるわけであります。また体育面につきましては、学校の校庭体育館等の開放を積極的に行ない地域スポーツの振興をはかるとともに市民の体力テスト等も行なって市民が気軽にスポーツに親しめるよう配慮したいと考えております。なお、図書館活動につきましては、今春開館いたします中央図書館を軌道に乗せることを第一に考えまして職員の増員をはかるとともに二千万円の図書購入費を計上し移動図書館、分館も合わせ市民によりよいサービスができるよう態勢づくりに力を入れる考えでございます。

次に土木事業と都市計画の推進につきましては道路新設改良工事といたしまして浅川一号線その他に一億一千五百万円、市道整備補助金として六百万円を計上しております。また市営住

宅の建設につきましては九千七百万円を計上し、二十五戸建設する計画でございます。次に都市計画関係について申し上げますると、まず町名地番整理事業でございますが、平山台土地区画整理事業は八月完了を予定しておりますので、この区域の町名を新しく旭が丘として事業を実施する方針であります。また四ッ谷下区画整理事業も十月完了を予定しておりますので区画整理の区域内のみの地番整理を実施する方針でございます。

次に下水道事業でございますが神明上の区画整理事業も進んでまいりまして流出係数も大きくなってまいりましたのでこれが対策として早急に下水道を多摩川まで抜く必要に迫られております。このため四十八年度より三カ年計画で神明上地区外都市下水路に着工したいと考えておりまして、本年はその手始めといたしまして七千万円を予算に計上いたした次第でございます。

次は公園の管理でございますが、現在二十一の公園がありますが今後憩の場所として、またレクリエーション等の場としての市民に親しまれる公園となるようなお一層整備していく考えであります。また駒形公園につきましては、ご承知のように四十六年度より着工いたしましたが四十八年度をもって完成させる計画でございます。本年度は築造費二千百万円を計上し、公園としての形態を整えていく考えでございます。以上が一般会計の概要でございます。

次に区画整理事業について申し伸べますと、現在施行しております三地区の区画整理事業のうち、平山台と四ッ谷下の二地区につきましては四十八年度完了を予定しておりまして、これに伴う関係事務を進めてまいりますが、実質的な事業の完了となります換地処分の時期は平山台が八月、四ッ谷下が十月ごろになると予定しております。神明上の区画整理事業につきましては、工事補償ともに最盛期となるわけでございますが、これを積極的に推進し、遺憾のないよう万全を期する所存でございます。万願寺区画整理事業につきましては、四十七年度で東京都及び市におきまして、現形測量が完了しておりますので、これを基といたしまして住民の意向をよく確かめながら事業認可の方向に持っていきたいと考えております。

次に水道事業関係でございますが、本年度は第三期拡張事業の最終年度であり未給水区域の解消をはかるべく配水本管布設に全力を注ぎたいと考えております。三沢配水場に鹿島三井電建等の高地区配水のためのポンプ室も本年早々に完成を見ると思いますので、これに関係する本管布設、さらに神明上、川北地区、百草地区の配水本管布設工事を施工いたしたいと考えております。道路築造の関係から一部はあるいは残るといたしましても当市の未給水区域は一応解消されるものと存じます。なお約八千二百万円強の赤字予算を計上いたしたのでございますが、御承知のとおり水道事業の都営一元化の問題もあり、昭和

四十七年度におきましては、いろいろの関係から方向を見出せなかったのでございまするが本年はその方向とその間における赤字解消をどのように進めていくかが問題になってまいると存じます。今後議会とも十分御相談申し上げ誤りのない方向づけをいたしたいと考えております。

以上申し上げましたが新年度を迎えてさらに決意を新たにし、その実施に当たっては施策の目的を十分達成するよう適正かつ効率的な執行に努め住みよい自然環境と調和のとれたより高度な文化都市建設のため邁進する所存でございます。議員各位の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

○議長（伊藤定君）　これより質疑に入ります。板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　今日、予算編成方針（要旨）が配布されたんですけれどもこの予算説明資料の中の予算編成方針というのはどういうふうになるんですか。これもやはりこのまま議会に提出されてるということで受け取ってよろしいんですか。

○議長（伊藤定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　資料のほうに入っているのは職員に対して四十八年度予算はこのような方針で編成に当たるようにこういう指示でまた、なお企画財政部長のほうからは算出に当たってはこういうふうに見なさい。こういう注意でございます。したがって姿勢としてはその当時出ておりますけれどもここに新たに議会に対して予算方針を述べた、こういう内容でございます。

○議長（伊藤定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　このものの説明も含めて今の説明というのはこの後なされるわけですか。予算の説明の時に。

○議長（伊藤定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　それは職員に対して四十八年度の編成をこのような方法で編成をしなさい、こういう市長の達しであります。ですからこれは職員に対しての編成方針を示した。したがって職員のほうは部課長はこの編成方針に添って予算の編成に当たった、こういう経過的なものでありますから市町村によってはそういうものをつけないところもありますけれども本市の場合には従来慣例から、資料としてつけている。こういうふうに思っていただきたいと思います。

○議長（伊藤定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　参考資料として配布されてるということになりますけれども、しかし全然議会に提出されるものと関係がないわけじゃないですから、少しこの資料についた方針も合わせて質問したいと思いますけれども、これはかまわないですか。

○議長（伊藤定君）　はい。

○二番（板垣正男君）　この資料の中の編成方針の中に市長はこういうことを言ってるんですね。「政府は住民福祉を優先施策として所得税および住民税の諸控除の引上げと税率緩和に併せ、老人をはじめ、立ち遅れの福祉行政に力を注ぐものと予想される。したがって、本市の主な財源である住民税において、減税が予想され、伸率はあまり期待できないであろう」こういうことを言われてるわけですね、こういう考えのもとで予算の編成を行なったようでありますけれども、しかし実際そういうことになってるかどうかということが一つ私は疑問にあるわけですね。というのは、減税によって財源の伸び率が余り期待できないということを言われていますけれどもこの予算の比較を見て見ますと市税というのは今年度は一二七・〇％昨年度に比べてこの伸び率というのは過去三年間では最高の伸び率を示しているんですね。ですから減税によって財源の確保が難しいということにはこの数字の上からは余りならないのではないかということと、もう一つは、政府の四十八年度の地方財政計画を見ますと過去十年間最高の伸び率を示している、前年度に比べて二七％の伸び率を示しているわけですけれども、このように地方税が最高に伸び率を示しているということは市の方針にありますように減税にかって財源確保ができないということと、私は矛盾しているのではないかというふうに考えるわけです。ですからその辺のところをどういうふうにお考えになってるのか、一点質しておきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　この表示にありますようにこれは昨年の十一月に出した達しであります。したがいまして、新聞その他の報道でそういうふうに受けておりますので、そういう予想をしている。それからもう一つ税関係で後で市民部長のほうから補足していただきますが人口が非常に伸びている、人口が全くおんなじの場合には税のほうは動かないと思います。人口増が殖えてるということ、これも一つの要素になってると思います。したがって二七％即が全部の市民が二七％増ではない。昨年の課税対象、後で説明があると思いますけれども、そういうもの等が内容的にあるので、いちがいにこの数字だけが即、全部伸びてるとこういうふうには当たらないであろう。もう一回言いますが、これは昨年の十一月に新聞報道その他の中から職員に対してかくかようなな方向に行くだろうから、こういうものでわきまえて予算編成をするように、こういうふうな達しでありますから当然今日とは内容的には若干違ってると思いますけれども、御指摘のような数値については後ほど市民部長のほうから補足していただきます。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　市税関係についてお話し申し上げます。市長の施政方針にございますように一二七％の伸

びというふうなことになっております。これは昨年の当初予算の計上額がどういう考え方で計上されてるか、ということにも大きな相関関係がある。それで昨年の市税の当初予算の組み方でございますけれども昭和四十六年の円切り上げというふうな情勢等が波及しまして非常に当初予算の四十七年度の当初予算は非常に警戒をしまして、圧縮して組んでおる。このような状況にございますので、今年の四十八年度の税収の見積りが二七%増というふうなことになるわけでございます。この間には四十七年度自体の要するに一年間の税の伸びがございます。それで四十七年度の最終の税の見積りから比較しますと、個人の所得税におきましては一四%、実質一四%の伸び、この一四%の中には五%近くの人口増を含んだものでございます。そういうふうなことになります。ですから四十七年度の当初予算の、各年度の当初予算の組み方の組む姿勢にもよるわけでございます。この時の置かれてる経済状態にもよるんだ。ですから一番固定的なものは四十七年度の最終の個人の市民税は十一億二千四百万円でございます。これから見ますと、人口増を含んで一四%しか殖えてない、こういうふうなことでこの予算説明書にございますように減税の影響もございます。後で説明しますけれども、例年よりも倍に近いような減税を個人の市民税では見積っております。後で具体的には御説明申し上げます。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　企画財政部長の説明によりますと、人口の増加というようなことが含まれてるという話ですけれども、たしか今年度は増加率四。九%になってる、この一月一日でですね。さきほど市長が説明した中でもありますように、過去十年間の平均伸び率というのは八。一%なんですね。今年度は四。九%なんでしょ。非常に少なくなってるわけですよ。ですから非常に伸び率が少なくなってるにもかかわらず、最近に例のない伸び率を示している。市ではですね。もちろん今市民部長が説明したように減税による減収というものもそれは一部にはあるでしょう。しかし基本的にそういうことによって減収になってるということではなくて、もっと別なものがあるのではないかと私は思うんですね。それはこの構成費を見ても分かりますように市債が一六。五%今年度殖えてるんですね。これは、これまでにない増加を示している。市債の内訳を見てみますと、土木費と教育費が財源の九〇%以上を占めているということから決して福祉やあるいはここに盛られているような内容による施策による、政府の施策によってこの地方財政が組まれているということではなくて公共事業の財源、そういうものが大幅に組まれているということの財政の圧迫と、あるいは財源の確保というものが難しくなってきてる、ということがこの数字の中から見られるわけです。ですから、市長が今かなり長く説明いたしましたけれども、ここに盛られているような形の

中での財政の確保の難しさということでは決して私はないだろうということを申し上げておきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　この予算編成方針を見ますと本年度をとおしてずっと全部の予算が載ってるわけですが、四月に選挙もあることになっておりますが、これはこれから見ると、もう当選して市長になったということでやったわけですがこれは暫定予算でやったほうが合理的ではないかと思いますが、その点お伺いします。

（「この前終わったよ」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　これはさっき市長から予算の編成方針が示されたように特に公共施設事業が五月に申請をするわけです。起債とか補助金申請を。その時には予算の議決書を添付するということになってる。暫定予算を組むという場合の制約がありまして、長がいない、議会が構成できない、こういう時に限って暫定予算を組めるわけでありまして、現在長も健全といるし、それから議会もある、という中ではそういう組み方は許されていない、当然暫定予算を組むのにはそれぞれの要素があるわけですから、そういうものがないのに暫定予算的なものを組んでいくということはできない。さらに日野市というものは存在しているわけですから、いろいろの社会増によるところの公共施設、これはどなたがやりましても当然のことだし、さらに煮詰めますと財源の留保ということもさきほどの予算編成の中にもありますので、財源の留保はしてあるわけです。その辺のことは別といたしましても、いわゆる補助金起債等の関係から暫定的なものは組むことによってまあもちろん組めませんし、もしあえて組むとするならば一年間が後退する、この一年間の後退というのは今後に対してやはり五年、十年の影響を及ぼすであろう、こういうことで事務当局のほうからさきほど市長が申し上げましたとおり、いろいろ申し上げました。そういう形にすることは日野市のマイナスになることであろうということで、あえてこういう形で提案をした、ということはさきほどる方針の中で説明されたとおりであります。

○議長（伊藤　定君）　高橋通夫君よろしいですか。

○二十一番（高橋通夫君）　はい。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　この予算編成方針を見ますと、都の中期計画、これが市は非常に不利な立場になるというようなことが述べられておりますけれども、このことはそうしますと都のいろいろな施策、そういった計画と市の財政計画が相入れないものである。そういうことの意味のものですか。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　これは東京都にしましても、国にしましても現在コンピューターによって市の財源、都の財源、国の財源、建設にあてる財源は決まってるわけです。当然そういう計画的なものは発表の段階ではありませんけれども組み方として考え方としては日野市では来年度人口増加等によって学校が幾つ建つ。何教室建つだろう。これは当然組み込んであって、それに対する国の補助、これは東京都を経由して来るわけですから、国からじかには全部補助金は来ませんから東京都のほうではやっぱり把握しておかなければならない。そういうことで毎年五月に計画についてはねっておるわけです。それぞれ三年先を見越して財政計画なり実施の計画なりこういう計画を作っているわけですから、当然それからはみ出すということについてはなかなか困難である。これ脱落することはわりあいに楽でありますけれどもそれを簡単に脱落すればよそのほうがある程度潤ってくるでしょうけれども、日野市がそういう何億なら何億の予算計画があるということをすでにもう出してありますから四十八年度事業として、それは関連が十分あるわけです。ですからそれを私のほうでは御辞退申し上げます。本年度は、お先はちょっと分かりませんから、学校増築も、いつのことか分かりません、と言えば東京都の予算の中では日野市の配分を除いてしまう、こういう関連があるわけです。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　図書館活動についてこの方針を見ますと中央図書館の運営を軌道に乗せることを第一に考える、以下職員の増員をはかるとともに分館などの機能をさらによりよいサービスができるようにということがうたわれておりますが、聞くところによりますと、社会教育センターの図書室が図書館が午後でなければあかない。四月一日からですか。これは中央図書館の関係で人手不足だからしかたがないんだ、借りたい者はあっちへ行きなさいとこういうことがもう言われていると聞きます。そうしますとこの方針と全く逆のことがもうすでに行なわれている。そうするとこの文章どおりにとればやっぱり中央図書館が第一なんだ。後はここに書いてあるのは文字というか、表言だけだと。よりよいサービスができるということは、少なくとも既得といいますか、従来こういう形だったもののはそれはもうそのまま、さらにプラスというのがよりよいというんだろうと思うんです。単純に考えて。それは中央図書館ができたんだからしかたがない。借りたい人はそっちへ行きなさいというのではよりよいサービスというふうに取れないように感じるわけです。図書の利用は申し上げるまでもなく移動図書館とかそういうこともありますけれども、あそこにあるからということで長年家庭で病気の人とかいろいろな方がかなり喜んで利用している場所なわけです。そこがわずか二時間か三時間の違いだということではありますけれどもこの文章とは細か

いことのようですけれども、ちょっと矛盾するような感じがしますが、そういう措置をもうＰＲされてるやに聞いておりますがそれが事実であるかどうか。もし事実であればさらに御質問したいと思います。

○市長（古谷　栄君）　私から答えます。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　私も今のような具体的な話はよく承知しておりませんが、中央館が開館するので若干一時的に人手不足になるのであるいはそういう措置を取るかもしれないというふうな話をちょっと聞いたことがございます。したがって館長にはできるだけそういう措置はやめなさい、ごく一時的な現象にしろそういう措置があるとするならば非常にまずいのでできるだけパートでも何でも動員してそういう措置を取ることをおやめなさいということは言ってあります。ただ実は御存じのとおり司書というのを採用するわけですね。図書館は。今年も実はかなりの人数の司書を採用をいたすわけなんですけれども私はできるだけ、その、男子を採りなさい、巡回の関係もありますので、女子ではなかなか難しい面もある。できるだけ男子の司書を採りなさい、ということを言ってるんですけれども、残念ながらこのごろ図書館の司書になられる方は、ほとんど女子なんですね。今年もだいぶ十何人ですか採るわけですが、たしか一人か二人しか男子は採れない、というような現状で確かに人手の不足といいますか、中央図書館なら中央図書館の内部の事務的なことは、内部の仕事はできるけれども、今度は飛び回るというふうな職員が、車に乗っていくというようなサービスをするような職員が専門的な司書のような職員が、だんだん確保が難しくなってる、という現状は覆えないと思うんです。私のほうとしてはできるだけ一時的にせよ、分館に御迷惑をかけるようなことは避けなさいという強い指示は与えてございます。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　ここに書かれている精神を指示してあるという市長のお話ですけれども暫定的だというＰＲもありませんし、借りたい人は向こうに行くしかないんだ、理由はこういうことだ。中央図書館の充実のため、人手がないんだ、こういうことで聞くところによりますと利用者の有志というようなことで何とかしてもらえないか、という署名運動というとおおげさですけれどもそんなようなことが行なわれていると聞いておりますが、強い指示と現実とがだいぶ矛盾しているように感じますが、今後もどういう形をとられるか指示をしてもしかたのないことなのか、指示をして何とかすればわずか二、三時間のことではありますけれども、ここに書いてあることとだいぶずれるような感じがするので今後のその点についてのお考えをさらにお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　できるだけそういうことのない、分館に御迷惑をかけないような、むしろ分館をだんだんと充実していくような姿において考えていきたいと思っております。ただ一時的に確かにそういうふうな事情で女子の方が多いために、ちょっと何と言いましょうか、若干人手不足になるような時期もあろうかと思いますが、そういう場合でもできるだけ御迷惑をおかけすることのないようにいたしたいと思っております。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　さらにお願いをいたしますが市民は人手不足のためこうだ、というPRをされればもう従来気楽に借りに行かれたのが借りられなくなったんだなあというふうに感じますので、PRの方法を研究されていらぬ心配を持たないようなPRの方法を取られたほうがいいように思いますのでできましたらそのようにお願いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　事務局において善処してください。ほかに御質疑はありませんか。なければ質疑を打ち切ります。予算編成方針を終わります。

これより議案第一〇号、昭和四十八年度日野市一般会計予算を議題といたします。理事者より提案理由の設明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十八年度日野市一般会計予算でございます。予算の編成方針並びに市の財政状況につきましては市長より説明いたしましたので内容のみ申し上げます。予算総額は六十三億一千七百五十三万七千円でこれを前年の当初予算に比べますと、三八・七%十七億六千百八十万三千円の増となっております。

歳出の款別構成割合を見ますと教育費が二六・九%金額にいたしまして十六億九千六百九十七万一千円で最も多く次いで土木費の二一・三%、民生費の一八・一%総務費一三・四%衛生費九・六%の順となっております。さらにこれを性質別に見ますと、投資的事業の割合が三〇・四%でトップでございます。次いで人件費二四・八%物件費一四・五%、扶助費が一四・一%の順となっております。

次に歳入について申し上げますと、市税については経済の動向並びに前年の実績等を勘案いたしまして、三十三億二千二十七万円を見込み、これは前年の当初に比べ二七%の伸びを示しております。国庫支出金は五億四千三百八十三万三千円、都支出金六億九千三百三十二万一千円、市債十億四千百二十万円その他諸収入等を見込み、収支の均衡をはかった次第でございます。以上で私からの説明を終わらせていただきますが詳細につきましては議事の進行に従いまして関係部課長より説明いたします。

○議長（伊藤　定君）　これより予算説明に入るわけでございますけれども、関係部課長は重要な部分を要領よく説明されたい。

歳入のうち市税、地方譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金の説明を関係部課長より求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　では市税の金額を私のほうから御説明申し上げます。二ページでございます。市税の総額はただいま御説明ございましたように三十三億二千二十七万円でございます。前年の当初に比べまして施政方針の御説明にございましたように　二七%の増になっておるわけでございます。四ページにまいります。四ページにまいりまして、個人の市民税でございます。それでご指摘がございましたように本年の個人の市民税は十二億八千二百万円でございます。前年から比べますとこれも二七%の増となっておるわけでございますが、四十七年度の最終が十一億二千四百万円でございますので一年間の伸びというものが四十六年度の円切り上げで警戒して組んだわけでございますがめざましい増加がございましたので実績としましては一四%の伸びというふうになるわけでございます。次に均等割でございますが、均等割のほうで人口としましては四・八%の増を見込んでおるわけでございます。それから所得割のほうの考え方でございますが、現在国会のほうで上程されておりますところの地方税の減税でございます。これを一応積算の基礎に入れたわけでございます。税制大綱によりますと、基礎控除配偶者控除、扶養控除、これが各一万円ずつ引き上げられることになっております。そのほかの障害者とか老人の控除とかそういうものがその他の控除でございますがこれが二万円上がることになっております。それから四十八年度の新しい試みとしまして七十歳以上の老人の扶養控除、老人の老人控除とは別に扶養控除、これが十四万円が新設になった。こういうものが減税の基礎として考えております。それから百万円、課税金額百万円以下の方の税率が緩和される、改正になる、こういうこれらも見込んでおります。それで市の減税額としましては、約八千万円を見込んでおるわけでございます。こういうものの考え方の中から、この所得割が計算されておるわけでございます。それで平均税率三・八%になっております。これにつきましては四〇%減税がございませんと四〇%を超えるというふうな推定でございますが三八%と見込んだわけでございます。これにつきましては課税金額百万円以下の方の税率の緩和というものがここに平均税率というふうなものに表言されるわけでございます。百万円以下の課税金額の方、

といいますと、日野市全体の中で七割か八割というふうなウエートを占めますので、こういうふうなことになるわけでございます。それから退職所得分離課税のほうでございますが、大体毎年のとおり二千人程度の、要するに課税者という推定でこのように見込んでおるわけでございます。それから滞納繰越金でございますがだいぶ殖えております。これなどは人口の異動の結果というもので非常に滞納整理しにくいというふうな状況から多少殖えておるわけでございます。そういうことで個人の市民税につきましては十二億八千二百万円、このような状況でございます。それから法人でございます。法人のほうも昨年の当初予算と比べますと、二三%と殖えておりますけれども、この一年間の伸びが非常にめざましいものがございますので、四十七年の最終と比べますと、七%の増となっておるわけでございます。七%増で押えたということにつきましては円切り上げの再々切り上げというふうな状況等もございますので、このように一応警戒しまして、しぼった考え方に立っておるわけでございます。均等割におきましては昨年の七百九十七社よりも百社殖えております。八百九十九社でございます。法人税を終わります。

それから固定資産税でございます。固定資産税につきましては昨年の当初よりもこれも二七%殖えておるわけでございますが、これにつきましては本年度が基準年度でございますので、宅地のほうの価格が大体坪当り平均価格四万になるというふうに見越しているわけでございます。今までの評価額が二万二千二百三十四円でございましたけれども基準年度で八〇%値上がりする、東京都のほうからそのような平均指示額が来ると推定しまして大体坪当り宅地の場合には四万に見ておるわけでございます。それに対しまして、まだ税の改正が国会のほうで決まっておりません。国会で決まりまして市議会にお願いしましてからはっきりするわけでございますが、それで評価額課税だとか、あるいは評価額課税の二分の一の個人の場合は課税だ、というふうなことがはっきりしておりませんので評価のほうは四万台の平均評価額にしましたけれども従来の負担調整の考え方でこの税額は計算しておるわけでございます。それから家屋のほうでございますが家屋のほうはこれも基準年度で評価基準の大改正がございました。これによって増加するというものでございます。

これによって増加しますのは四十七年度中に新築された家屋だけでございます。それ以外の在来の家屋は従来の評価額をすえ置くということになっておりますので実際に減税になりますのは四十七年度中の新築家屋、千五百というふうになるわけでございます。それから償却資産でございますが、四十七年度中の好況を反映しまして非常に伸びております。それで四十八年度に至りましてはそう大きく伸びないんじゃないか、というふうな考

え方で四十七年度中の好況を反映したものとしてこれも二七%増を組んだわけでございます。それから固定資産につきましては、減免点の引き上げがございました。土地あるいは家屋、償却資産、これらの減免点の引き上げがございましたのでそれらの減免点の引き上げによるところの減税、大体七百七十万円程度でございます。これも折り込んでございます。次に国有資産等所在市町村交付金納付金でございます。これにつきましては現状において調査しました四十七年度実績によりまして組んだわけでございます。当初よりも三七%の増加となっておるわけでございます。それから軽自動車でございます。軽自動車のほうは千八百七十二万七千円でございます。当初に比較しますと五%でございます。ここしばらくずっと余り大きな軽自動車の伸びがございませんので人口増程度の伸びにとどめたわけでございます。七ページにまいります。市のたばこ消費税でございます。これも一億八千八百五十二万九千円ということで昨年当初から比べまして六%の伸びでございます。これにつきましても軽自動車と同様、大きな消長がございませんので人口増程度にとどめたわけでございます。電気ガス税につきましては前年よりも三百七十四万円の減額になるわけでございます。これにつきましては税率の引き下げ、従来七%でございましたものが六%になる、これは十月から適用でございます。それから減免点の引き上げ、電気の場合は八百円のものが、月額八百円の免税家庭が今度は千円の免税家庭というふうに引き上げになります。ガスの方が千六百円の減免点が二千百円になるというふうに大幅な減税が見込まれておりますのでこのように昨年を下回る予算計上額となった、こういうふうになるわけでございます。それから八ページでございます。八ページの都市計画税でございます。都市計画税のほうは昨年当初から見ますと七三%と大幅な予算計上となったわけでございます。これにつきましては都市計画税の場合は固定資産と同様に二万二千二百三十四円の坪当り宅地の平均価格が四万円になる、という評価額の影響をもろに受けるわけでございます。都市計画税の場合には四十七年度も負担調整処置は講じないで評価額課税になっております。それで政府のほうの考え方も四十八年度評価替えがあっても都市計画税については負担調整という弾力的な軽減処置は取らないんだ、評価額課税四万円にずばり千分の二の税率を掛けるということになりますので宅地価格の評価替えの影響をもろに受けるということで七三%の増加になるわけでございます。それから家屋につきましては、やはり新築家屋百五十棟について評価替え、要するに課税額が四割程度上がるわけでございます。これらも含んで七三%になるわけでございます。それから固定資産と同様に減免点の引上げがこの中には加味されております。それから都市計画については新築家屋の三年間の二分の一課税という特例かないということも増加の原

因になっております。大体以上で税の説明を終わるわけでございますが昨年の百円当たりの税徴収のコストというのは四円と四十八銭でございます。提案申し上げてございますところの三十三億七千三百万円の税のコストは四円一銭、このような状況でございます。以上で税の説明を終わります。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　続いて九ページ、自動車重量税でありますがこれは下のほうの自動車取得の交付金と全く同じような形でいわゆる道路損傷について地方税として道路整備にあてるという目的から下のほうは百万円の車を買いますと三万円三％ですが、十万以下は免税ですけれども上のほうは大体それの四分の一ということになりますけれどもこれは自動車の車検のつどそれぞれの車種によって納めるようになってるので、それについて都では道路の延長分、昼間人口、そういったものを基準にしまして配分するわけでありましてそれぞれ若干増を見ておりますものは現在の実績を見たわけでございます。

次に一〇ページ、地方交付税でありますが相当多く今年度は見込みました。これもやはり実績で本年度当初では非常に危険があったわけですけれども学校用地、その他学校の増築等で財政需要額が相当伸びたということと、それから財政需要額の算出基準が若干上がりました。そういうことで本年度の実績では約九千万になるわけでもちろんこの中でさらに二千万くらい殖えそうだ

が百万円以下でございますので納税義務者のうちの約八〇％が、その年によって多少動きますけれども、七〇％から八〇％が課税所得百万以下と。それで課税最低限が百万ちょっとでございますので、所得総額としては二百万ちょっと課税所得百万というふうな捕え方でございます。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければ市税、地方譲与税、自動車取得交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、都支出金についての説明を関係部課長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　要点だけ申し上げまして細かい点は予算委員会で特別委員会でお願いしたいと思いますが、一一ページ民生費の負担金、これはそれぞれ単価のアップ、ベースアップ等で若干殖えておりますが、内容的には昨年と変わりがありません。土木の負担金につきましても殖えておりますが、いわゆる損傷ですから市の市道を壊した時の、いわゆる負担金を百三十三万見込んだと。一二ページ使用料でありますが、総務の使用料ここに書いてありますとおり市民プール、下のほうが民生のほうは福祉センターとか地区センター。それから衛生でありますがこれは火葬場の使用料、土木の使用料は市営住宅並びに教育使用料につきましては幼稚園並びに民

間施設、これは八ケ岳の関係で、それで御説明することはございません。次に一三ページ総務の手数料ですが、ここに書いてあります主に市民部の関係の手数料でございます。民生部関係につきましては公益質屋でありまして、これは科目存置でございます。衛生費でございますが墓地の手数料、特にここでし尿の関係が昨年より減っているということでこの前の三月の補正で三百万円ほど減額になったと、したがって内容的には手数料が減額ということは、主にはし尿のくみ取り手数料、これは大口といいまして普通のところは原価単価でありまして、飯場とか工事現場、こういうところの関係を見込みまして計上しているわけでございますが、そういうことで昨年よりも少なくなっているということで内容、ほかのところは別にありません。それから国庫支出金に入りまして一四ページ、ここで一億四千百万というふうに殖えております。主なものは、老人の医療費の新規に負担金が五千五百万ということと、その下の児童の関係、それから生活保護関係の単価、それから児童手当、手当につきましては、これは都のほうで新規に。昨年は特になったわけですけれども、今度は国のほうの負担金ということで新規になったと。したがって老人あるいは児童関係が新規のために一億四千百万とこういうふうに殖えております。教育義務関係は別段申し上げることはございません。ここに書いてあるとおりであります。それから一五ページ平山台の保育園を今年新設しょう

ということで百五十万円。衛生費については五〇キロトン、し尿処理場の施設の補助金。土木関係につきましては市営住宅並びに神明上の都市下水路、こういうことが大きなものでありまして、昨年よりは千百万殖えております。ますが、市営住宅関係ではやはり単価の増がありますので、そういう関係でございます。教育費関係につきましては千二百五十万ほど殖えておりますが、内容的には第七小学校の校舎の補助金、それから高幡台小学校の校舎の補助金、これらが主な理由でございます。それから一六ページ、続きまして中学校関係でありますが、内容的にはここに書いてあるとおりであります。小学校用地の取得関係でありますが、第七小学校の千六百万ほど補助金がくるわけですからこれは人口急増の対象市町だけでございますが、三年間千六百万ということで約四千八百万ほどの額が第七小学校についてくると。下のほうは南平小学校の仮称の用地が買えた場合に、やはり三年間千八百万ほど五千四百万ほどになりますか、こういう形で、補助金をもらえる予定になっておりますので、用地買収の完成のときにこういうふうになるわけでございます。そのほかは申し上げることはございません。以上です。続きまして一七ページ、これは別段申し上げることもございません。それから一八ページ、ここで申し上げたいのは減額に実は民生費関係がなっておりますが、社会福祉関係では昨年は四百六十三万ということですから二千五百万ほど社会福祉関係は殖えており

ます。その殖えている内容は老人医療と老人福祉手当、こういう関係が新規的になりましたので主な殖えている理由でございます。それから児童福祉関係が、昨年六千五百万円、約三千万円ほど減額になっておりますが、これは児童手当、これが国庫のほうと代わりまして、こういうことで内容的に増減があったと。国のほうと、言い替えれば都のほうの昨年の計上が本年は国のほうに組み替わったということでの減額、相関関係百五十万とこういう形でございます。それから衛生関係で別段申し上げることもございません。それから総務の関係も別段ありませんが特に申し上げたいのは下のほうの市町村振興交付金一億八千六百万、昨年から言いますと千八百万円ほど増になっております。なおこの通知でありますが決定が遅れておりますのでそれぞれの単価のアップがございます。したがいましてこれよりも、一億八千よりもさらに千八百万ほど増加するであろうというふうに考えております。しかしながら今年のたとえばし尿、ごみ、こういうすべての特別の関係でありますが、百とするならば八十五、大体一五%は競輪とかあるいは財政支出、こういうことの関係から日野市の場合には大体八十四ぐらいではないのかということですから八四%ぐらいの支給率になるわけであります。しかし若干単価アップがあるということでこのようになっている。特に一番下の一般交付金、昨年は五百万円の計上でありましたけれども本年四千万、これは本年すでに三千五百万

円の決定をみておりますので、社会増、その他の関係もありますので当然一般交付金のほうは殖えてくるだろうということで計上いたしたわけでありまして内容的に繰り返して申しますと、さらにこれよりも千八百万ぐらい増加するだろうということが予測できます。それから民生費関係では別段申し上げることはございません。次のページの二〇ページの児童関係が大きく殖えておりますのは、平山台の保育園並びに日野児童館、こういう二つの予定の会館の施設の関係で大幅に殖えております。それから都の衛生費の関係でありますが減額が千三百万ほど今年は減額になっております。これはごみ施設が完成したということ、多摩平にあります処理場の完成、こういうことがありますので、そういう関係で減額になっているわけであります。それから二一ページ、この段では別段申し上げることはございません。それから二二ページ教育関係につきましても別段申し上げることはございません。ずっと飛びまして総務関係、これも昨年とほとんど変わりがございません。ただこの中で公害関係の委託金が若干増加と。都議会議員の選挙関係で新規に三百万、さらに上のほうに都民の都民税の徴収取り扱いの委託料、これが金額の増で約一千万ほど殖えております関係から総体千五百万ほど増加になっているとこういうことです。その下の民生費の委託金ですが、老人の医療費の支給事務の委託金、これが新規として計上してございます。それから農業関係、あるいは教育費の委託金、これは別段申し上げることはございません。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　一六ページの国庫補助金の小学校用地取得利子、補給金のですね。これは利子の基準はどのぐらいの割合になるんですか。この補給金というのはどのぐらいの割合になりますか。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　これは割合といってですね。今まで全部縁故債でありましたから政府債は現在五・五%ですから五・五%を基準にしましてそれ以上のオーバーは八〇%以内の差、利子を補給するものであります。したがって八〇%以上の利子で市中銀行から借りてもそういうものはみませんと、たしかそういうふうになっていると思います。ですからくれるからといって無制限に高いところの利子を借りてもそれはくれないと。利子補給は無制限にしないわけでありますから八〇%を限度に政府債との差額を利子の補給金として出します。これは人口急増の都市に限っておるわけですから年度をきめましてそういうふうになっていると。今後新しいのはさきほど申しましたとおり年間最初が二十億今度は四十億になりますが、全国で人口急増都市の学校等を建てた場合にはそれに対してそ

の予算の範囲内で補助金を出そうというのが神明上の場合には千六百万ですが三年間出しますと、しかし利子補給は出しませんとこういうふうに変わってきております。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　今年度支払い分の何％ぐらいに当たるかということ、分かりますか。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　ですから支払い分が政府債を借りれば、やっぱり政府債でも支払えるわけですからそれを縁故債といって市中銀行から借りるわけですから、それの分のですからこれを足しますと今まで払っている分からこれを差っ引きますと政府債と同じということになります。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　本当は予算委員会の中でお伺いすればいいんですけれども、私は一般会計のメンバーじゃありませんので、ちょっと御質問いたしたいと思います。まず一五ページの教育費の国庫補助金のほうで学校栄養職員設置補助金というのはやっぱり四十七年度の当初予算の時よりも大幅に増額されているようですけれども、その内容ともう一つは項目の内容を一つお伺いしたいと思うのは一九ページの総務費の補助金の米穀流通改善対策費ということですがどういうことが仕事なのかこれを一つお伺いしたいということと、もう一つはその下の市町村振興交付金ですか、その中で病院の運営費は四十七年度から考えましょうと、これはどういうふうになっておりますか。この辺をひとつ御説明願いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長

○企画財務部長（篠崎美雄君）　学校栄養士の関係は教育委員会で補足していただきますが、従来一人きり対象になってなかったんですが、二人の対象になったということで、それではもちろん足りないんでしょうけれども、そういう対象増ということから大幅に増額になったと。それから飛びまして市町村交付金関係ですが、これは昨年よりは殖えております。昨年は一億三千四十四万二千円ですから当初予算と比べますと一億八千ですから五千万ほど。そのほかは何でしたかね……（十六番「その中の病院運営費という項目がありますね…」）病院の関係は昨年はたしか三千四百万ほど計上したと思います。これは両方で三十万ないし二十五万ぐらいでだいじょうぶだろうということで初めての年でございますから市長が全体東京都下の公立病院の会長をしておりましていろいろ陳情をして知事との話で五十万という要求が、まあ三十万ぐらいなら何とかなるだろうと。東京都立病院は百万円の赤字なんだからその半分でも五十万ということで要求して、事務長も一緒に行きまして大体三十万くらいだいじょうぶだろうという情報がありましたので、

実はそういうことで計上して結果的には十七万五千円で落ち着いたと。今年の場合には大体二十万がみておりますがそういう差額で内容的に減っているわけです。当初去年が初めてのことですから情報の中で盛りましたので。しかし総体的な中では操作ができているわけです。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。

○十六番（杉山寅三郎君）　後一つあるんです。米穀流通改善という仕事内容、これの状況と、どういうふうに…。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　昨年までは食糧管理協力費補助金というふうな形で大体同じ額がきていたわけです。それで米に対する考え方自主流通というふうな標準米とかそういう考え方に変ってきまして、食糧管理そのものが変ってきたというふうなことで米穀の流通改善対策費補助金という形に変わったわけなんですが、従来は今でもお米屋さんへのお米の割り当てだとか申請の受理だとかあるいは南多摩の産業事務所での連携そういうもの。それから現在では許可されていないお米の取り扱い業者、やみで扱っているわけですけれども、それを南多摩の食糧事務所と一緒になって調査しまして、した形で米穀の流通改善に事務をおく。で従来はそのほかに米穀通帳の発行を何回もやっておったんですが、現在でも米穀通帳をまるっきり廃止になったわけじゃございませんけれども、米穀通帳を必要とする方はやはり発行さしているわけですが、従来とは形が変わってきておると、そういうふうな仕事の内容の変わり方になっておるわけなんですが、昨年は九万八千円組んで、この九万五千円というのは昨年実績ということでそのまま組んでございますので仕事の内容が多少変わっておりますので減る場合もあるんじゃないかと。もともと大した金じゃないからこのままで通るんじゃないかということで計上したわけです。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）　細かいことで恐縮ですが二三ページの私立幼稚園園児保護者負担軽減補助金五歳児、四歳児に分けてありますが、これによって公立に出してある子供と私立に出してある子供の格差が縮まると思うんですが、その格差がどれぐらいの開きがあるかということを一つ。それからもう一つは一九ページのごみ取り扱い手数料免除費補助、し尿も同じのがございますが、実経費との差額はどれくらいなのか。以上二点をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　二三ページのほうから申し上げますが五歳児、四歳児それぞれ大体千円ですけれども五歳児は二千円、都から出るわけですけれども、四歳児は都から千円こういうことが昨年の十月だと思いますが決定されております。四十七年度は大体半年本年は四月から実施というこ

とですから、都のほうからは五歳児をたとえますと二千円市から千円、市の保育料が千五百円、教材費が五千円、合計しますと五千円になるわけです。で、私立のほうの幼稚園がいかほどもらっているか良く分かりませんけれども、大体スクールバスの料金等も入れまして五千五百円から六千円ぐらいだろうということですからスクールバスが実がありませんからそういうものを引きますとそう大きな差がないんではないのかというふうに思っております。それから後のし尿の関係のいわゆる計算、はっきり良く分かりません。原価計算ははっきり分かりませんからこの次に、お答えはできませんので後ほど予算委員会までには一応数字を調べてみたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければ分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、都支出金に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に財産収入、寄付金、繰越金、諸収入、市債についての説明を関係部課長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　では二六ページ財産収入ですがこれは減額に四万八千円になっております。これはたしか南多摩蚕業お蚕のほうの技術者の事務所に委託しております、中心になるということで、都のほうに引き上げた関係であります。それから利子関係で千二百九十万殖えておりますが、これは庁舎の積立金の利子、土地開発基金、庁舎関係は現在一億幾らかですか、後で説明しますが開発基金が一億たしか二億ぐらいあるんじゃないかと思いますが、そういう関係の利子が殖えたということで一千二百万を計上したと。二七ページ不動産収入、これはすでに御承知のとおり七生の診療所の売却の関係が終わりました、そういうことで科目計上でございます。下も同じです。電話の債券の売り払いは満期になりましたので売り払うと。二八ページの寄付金は一千万計上してあります。これは宅地開発要綱に基づく寄付金を充ててあります。それから繰越金でありますが本年一千万円増の七千万円をみております。この繰越金について別に制約はございませんけれども大体この辺見込めるんではないかということで見込みをしております。なお四月以降の繰越金、余り多くやることはもちろん考えものですけれども全然繰越金を見ずに市政はできない。もしやらなければ一時借入金でやらなきゃいけない。現在のところの収支を見まして七千万円は計上できるという見込みでございます。次に延滞金関係ですが、別段申し上げることは…昨年とおりでございます。市の預金利子も昨年とおり五百万。預託金の関係でありますがここに書いてありますとおり、それぞれの預託金の返還金と利子を計上いたしました。それから民生費の貸付金、これは光の家の貸付金に対する利子でございます。それから三一ページ諸収入の競輪競艇等の収入、これが四千万実は殖えて

いるわけですけれども、配分率あるいは開催、こういうことの関係から増が見込めるということで本年は二億八千万、それから諸収入でありますが、ここに書いてありますとおりの他市の土地の受託金二百万。それから立川厚木線、これは京王電車の電車庫の関係の道路築造に関する委託を受けるわけでございます千七百九十六万。それから三二ページここは主に科目計上的なものとそれから年金の売りさばきの関係だけで別段申し上げるまでもございませんが、一番下はここに書いてありますような電話の使用料、都営交通機関無料乗車券発行の手数料、こういうものでございます。それから市債に入りまして三三ページ民生費関係三千五百万。平山台の仮称保育園、日野児童館、みさわ保育園の増築、それぞれ市債を見込んだわけでございます。衛生債でありますが同じく三千五百万、これは廃棄物し尿の処理施設の整備を本年継続でやっておりますのでこの関係から三千五百万。土木関係でありますがここに書いてありますとおり市営住宅、下河内一号線の用地の買収、新井一号線の用地の取得事業、用水路改修、多摩平幹線、市道の上屋敷その他の関係、駒形公園の築造神明上の地区外下水路、公園用地の取得事業、特にこの公園用地の取得事業四億、非常に大きな額でありますがこれは都市計画の費用に盛られてあります。これはいわゆる都市開発公社がまだできておりませんので費目としてはやはり公園用地ということにしませんと漠然と公共用地取得というふうには現在の表の中では盛れないという関係から公園用地という名称を敢えて付けました。しかし今後具体的になれば学校用地なりあるいは保育園用地なりその他の用地というふうに具体的になりますけれども、現在の中ではこの用地関係は主に水田債を目当てに借り入れるという計画を持っているのであります。水田債の場合にもし学校が具体的になればそれで税等の関係も有利でありますけれども、現在の中で大体万願寺の区画整理が進むとするならばこの区域内の中で売り渡したいという希望者があった場合の手当てをいたしたいということで水田債の申請をいたしたいとこういう考え方でございます。それから消防債一千万、これは消防施設がさきほど予算方針の中でも言われましたとおり、ことしは二台の消防自動車をあるいは水槽その他消防関係の費用が相当ありますので一千万を予定をしております。それから教育債が三億四千百二十万それぞれここに書いてあります、学校の新増築と並びに用地の取得これは第二小学校でありますが非常に第二小学校が狭いので前の用地を買い上げたい。もちろんこれは水田債を用意してあるわけですけれども二億四百万を予定しまして買い上げて学校の校庭を整備増築をいたしたい。いわゆる整備をいたしたいということでこのような計画のもとに起債の計画をいたしたわけでございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ財産収入、寄付金、繰越金、諸収入、市債に関する質疑は

これをもって終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後一時十二分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより歳出に入りますが、最初に人件費全体についての説明を求めます。総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　それでは予算に入る前に人件費全般につきましての説明を申し上げます。一般会計特別会計とも各予算科目にわたりまして計上されておりますが、人件費の計上内容につきましては各会計とも共通した内容で計上されております。一般会計を例にいたしまして説明を申し上げます。一般会計中の人件費の総額は非常勤特別職の報酬一般職の給料等で十五億五千五百六十一万八千円の計上でございます。前年の当初予算に比較いたしまして三億七千五百一万八千円の三一・八％の増ということでございます。これは前年度実施いたしました非常勤特別職の報酬の改正平均三九・九二％、それから一般職の給料の改正で平均一三・八六％、これと本年度職員の増によるものでございます。人件費の一般会計予算に対する割合でございますが二四・八％、市税収入に対しましては四七％となっております。

それでは人件費の内容につきまして予算説明書の一九〇ページ一九一ページの給与費明細書によって説明いたしたいと思います。最初に職員数でございますが特別職で二百八十名の増ということでございますが、これは本年度実施されます選挙に伴うものでございます。また一般職では九十名の増員と、増員を見込んだ計上でございます。これは総務費で事務職員十三名、民生費で保母を中心といたしまして三十五名、それから教育費で学校職員を主に三十名、主にそういう大体九十名でございます。次に給与費でございますが報酬で一千四百六十六万一千円の増でございます。これは前年度行なわれました報酬改正による増額でございます。一般職の職員の給料は七億四千百四十一万七千円の計上で給与条例の改正この議会に御審議願うことになっておりますが、給与改正によりまして平均一三・八六％の引き上げによるものでございます。なおこの計上の額につきましては本予算編成の際に組合との交渉がまだ妥決をみていないという時期の計上でございまして一一％の増を見込んで計上をいたしました。差額の二・八六％については年度の途中で補正計上をお願いするということになりますのでよろしくお願いしたいと思います。それから前にも申しました職員の増による増

額分でございますが、一億一千二百三十二万六千円の増員分の計上でございます。職員手当につきましては六億五千九百六十九万五千円の計上で、内容といたしましては下の欄にございますが、扶養手当でもって本年度五百円を千円に改めたということで増額分が四百九十六万二千円、一千九百五十二万四千円でございます。調整手当につきましては一千四百二十九万一千円の増で六千二百二十六万一千円で、管理職手当については四百三十七万八千円の増で二千七百九十三万七千円、住宅手当につきましてはそれぞれ給与条例の中で改正をして改正をいたしますがそれで五百五十八万四千円の増、一千三百五十五万二千円の計上でございまして一億一千二百四万四千円の増で四億六千九百四十八万六千円の計上でございます。共済費につきましては九千六百六十五万六千円の計上で今回の給与改正によりまして共済費につきましても二千二百四十八万七千円の増額となっております。一般会計につきましては概要を御説明をいたしました。

なお特別会計につきましては各会計ごとに同じような内容で増額計上がされておりますが、国保会計では二八％の増、都市計画事業会計におきましては一二％の増、下水道事業会計につきましては二〇％の増、市立病院事業会計につきましては一九・五％の増、水道会計につきましては二八％の増農業共済につきましては減額の八十四万八千円、特別会計総額では職員数といたしまして特別職が八十六一般職が二百三十一、合計三百十七名、給与費合計が四億九千八百七十三万円でございます。簡単でございますが以上説明終わります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　いろいろ部長から説明があって、もしも中で説明されていたかと思いますけれども、ひとつ教えていただきたいということで御質問したいと思いますけれども、職員の給与、いろいろな問題でいろいろな観点から注目される問題でございますが、人口一人当たり職員の給料は大体どのくらいになっているのか、今すぐお分かりにならなければあとでもけっこうでございますが。それから他の自治団体との比較はどういうふうになっておられますかということと、もう一つ給与体系、自治省都の指導もあると思いますけれども、日野では何か特別な処置というか、そういうものをお取りになっているか、もしあれば伺いたい。

○総務部長（遠藤政之君）　杉山議員さんの御質問があった件につきましては後ほど御審議願います給与条例の改正の際に説明いたしたいと思います。なおそれに伴う定数条例等もございますのでその際に御説明いたしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。なければ質疑を終結いたします。

議会費、総務費についての説明を関係部課長より求めます。
議会事務局長。
○議会事務局長（田倉高光君）　それでは議会費について御説明申し上げますが、本年度出しております議会費は七千二百二十九万八千円で前年に比較いたしまして千二百九十万九千円の増加でございます。この増加の内容について性質別で御説明申し上げますと、人件費千百五十四万八千円の増加、物件費その他百三十六万一千円の増加でございます。したがいまして人件費につきましてはそれぞれ法令等に基づきます年間の人件費を計上したわけでございます。なお物件費は物価の上昇等を勘案いたしまして、なお数量的には前年をもとにいたしまして算定をいたして計上いたしましたわけでございます。なお節で一、二申し上げますと共済費につきましては議員共済の負担金が公費負担分が前年に比較して増加しておりますのでその分を増加計上しております。次の旅費につきましては常任委員会、特別委員会の研修を一人当たり八万円ということで計上いたしてございます。次に三七ページの需用費でございますけれども、これにつきましては特に印刷費で本年度会議録の印刷を一回の発行を九十部に変えたいということで算定いたしてございます。なお委託料でございますが、議会報の発行を一回の発行部数が三万九千ないし四万ということで計上いたしております。十八の備品購入費参考図書が不足しておりますので本年度特に充実をはかっていきたい。かような考え方の中で三十万ほど図書の購入を予定いたしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。
○議長（伊藤　定君）　次に総務部長。
○総務部長（遠藤政之君）　それでは三九ページの総務費の一般管理費につきまして御説明を申し上げます。一般管理費につきましては三億四千四百五万円計上で前年度に比較して三三％の増となっております。そのうち給与費関係で特別職を含めまして百二十九名の二億九千九百九十四万円の計上で一般管理費の約九〇％を占めている。これは給与改正その他事務職員の十三名の増の増員分給料等でございます。それから本年度一般管理費につきましては特別新規事業ということもございません。一般の経常経費で需用費をはじめその他各課に区分できない公共事務の経費、負担金等の計上でございます。それから三九ページでございますが、報償費につきましては市民相談弁護士の謝礼等でございますが、これを本年度から文書広報費のほうに計上したということで減になっております。それから九の旅費につきましては前年実績により計上で、事務量の増職員の増員によりまして約一五％の増加計上でございます。それから四〇ページでございますが、交際費につきましては前年度と同額でございます。需用費でございますが、前年に比べまして約三二％の増額計上となっておりますが、燃料費、食糧費

印刷費等につきましては前年実績に基づく計上でございます。特に消耗品費器材費でございますが三百六万七千円の計上でございますが、前年に比べまして約二百万の増ということになっております。これにつきましては職員の事務服が貸与規定に基づく年限を経過したということで本年度購入をしたいと、購入し支給したいというものでございます。それから四一ページでございますが委託料でございますが電話交換庁舎警備の委託料その他でございますが、電話交換経費につきましてもそれぞれ本年度人件費のアップ分によりまして九・五％、約一〇％近い増額計上となっております。なお給与計算につきましては委託先の変更等によりまして昨年よりも増額になっております。二百四十四万四千円計上でございます。その他職員の健康診断料等でございます。それから工事請負費が多摩平、七生支所、両支所の事務量の増加に伴いまして事務室の拡張をはかりたいというための工事費でございます。四一ページの十五の工事請負費の説明欄でございますが、七生支所事務室拡張工事多摩支所とございますが、多摩平支所の間違いでございます。それから四二ページでございますが備品購入費、これにつきましても職員増に伴いますそれと机、椅子等の不足分でございます。それから十九の負担金補助及び交付金でございますが、前年度に比べまして二三％の二百五十三万の増となっております。市長会関係負担金で約一〇％、それから職員互助会交付金でもって職員の増に伴う増額分一一％

防犯協会の負担金これにつきましても人口増に伴う増額分でございます。特に委員会関係で約九十万の増と、これは昨年度年度途中でもって補正をお願いいたしましたが、その分実績計上でございますので前年当初に比べまして約九十万の増ということになっております。特に新年度自治会館分担金四十三万七千円のこれは東京都自治会館でございます。それから四三ページでございますが文書広報費関係でございます。四三ページの一番上の報償費でございますが一般管理費から弁護士法律相談等の弁護士の謝礼等を計上したということでございます。需用費につきましては特に文書費関係の印刷製本費一六％の増額計上でございます。それから四四ページでございますが広報関係でございますが、広報につきましては前年度同様に四ページもの月二回、臨時号二回の計上でございます。印刷製本費につきましても前年同額の計上となっております。それから特に市民相談案内、栞を本年度作りたい、千四百部から千五百部作りたいということでございます。それから四五ページでございますが委託料でございますが、印刷委託料でございますが、人件費等の値上がりに伴いまして約九％の値上がりでございます。派遣職員八名分でございます。それから広報の委託料でございますが、前年同様一部二円二十銭という計上でございます。それから備品購入費でございますが、特に本年度電子製版機、卓上オフセット印刷機というものの計上でございます。それから財政

管理費でございますが、四六ページ前年同様でございます。それから四七ページの財産管理費でございますが、公有財産の管理、用地の取得、契約、用品会計等の事務に要する経費でございまして、五千七十二万七千円の計上で前年度に比べまして約五二%の増額計上となっております。その増額分につきましては五〇ページの繰出金千八百二十五万が主なものでございます。その他につきましては一般経常費で前年と大体同額計上でございます。四八ページでございますが特別にございません。特に役務費につきましては保険料でこの庁舎のほか九十七件の保険料、自動車七十二台の保険料でございます。それから四九ページでございますが十四の使用料及び賃借料でございますが、土地の借上料でございます。先般の決算委員会等でも御指摘がございました。非常に市が借りてる土地で非常に固定資産税にも満たないものがあるんではないか、というような御指摘がございまして本年度四月から改正をいたしたいということで二十件ございますが現在市が借りております土地の平均を見ますと固定資産税の固定資産税額の約八倍が平均価格になっておりますのでその額を下回らないという数字でもって改正いたしたいということでございます。改定による増額分、約四十万円を増額計上いたしました。それから四九ページの十八、備品購入費でございますが排気ガス浄化装置九十万円でございますが、これは庁用自動車の一六〇〇CC以上のもの、三十台分に取り付けるということで計上いたしました。それから四七ページの財産管理費でございますが、公有財産の管理、開発公社基金といたしまして一千万、開発基金繰出金利子積立金五百二十五万、用品調達基金繰出金三百万と用品調達基金の繰出金につきましては後刻条例でもって説明いたしたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　五〇ページ、企画調整費関係でありますが、この五〇ページでは別段申し上げることはございません。五一ページ、経常的なものでございますので旅費関係につきましても別段申し上げることはございませんが、特に庁舎建設等につきましては視察旅費を計上いたしてあります。五二ページにまいりまして、五二ページでは十八の備品購入費、ここで特に自動車を一台購入いたしたいということで、企画調整の関係特に他市との連絡、境界の査定等で車がいりますので一台購入を認めていただきたい、こういうことです。負担金その他につきましては昨年と変わりがございません。それから資料費でありますが資料費の関係は八百万ほど増になっておりますが、その内容は次のページに出ております。市史の編さん関係が主なるものでようやく軌道に乗りまして監修者並びに編さんの委員等が精力的に期間内五年計画ということでやっておりますが軌道に乗りまして目下いろいろ古文書の収集と

調整をいたしまして保存をして資料編さんに乗せるべく準備をそれぞれ委託をし、また委員さんなり補助者が今集めております。そういうことの印刷製本、こういうものが主な増の理由でございます。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　それでは五四ページ交通安全対策費でございますがこれにつきましては今年度前年に比べまして四三%の増額計上でございます。特に需用費のうち消耗器材費でございますが、これにつきまして増額計上されております。日野市管内の三市で共同いたしまして車の事故防止、特に裏道、裏通りより子供、老人の事故をなくしたいということから裏通りを重点に立看板等を立てて注意を促すということで消耗器材費の中で約五十万円を計上いたした。それから工事請負費でございますが、歩道設置工事二千三百七十万これは多摩平一号線、多摩平二号線、豊田九十三号線、それぞれ歩道設置に伴う工事であります。それから十九の負担金でございますが、特別変わったところはございませんが、交通安全協会負担金につきまして人口増に伴う増額ということでございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　続いて申し上げます。五六ページでございますが、町名地番整理八十八万三千円、昨年より大幅に減額になっておりますが平山台の区画整理事業内旭が丘、この事業が完了いたしました。そこで本年は四ツ谷下の地番整理ほか新しい予定地のそれぞれ準備費であります。委員報酬は科目存置。それから需用費につきましてはそれぞれ消耗品等計上したわけであります。役務費についても科目存置でございます。委託料、次の五七ページこれは案内板を設置する委託料でございます。以上で終わります。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　公害関係を申し上げます。九百七十五万九千円ほど増になっておりますが、その主なものは人件費関係報酬関係等で、そのほか特に本年度力を入れたいというのが備品の購入でございます。備品購入の百二万四千円、この中で亜硫酸ガスの測定器を購入いたしたい。五十五万。酸素の吸入器四十四万、これは学校の保健室にセットをいたしたいというように考えております。その他別段申し上げることはございません。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　五九ページの幼児教育援助費でございます。本年度昨年の十月から私立幼稚園児に対する都の補助、五歳児二千円、四歳児千円、それと市の補助合わせまして五歳児に対して三千円、四歳児に対して二千円、無認可幼稚園児に対しましては市の補助といたしまして千五百円、こ

れの計上でございます。なお保育園児に対しては従来の八百円を幼稚園児との格差を考慮いたしまして千五百円に改めた計上でございます。

それから民間幼稚園在園児の保護者負担金でございますが、結核予防法等による定期健康診断に要する計上でございます。昨年と同様でございます。それから私立幼稚園の幼稚園協会補助金でございますが、前年同様でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　六〇ページ渉外費関係は科目存置でございます。次の諸費でありますがこの維持管理補助金とあるのが多摩平にあります社会教育センターの維持管理費であります。内容的には昨年の実績にいわゆる一〇％ほど増を見立てているわけですがこの主なものは委託であります警備並びに清掃、電気、ガス等の管理者の費用、こういうものが増になっております。内容的にはそういう維持管理的なもの特に監視とかあるいは清掃とかそのほか電気光熱費こういうものの実際の費用を計上いたしましてその分については市が負担をいたしますとこういうふうに協定になっております。したがいましてこの費用を持つことによって指定を受けた団体は無料とこういうことの扱いをしておりますが、そういう協定に基づく経常的な費用の負担分でございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　徴税費の説明をいたします。六一ページの税務の総務費でございますが、これは賦課徴収三課の人件費の計上でございます。前年と比べますと八　％の増加になっておるわけでございます。報酬におきましては昨年固定資産評価審査委員会の議員さんの報酬が二千円から二千五百円になったということで多少の増額になっております。それから二の給料以下需用費までの説明でございますけれどもこれにつきましては一般職員の給料でございます。それで昨年は、昨年当初におきましては四十七名の職員でございましたけれども四十四名になっておりますのでさきほど説明申し上げましたように人件費八％の増にとどまるとこういうふうな状況でございます。それから一番下へまいりまして賦課徴収費でございます。このほうは二六％の増加になっております。賃金につきましては本年新たな計上でございます。課税事務の運用で従来と違いまして非常に多忙な単純作業の場合にはアルバイト等の手助けを得て切りぬけていこうと、こういうふうな考え方で賃金の計上でございます。六二ページでございます。報償費このほうは百七十万の増加になっております。その百七十万の増加の主なものは納期前納付報奨金が非常に実績が向上してきたというふうなことで百七十万を殖やしておるわけでございます。それからタバコ消費税の取り扱い対策協議会のほうの報奨金、これは二万円殖えておりますけれども、これにつきましては取り扱い

店舗が殖えておりますのでその数に応じまして十四万になったわけでございます。それから需用費でございます。需用費のほうは二百四十万殖えております。これにつきましては消耗品で三十万、これは件数の増加によるものでございます。それから印刷、印刷製本費におきましては二百十万の増加でございます。これは件数の増加もございますが印刷におけるところのＰ・Ｃ・Ｂの問題がございまして、印刷代が高くなるというふうな状況等も加味されておるわけでございます。十二の役務費でございます。これは七十万の増加でございます。これにつきましては件数の増もございますけれども郵便料金の改正、値上がりによるものもあるわけでございます。それから十三の委託料、これは課税事務の電算委託料でございます。これにつきましては固定資産昨年富士電機にお願いしてあったわけでございますが、今年から協栄検査センターというものに移行したというふうな事情、それから委託内容におきましても税務三課全部協栄検査センターに一本化しましたので委託内容の向上というものも殖えまして三百万の予算の増加になるわけでございます。六三ページをお願いいたします。十四の使用料でございますが、これは税関係の説明会の借上料でございます。賃貸料でございます。それから備品の購入費、これにつきましては昨年からみますとわずか減額になっておるわけでございます。本年は防寒服あるいは軽自動車二台、こういうものを買いたいとこういうことでございます。それから十九の負担金補助及び交付金でございます。これにつきましては百六十万程度の増加でございます。納税貯蓄組合のほうの値上がりが大きいわけでございます。大体二百万程度でございます。それで納税組合のほうが二百万上がって予算面では百六十万と増加というのは用語の場合にはタバコ組合の補助金が四十万ございましたのでその差額が出てくるわけでございます。それ以外は昨年並みでございます。六四ページにまいりまして償還金利子及び割引料でございますが、これは昨年同額でございます。それから公課費でございますが、さきほど説明申し上げました二台の小型自動車の重量税でございます。続けまして六五ページの戸籍住民基本台帳費でございます。これは市民課及び多摩平支所七生支所の経費でございます。それでこの戸籍住民基本台帳費としましては昨年の当初から比べますと二七％の増加二千三百万の増加となっております。二七％の増加で金額的には二千三百万でございます。人件費におきまして二百万の増加ということ。それから六六ページにまいりまして需用費でございます。需用費のほうは四十五万の増加になっておるわけでございますが、これは消耗器材費あるいは印刷製本費の増加によるものでございます。十二の役務費でございますがこれは十万の増加でございます。郵便料の改正によるものでございます。それから十三の委託料、これは二十三万の増加になっております。これはゼロックスの借上料という

ものによるものでございます。それから十四の使用料及び賃借料、これは同じくゼロックスの一枚八円の使用料が九円になったと、こういうことによるものでございます。六七ページでございます。備品購入費、このほうにつきましては六十万の増額でございますが軽自動車の一台の購入費。それから冷房の装置でございますが、これにつきましては動く窓口という自動車でございますけれども非常に夏は暑いというふうな条件に置かれますので冷房化していきたいと。それから七生支所と本庁の電子レジスターを購入すると、こういうことで六十万の増加になるわけでございます。それから十九の負担金、補助金は同額でございます。公課費はさきほど申し上げました軽自動車一台の購入によるところの公課費でございます。以上で市民課を終わります。

○議長（伊藤　定君）　七六ページより企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　選管関係でありますが今局長おりませんので私のほうで代わりに。六八ページは選挙管理委員会の総合的な費用でございます。本年は市長選挙、それから市議会議員の選挙、都議会議員の選挙と三つございましてそれぞれの内容につきましては共通しているもので、これに当たる報酬、職員の手当、賃金、あるいは報償費、旅費、こういう必要的な経費を計上したのでございます。内容についてはここに書いてあるとおりで別段御説明を加えることはございません。次に統計関係でありますが、これも経常的な費用のみでございまして、事業的なものは指定統計、特殊な指定を受けて補助金をもらって統計をする。主に報酬と報償費と若干の旅費でございまして、別段付け加えて申し上げることはございません。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。百済勇君。

○九番（百済　勇君）　ちょっと一点お伺いします。六一ページの市税の税務の総務費ですね。この中の給料のところでちょっと。給料が四十四人分になってますね。説明では昨年は四十七人だったと、三人減っていると。そしてもちろん給料のベースアップ等もあって増額ということでしょうけれども、ここら辺がちょっと私は良く理解できなかったんですが、もう少し詳しく説明してほしい。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　昨年の当初予算は四十七名で計上したわけでございますが、その後税務管理課におきまして十名の職員のうち一緒にいっぺんにやめたわけではございませんけれども、ぽつぽつやめたわけでございますが五名の職員が結婚とか、出産とか、定年とかということで五名の職員がやめたわけでございます。それで十名のうち五名の退職でございますので課の能力というものも非常に低下するわけでございますので、そのうち三名につきましては昨年の九月ですか、総務部長のほうでたいへんな犠牲を払いまして二名の補充をしていただいたわけでございます。それで税務管理課についてはまだ補充しきれない人間というものが二名あるわけでございます。もう一名は結婚でやめた課税課の女の職員ですが、それを入れて三名が予算面では欠員ということになっているわけでございます。それで事務的には非常に事務量が殖えておりますので総務部長のほうに私のほうは昔と違いまして定期に補充という制度をとっておりますものですから、今年の四月には補充してもらうよう努力しているわけでございます。それで予算面につきましては全体の予算は個々に足らない分は職員課のほうに組んであるわけでございますので、所属、配属すらはっきりきまればこの給料のほう、配属された職員数に応じてこの数字面も殖えてくるわけでございます。いずれにしても四月に補充してもらうように三名については努力していくと、こういうことです。

○議長（伊藤　定君）　百済　勇君。

○九番（百済　勇君）　一応今の部長の説明で将来展望というものは分かりましたが、さきほどから総務部長の話では相当職員が増加しているとこういう説明を聞いたんですけれども、今の部長の説明では補充してもらう予定だったのがいまだに補充ができなかったとこういうことですが、こういう点について

ません。次に統計関係でありますが、これも経常的な費用のみでございまして、事業的なものは指定統計、特殊な指定を受けて補助金をもらって統計をする。主に報酬と報償費と若干の旅費でございまして、別段付け加えて申し上げることはございません。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。百済勇君。

○九番（百済　勇君）　ちょっと一点お伺いします。六一ページの市税の税務の総務費ですね。この中の給料のところでちょっと。給料が四十四人分になってますね。説明では昨年は四十七人だったと、三人減っていると。そしてもちろん給料のベースアップ等もあって増額ということでしょうけれども、ここら辺がちょっと私は良く理解できなかったんですが、もう少し詳しく説明してほしい。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　昨年の当初予算は四十七名で計上したわけでございますが、その後税務管理課におきまして十名の職員のうち一緒にいっぺんにやめたわけではございませんけれども、ぽつぽつやめたわけでございますが五名の職員が結婚とか、出産とか、定年とかということで五名の職員がやめたわけでございます。それで十名のうち五名の退職でございますので課の能力というものも非常に低下するわけでございますので、そのうち三名につきましては昨年の九月ですか、総務部長のほうでたいへんな犠牲を払いまして二名の補充をしていただいたわけでございます。それで税務管理課についてはまだ補充しきれない人間というものが二名あるわけでございます。もう一名は結婚でやめた課税課の女の職員ですが、それを入れて三名が予算面では欠員ということになっているわけでございます。それで事務的には非常に事務量が殖えておりますので総務部長のほうに私のほうは昔と違いまして定期に補充という制度をとっておりますものですから、今年の四月には補充してもらうよう努力しているわけでございます。それで予算面につきましては全体の予算は個々に足らない分は職員課のほうに組んであるわけでございますので、所属、配属すらはっきりきまればこの給料のほう、配属された職員数に応じてこの数字面も殖えてくるわけでございます。いずれにしても四月に補充してもらうように三名については努力していくと、こういうことです。

○議長（伊藤　定君）　百済　勇君。

○九番（百済　勇君）　一応今の部長の説明で将来展望というものは分かりましたが、さきほどから総務部長の話では相当職員が増加しているとこういう説明を聞いたんですけれども、今の部長の説明では補充してもらう予定だったのがいまだに補充ができなかったとこういうことですが、こういう点について

○市長（古谷　栄君）　何か誤解があるようなんですが、総務部長の御説明で職員が増加したというのではなく四十八年度からかなり増加させたいと、こういうふうに申し上げたと思うんです。現実に税務関係ばかりでなく日野市はだいぶ人員採用で足踏みした関係上、税務関係ばかりじゃございません。福祉事務所の関係にしましても、図書館その他の関係にいたしましても職員が足りないというとおかしいんでございますが、そういう現象がございます。特に福祉事務所辺りでは御承知のとおり老人医療の無料化の問題もやりましたし、今年はまた日野市だけの単独の仕事として零歳児の無料化もやりましたし、そういうふうな関係で非常に忙しいということは事実でございます。したがいましてそういう意味で四十八年度からは相当数職員を採用をいたしたい、こういう予定になっておるわけでございます。この予算は四十八年度予算でございますので、四十八年度にはかなりの職員の増がみられるとこういうことでございます。

○市長（古谷　栄君）　市長。

○議長（伊藤　定君）　　百済　勇君。
○九番（百済　勇君）　　若干の誤解もあったようですけれども、要するにここで申し上げたいことはですね、業務のその各部課によって多い少ないはとやかくは申し上げませんけれども、やはり何といっても市の財政の大きなウェートをもっている市税等を税金の業務をつかさどっているところについてはいやしくもやっぱり欠員を生じているというようなことは私は正常でないとこういうふうな考えをもっているわけです。そういうことから今市長も言われたように四十八年度から確実に不足を補充してやっぱり正常な体制の中で業務をやっていかなきゃいけないとこういうふうに思いますので、特にその点は特別委員会等もまた審議もあることでしょうけれども、要望して終わります。
○議長（伊藤　定君）　　ほかに御質疑はありませんか。
剣持佐吉君。
○十五番（剣持佐吉君）　　五三ページの市史編さん委員の報酬とか、それから調査委員の謝礼のことについてお尋ねいたします。額のことを申し上げるのじゃ…、額のことに関係があるかもしれませんが、市史編さんの問題については前からかなり長い期間私耳にしておりますし、それから議会からも委員が出ておりますが、これだけの費用ですとどういうことをやっているのかですね。それからどういう期間的な目途を置いてやっておられるのか。いろいろ調査には日時がかかりますので必ずしも私の考えてる、早くというようなことができるか分かりませんけれどもそういうことについて内容を聞かしていただきたいと思います。それから六〇ページの社会教育センターの維持管理補助金についての関連について申し上げますが、お尋ねをいたしますが、無料団体、無料使用団体の内容が明確に把握をされていられるのかどうか。何か聞くところによると地元でもいろいろ不平もまれではありますが伺っておりますので、その点の把握が必要ではないかと思いますのでお尋ねをいたします。それからもう一つこのことで教育センターは日曜に使用できないというので、地元ではかなりの不満が伺われる。地元の声をどういうふうに把握しておられるのか。たとえば結婚式を日曜にやると、それが優先ということはいろいろの事情がありましょうけれどもとにかくとして、ほかのことはいっさい日曜日にはことわるということになりますと何か結婚優先というんですか、日曜日だけは有料優先というんですか、そういうような誤解がないでもないのでありまして、この点について市民に明確に答えるといっちゃ大げさですけれども、市民の誤解を解消するために一応お伺いしたいと思います。
○議長（伊藤　定君）　　企画財政部長。
○企画財政部長（篠崎美雄君）　　市史編さんの作業でありますが研修者並びに編さん委員、先生は全部委嘱が終わり

まして会議の中で五年という一応の目標を持っております。その前に資料編というのを三年ぐらい毎年作っていって資料編を編さんが終わった時点で市史編さんにかかっていくと。ただ今のところは古文書その他いろいろの資料を収集しまして、古文書につきましてもなかなか難解なものがありますので、大学の生徒、学生ですか、学生をその教授がそれぞれアルバイトで雇いまして、いろいろの資料の相承をしている方の家に行ったり、それでマイクロフィルムを撮ってそれぞれの資料の集めをしていくという本年度はそういう段階と、さらに考古学のほうでこの前出ました吹上の上っていうんですか、堀之内の上の神明上区画整理地内の中の横穴古墳が出ましたのでそれに引続いて神明上が開発が進みますので二百万円ぐらいかけて本年度古墳のお掃除と。できるならばさらに続いて東光寺の上のつか、これは何ていうんですか、それからそのほか指定しているところがありますので倉沢の地域とかそういうところも調査をして市史編さんの資料に当てたいということで、現在先生方が非常に献身的に市内を、ほとんど名所旧跡のようなところを歩きまして調査をし、古い家については古文書を提供してもらって調査をしているとこういうことですから三年の間にはおそらく資料編が出まして、その後に五年目にはおそらく市史編さんの完成ということになろうかと思いますけれども間口が非常に今度広くなりますとなかなかむずかしいのではないかと。特に日野市には非常に古い文献等が他の市と違って非常に多い。非常に貴重なものが多い。又発表されてないものが多いというふうに先生方から伺っておりまして、先生方も非常に貴重な資料が出るんではなかろうかとこういうことで。したがいましてりっぱな市史というものが編さんできるであろうと、こういうふうに伺っております。それから社会教育センター関係でありますが、現在無料の登録を受けておるわけでございますが、その台帳は整備してあります。しかしながら登録をする時の申請と現実的には若干相違がある。無料でありますす関係から当然営利的なものは排除しなきゃいけないんですけれども、どうも内容を聞きますと営利に近いような、また疑いが持たれるような会があるやに聞いております。したがって地区センターのほうとも十分連絡を取りまして、もし申請と相違したもので会が運営されているようなことがある場合には十分私のほうに連絡を取りまして、その方々に注意を促す。是正をいたしたいとこういうふうに考えております。それから日曜の使用でありますけれども、これは従来前では月曜が休館になっておりました。ところが結婚式はやはり日曜でないとぐあいが悪いそこで日曜に結婚式ができるような配慮をいたしたということで、日曜が休館でなくなりました。したがって平常になるわけで、その結婚式の場合には二カ月前から登録を受け付けております。一般の場合には一カ月前ですけれども結婚式の場合には案内その他旅行とかというふうないろいろなものがありますので二カ月前から受け付けていると。したがって休館

でないのですから大きなというか盛大といいますか、各部屋を使うほど大きいものはめったにないと思いますけれども、普通の場合には結婚式場と披露の部屋だけで一階なり三階等は空くわけですから当然その余力は使わなきゃならないし、また市民に開放しなきゃならない義務もありますのでその辺の扱いについては剣持議員さんの御指摘によりましてさらに私のほうでも連絡を取りまして休館でないんですから一般の市民に使用を、結婚式に支障のない部屋については貸し出しをするようにいたしたいとこういうふうに思っておるわけです。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）　良く分かりました。結婚式ばかりでなくってほかの会合でもあれだけのホールは日野市に今ないので二カ月前から準備をしておかなければならないほかの会合もあるわけです。したがいまして私の申し上げてるのは結婚式を優先するということもけっこうでしょうが、たとえば二カ月前に結婚式の申し込みを受け付けるということになると、極端に申し上げますというと、先五十日前の時点では結婚式の申し込みがないということになりますと、そういう時には五十日あればほかの大きな会合ができるとすれば、そういう人にも結婚式にだけは貸せるけれどもほかのほうには貸せないんだという原則よりは、そうした方法で利用価値を高めたほうがいいんぜはないかという気がするので、意見として申し上げておきます。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　四十七年度の当初予算の比較対象の中で二、三お伺いしたいと思います。まず最初に四三ページのいわゆる報償費の中で四十七年度には多摩平の清掃謝礼とか、あるいは工事謝礼というような項目でそれぞれ予算が計上されていたように気憶しておりますが、今年はそういう項目が計上されていない。あるいはどこかの分に計上されているのかもしれませんけれども、今の段階ではちょっと私分かりませんのでその点をひとつ御説明願いたいということと、次は四五ページの負担金補助及び交付金の中で三多摩人権擁護委員協議会市町村分担金というところがやはり四十七年度から考えますと倍額以上に増額されておるわけですけれども、その内容がどうしてそうなるかということ。それからもう一つは五四ページの交通安全対策報酬の中でやはり交通安全施設等の清掃運営資金というのが大体十万ぐらいあったと思うんですけれども、今年は計上されていないというこの辺の理由と、それから次の五五ページの報償費の中で交通量調査員謝礼というのが四万、おそらく四十七年度は十四万ぐらいの予算が組んであったと思うんですけれども、この辺の事情は事業を縮小されたのか、あるいはまた何か理由があったら教えていただきたいと思います。

それから徴税費の中で、これは比較対象じゃございませんけれども、六四ページのタバコ自動販売機の購入補助金三十七万何がし組んであるわけで、これは大体日野市の中では自動販売機が何個ぐらいになっているのか。その後保持管理、いわゆる一〇〇%の稼動をしているかどうか、その辺のところをひとつお分かりになりましたら教えていただきたい。以上です。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　第一点目の報償費でございますが、さきほど申しましたが前年度総務費で計上いたしました弁護士等につきましては財産管理費に載っているわけです。その他につきましては三九ページの報償費にそのまま残っているということでございます。それから交通安全の安全対策費の中の交通量調査の謝礼でございますが、前年度途中から各都下各市が共同いたしまして三月に一回の調査をするんだということにきまりまして、それでもって前年度よりも調査回数が減ったということでございます。それから四五ページの負担金の増額になっておりますが委員会の協議会の回数等の増でもって殖えたということでございます。

○議長（伊藤　定君）　六四ページ、市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　この予算では三品機、三つの種類のタバコが出せるところの三品機というんですが、それを十五台お願いしまして三十七万五千円とこうなっております。それでこの三品機は一台十万でございまして日野市の補助率は二五%、四分の一ということになっております。それで三十七万五千円でございます。大体十五台ずつ四年です。四年経過しておりますのでこの予算で四年でございます。ですから市内に三品機は市の補助が四十五台現在出回っておるわけでございます。これにつきましてはバールでこじあけられるというふうな被害もございませんし、それから貨幣でない別の金属の同じサイズの金を入れた場合磁石で吸い取るというふうな形になっておりますので贋造された貨弊の識別もできるわけでございましておっしゃるならば問題なく運用されていると、問題はその前の二年ほど一品機というのを市が補助しているわけなんですが、これが一年十台で二年間だと思うんですが、二十台ほど出回っております。これにつきましてはだいぶ年月も経っておりますし耐用年数があるものでもございませんのでこの三品機と交換で置き替えております。ですから一品機がまだはっきりしていませんが、幾つかが機械があるんじゃないかと思うんですが、ほとんど三品機に入れ替わっている問題なく効果を上げております。それで四十五台市内に出回っている予算を入れると六十台こういうことでございます。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　六四ページの補助金、納税貯蓄

組合補助金と、その下の同じ組合連合会補助金、これはどういう関係になっているんですか。ちょっと説明していただきたい。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　この分担金は日野連合会自体が八南の納税貯蓄組合連合会にも加盟しているんです。それから東京都の中の都全体の納税貯蓄組合連合会にも加盟しているんです。それで日野の連合会長がその中の指導部長という要職なんかを占めまして活動しております。そういう加盟上部団体に対するところの分担金とこういうふうなものでございます。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　大体分かったんですけれども六二ページの納期前納付報奨金、この報奨金を受ける人というのは大部分は組合の人ではないかと思うんですね。貯蓄組合加盟者が大部分ではないかと。違いますか。

○市民部長（赤松行雄君）　御説明しましょうか。

○二番（板垣正男君）　違うなら違うでよろしいですけれども、大体内訳はどういうふうになっているか。

○市民部長（赤松行雄君）　納期前納付の報奨金といいますのは固定資産税とか市民税でございます。市民税か固定資産の場合は通常四月が納期でございますが、第一期でございます。その四月に、四月の十五日までに一年間分の固定資産税を一ぺんに払う、あるいは六月の市民税を、六月が第一期でございますが、これも一年間分四期分を一ぺんに払う場合に一月一分として要するに利子に見合う形で法律では利子に見合うものとして立法化されておるわけなんですが、月一分ということで計算されて納税者に奨励金が法律上出るわけでございます。その法律を受けて日野市では条例化しているわけです。ですから納税組合に入っている方が前納報奨金ももらうと同時に納税貯蓄組合の四分ももらうということはこれはあり得ないことでございます。過去よその市ではこういうたぐいのまちがいがあったようでございますが日野市ではそういうことはございません。これは二重の支払いになりますのでそういうことはあり得ないこういうことでございます。

六三ページですか。

○二番（板垣正男君）　そうですね。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　そうしますと前のページの分担金というのはどういうのですかね。

○市民部長（赤松行雄君）　この分担金は日野連合会自体が八南の納税貯蓄組合連合会にも加盟しているんです。それから東京都の中の都全体の納税貯蓄組合連合会にも加盟しているんです。それで日野の連合会長がその中の指導部長という要職なんかを占めまして活動しております。そういう加盟上部団体に対するところの分担金とこういうふうなものでございます。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。なければ議会費、総務費に関する質疑はこれをもって終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後二時二十五分休憩

午後三時二分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に民生費、衛生費、労働費についての説明を関係部課長より求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　八一ページでございます。民生費、社会福祉総務費でございますがこの目は福祉事務所職員の人件費と事務費あるいは社会福祉事業に要します経費を計上いたしたものでございまして、昨年に比較しまして五三・五％の増額でございます。増額の主な内容は人件費。なおさらに十月一日付で委嘱される予定の民生委員二十七名の増員関係費を計上してございます。なお心身障害者老人送迎用のバスの購入、これらのお願いもしてございます。特に報酬の中で社会福祉委員報酬ということでこれは市の社会福祉委員、民生委員が現在四十五名で十月から今申し上げたように二十七人の増、それから身障相談員が四名、精薄の相談員が三名、老人の相談員が四名、遺族援護相談員が一名、こういうような委員さんがいらっしゃるわけでございまして、これらに対します報酬でございます。次に八三ページでございますが委託料の中で昨年度まで民間保育所の援護費につきましてはこのところに組んだわけでございますが、後に説明いたしますが他に振り替えたということでございます。なおさきほど申し上げました十八の備品購入マイクロバスとライトバンの購入をお願いしたいということでございます。それからさらに負担金の中で南多摩保護観察協会の負担金ということで四二ページの総務費の中に組んでございますけれども、昨年までここの中に組んだわけでご

いますが、組み替えをいたしたと、金額は昨年と同額でございます。次に八四ページでございます。身体障害者の福祉費でございます。本目につきましては身体障害者福祉に要します経費を計上いたしたものでございまして、昨年に比しまして若干減と、こういうことでございます。金額は二百八十九万二千円、このことについては心身障害者通所施設の工事関係費がなくなったものでございます。新しいものといたしましては身障者の通所施設、今の議会に議案二十九号として上程してございます。身障者の福祉センター条例この開設のことでございます。この事業につきましては日野市の「身障者を守る会」と、こういう会に委託の予定でございます。これらの運営費を計上してございます。また内容の変わったものにつきましては福祉手当の範囲の拡大、手当の引き上げこれまた議案二十八号によってお願いをしてございます、条例の一部改正でございます。これに要します経費が六百八十四万と、こういうものが計上されておるわけでございます。次が八五ページでございますが、三の精神薄弱者福祉費本目につきましては精神薄弱者費に要します経費を計上いたしたもので昨年度に比較いたしまして六二%の増でございます。増額の内容は基準会計などによります施設委託費あるいはまた福祉手当の引き上げ増とあるいはまた重度精薄者児に対します浴場、便所の改善と、日常生活用具の給付費、約九十万円の計上が主なものでございます。八六ページ扶助費の心身障害者福祉手当百四十七万、それからこのことにつきましても条例の提案もございます中で説明させていただきます。それからその下に重度精神薄弱者児日常生活用具等の給付これは市単独の新規事業でございます。身障につきましては国のほうからその日常用具のたとえば浴室の改善、あるいはまた便所等の改善につきましてはまいりますけれども精神薄弱者児につきましてはその道がまだないわけでございます。顧みまして私ども施設に入っておれば同じ保護でもやはり管理された施設の中での日常生活ができるわけでございますけれども、自宅に療養といいますか、お宅におりますとなかなかたいへんでございます。そういう意味で新しく本年度、この仕事をやってまいりたいという考えでございます。次の四の老人福祉費でございますが、本目につきましては御案内のとおり老人福祉に要します経費を計上いたしたものでございまして昨年に比較しまして二・九倍の増でございます。この目は敬老金あるいは敬老会あるいは健康管理手当等につきまして老人人口と比例し、経費を増額いたしたものでございます。なお新たに医療に要します経費約八百五十九万及び一人暮らし老人宅への連絡所の電話の架設に要します経費百三十五万円を新たに計上するとともに老人福祉手当これは三千円から五千円、これまた条例の一部改正をお願いしてございますのでその時点で御説明をさせていただきます。これらの増額分、さらには老人会の助成、こういうようなことでして、お年寄りの関係につきましての福祉施策費でございます。なお老人家庭奉仕員、ホームヘルパー一名四十八年度におきましても増員をさせていただきたい。このことについては三年計画を持ちまして本年一応三年目に当たったわけでございますが、これで終わりということではございませんですが一応当初の計画三年目に当たったわけでございます。このこともせんだってもお話し申し上げましたですが、東京都の協議も済んでございますので御了承をいただきたいと思います。一番八六ページの下で電話料と電話の架設料と、これが新規でございます。東京都におきましては一応電話の架設、この予算編成期の時点ではなかったわけでございますが、本年に入りまして事業決定の中で東京都は五年間でやると、こういうような事業決定を打ち出したわけでございます。本市といたしまして私どもとしましては一応昨年度からのこのことについての話し合いはしておったわけでございますけれども当面三カ年でやろうというふうに存じたわけでございますけれども、ベースをなるべく早めにしましてでき得るならば来年度完結いたしたいと本市の予定を完結いたしたいというふうに思っております。次に八七ページでございます。公益質屋費でございますが、このことは公益質屋の運営経費を計上したものでございますが、昨年に比較しまして百万円の減でございます。このことにつきましては先年基金百万円の増額をお願いしたわけでございますけれども、本年はその必要がないということで経常的なものでございます。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　では国民年金事務費の説明をいたします。これは国民年金の運営経費、人件費を除く運営経費を計上したものでございます。本年の計上は百五十八万一千円、前年度は七百三十九万二千円になっております。この差額が減額ということで五百八十一万一千円になっておるわけなんですが、この理由につきましては前年度は国民年金の印紙の購入費を基金計上したと、その基金計上を昨年四十七年度で六百万円したわけでございます。今年はその基金計上がない、そのまま継続して利用させていただく、こういうことで今年はこの基金計上がございませんので六百万を引きますと昨年の実質額は百三十九万二千円ということになるわけでございます。これと比較しますと本年度は昨年実質よりも十九万の増加になっておるわけなんですが、その主なものは八八ページの賃金、これは昨年よりも大幅に組んでございます。大体四カ月分のアルバイト料金ということで催告状とか納付書の宛名書というふうな臨時事務のアルバイト賃金でございます。それから八九ページにまいりまして殖えましたのは郵便料金の改定で役務費が殖えております。それから十八の備品購入費、これは被保険者台帳の整備ということでバインダーの購入でございます。この三つの点で十九万殖えまして百五十八万一千円のお願いになるわけでございます。説明を終わります。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。
○福祉事務所長（田中若一君）　続きまして八九ページでございます。七の社会福祉施設費でございます。本目は福祉センター中央会館、高幡会館、あるいはまた小地区センターの維持管理、並びに建設経費を計上いたしたものでございますが、二百三十四万四千円の減額でございますが、このことにつきましては御案内のとおり昨年四カ所地区センター、小地区センターの建設計画をお願いしたわけでございますが、本年二カ所の予定をもって計上いたしました。
こういうことで金額的に少なくなったと、こういうことでございます。なおさらに維持管理費につきましては昨年実績によりましてなおさらにそれを増額いたしたということでございます。小地区センターにつきましては二館の建設でございますが、高幡台多摩平中央公園内の地区センターへのプレハブ増設を含みさきほど申し上げましたように一千百六十六万円を予算計上してございます。なおセンターの、地区センターの管理委託の円滑をはかろうと、こういう意味で六十九万という数字を計上してございます。なおこれらにつきましては現在その素案を作りまして、地元自治会等の代表者との話し合いを持ちたいというふうに思っております。なお昨年この維持管理費につきましては二十万程度でございましたのですが本年無事センターができまして平均三万円程度というふうなことで六十九万、二十三館分六十九万の計上をいたしたわけでございます。
○議長（伊藤　定君）　市民部長。
○市民部長（赤松行雄君）　国民健康保健事業に要する繰出金のお願いでございます。昨年は二千九百二十二万九千円の繰り出しをお願いしたわけでございますが本年度は三千六百八十七万三千円でございます。その内容としましては医療費が大体二〇％程度伸びておる。こういう状況でございます。それから人件費物件費を入れますと二三・八％の伸びとなるというふうな状況、その中で国保自体の中で税収とか国の補助、都の補助等を含めまして調達できますところの財源は四億五千五百万円でございます。それで国保全体の支出としましては四億九千二百万というふうな状況でございますので三千六百八十七万三千円の繰り出しを一般会計から仰ぎたい、こういう内容でございます。
○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。
○福祉事務所長（田中若一君）　九二ページでございます。項の二でございます。二の一の児童福祉総務費でございますが、本目につきましては保育園職員の人件費及び児童手当、乳児医療に要します経費を計上いたしたものでございます。昨年に比しまして四七％の増額と相なるわけでございます。増額の内容でございますが人件費はもちろんでございますが新たな仕事としましてさきほども理事者から話がありました乳児医療に要します経費が約百五十五万、保育園への時間外パート保母賃金約三百万、これらの増が主なものでございます。時間外パートでございますが一応九人という予定人員でございます。一日四時間これを予定してございます。なおさらに九三ページでございますが委託料の中で乳児医療事務委託料せんだってもお話し申し上げましたですが、医療書の関係のいわゆる証明手数料一件百円とこういう数字で三千人分をみて七十五万ということでございます。それから扶助費が一番下の乳児医療千四百四十九万、これが新規でございます。次に二の児童福祉施設費でございます。九三ページの下のほうでございます。本目は保育関係事業児童館、遊び場などの新設及び運営に要します経費を計上いたしたものでございまして、昨年の約二倍の額に当たっております。現状施設の運営等に要する経費につきましては、基準額の引き上げ等によりまして増額をいたしたわけでございますが、なおそれにつきます本年度の主な事業といたしましては保育園関係で平山保育園の新設を計画してございます。これが三千五百九十八万です。それから三沢の保育園の増築千四百十万、その他、学童保育指導員の給与の引き上げと、それから保育ママ保育室なお新しく若干ではございますが期末補正というものを一応計上させていただきました。なお保育園におきますいわゆる給食の材料の中で、当初、当面、隔日ではございますが約金額にしまして二百九十万、生乳を計画をいたしましてここに計上いたしたわけでございます。なお、さらに児童厚生施設で児童館の新設一館を三千二百三十万予定してございます。遊び場におきましては約金額で六百万、大体昨年並みに考えてまいりたい、というふうに思っております。次に九六ページお願いします。三の児童措置費でございます。本目につきましては、民間保育所及び助産施設措置に要します経費を計上いたしたものでございまして、昨年に比較しまして二二・五％の増額でございます。このことにつきましては、保育所、保育単価の改定、なお新たに民間保育所の援護費、さきほど申し上げましたものの、民間への援助、この中へ組み替えてきたわけでございます。今まで社協を通じて民間保育所への援助をいたしたわけでございますが、今後は保育措置費の中で市の上積み分で処理したい。援助したい、ということでございます。今の考えとしましては、この九六ページの扶助費の中に民間保育所加算分三百七十六万五千円ということでございますが概略申し上げますと三歳未満のお子さんについては年額七千四百円、これを百人に見たわけでございます。それから三歳以上児のお子さんに五千五百円、これを五百五十人に見たわけです。総額、総数で六百五十人分を見たわけでございます。次に九十七ページに進ませていただきます。項の三でございます。一が生活保護費、総務費でございます。本目は生活保護の総務費でございまして五号六項の施行に要する職員の人件費ないしは事務費、あるいはまた法外援

護費でございまして、昨年に比しまして一七・一%の増でございます。主な増は人件費の増でございます。次に九八ページの扶助費でございます。これは生活保護費の扶助費でございます。法に基づきます扶助費を計上したわけでございまして、昨年に比較しまして一六・二%の増でございます。増額の内容は生活扶助費約六百三十四万医療扶助費約二千二百四十四万及び保護施設費約三百二十四万などが基準改定、人員増によります増加でございます。なお四十八年度も生活扶助費おおかた一四%をはじめ住宅が一一・三%教育が一四・六%、保護施設の生活費一四%事務費が一六・三%のいわゆる基準改定が決まっておりますけれども時期的に見まして、この予算編成期においては旧単価を用いて計上してございますので四十七年と同様、年度途中におきます補正をお願いいたしたいと。あらかじめお願いをいたしておきます。

民生費、まことに簡単でございましたですが、なお委員会におきまして詳細御説明する予定でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　次に民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　それでは民生部関係の衛生費を御説明いたします。一〇〇ページでございます。このうちの総務費の中の報奨費、テレホンセンターに対する謝礼でございますが昨年これは三十万ほど計上いたしました。年度途中でございますので半年分計上いたしまして本年は一年分をここに計上いたした次第

取っておらない、こういうことで非常に苦情が多いためにこれらを業者委託をいたしたい、ということで約千二百二十七万ほど増額になっておるわけでございます。その他ごみの委託料といたしましては一二％程度アップをされておるわけでございます。それから十五の工事請負費のプラットホーム上屋工事これはごみの投入口ですね。ピットに投入するところが吹抜けになっておりまして、非常にごみが散る、こういうことであそこのプラットホームをかこってしまう、こういうことでここに新規に計上させていただいております。それから一一〇ページでございますが、ここも間違いがございます。医薬材料費の活性灰となっておるのは、活性炭のミスでございますので申し訳ございませんが御訂正をお願いいたしたいと思います。それから十三の委託料でございますが、これはし尿汲み取りの委託料でございまして約七・八％のアップでございます。それから一一一ページでございますが、これはポンプが非常に傷んでおりますのでポンプの取り替えをいたしたい、ということからポンプ取り替えとして百二十万等を計上させていただきました。それから一一一ページの都市美化費につきましてはこれは美化車によるところの経常経費を計上させていただいたわけでございます。以上で終わらせていただきます。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　一一二ページの衛生費のうち水道費であります。これは上のほうが、負担金のほうは生活保護家庭に対して東京都が無料にするということから、そういう扱いのために市負担金として市のほうから水道部のほうにいわゆる負担金として支出をするものでございます。それから投資及び出資金でありますがほとんどの事業が起債対象で行なっているわけでありますけれども、工事の内容、雑工事等が補助対象になりませんので出資金として支出をしてそういう工事を行なう。そのために千五百万一般会計のほうから出資をする。こういう内容であります。次に一一三ページ病院に対する出資金でありまして負担金補助及び交付金でありまして一億円、昨年は九千七百八十八万八千円ですから、若干多くなっておりますが議会でも御指摘を受けまして当該年度で全部やろう、というようなお声もありましたけれどもやはり企業会計でありますから当該年度で全部埋めますと全然赤字であるか黒字であるかとんとんになるということで実績が残りません。したがいまして東京都なり国のほうにいろいろ申請なり請願陳情なりする場合に決算上はとんとんである。しかし苦しいんだということでは全然裏付けがありませんので一年送りにいわゆる穴埋めをしているというのが実態でございます。したがいまして、三千九百二十四万八千円というのは四十六年度分の赤字分であります。それと企業の利子とかあるいは東京都から来る一ベッド二十万とかそのほかオープンスペースとか病理の検査センター

の負担とかこういうものを含めまして積算したのが六千余万円でありまして、それらをこわしまして一億という形でいわゆる繰り出しを行なう、こういう内容でございます。

○議長（伊藤　定君）　次、労働費。

○建設部長（中島武男君）　それでは五、労働費の失業対策費の失業対策総務費これを御説明いたします。これは人件費。十九の負担金補助及び交付金でございますがこれは毎年前年度の実績について計上してございます。夏期年末手当分担金が八十二万六千円、これは夏が三十八万二千九百七十三円、冬が四十四万四千三百六十円。それから次の失業対策費でございますが百七十六万四千円、これは十六の原材料費でございますが仮称七小と四中の外さく工事を本年度は行なう、こういうことでございます。フェンスが一メートルの高さで四五〇メーター、こういうものを行ないたい、こういうことです。以上です。

○議長（伊藤　定君）　次に労働諸費。

○福祉事務所長（田中若一君）　一一六ページでございます。五の二で労働諸費でございます。一の労働諸費でございます。この目につきましては多摩地区離職対策協議会の負担金あるいはまた三多摩地区離職対策センターの負担金ということでその負担金の計上でございます。後は離職対策協議会の委員さんの報酬等でございます。それから二番目の二の勤労者福祉対策費、これは市内の中卒者の子供さんの激励会、この行事を行なっております。これらの経費でございます。なお委託料三十万、勤労者特約バス委託料、前年同様でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　地区センターのことでちょっと所長さんにお伺いしたいんですが、従来日野の地区センターはいろいろ御努力されましてあちこちにあるのでけっこうだと思いますが、あるいは用地問題とか、中の汁器問題だとかその運営上やはりまちまちな状態があるんじゃなかろうかと思います。この際そういうことをひとつ統一していただくことがよろしいかと思いますけれども、この点のお考えがどうなっているのかと、いうこととともう一つ地区センターの汲み取り料が何か地元負担ということなんだそうですけれどもその辺も市のほうで処理していただけるようなお考え方をお持ちいただけませんかどうか。その二つだけをひとつお願いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　地区センターの管理の問題でございますけれどもさきほども若干触れましたですが、この管理を基本的には統一をいたしてまいりたい。それにはやはり地域の地元の皆さん方の御協力がなければできない。他力

本庁だと言われればそれまでございましょうが、何せ、これだけの私どもの陣容あるいは装備の中で地区センターのみで二十三館というような中でやはり地区の地元の御協力がこれ当然と言いますか、当然と言ったらちょっと言葉が変でございますがお願いをせざるを得ないという状況でございます。それで今まで従来月に千円というようなお願い料であったのを、さきほど申し上げたように月平均にしまして三万という予算、まず予算がなければ伴わなければこの仕事もでき得ないというふうに基本的に考えた中で平均して三万という数字をはじき出しましたわけでございます。そのはじき出した原資は昨年の実績を各センターの実績を取りました中で一応その数字をはじき出したということでございます。なお、それらの総額の中で、個々のセンターによってそれぞれ生い立ちが変わっておるわけでございます。難しい点もあるわけでございます。今議員さんの中での一つの捕えとして汲取料、云々の問題もありましょうし、それから特に借地の場合にはその地元で地代を払っておる、こういうような場所もございます。それらを勘案淘汰いたしまして、この管理の方向付けをいたしてまいりたい。その素案は一応担当課と協議し、その素案を持っておるわけでございますが時間の問題でその関係の地元の方との寄り合いをまだやってないわけなんです。監督課の福祉事務所の担当課の素案を一応たたき台にしまして御協議を願って方向を樹立したもので打ち出していきたい。今までのようにあそこへ行ったら金を取られた、ここへ行ったら取られなかった。こういうことのないようにいわゆる市民の方がその目的に添った行事なり活動なりをする場合にどこのセンターに行っても燃料で使えるんだ、こういうことのいわゆる今までのようなものを解消をいたしていきたいというのが骨子でございます。説明が思うようでございませんですが、そういうことで今考えております。

○十六番（杉山寅三郎君）　了解。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）　八五ページの委託料でありますが、心身障害者、通所施設の委託料、これは私は計算したことはございませんけれども心配になるのはたしか平山に開所するあれだと思うんですが、これで守る会と相談ができてるとか、あるいはそう、従来より重たい負担にならないのか、その辺のことをお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　お答えします。心身障害者通所施設の委託料でございますが今の御質問の答えを先に申し上げます。守る会にお願いをいたして、守る会の代表者との話し合いの中での一応結論の数字でございます。

○十五番（剣持佐吉君）　了解。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

林重義君。

○七番（林　重義君）　八三ページの母子世帯低所得者母親休養事業があるんですが、その事業の内容をちょっとお知らせ願いたいと思います。

八三ページの委託料のところです。それとですね八七ページの補助金及び交付金のところに老人クラブの補助金の件なんですが、そのことで老人クラブの補助金がクラブ別に出されているのか、そういう点で本年度はいろいろ何かちょっと苦情というか、そういう話を耳にいたしますのでそのとおりならば改善されたかということについて、その点二点お伺いいたします。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　八三ページの委託料の母子世帯でございます。このことにつきましてはいわゆる母子世帯ですね。もちろん寡婦世帯も含んで少しはなされてございます。この仕事は社協へ日社協へ委託してこの仕事を行なっていると。見込みとしましては一人千四百円、百三十六人分ですか、百三十名分ですか、一応四十八年度予算計上さしていただいたわけでございますけれど、この仕事は東京都と現地も回わりますため、お互いの事業ということでやっているわけです。なおさらに足りない分は社協のほうの予算も若干支出する場合もございます。それで一日の今までの慣例から申しますとバス旅行をやっておって、本当に一年の中で母子世帯が親子供々一緒に行けるということは楽しみにしている一つの事業で、私どもとしてはこの仕事をさらに進めてまいりたいというふうに思っております。

八七ページの老人クラブの助成ですが、御指摘のとおりでございまして、一クラブへ何ぼということで今年一万八百円という数字で十九クラブ二百四十六万三千円という計上をいたしたのでございます。この内訳は東京都が六千九百円、市が千五百円、後国でございます。御批判、御指摘のとおり人員という頭数の問題もあると思うんです、意見として。現在一クラブ六十名というような標準で、一クラブ単位で助成制度がなっておりますので、現状では私どもとしては一クラブ単位に助成しようということでございます。このことについて御批判があるというふうな中で私ども研究しまして市、東京都に対しても相談を持ちかけてみたいというふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。林重義君。

○七番（林　重義君）　母子世帯の件については良く分かりました。老人クラブの助成の件については細々といろいろと所長が言われましたように一つの検討点があるんじゃないかと思いますので、その点をよろしくお願いします。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

秦正一君。

○四番（秦　正一君）　身障者の通所訓練委託料ですけれど、委託の仕方ですけど、これは委員会でどんな形に委託されたか。また内容的な面をその時に教えてもらいたいと思います。説明してもらいたいと思います。それから八九ページで社会福祉費でありますけれども、その中に福祉センターの中央会館ですか、これが建設のほうの増築ですか、何か知らん建設課の説明が載ってますけれど、これはどういう内容のものか。さきほどちょっと聞き漏らしたので。高幡会館ですか、ちょっと…。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　九〇ページのほうに工事費十五でございますけれど、高幡会館のほうは排水改修工事、一応やりたいと。特にあそこの御覧になって分かると思うんですが、トイレですね。トイレですがあの状態ではどうもぐあいが悪いということで、水洗に切り替えたいと。この工事を考えておるわけでございます、これが大体百万円。それから六丁目のセンターフェンス、それから豊田のフェンスを、そういうような若干の地区センターの補修工事ですね。それからなおさらに高幡のそれに伴って排水溝、それから網戸、ガラス戸工事と、これらを含んで百三十万四千円とこういう予算計上でございます。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　字句の間違いが若干あります。中央会館、高幡会館の経費と後の建設小地区センター並びに高幡会館の一部の工事とこういうふうに書けばよかったんですけれども、これにことばが抜けてございますので、今後後で直しますのでよろしくお願いします。（四番議員「了解」）

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　市長にちょっと考えをお伺いしたいんですけれども、労働費が構成割合わずか〇・二％ということで総額にしても一千五百万程度、このうち一千万が預金ですよね。後いろんな事業に使われているのが約一千四百万程度なんですけれど。労働費は一体この市政をいろいろ遂行していく上で必要なのかどうかということですよね。こういう予算の計上、また施策の内容を見てですね、私はやはり労働費の計上していく必要性を市長は考えていないのではないかと。そういう気がしてならないのです。以前にもこの問題について質問したことがありますけれど、これまでにないような内容のなさと非常に少ない予算の計上というふうなことで、この労働費をどういうふうに考えているのか、その辺を一度市長の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　労働費といいましてもいろいろあるわけですけれども、基本的なものはやはり民生費と同じように普通の施策であろうかと思っております。もし地方自治体、特に日野市のような貧弱な財源しかない自治体ではやるとすれば、要するに福祉対策費という問題になろうかと思います。日野市には現在まだ勤労者の会館もございませんし、そういった意味でそういう経費が非常に少ないわけでございますけれども、将来はやはりそういう施設でもできますれば当然これはそういう意味で管理費とか維持費とかというふうな形で伸びていくものと思っております。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければ民生費、衛生費、労働費に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に農業費、商工費、土木費についての説明を関係部課長より求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　一一八ページでございます。これは農業委員会でございますが、別に変わったところがございません。ただ一番最後が委託料でございます。これが三万円ございますが、これは公害に強い稲の試作をしてみようとこういうことであきつ穂という苗でございます。この種類を三軒の農家に委託をいたしまして、そして四十八年度でやっていこうという、これが新規でございます。それから一一九ページでございますが、この農業総務費でございます。これはお給料その他でございまして、昨年から比較いたしますと給料が大体主に増加をいたしたわけでございます。それから農業振興費でございますが、これも昨年同様余り変わったところはございません。それから畜産費、農地これらも昨年同様でございます。あんまり変わったところはございません。それから商工費につきましても。ここで一番変わっておりますのが一二五ページでございます。この中に雇用対策協議会補助金というのがございますが、これはさきほど労働費の中に昨年は学卒者の激励大会についてはその関係が載っていたわけですが、これを雇用対策協議会の中に包含をいたしましてこの雇用対策協議会の委員によって運営してもらおうということで、ここに計上さしていただいたわけでございます。それから産業祭り商工展示会補助金というのがありますが、昨年は八十万でございましたが商工会、この商工会が参加をいたしませんで昨年は減額をいたしてございます。本年はたまたま市十周年記念等もございますので約二十万の増をみて計上さしていただきました。それから貸付金の千五百万でございます。一番最後の商工組合中央金庫貸付預託金でございます。昨年は七百万でございました。それが千五百万に増額をいたしたわけでございます。日野市のこういうここから借りております金額というのは約十億でございます。この中金からは十億の一％計上してもらいたいという要望もございます。それから一二六ページの委託料でございますが、これは

カメラバス並びに菊祭りの委託料をここへ計上をさしていただきました。その他は昨年同様でございます。以上で終わらしていただきます。

○議長（伊藤　定君）　次に土木費、建設部長。

○建設部長（中島武男君）　それでは土木費を御説明申し上げます。土木費の一二九ページでございまして道路維持費でございます。工事請負費の中の総額が一億二百六十六万五千円でございまして、この工事費については平米分が舗装復旧については百三十三万円でございますが、七百平米。それから、舗装補修工事が一万三千平米、側溝が大体二四センから四五セン、ないし六〇センぐらいのものの個所がございますが、二千円から三千円の工事になっております。水路が七カ所分、これはさきほどお手元へこの工事については全部図面でお渡ししてございます。中全部この中に入っておりますのでそれを御参照願いたいと思います。それから十六の原材料費でございます。一三〇ページでございます。原材料費はタールがトン当たり一万五千円採石は二千二百円から二千五百円程度で入っているとこういうことでございます。それからコンクリートがトン当たり三千九百円砂が二千五百円とこういう計算になっております。それから十五の工事請負費、これもただいま申し上げました図面の中に全部載せてございます。なお色刷りで側溝と舗装と補修は全部分けてございますので御参照願いたいと思います。今年は特に一三〇ページの中の工事請負費の中の一番下から二番目の市道上屋敷十七号線、これは側溝補修でございますが、上屋敷一帯をこれは請願に前に、二年ばかり前に出ておりますが、今年からは用水と側溝をできるだけ整備していこうという形でこの補助金を取りましてこの工事を行ないたいとこういうことでございます。それから程久保二号線は明星大学の前通りでございます。現在明星大学の中をやっておりますのでそれに続きましてうちのほうで行なうとこういうことでございます。公有財産購入費につきましては補正予算の時に出ましたものでございます。特に下河内一号線というのは落川の教習所の下のほうのところでございまして神社のわきから入りまして南へ通ずる道を買収しょうと。これは地元の方が非常にまとめてありますので、買収してあそこに道路を造ろうとこういうことでございます。それから一三一ページの十九の負担金補助及び交付金でございますが六百万円でございます。これは昨年九月に補正で新しく新設されました補助でございます。側溝にしても舗装にしてもそういうものの、補助でございますが、PRをいたしましたけども、昨年は、現在までに三件きております。一番大きいのは約百七十万ばかり出ておりますがその追加で後二十万ぐらい出るんじゃないかと思いますが、そのほかに二件ほど出てきております。今年はできるだけPRをいたしまして補助事業の補助金を精々取っていただきまして工事を行なってもらおうとこういう考えでございます。それから補償補塡はさきほど申し上げた二件でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　それでは一三一ページ街路灯につきまして説明いたします。計上額でこれより一五%の増ということになっておりますが、主なものにつきましては引き続き自治会灯の残、それと増設工事既設灯の管理ということで…。工事費につきましては新設工事でもって新設分が百、既設分の取り替えが百、負担分について三百灯というふうになっております。負担金につきましては自治会の保有しておる街路灯の電灯料の補助金でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　一三三ページに入ります。都市計画費でございます。二千八百一万八千円これにつきましては都市計画の関係職員並びに委員の報酬等でございますので一三三ページは特別申し上げることはありません。次にめくっていただきまして負担金でございますが、この負担金は昨年同様でございます。これは東京都都市計画協会、これが一千円殖えたのみでありまして、他は前年同額でございます。次の区画整理費一億三千四百余万円でございますが繰出金、特別会計の繰出金でございまして、主として神明上への繰出金及び管理費でございます。特別会計の中で御説明をいたします。次の公共下水道費、下水道に対する繰出金でございます。特別会計の際に御説明をいたします。都市下水路費、これにつきましては神明上の都市下水路を築造を本年から三カ年計画で進めるということで計画を持ちました。総額三億三千万円予定しております。この中で本年度分としては七千万円計上いたしました。次にめくっていただきまして市開発公社費、委託料でございます。次の公園管理費に入りますが、公園管理費の中ではそれぞれ二十一公園の管理費でございます。賃金につきましては臨時職員を雇いましてそれぞれ昨年同様やってまいりたいというふうなことで人夫賃、園路の整備、砂場の整備、植木の手入れ。需用費につきましてはそれぞれ必要経費を計上いたしました。次の十三の委託料でございますが、テニスあるいはバレーコート、その整備を委託いたしたいとこういうふうなことを考えております。公園の緑地除草剤散布等につきましては昨年同様でございます。次にめくっていただきまして特別ございません。七の公園費に入ります。公園費につきましては四億二千百万円でございますが、この内訳は工事請負費、駒形公園の三カ年目の事業費でございます。四十六年から事業を進めておりますが、今年度で四十八年度で完成をいたしたいと。十七の公有財産購入費でございますが、これは土木費の市債の中で説明がございましたその費用でございます。以上都市計画費合計八

億一千五百七十六万四千円でございます。終わります。

○議長（伊藤　定君）　住宅費を総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　住宅管理費でございます。市営住宅の維持管理に要する経費でございますが、昨年とほとんど同額程度でございます。需用費でもって各、向川原、駒形それから下田という各市営住宅の傷んだ住宅に対する修繕費等でございます。特別にございません。

○議長（伊藤　定君）　建設部長。

○建設部長（中島武男君）　四の住宅費の中の二です。目の二です。市営住宅建設費でございます。一三九ページでございますが、工事請負費で今年度は九千六百万円でございます。主体工事が六千二十万でございます。付帯工事が二千六百九十万、敷地造成工事が八百九十万でございます。この一戸当たりの昨年度の一戸当たりが百七十三万八千円でございます。今年度は百八十七万四千円で計算してございます。内容については細かいことについては委員会で御説明申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。秦正一君、

○四番（秦　正一君）　商工費の中の一二五ページですけれど、この貸付金の中で、これに関連して市長の考え方を聞きたいわけですけれど、かなり預託金のわくもあるわけですけれど、今までの内容的な面でだいぶ厳しいわけで、ある程度要するに金繰りのある人は貸りられるというふうな状態でなかなか金に困っている場合はですね。利用できないという面で無担保、無保証人というところまでいかないにしても、ある程度のわくを拡大する必要があるんじゃないかとこのように思うわけですけれど、市長のお考えはどうですか。

○市長（古谷　栄君）　私どもも長く東京都に関係のあることをやってまいりまして、この行政というものが金融といいますかね。そういうものにタッチすることは非常にむずかしいわけでございます。たいがいの場合には国にしても東京都にしても直接お金を貸すということではなく銀行にお任せをしておると。その銀行にお任せするのも一つの条件を付けてお任せをするという場合が多いわけです。日野市の場合にもっとゆるやかにしろということを除いて、確かにごもっともであろうと思います。ただ金額的にどのぐらいの金額までゆるやかにするかと。たとえば十万や二十万程度なら非常にゆるやかにやるとして、五十万円以上だったら少し厳しくすること。あるいはもう初めっから全部もっとゆるやかにしてしまう、何ということなしにゆるやかにしてしまうということが非常に私はむずかしいと思っております。で、本来ならば東京都の場合などでもいろいろ御意見がありました。こういう融資はもうむしろロスがあるほど、つまり焦付きなり回収不能のほうがあることがむしろ本来の姿なんだと。回収しょうという考え方が、回収して成績がいいということは、こういう制度の形からいってむしろどうもおかしいんだというふうな意見も確かにございます。この点が非常にむずかしいと思うんですけれども、さきほど申し上げましたとおり金額の低いものについてはもっとゆるめてもいいのではなかろうかと。しかし全額、全部を貸し倒れを覚悟してやるというふうな形はちょっと今日野市の財政からいって無理ではなかろうかとこういうふうに考えております。

○四番（秦　正一君）　実際活用する人は困っているためにこれを利用したいわけで、今後の問題として大いに検討をされてもらいたいと。いろいろと段階もあるだろうし、方法もあると思うんですが。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ農業費、商工費、土木費に関する質疑はこれをもって終結いたします。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後四時二十一分休憩

午後四時四十四分再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に消防費、教育費、公債費、予備費についての説明を関係部課長より求めます。総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　それでは一四〇ページでございます。消防費につきまして説明を申し上げます。常備消防費でございますが、一億一千九百九十八万五千円の計上でございます。先般の市政報告の中でも報告されました。四十八年から東京都と委託市町村との負担割合が決まりまして本年度は四五％ということになりました。ただいま計上しております額については前年度の実績計上でございますが、この額につきましても委託費の承諾が変更されますれば四五％の割合で負担をするということでその過不足につきましては四十九年度の決算において調整をするんだという計上でございます。それから非常備消防費でございますが、昨年度に比べまして六二％の増でございます。特に本年度ポンプ車二台の購入それに伴っての経費それから水道事業に合わせて消火栓の負担金の増額が主なる増額分でございます。それでは各節につきまして説明いたします。一の報酬でございますが、これにつきましては各市との均衡特に四十七年度における各特別職の報酬の引き上げ分に伴いまして改正をいたしました。約二二％の増となっております。それからその次の報償費でございますが、報償費につきましても一番上の出勤手当これにつきましては近隣市との均衡を考慮いた

しまして前年までは五百円、これを本年度千円に引き上げた計上でございます。それから十の交際費につきましては前年と同額でございます。それから一四一ページの需用費でございますが、消耗品費につきましては本年度団員の長ぐつ、かっぱ等の購入費を計上しております。それから特に修繕料につきましては消火栓の修繕料、ポンプ車の修繕料等でございます。それから工事請負費でございますが貯水槽を二基設置の工事費を計上いたしました。十八の備品購入費でございますが、ポンプ車二台を計上いたしましてそれに伴う備品の購入費の計上でございます。それから一四二ページの負担金でございますが一番上の消防団本部分団運営交付金でございますが、自治会等からの負担軽減ということで昨年から運営費の増額をはかっておりますが、本年度各部については二万円を四万円に引き上げたということの計上でございます。特にその他は変わっておりませんが、この中で消火栓設置負担金八百十七万円これにつきましては水道の事業と合わせまして川北百草、倉沢、平山台、神明上等の設置で大体八十六カ所設置をいたしたいという考えでございます。以上でございます。それから災害対策費でございますが、一四三ページの報償費でございますが年々ます災害見舞金につきましては民生費のほうへ計上いたしましたが本年度この消防費に計上したということでございます。そのほか特別に変わったものございません。

○議長（伊藤　定君）　次に教育費、教育長。

○教育長（永野林弘君）　前もってちょっとお断わり申し上げたいんですが、教育費は非常に膨大でありましてそれを事項別明細書で私も説明するというのがむずかしいし、予算委員会におきまして関係部課長、教育課長から説明させたいと思いますが、私のほうの御説明は教育委員会で予算を決めます時に毎年やっぱりみんなで集まっていろいろと大きな決定をいたしておるわけでございます。それとそれに基づきまして先般課長会を開きまして四十八年度の予算の概要を決めましたのでその根本的な概略のことにつきまして一応御説明申し上げます。

それからまた簡単に大まかな予算を付け加えて申します。今年度の教育予算の概要でございますがさきほど申しましたような基本的な考えによりまして先般決定いたしました分をまず最初に申し上げてみたいと思います。何と申しましても教育費におきまして最も大きなウェートを占めますのは教育の施設の予算でございますが、この施設につきまして教育委員会はどういう方針を持って予算を計上し、また市長部局にお願いしたかと申しますと、何と申しましてもプレハブ解消というものを、施設について中心課題としたわけであります。このプレハブ解消はもう申すまでもなく多年の教育委員会の懸案でありまして、このためにほとんどの予算を費してきているわけでありますが特に社会増地域におきましてはその苦悩が最も深刻であるわけ

であります。これを解消することが毎年われわれが一番頭を悩ましている問題でございます。幸いなことにこの前も御説明いたしたはずですが、国の文部省のほうにおいて、国のほうにおきましてプレハブ解消に今年はいわば全力を注いでおりました。特に東京都のほうにおきまして非常なる尽力をして三多摩の格差是正についてはプレハブ解消であるということを今の教育長が強く叫んでおります。そういう非常に波に乗りましてことしは幸いにプレハブ解消がうまくいっています。国のほうにおきましては大体どの程度あげたかといいますと施設の基準、施設基準というのは申すまでもなく小学校の一教室はこれだけだという基準その基準が大体二割ぐらいアップされております。そしてもう一つは人口急増市町村に対しましては補助率は小学校は従来二分の一だったのを国のほうにおきましてこれを三分の二に上げてくれたわけです。人口急増対策、これは日野市はこれに該当しています。それで日野のほうに、われわれのほうにおきましても全力を注ぎましてこの機会にうんとやろうやというのでだいぶ施設のほうを改善してプールや屋体などを造ってまいりましたが、この予算が一千八十二億円となっております。これは前年の予算の四七%増になっております。初めて一千億円台というのが今度初めて予算として出たわけです。東京都のほうにおきましては三多摩の格差是正のために非常にプレハブ解消に全力を数年来注いでおります。三多摩格差の予算としまして昨年度よりプレハブ解消のために組みましたのが二十八億二千五百万円で大体去年の十億ぐらい殖やしております。東京都が、これは昭和三十九年度でプレハブ解消の東京都の格差是正として打ち出したのはくしくもこの日野でやったわけです。このプレハブ解消格差是正ということを。これは三多摩の市町村長全部こちらにおいでになりまして自治省のほうからも次官が参りました。その時に日野で旗揚げいたしました。格差是正が、そしてその翌年最初にもらった金が三千万円、これが約百倍に近くなったわけです。この点は非常に助かったと思います。しかし学校の施設はこれくらいではまだまだ十分とはいわれません。毎年社会増のわれわれのほうにおきましては非常な苦労をしておりますが、特に社会増のほうにおきましては施設ばかりでなく土地の購入が一番困難であります。かろうじて土地の補助金というのが去年から少し付きましたが、これじゃとても焼け石に水で土地は売らないと言えば売れと言えないわけですが、売ってくれないというのに売れという命令はできない、ここにいくら金を出しても売らないと、こうなるともうどうにもならないわけです。皆さん御承知のとおり学校というのはどこにでも、高等学校だったらどこでも持っていけますけれども、小中学校は場所がここだと決まっているんですね。決まっているところの土地を買おうとしても売らんといえば何ともできない、ここらがたいへんな大きな一つの政治課題じゃないだろう

かと思います。

そこでちょっと具体的に申しますと日野におきましてはことし四十八年度でまず二小を増築するようにしました。それから六小ですね。それから百草台小学校この三つの増築を計画いたしております。それから潤徳小学校の過大化を解消するために一応予算は四十九年度の債務負担行為として予算は計上してありますが、これはまだ土地の問題は残念ながら解決しておりません。これは今後努力をしなくちゃならん問題だと思っております。

それからプール、屋体の問題ですが、プールは今皆さん御承知のとおり全校にプールは設置されております。来年度は四中と七小を造りますのでこの二校にもプールを設置するということに計画なっております。そこで結論から申しますと新しくできます四中もまた七小も日野の小中学校全部がプールと屋体は四十八年度でき上がるという結果になりました。これはまあちょっと自慢してもいいんじゃないかと思いますね。これはほんとうです。小中学校全部プールを造ると。

それからもう一つは東京都が考えたことなんですが、保健室、学校における保健室の空調それから冷房設備この予算を東京都の教育委員会が初めてこれを計上しました。これも非常にありがたい、公害を除去するという、これは三年計画で東京都はやるそうです。そして補助金が二分の一ですね。日野におきましては小学校は六つ中学校が二校です。八つを計上してあります。

それからもう一つ、市長からもお話があったと思いますが、学校の芝生、緑化の問題を今、計画しております。これは試験的に一応やってみよう、よければこれをずっと続けていこうという考えです。私は緑化という、このいわゆる緑化という問題も国の今の施策ですが、これにもありますがねこれは私個人のことを申し上げてどうかと思うんですが、私は緑化よりももっと大切なものであると思うものは何かというと植物を愛する心を育てるということです。これは子供たちがやっぱり自分たちの与えられた芝生を自分たちの責任において水をくれたり、いろいろ草を取ったりして育ててもらえなければいけませんのでこの間も鹿児島に行って見てきたんですが、心が非常に豊かになる、植物を愛する心というのは結局平和の心ですから、そういうものが一番大切だと思っております。それでぜひこれはやりたいなとうまくいけばやりたいと思っております。これを第七小学校に一応試験的にやろうという計画です。

それから学校予算でありますが、これはもう何べんも議会で話しましていろいろと皆さん方からどの程度になっているかと、いろいろ御質問受けている問題ですが、これが消耗品や印刷製本費、これも毎年、五年計画を立てていますので一生懸命毎年努力はしてきております。きておりますがやっぱりわれわれの目的どおりにはいきません。まだいきません。これはいうまでもなくその他の学校施設のために、膨大な社会増からくる、そのために壊れていますのでどうにもそこまでいかれないという状態になっておりますが、しかしこれは自慢してもいいと思いますのは中学校の消耗品費は二十三区の学校運営の標準台帳より算出された額に匹敵しています。中学は、まあこの点は小学校のほうもだんだん努力しまして毎年殖やしていくという気持は少しも変わっておりません。ですから今年は五年計画ですけれども来年から三年計画か、あるいは一年計画かというものを改めて第二次の計画を立てていこうと、委員会としては一応考えております。（二番「予算書に添って説明してくれないと分からないです、どこをやっているか。予算書があるんだからそれに添って説明したほうがいいんじゃないですか。」）私の方針をいけないといえばやめてもいいですよ。教育委員会の予算の方針というのは根本的な問題ですから、こういう考えのもとにわれわれは予算を計上しているという問題でありまして、私一人が決めた予算でなくて教育委員会合議の上に考えて、こういう方向で今年はいったらどうか、課長連中もそれでいこうじゃないかとこういうものですがどうですか。（「いいよ、続行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　続けてください。

○教育長（永野林弘君）　できるだけ省いて……（「省かなくていいですよ。」「印刷して出したらどうかね」と呼ぶ者あり）印刷していいですよ。それでもいいですよ。それじゃこれ省きますか。（「いいよ」「やれよ」と呼ぶ者あり）読み上げてみましょうか。読むのはいいですけれども、やっぱり力を入れるところとないところがありますので、そういうのは言わなくちゃ（「そのとおり」「続行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　どうぞ続けてください。

○教育長（永野林弘君）　それから今のは学校の教材教具のことを言いましたが、私のほうこれは新たな問題ですが、これは皆さんに特に申し上げたいと思いますが、教職員の研修の問題ですね。先生方にうんと徹底的に勉強していただこうと、こういうわけです。これは教育公務員特例法の御承知のとおり教職員は専門職になっておりますね。専門職になりながら判検事や弁護士なんかのような給与は上げてくれない、名前だけは専門職で私は教職員の給与もうんと上げてそして専門職としてほんとうにふさわしい修養と勉強をしていただいたらと思っております。これができないために日本の教育がうまくいかんじゃないかと、これは私個人の意見を申し上げてすみませんが、常にそういうことを考えております。それで何とかして教職員の研修ができないかとこう思いましたら、幸い東京都の教育研究所に重松所長が来ましてあの人と話し合いましたら、「それは君が考えているならおれがやっている、研究している授業研究からひとつ始めたらどうか、それはどういうことかと、こ

うこうこうだと、なるほどなと…（笑声）私は、それから第六小学校に試験的にやっております。これを来年度は八校分殖やす予定です。この次としては学校の校長も教職員がやっぱり合意のもとに八校分を要求をしてきました。これでひとつ日野の学校教育をうんと一段と上げて、教職員の研修で生徒の学力も向上するしりっぱな民主的な肉体と人材を鍛えていく、こういうような考え方です。それをやるというのが一つの違った点です。これはもう今東京では三田の小学校がやっております。二三区の三田。この学校一つです。やっているのは。日野で今度九校になりますね。そのために予算も一校について十七万を計上しまして、先生方は初めてのことだから有名校が全国にありますからそこにいって視察していただいてそして勉強していただく、こう思って十七万、私はもっと予算もほしいくらいです。やっぱり視察をするということは非常な研究になりますからそうしていただきたいと思います。そういう考えです。

そのほか教育関係は細かいことですけれども移動教室に参加する児童生徒に対しての補助金を殖やすとか、それから新規としましては中学校一年生全員に社会科の副読本を無料で配布するということです。この副読本は従来は小学校の三年生だけ無料で配布しておりましたが、これを中学校のほうも無料で配布。それから社会教育関係の問題ですが、これはくどくど申し上げましても賢明な皆さんがよく御存じですからあんまり言いませんが、私は社会教育の最も中心的に考えていますのは生涯教育を日野で実施、とてもできないけれども、これの芽生えだけでも日野に作りたいと、こう考えております。だから幼児のゼロ歳児からずっとやりまして学校はもちろんですが、社会教育からずっと老人まで、そういうようないき方をしようと思って、その一環として社会教育は動いているはずです。ただ成人や青年たちのものが今ちょっと欠けていますが、今年はこちらのほうに力を入れたい、そういう意味の社会教育をやろうと、体育のほうもこれは相当に新しいものが生み出されております。それには体力テストなどもやってみようと、いろいろな問題があります。学校保健関係に体育は力を入れるわけですね。心疾患の検査というのを去年心臓の疾患検査をやったわけですが、これが非常に好評でありましたのでこれを全部の子供たちに心疾患検査をやろうということが一つと、検診も定期検診も従来春だけ一回しかやっていなかったものを秋もやろうと。学校給食のほうでも給食のほうのほかには白衣のせんたくを一学級に一回公費で行なうための予算と給食室の設備、備品その他の充実をはかるための予算も計上しております。

社会体育の方面ではこれは学校開放を重視しておりますが、これも日野市の特色です。来年度は学校開放校全部に管理人を置こうと開放した学校に全部に管理人を置こうという試みであります。それから今、さきほど申しましたように、体力テストも成人とか青年とかすべての人に体力テストもやっていこうということです。それからもう一つ新規なことは学校のプール開放の際に利用者に対して一応ちょっと怪我をすることがありますからそれで公費で、これは公費です。傷害保険をここに新たに付け加えるこういうのがあります。

最後に図書館の問題で御承知のようにさきほど市長のほうからもお話がありましたことですが、やっぱり中央図書館をずっと、今できたばかりですからこれを軌道に乗せていこう。しかしながら分館だとかというようなものを決しておろそかにはいたしません。そういう気持ちを持っております。日野の特色は移動図書館ですね。移動図書館というのが日野の、もう全国にない一つの特色になってますがこれは来てもらってやるんじゃなくこちらから本を提供して、そして便利を与えてやろうという行き方ですから。最も住民にサービスする考え方です。私はこの前これは余談になって失礼ですけれども、十二月の暮れに図書館の分館に行きましたら、小学校の十二、三歳の子供が一生懸命に図書館に行ってはたきでごみを掃除してるんですね。それは一体、この子供はどこから来たのか、と言ったらお隣の子供でしょっちゅう図書館に入って勉強してる、そして図書館の暮れだったから先生方がみんなで図書館の職員が掃除してたから、自分が手伝いさせてくれと言ってきた、ということでなるほどこれが図書館行政の中心だなあと私は思いました。そういう気持ちで図書館はやろうと思っていますから…。さきほどちょっとおしかりをどなたかから受けましたが、あれも午後からでなく午前からやらせるようにします。やっぱりちょっとした予算ですから市長もそれはそうせよとおっしゃっておられますからやっぱりそういう。まあ予算がありますが、予算はもう概略はやめましょうか。（笑声）今、長くなってもいいですね。それを読み上げるだけですね。読み上げるだけで…。基本的な考えは以上であります。これもずっとこれによって今話しました。

来年度の教育費の総額の予算の大わくだけ申し上げましょう。教育の総額は十六億九千六百九十七万一千円で、前年度より二億八千五百五十九万三千円の増となっております。一般会計に占める割合は三七％となっております。そのうち財源的には国、都支出金が二億四千百九万七千円、地方債が三億四千百二十万円、その他の収入が一千二百二十四万二千円、一般財源が十一億二千二百五十三万二千円と、こういうように大きく分けたら、そうなっております。その一般財源の使用率は六五％、一般財源六五％を教育費が食ってるわけです。この教育費のうち一番大きいものはやはり毎年の例に漏れず、小中学校施設、整備費であります。その合計が約九億円一般財源のうち九億円は教育費が出しております。教育費総額の五三％が施設費になっております。この義務教育施設費のうち主なるものを申し上げます

と、小学校では第二小学校の増築費が四千五百三十一万、工事概要は普通教室が八つ、その他の階段教室で延七百二十平米第六小学校の増築工事費が七千四百八十七万です。これは普通教室が五、音楽室が一、保健室が一、用務員室その他で延千二百五十四平米、百草台小学校の増築工事費が五千六百二十六万円、普通教室が七、昇降口、階段室などで九百二十平米、第七小学校屋体新築工事費が三千七百十六万円、第七小学校のプールが二千三百五十万円、仮称南平小学校の校地造成工事費が二千六百九十七万円、第二小学校の校地拡張買収費が二億四百万円、それに債務負担行為で建築中の第七小学校の新築費一億六千九百八十万円、同じく整地工事費並びに芝を植える工事費が八百五万円であります。これが小学校です。中学校の関係では第四中学校のプール新設費が二千百五十万円が主たるものであります。そのほかさきに申し上げました保健室の空調冷房設備、工事費がこれは東京都がやったんです。小学校が六校、中学校が二校、計八校分で八百万円です。これは計上してあります。

次に学校の管理運営費関係ですが交換便の委託に伴う経費が百二十万円です。便所の清掃委託費が小、中合わせて二百八万三千円、新規でこれが新しく計上してあります。消耗品費も小学校では昨年より六百五十二万一千円が殖えました。そして殖えて合計三千九百六十七万八千円になっております。中学校では四千四百六十四万四千円が殖えまして合計一千七百三十九万八千円、また印刷製本費も小学校では八十万円殖えました。それで二百六十万円になりました。中学校では四十八万五千円殖えまして百四十二万五千円になりました。これは実に大幅な増額と私は思っております。これによりまして消耗品費は小学校では児童一人当たり三千七百八円です。中学校では生徒一人当たり四千八百四十六円となりまして、最初に私費負担解消に手を入れた昭和四十二年でしたがその昭和四十二年度の消耗品費と比較しますと小学校では一人当たり二千七百五十一円殖えております。これは物価は上がりましたけれども相当に殖えてるわけですよ。四十二年から一人当たり小学校で二千七百五十一円の消耗品を殖やしておるわけです。三・八七倍になります。これは。だから私たち五年間で一生懸命努力して少しは殖したということですからひとつ御了承願います。中学校では一人当たり三千四百六十三円増、これも三・五倍と大幅に殖えております。

次に学校教育関係ですが、教材教具の整備五カ年計画の最終段階に今年は入ったわけです。小学校では昨年より五百七十二万一千円の増になりました。そして合計二千八百二十七万四千円になっております。中学校では三百一万四千円殖えまして一千四百六十万八千円になってそういう計上がしてあります。また小中学校の移動教室というのがありますが御承知のとおりその移動

教室関係では従来は児童一人当たり六百円でありましたのをこれを二倍以上の一千三百円に上げたんです。中学校では一人千三百円であったのが二千五百円に移動教室の費用を上げてあります。そのほか先生方の関係で中学校の課外クラブ活動に対する指導手当ですね。これら課外クラブ活動に対してもやはり手当をあげるようにしました。これは六十万円を新たに計上しました。これは都教委におきましても本年の都の予算に特別勤務手当として予算要求してございますが、それだけでは日野の実績から見た場合少し不十分と思いましたので都からもらうものの上に重ねて特別に日野ではそれだけを加えまして教職員のために御迷惑のならないようにしております。また中学校の社会科副読本の無料配布のための予算も七十四万二千円もこれも新規に計上してあります。教員の研究費関係では研究委託として三百四十二万六千円を計上し、うち、新規の事業研究費さきほど私が申し上げたやつです。あれが百三十六万円を予定しております。

次に社会教育関係ですが新規経費的なものを中心にあげますと、公民館事業としまして実施する予定の成人男子を対象とした講座ですね。勤労者などを対象とする青年教室などの予算が七十一万円地域小グループの育成に対する補助金が十二万円などであります。これはちょっと御説明申し上げたいのは御承知のとおり社会教育と公民館とは一緒に今あちらに置いてあったんですね。これは非常にほんとうの教育の、社会教育の本来の姿じゃないんです。社会教育を私のほうの二階のほうにお供をして体育と社会教育そして公民館のほうにはただ今事務を取り扱う人がおるだけなんです。ですから公民館のほうの仕事を本来の仕事に持っていきたい。じゃ、公民館と社会教育課の仕事はどんなに違うか、というと簡単に言えば社会教育の仕事は住民の勉強していくための条件を整備しサービスをする仕事ですね。公民館のほうはそうじゃなくて、われわれが講座を開くわけです。勉強するような講座を開くのが公民館の仕事です。こう二つに分かれます。これを両立させて大いに進めていきたいと、今年からそういう考えで予算も組んでおります。ほんとうにすみませんでしたけれどもひとつ…。（笑声）

○議長（伊藤　定君）　これより教育費につきまして、教育各課長から重要なところを要領よく説明されるようお願いします。教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　では議長さんの指示でございますのでなるべくそれに添って御説明申し上げたいと思います。一四四ページ、教育総務費、委員会費でございますが教育委員会の運営に要する経費でございます。昨年と特に変わったところはございません。報償費では非常勤講師の謝礼等が多少増額になっております。次のページにまいりまして一四五ページ、教育委員会の事務局費でございます。学校教育課と

庶務課、両課の職員の給料並びに教育長の給料等の人件費が主体でございます。八の報償費の奨学金につきましては昨年と同額でございます。その他につきましも、ほぼ昨年と同様の経費を計上してございます。ただ四十八年から小学校が一校、中学校が一校殖えまして小学校十三校、中学校五校、合計十八校ということでございます。それに幼稚園が一園殖えまして四園でございます。そういう関係で各学校並びに幼稚園に関連する経費はそういう点でも殖えている、ということが申せると思います。次に教育指導費は学校教育課長から…

○議長（伊藤　定君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　教育指導費は教員が五百六十五人に今度殖える関係で、そういった人数の点で増額になっているわけですが、特に委託料が約倍弱でございますが三百四十二万円になっております。一四八ページでございます。これは授業研究委託料というのが大きなウエートを占めております。現在八校でございます。大体少なくも五年連続ぐらい研究していただく、こういうものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　次に林間施設管理費でございます。一四九ページ、これは大成荘の管理費でございます。昨年よりも六十二万九千円の減でございますが、昨年かなり予算をいただきまして小修理その他の補修工事ができましたので本年はほとんどが純然たる管理費でございまして、特に目新しいところはございません。ずっと飛びまして一五二ページ小学校の学校管理費に入らせていただきます。小学校の学校管理費につきましては、さきほど申しましたように小学校が一校殖えております。児童数が約八百人ほどの増でございますのでそれらに伴う経費が大幅に増加になっております。消耗品費印刷製本費に重点を置いて需用費関係では増額をしてまいりました。なお委託料ではさきほど教育長の御説明にもありましたとおり便所の清掃委託等を計上してございます。なお一五四ページに入りますが負担金補助では第七小学校の校歌の作成補助金を、またその上の備品購入費の児童用机、その他の中にはやはり第七小学校の校旗の作成代金も含まれております。以上でございます。

○学校教育課長（松本武君）　小学校の教育振興費、一五四ページから一五六ページの間でございますがさきほどの教育長のあれでほとんど出ておりますが特に一五五ページ十三の委託料が殖えておりますのは、従来保健体育費で移動教室の付き添いの医師の委託料を入れてたものを主管課のほうへ組み替えたということでございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　体育課長。

○体育課長（長谷川暢男君）　一五六ページの学校保健体育費でございます。小学校十三校、中学校五校という中で小学校の児童…。失礼しました。これは小学校の分だけでございます。小学校の児童に対する保健関係、給食関係の諸経費でございます。特にそれに伴いまして一の報酬につきましては新設校もございますので増員がなされるということでございます。次のページの一五七につきましては、役務費さきほど教育長の話の中にもありましたとおり、各児童に対する新しい心疾患検査事業あるいは給食に対する白衣の洗たく代ということでございます、そのほかにつきましては特別変わったところはございません。

○議長（伊藤　定君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　一五八ページ小学校の学校建設施設整備費関係でございます。次の一五九ページの工事請負費を重点的に御説明申し上げたいと思います。第一小学校の増築につきましては普通教室八教室いわゆるツースパンの四階建てということでございまして、延面積七百二十平米を予定しております。第六小学校につきましては現在二階建ての南側の校舎の東の端に三階建ての概略スリースパンを考えておりまして内容は普通教室五、保健室、用務員室その他等を含めまして千五百五十四平米という面積を考えております。次の第七小学校新築工事は債務負担行為で現在施工中のものでございまして支払いが四十八年度になる、こういうものでございます。百草台小学校の増築工事は四階建てのツースパン八教室分でございますが、一教室分昇降口に取らなければなりませんので七教室ということになります。面積は約九百二十平米でございます。高幡台小学校の屋体につきましては四十七年、四十八年の債務負担行為ですでに契約中のものでございまして、この四十八年度分をここに計上したわけでございます。第七小学校につきましては、他の小学校と同様の屋体の面積で約八百五十平米の体育館を予定しております。プールにつきましてもほかの小学校と同様大プール、小プールあるいは脱衣所、循環装置等も含めたものでございます。七小の設置工事につきましてはやはり債務負担行為ですでに実施しているものでございまして、この中に約四十万円ほどが芝生の工事費が含まれているわけでございます。仮称南平小学校の造成につきましては、教育長から話がありましたとおり校地が購入できればぜひとも、直ちに造成工事を始めたい、というものでございます。プールの循環装置につきましては三校分を予定しております。一般質問の時にもちょっとお答えを申し上げましたが、四十八年は全都で二十校分の補助が計上されてるのみでございますので非常に苦しいとは思いますけれども、何とか東京都にお願いして努力したい、このように考えております。第一小学校給食室改修ほか工事につきましてはいろいろの工事が含まれておりますが第一小学校の給食施設が早くできたために非常に狭いということで、保健

所等の指摘もきておりますので約四百十万円ほどかけまして、改修工事を行ないたい、こういうものでございます。なお、そのほかの工事につきましては六小の音楽室の一部改修であるとか、潤徳小学校が学級増になりますので給食ぜん室、いわゆる配ぜん室の拡張工事でありますとか放送回線の改修でありますとか八小、あるいは潤徳の校門の工事、滝合小の整地工事等を見込んでございます。

次の一六〇ページにまいりますが保健室の空調並びに冷房につきましては一校百万円の六枚分でございます。都の補助は二分の一で一校五十万円ということで収入のほうに計上してございます。なお一番最後の第八小学校校地一部整地造成につきましては、現在買収が買収契約がほぼできたというふうに聞いておりますので八小の西、南の部分でございます。整地工事を行ないたいこのように思っております。後公有財産につきましては、公団買収並びに二小の拡張買収、これは約五千平米強を考えておりますが、地主との交渉がまだはっきりしておりませんので概算でございます。第一小学校の用地につきましては、南側の部分百七十四平米、体育館の南側でございます。これを区画整理事業から購入いたしたい。現在大きな昔からある桜の木の植えてある部分でございます。備品購入費につきましては七小関係の債務負担行為の部分が主なものでございまして後は体育館等の一部でございます。

○議長（伊藤　定君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　一六四ページの中学校教育振興費でございますが、さきほどの教育長の話の中にほとんど言い尽くされておるわけでございます。特に補足申し上げますのは訪問学級関係で、訪問学級の移動教室に伴う費用が各節に入っているわけです。それから巡回の医師を新たに計上してございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　体育課長。

○体育課長（長谷川暢男君）　続きまして学校保健体育費でございますが、中学校五校分、生徒に対する保健給食、給食と申し上げましても現状ミルクでございますが、その諸経

費、あるいは一校増設、新設されます校医関係、薬剤師関係の報償費の増額分でございます。なお生徒に対する役務費委託料につきましては昨年同様計上したということでございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　一六八ページ中学校の施設整備費の関係でございますが、十五工事請負費、大きなものは第四中学校のプール建設費でございます。第三中学校と同様の大プール、並びに更衣室等の関係を含めて二千百五十万円を予定いたしました。またプールの循環装置につきましては二校分を計上してございます。それにつきましても小学校の時に御説明申し上げましたとおり、小中合わせて都では二十基分しか取れておりませんので非常に苦しいところでございます。一応予算上は二校分をお願いいたしました。その次の二中の内部補修でございますが、毎度申しわけございませんが、内部補修工事他という他が抜けておりますので御挿入願いたいと思います。二中の内部改修工事並びに一中の体育館のステージ照明また七生中の中庭の整地工事、三中の体育倉庫の建設工事等が含まれまして合計で四百三十万円でございます。それから保健室の冷房空気清浄は小学校で御説明しましたとおり百万円の二校分でございます。次のページ一六九ページでございますが公有財産購入費につきましては公団買収分、なお備品購入費につきましては四中の開設備品がほとんどでございます。その他屋体の備品等であります。以上で終わります。

○議長（伊藤　定君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　幼稚園費でございますが一七〇から一七二ページの中ほどでございます。ほとんど例年と変わってございません。以上です。

○議長（伊藤　定君）　社会教育課長。

○社会教育課長（坂本金雄君）　一七三ページから一七五ページにかけまして社会教育総務費につきましては障害教育の観点に立ちまして幼児から高齢者まで市民の皆さんの各層に各学級や講座学習の機会を提供するということで従来とかく手薄になりました青年層に対する教室、それから今までほとんどなされておりませんでした男子一般成人層に対する学級あるいは講座、こういったものを予定しております。そのほかにつきましては家庭教育振興の五カ年計画の最終年度に当たりますので今までともすると対象を広げることに力を入れてまいりましたけれども、今年度は内容をもう少し充実させる、そういう方向で考えてまいりたいと思います。それからなお市内の各グループ学習を目的とする各グループには助言者あるいは講師を派遣すると、そういう費用も盛ってございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。議事の都合

によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。図書館長。

○図書館長（前川恒雄君）　図書館の御説明を申し上げます。図書館は一七七ページから一七九ページまでございますが、大まかに分けまして二つございます。一つは中央図書館が新しく完成いたしますもので、それの新しく必要な経費でございます。これは一つは光熱水費約百万円でございます。それからもう一つは保守管理その他清掃等の委託料でございます。これが約三百六十九万円でございます。それからもう一つのほうはさきほど教育長が御説明しましたけれども、中央図書館を設立しまして分館や移動図書館が今までのサービスを維持するばかりでなく、それ以上のサービスができますようにはかったわけでございます。それは予算の中身では消耗品費の中に約二百七十万円ばかりの新聞、雑誌費あるいは印刷製本費の中でリクエストその他の希望がありますものを、なるべく早く希望者に届けるための目録印刷その他経費が含まれております。それからもっとも重要な図書費でございますが、これは二千万円殖えまして約二万五千冊の本が入る予定でおります。これは中央図書館はもちろん分館、移動図書館で十分活用しまして一冊の本が分館でも移動図書館でも中央図書館でも利用できるようにはかっていくつもりでおります。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　体育課長。

○体育課長（長谷川暢男君）　保健体育総務費でございますが、報償費以降御説明申し上げたいと思います。もちろん市民を対象とした各種のスポーツ教室あるいはサークルの育成のための指導員の謝礼が報償費の大半でございます。また各種事業の謝礼、あるいは学校施設の開放に伴います管理員の謝礼、プール開放に伴います管理員等の謝礼でございます。大半が各事業の謝礼ということが報償費でございますがそれ以外に一八二ページの役務費の中に一番最後でございますが、賠償責任保険料ということでこれは新規でございます。各小中学校の学校一定期間お借りするということで、社会教育の立場で保険を掛けたいというような形でございます。その保険の内容につきましては一人五百万ということで一事故一千五百万というような保険の内容でございます。十三の委託料につきましては各体協との関係のスポーツ振興法の中、あるいは社会教育法の中でうたわれた各事業の委託を考えているわけでございます。次の一八三ページの工事請負費の中で御説明したいと思います。下からこれは各学校のスポーツ開放、遊び場開放に伴います諸施設でございます。特に下から二番目の七生中学校防球構設置というふうに百六十万計上さしていただいておりますが、すでに昨年一中二中ということで野球のボールあるいはサッカーボールが出ないというような防球柵の工事を七中にも今年設置したいという考え方でございます。引き続きまして一八四ページ、体育施設運営費につきましては現在体育課で管理しております市民プールあるいは市民総合グラウンドの要する諸経費でございます。市民プール関係でございますが、一八五ページの役務費の中にやはり市民プールも過去保険制度を掛けていないということで、本年も市民プールのオープン期間五十日ほど予定しているわけでございますが、その人員を見込みまして全員に保険を掛けたいというような考え方でございます。それ以外では特に変わったところはございません。

○議長（伊藤　定君）　公債費、企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　一八八ページ、御説明申し上げます。これはいわゆる市債等の償還金の元金であります。特に特定財源という内訳の中で二百十五万、そのほか二十三万二千円と、これは家賃補助並びに家賃を特定財源として充てたわけでございます。したがいまして一般財源では一億三千二十一万円元金を支払う予定です。内容につきましては説明欄に書いてあるとおりでございます。利子のほうは六千四百九十二万八千円利子が付くわけです。その内訳につきましては国庫財源という国庫の支出金につきましては利子の補給金、並びに用地の補助金が入るわけで、なおその他の財源については元金償還に充てるわけです。したがってこの説明欄にあります公営住宅債の利子元金につきましてはすべて家賃でこれを充てるとこういうことであります。公債諸費につきましては需用費は科目計上程度で、役務費につきましては殖えているようでございます。次に一八九ページ予備費であります。昨年より大幅に四千七百万円ほど増になっております。収支の残をここに予備費に計上いたしたと。なお予備費以外で当初この予算編成当時と、東京都なり国なりの補助制度がだいぶ大幅に増になっております。ということは明確でありませんので昨年の基準をもって支出の体系を組み、支出は減少ということですから体系のほうはさらに殖えてまいるとこういうふうな内容があり、若干のまだ余裕があるというふうに思っています。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　消防費についてお伺いします。一四〇ページの操法審査員謝礼、操法審査会記念品他という点についてですが、これはいつ行なう予定であるか。またこういう行事といいますか、事を当然その非常備消防団の方からの発意だと思いますがまずいつ行なうのかですね、どういうことからという。もちろん技術を高めるというかそういうところからだと思いますが、例年にはないような感じがいたします。あえて本年行なう理由のほどですね、これを伺いたいと思いま

す。それから同じ消防費の中の一四一ページ一番最後の「撮映機」とありますがどういう機械なんでしょうか。この「撮映機」というのは普通の「撮影機」でないような表現ですけれども、どんなふうな機械で、何に利用するのかですね。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　第一点目の消防団の消防訓練でございますが、これは本年度初めてでございますし、各分団に四輪ポンプが全部入るということもございますし、消防団員の志気を高めると。また消火訓練が第一にございますが、各分団ごとに消防署の指導によって消防団員の訓練ということに力を入れたいということで今年度初めてこれを計上いたしました。それでさらには東京都の都下消防団の消防訓練の協議会等にも出場したいというふうな意気込みでございますので、今年度計上したとこういうことでございます。それから一四一ページの映写機でございますが、これはさきほどの消防訓練等に関連いたしまして広報等の、訓練状況について撮影し、幻燈ですか、これもできる機械になっておりますので、消防訓練等にも十分活用いたしたいということで計上いたしました。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　双方の点についてのお答えの中でいつ行なう予定かについて御返事がなかったことと、みずからの知識を高めていこうということの中に報償費ということで、記念品をという形は私は本来これは研修といいますか、お互いにみずからを高めていこうという自発的な発意が最も尊ばれると思うんですね。ちょっと意外な感じがするのでこれは予算委員会の方に特段にお願いしたいんですが。この点について私は本来これは研修というか、委託的なことならば分かりますけれども、どうも場所がちょっとおかしいような感じがいたします。いつ行なうかの御返事がなかったことですね。さらに申し上げれば従来でもこれが行なわれる必要があったような感じもしますが、突然行なわれるようになったのは何かポンプが全部そろったからということですが、ちょっと意外な感じがいたします。それから「撮映機」の「映」という字はこういう字があるんで、何か特殊な機械かというふうにお願いしたんですが特殊な機械ではなく普通の「撮影機」だということであればミスプリントだということだと思いますがそれについて。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　消防訓練の時期につきましてはまだ確定はいたしておりませんが、大体十月ないし十一月を目途にして今年度始めると。すでに現在第一回の消防訓練を実施いたしまして、計画的にやっていきたいということになっております。それから撮影機につきましては、特別な撮影機もございませんので、委員会でもって御説明したいと思います（十七番議員「じゃ、ミスプリントですね。」）そうです。

○議長（伊藤　定君）　続いて教育長についての質問を名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　教育長にお伺いしますが、課外クラブの指導手当といいますか、六十万円、中学校にのみあるようですが、これは他市に先きがけた形で東京都の手当と重ねてという形ですが六十万円ということは四校、五校、六校でありますか、積算の根拠といいますか、それについて少し詳しく教えていただきたいということ。それから都と各市町村との関係で、これも私のこれまでのあれでは誇るべき施策だというふうに思いますが、もうあたりまえになりましたか、現在では。各市町村でもやっていることであるか。日野独自の何か福生のほうで一カ所というふうに聞きましたけれどもその辺と、積算といいますか六十万円の支給というか、配分といいますか、それと都の分の内容といいますか、ちょっと詳しくお願いしたいと思います。それから一四九ページ真中から上ですが、東京都公立相談所というのは何を相談するところか。これではちょっと分からないんですが、どういう相談所かお答え願いたいと思います。それから今年度の予算には随所に筆耕料ということばが出てまいります。一五三ページにもありますが、これは具体的に言うとどういう仕事に、どこに支払うものなのか。ちょっとめずらしい従来にはなかったような感じがいたしますのでお伺いします。以上です。

○議長（伊藤　定君）　教育長。

○教育長（永野林弘君）　名古屋議員にお答えしますが、私この予算については詳しくは知らないんですよ。（笑声）課外クラブ活動の予算が出ました時に文部省からこれはたいへんだということでだいぶ文部省のほうとは話し合っていろいろ向こうの予算なんかの状況も聞いたんですがね。十分国のほうも見ていないし、それで東京都も去年はそうまでやっていなかったんです。しかし先生方に迷惑を掛けちゃいかんからひとつ日野で組もうじゃないかということで去年は組んだんです。今年のことは、細かいことは課長のほうが良く知っておりますので課長から説明をいたします。

○学校教育課長（松本　武君）　課外クラブ活動は給特法という法律が施行になりまして、勤務時間外には限定四項目と申しましてそれ以外は超勤を命じ得ないわけです、教員に対して。しかし自発的に日野の場合は寒中を除いてほとんど課外クラブ活動を実施しております。これも前に質問がございましたけれどもすべて教員の善意に基づきまして、事実があったわけですね。その給特法実施に伴って国の人事院でございますが、特勤手当というものを設置いたしました。それで東京都もやっと今年からそれを四十七年の一月一日から遡及適用ということでなっております。それはどういうことかと申し上げますと、たとえば私どもとか学校長は日曜にあなた出なさいというと、

命令はできないわけですね。しかし生徒のたとえばサッカーであるとか、剣道であるとか、日曜に対外試合をする顧問の先生についてってくださいと、生徒に頼まれて自発的に先生方が出る分にはこれはかまわないわけで、それを今までは代替休暇だけと、費用の実費ですね、旅費は払っていたわけです。それに対して今度は全国的に特勤手当として出るわけです。ですから八時間相当日曜に出た場合は特勤手当が千円。それから土曜日の六時間、要するに八時間近くなった場合もやはり千円というのが今度支払われる特勤手当なわけです。ところが土曜日に三時間やるとか、日曜日に四時間やるとか、あるいは平日二時間やるとかそういうのがあるわけですね。さきほど教育長が申し上げましたのは重ねて支払うというじゃありませんで、この特勤手当八時間に相当する以外ですね、二時間とか三時間とかどこにも入らないわけです。何の手当の対象にもならないわけです。それではたいへん自発的にやるといいながらも先生方に相済まないということで、これはわずかの金額ですが予算化したわけです。予算をもっと多目に要求したわけですが、今回は目が出るだけで精一杯だという状況でございますので、一応一時間単価百円ということで千二百時間、中学校一校分でございますが、これは延べ一年間で、一時間百円の千二百時間の五校分ということでございます。現在二十六市の状況を見ますと課外クラブまでやっているのは私の知っている範囲では小平、府中、後二つぐらいあるかないかと思います。そんな状況でございます。

一四九ページの東京都公立相談所連盟負担金と申しますのは二十三区二十六市、新しい十市ぐらいの市にはないと思いますが、旧十四市以上にはありますが、教育相談所というのを設置いたしております。各、私どものほうにも四十二年に設置してあるわけです。これは各区にもあるわけですね、各区、市で教育相談所を造っている。その相談所がお互いに情報を交換し、レベルを高めるという意味で東京都公立相談所連盟というのを作っているわけです。事務局は東京都の教育研究所に置いてございます。事務局長は都研の教育相談部長がなっていると。ここに分担金の形式で出すとそういうことでございます。

○議長（伊藤　定君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　筆耕料の関係について御説明申し上げます。一五三ページ小学校の役務費にございます。一六三ページ中学校の役務費にも同じように計上してございます。これはタイプを印刷するその原紙に打っていただくためのの料金、印刷する原紙にタイプを打っていただく、あるいはガリ版の原紙を書いていただく、切っていただくと申しますか、そういうために使われる費用でございまして、学校関係、最近は非常に電動の印刷機等いいものが入ってまいりました。そういう中で印刷屋にたくさんの枚数を頼むと非常にお金がかかると。たとえばの話、夏休みのお知らせと申しまして父兄にお配りするお知らせ版がございます。冬休み等のもございますが、そういうものにつきましては原紙を筆耕屋さん、タイプ屋さんに切っていただいて、印刷は学校の電動機でやるとこういう場合に今まで支出する科目がなかったのですが、今回一校五千円ほど予算を認めていただきましたので学校の事務のほうからも非常に要望がありまして、こういうふうに計上さしていただきました。本年やってみて非常に好評ならばもう少しこれも増額と申しますか、そういう方向に向かっていきたいというふうに考えているのでございます。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　私は今日は市長の予算編成方針についての質問をする機会がなかったのでここでちょっと質問をいたします。（「後でやってもらえ」と呼ぶ者あり）いいでしょう。「財源の留保を意を用いつつ敢えて年間予算を編成した。」と書いてありますが、これはこの予算書の中のとえばどこどこであるか、それを一つお聞きしておきたい。それからもう一つはその前段で「任期終了も間近いということで道義的な観点から消極的な姿勢を考えたこともあったが、諸般の状況から市政が停滞することなく……」（「さっきの質問と同じじゃないか」「冗談じゃないよ」と呼ぶ者あり）議長が言わないのにそんなに言わなくってもいいじゃないの。その道義こそが大切なのであって、つまり道義を外れてそうして年間予算を組んだと、その理由は書いてありますけれども、そのことが私はたいへん大切な民主主義をおかす行為になるんではないかと、こう思うんですが、その点についてはいかがお考えですか。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　私もいろいろ考えたのでございますが、皆さんも御承知のとおりこういう例は私ばかりではないわけでございます。ほとんどの自治体で年間予算を組んでおります。しかし私は何とか財源留保に意を用いつつと表現しましたけれどもそういう形で年間予算を組みたいと思ったわけでございます。御承知のとおり美濃部さんも昭和四十六年にたしか四月の選挙でございましたが、年間予算を組まれまして所信表明演説もされております。当時は野党はたしか自由民主党と公明党であったと思いますけれども両党とも東京都というものは永遠である、東京都民も永遠のものである。長がおかわりになればあとで補正をされればいいではないかと、こういう観点でたしか賛成をされて、野党も賛成をされてりっぱな所信表明演説をされております。私はそういう例もございますけれども、若干でもやはり財源は留保したほうがいいであろうと、こういう観点に立ちましてたとえばわずかでございますが予備費等も従来の倍額以上を残してございます。あるいはまたたとえば一

例を挙げればギャンブル予算でございますが、これはおそらく二、三日のうちに全協等でおはかりをいたしますけれども、ギャンブル予算だけでも一億程度の余裕財源がございます。もちろん五億、十億というような大きな一般財源の余裕はございませんが、かりに新しい市長さんがやられましても一ぺんに一般財源を五億十億使うというようなお仕事はやはりそうないんではなかろうか、かりにありましてもそういう大事業をおやりになる場合には相当の予備の段階があるんではないか、調査をしなければなりませんでしょうし、一般財源たとえば十億投入するということになれば何十億のおそらく大事業でございましょう。したがって当初予算に計上したほうがいいんじゃないかというものがほとんど盛られておるわけです。

たとえば教育関係で申しますと、実は教育委員会のほうからは四中のひとつ増築もやってほしいんだと、百草台をやるならば高幡台これもやってほしいだと、財源がないわけではないと思いますが、実は取りあえずひとつこれでがまんをしてほしいんだというふうなことで実は予算を編成いたしました。御承知のとおり学校などはこれはどなたがおやりになってもやめるわけにはいかないでありましょうし、しかも設計が遅れる、六月に予算を一ぺんに組まれまして設計も遅れる、したがって着工も遅れる、四月開校に間に合うかどうかというふうなことも考えまして二校分ぐらいならば二校の増築分ぐらいならばこれは六月に新しい市長さんが必要ならお組みになる。必要なければお組みにならないということで実は配慮したつもりでございます。全部が六月になりましたらこれはおそらく今の設計にしても工事の着工にしても非常に遅れるであろうと、こういうふうに考えたのでそういうふうにいたしたわけでございます。財源の留保と申しましてももちろん大きなお金ではありませんけれども、税収の面でもなおかつ三億程度のものはあるであろうと、事務当局もいっております、特にギャンブルのお金あるいは予備費等を活用されるならば六月の補正の財源はかなりあるのではなかろうかと、こういうふうに私は考えたのであります。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　市民は永遠であると、市政もまた永遠であるということはそのとおりでありますから本来当然この四十八年度に客観的にみてこのような事業は当然必要であると、だれがみてもまた当然であると、当然経費といいますかそういう一面の考え方があろうかと思います。またもう一つは虚心坦懐にあとのものに対して自分はこういう形の仕事といいますか継承される仕事を残しておきたいんだと、こういうふうな二つの気持があればこれはまさに道義なりあるいは民主主義から何らはずれるものではないと思います。予算の立て方をもってたとえばかくかくの仕事をすることが一種の公約であるというふうな形で出されると、せっかくのりっぱな考え方

がもしあったとしても何が選挙の材料に使われるということになっては相ならないと、これもやっぱり道義の問題だと思うんです。だからそこのところをはっきりたとえばこの中にもそういうことが表明されておればこれは非常に審議の仕方もいいと思うんです。こういうことについて市長はどういうふうに考えておいでであるか伺いたいと思います。

○市長（古谷　栄君）　私は別に選挙のことを考えたこともございませんし、選挙公約にするつもりもございませんが、ただ学校あるいは保育園、主としてこれは学校と保育園が大体のあるいは児童館ですか、そういうものが施設的なものとしては大半で特に新しい仕事というのはほとんどございません。従来のわずかな五十万、百万というふうな予算のものにはあるかもしれませんけれども、大きなものには新しい仕事というのはほとんどございません。従来やってきたものを、一応どなたでもおやりになるであろうと客観的に思われるものを一応予算化したつもりでございます。特に学校、保育園というふうなものはなるべくならば当初予算に計上し、余裕のあるもの財源があっても余裕のあるものは六月の新しい市長さんにお任せしようと、こういうことで組んだつもりでございます。良心的に少しも私ははずかしい予算であるという感じは持っておりません。しいていえば、しいて申し上げれば一部水田債で買う土地がございます。こういうものは一つの意思表示のようなもので、もし補正をされるつもりなら簡単に補正できますし、ただ私はやはり何らかの形において万願寺の区画整理をやらなければいかん。これはもう市長さんがおかわりになっても日野市の一つのこれは課題だと、どういう人がおやりになってもあそこをやらないと、これはもう日野市の一番多摩川の末端ですべての水があそこに流れていく、排水下水全部あそこに流れていく、いわば宿命的な地域である、この地区に何らかの形においてそういう排水、下水の施設を持つような形に日野市というのは宿命的に追い込まれるであろう。やはり万願寺の区画整理をやるべきである、どなたがおやりになってもおやりになるべきであろうと私は思ってあえて載せましたけれども、ただいやおれはそうは思わんのだとおっしゃられれば簡単に補正できる問題でありまして、それ以外には特段の新しい予算を盛ったという意識はございません。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　よく分かります。それでやっぱりいつでも考えなければならんことは特に執行権という権を持つ立場の方は権の乱用ということが出てはいけないわけですから、それはないということですからそれはそれとして了としますが、それでもなおいえば予算編成に当たって特にこういう機会の予算編成には議会側の各会派もあることだし、それに対してこういう情勢だからしてひとつ各会派の予算要求があれ

ば全部は盛れないにしてもひとつ出してくれないかと、こういう段階を経て、あらかじめそういう議会内の工作ということは当らないと思いますが、やはりそういうことを経てそしてその上で組まれた予算であれば非常にけっこうだと思うんですが、一方的に権の立場にある人がみずからの判断で一方的に組んだというそしりはまぬがれないわけですからそこにやっぱり配慮の欠けるところがあるんではないか、そういうふうに感じているわけです。せっかく今の市長のりっぱなおことばではありますけれどもなぜそれが行なわれなかったか私は不思議でならないんです。（「質問じゃないよ、意見だよ。」と呼ぶ者あり）いや質問しているんだよ。これは都議会なんかで全部やっているじゃありませんか。それでこそ市政方針ができるんじゃありませんか。

○議長（伊藤　定君）　杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　教育費の関係でちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、昨年からいわゆる従来のクラブ活動が正課に編入されてきたんですけれども、その正課になられました中で今年、予算的な考え方はどんなふうにお考えになっているのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。それだけです。

○議長（伊藤　定君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　クラブ活動を二つに分けるわけです。教育課程内のクラブ活動、それから課外クラブ活動この二つに分けるわけです。教育課程内のクラブ活動は二中などは三十幾つのクラブを持っている、もっと多いかと思います。大体少なくも二十五以上は持っている。そういうクラブ活動に対して私どもは一学級四万円の備品費を差し上げてあります。去年もそこで今年も予算の積算基礎は学級四万円、そういうふうにしてございます。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。秦正一君。

○四番（秦　正一君）　消防費の中で、消防ポンプ自動車二台購入することになっていますけれども、これによってほとんど分団で消防車が配置されると思うんですけれども、基本的な考え方として再三言うんですけれども、常備消防の予備として補ないとして非常備消防があるんでしょうけれどもむしろ常備消防を強化して非常備消防は拡大してもそれだけの消火する能力がなかなかないんじゃないかと、このようにも考えるわけです。だいぶ勤めている方も多いだろうし農家の方にしても、そういった面の心配もあるわけです。そういった点で基本的な考え方はいかようなのか。

　それから教育費の中でさきほど教育長が教職員の研修これを行なうと、これは強制的にやるのか、全部やらないといけないものなのか。これは都か国どちらの主催なのか、内容的なこともちょっとお聞きしたいわけです。強制的にそれに加わらなければいけないのか。どこが主催するのか。また今の教職員の程度というものは劣っているからこういうものが必要なのかどうか。なお一層のレベルを向上させるための研修の必要があるものなのかどうなのか。その点お伺いします。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　消防団の基本的な基本的な考え方と申しますと、ただ消防ポンプ車を二台買ったからこれが即消防団の力だということはございません。消防団につきましてはもちろん火災の消火ということもございますが、そのほかの全般の、水防特にこれからの災害で地震等が考えられますが、消防団が消火のみの消防団ということは私ども考えておりません。先だっての火事、仲町の火事を見ましても消防署につきましては消火が終われば帰ります。その後の始末については全部消防団あるいは近所の方々が始末をしている。

　特に水防、地震等につきましても現在組織だったものについては消防団以外にないんじゃないかというふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　教育長。

○教育長（永野林弘君）　秦さんの今の御質問ほんとうにありがとうございました。実は私のほうから申し上げるべきものだと思うんです。この研究はぼくらがやる研究じゃありません。ぼくらがたとえば文部省がやったり都道府県の教育委員会がやったり、それから市町村が実施するような研修がありますね。これとは違うんです。もっと詳しく申しますと重松所長が所長になりました時に私は三日後に行きまして、そしていろいろと話をしてみたんですが、われわれが何か研修をやるとか、あるいは都が何か研修を実施するとかなるとどうしても教職員のほうから抵抗があると、抵抗がちょいちょいあるので、非常に困まるんだと私は言ったんです。これはやっぱり日本の教育行政のどこかにか欠陥があるから、穴があるからこういう時代がくるだろうと非常に残念だと私は話したんです。率直に話しました。そしたら重松君が言うのにはそれは永野君おれがやっている授業研究というものをやってみろよと、君のやっているのはどういうことかと、こうこういうことだと…（笑声）とにかくそういうものとは無関係に純粋に教育の授業そのものの研究に入るわけです。授業が非常に全身全霊でもって授業をやると、先生も生徒も一生懸命になって授業に熱中する、そして単に先生も学校全体が授業を一緒になっていわゆる連絡協調して助け合って授業の研究を進めていくと、こういういき方をする。私はどうも勉強しないからもっと根本なことは言えませんけれども、これは非常に効果を表すから本物だから君やったらどうかと言ったものですからね。それから始めてみたんです、六小で。そしたら非常に確かにこれは所長の言ったとおりだと思いましてね。そしてあと八校今年やりますが、これは私のほうで、

どうですか、ひとつやったらどうですかとはお願いしました。しかしそういうふうな重大な指導がどうだから、これがどうだからとそういうようなけちななにじゃありません、全然。自発的にしていただくかどうかということ、そしたら自発的に出てきたんです。だからその点はどうぞ誤解のないように。それだから私はこれだなと思ったのはそこにあるんです。これならほんとうにいくと、教育の授業が。りっぱな授業が行なわれて学力もほんとうの意味の学力も向上するだろうと、こう思ったわけです。大体所長そのものが奈良で授業研究をやっているんです。そして全国にずっと東京都はまだありませんけれども、長野とか埼玉とか全国に、特に長野では非常に授業研究一生懸命やっています。ですから決して非常にいいものですと私は思ってこれをやっているんです。

○議長（伊藤　定君）　秦正一君。

○四番（秦　正一君）　総務部長から話がありましたけれども、答弁ありまして、私の聞いているのはこのポンプを買って配備するのが悪いということを言っているんじゃないんです。この非常備消防の消防団員の要するに何ていうんですか、手の問題です。結局昼間もし災害なり水害なりいろいろを問題があった時に二台ぐらいだからせいぜい四人か五人くらいで済むでしょうけれども、そういう面で手が足りないんじゃないかと、わりあい今農家の方でも働きに行っていますからね。そういう面の消防団員の面のあれを言っているわけです。むしろそういった面でいつでも配備できるような常備消防をもっと充実されたほうがいいんじゃないかという考えのもとに伺ったわけです。

それから教育長の答弁で概略分かりますけれども委員会でその点詳しく聞きたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　伊藤松之輔君。

○十四番（伊藤松之輔君）　三点だけお伺いしたいと思います。第一点は実は三年前に大柄議員が質問した問題がございます。これは中学校の給食センターを造るという、教育長は三十八年度に造りますという答弁を議会でやっておりますが、その後校舎の改造大重点だというりっぱな市政方針をさきほどお聞きしたんですが、その中にこの問題が出ていなかったのでいささかおかしいというふうに考えたものですからその後の調査の経過報告をお聞きをしたいということです。

それから第二点でございますが、七小に芝を植えるという緑を保つというこれは情操教育の面からも非常に望ましい状態だと私は考えております。なお私の経験から申しますと第四小学校に実は慈善事業で芝を植えたことがございます。けだし生徒が多いという状態において管理が悪かったのかその辺はよく分かりませんが、現在は全然人がいかないところに若干残っているという姿の経過を経ているので現在教育長が持っている芝生の維持管理の方法論があったらひとつよりよい管理方法があったらここで御説明を願いたい。

それから第三点、これは最後の予備費までいきましたので私が聞き落としたかもしれませんが、今年は市は市制十周年だと思いますが、その十周年という予算も何も載っていないようですが、これはやるかやらないかという問題がちょっと分かりませんので、この三点に対して御質問いたします。

○議長（伊藤　定君）　教育長。

○教育長（永野林弘君）　給食ですが、あれは昭和何年でしたか、私は確かに給食は実施するということを申しました。議会で。そのことはよく知っておりますそれでこれをストップしているんじゃありません。これは議会に対して申し上げてあることだからどうしてもこれはいつかは実現すべき筋合いのものであります。また東京都におきましても中学の給食は非常に進んできております。非常に遅れておったのが一番最近進んできている。ですからこれはほかのものに負けないように日野でもどうしてもしなくちゃならないとほんとうに思っておるんですがね。どうも金の問題でございまして施設の問題に追われて今のところ手が付けられないような状態なんです。これはもうあきらめているんじゃ決してありません。ストップはしている。市長部局においてももちろんあきらめておらないと思います。ただもう少し待っていただきたいと思います。

芝ですが、芝は私より庶務課長がよく知っておりますから庶務課長に答弁させてくれませんか。芝はわりあいに今七小で実験をしております。

○議長（伊藤　定君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　適格な御答弁がまだできないと思いますので申しわけないと思いますが今考えております芝は西洋芝ティフトン四一九という種類でございます。鹿児島県で県下でやっておりますのも同じ種類でございまして非常に成育がいいわけです。成育は横に伸びる力が強い、それから踏み荒らしと申しますか踏み付けに強い。ただ、まくとかいわゆる高麗芝のようにこういう土俵のようなものを植えるんじゃなくして茎をさして殖やしていくこういうふうな芝でございますので、つくまでの間はねじれ、要するにくつでねじるような形のものに対しては非常に弱い、ただ一度ついてしまうと、踏みつけとか、そういうものに対して非常に強いこういう性格のしばでございます。それから耐寒性あるいは耐乾燥性についても強い、というふうなことでございますけれども、実際問題まだ日野でそういうものをやっておりませんので七小を実験校として何とか成功させたいというのが私の希望でございます。

以上です。

○議長（伊藤　定君）　三点目、企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　市制十周年でありますが忘れているわけではありません。ただこの時点で計上するということについては一応保留したいということで六月なり九

月の議会に恐らく計上することになるだろうというふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　いいですか。ほかに御質疑はありませんか。百済勇君。

○九番（百済　勇君）　教育費の中でちょっと私何らか説明があるかと思っていたんですけれども、この面だけは説明がなかったのでお尋ねしたいんですが、一六〇ページの上のほうの工事請負費ですね。その中の仮設教室新設工事となってるんですね。一千万円。この仮設教室というものが何であるのか。これは後にも出てきますけれども、公有財産購入費の中にも第八小の仮設教室の買収で六十二万それから中学校のほうにも工事請負費の中で仮設教室の新築工事八百万と、こういうのが載ってるんだけれども、全然ここに説明がない。私のこれは考えが間違ってるかもしれませんけれども、仮設教室といえば、これは仮りの教室だとこういうふうに考えてるんだけれども、仮りの教室の新築工事等が小学校、中学校に企画されてるということはどういうことなのか、そこらの質問をちょっとしたいんですが…。

○議長（伊藤　定君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　御指摘のとおり説明の時に落としまして申し訳なく思っておりますが仮設教室は昨年の十二月の議会の時に債務負担行為で議決をいただいておりまして四十八年のこの当初予算に計上したものでございます。人口増と申しますか、学級増のために本建築ができないのでプレハブの仮設教室を造る。それで児童生徒には申し訳ございませんがしばらく辛抱していただいてなるべく早い時期に校舎を増築するなり新しく学校を建てて分離して解消をはかる、こういうことでございまして一六〇ページの一千万につきましては潤徳小学校の四教室分、高幡台小学校の四教室分等でございます。早くこういう予算を組まないでも済むような鉄筋の建物が最初から悠悠とできるような形をぜひとも私たちも望んでおるわけでございますが、先般教育長から御説明いたしましたとおり、現況なかなか進行がまいらない。ということで残念なことでございます。なお小学校の公有財産購入費、第八小学校の六十二万円につきましては第八小学校が実はここで増築が終わりまして、四十八年当初では学級数が鉄筋でぴったり足りるだけの一応の増築が終わることになるわけでございますが、実はあそこのところに日本信販の団地ができております。都営住宅が夏以降の入居である、というふうなことで相当数の学級増が考えられるわけです。昨年美術で借りておりました建物をそのまま動かさないで買い取って置いておきたいというふうなことで話し交渉をいたしまして二教室分借りておりましたのを買い上げてしまう、二教室六十二万円をお願いするわけでございます。それから一六八ページ仮設教室も同じく中学校の同様なあれでございまして、第三中学校に二教室、第四中学校に二教室を造る。七生中学校に二教室新設する、こういうための予算でございます。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　この仮設の教室というものが何であるかということがもうはっきり私も分かりました。私もこれはプレハブだと思ってた。今までの予算書の中にはプレハブということがはっきりと書かれてた。それが今回はプレハブでなくて仮設教室とこうなってきたから私はどんな教室だろうと思った。それからさきほどから教育長が長々と方針なりを述べられたけれども、その中でもプレハブはもう造らなくても済むんだ、こういう話があったわけですね。それで、この予算書の中を見ると、やはりこういう仮設教室を造っていきたい、こういうことで何だか矛盾する話じゃないか、それとさきほども言ったように実情が収容能力がないんならばいたしかたない。ならば明らかなことばで表現をしていくべきじゃないかまぎらわしいような表現をしなくても、そういう表現をしてその実情というものをはっきり表明していくべきではないか、こういうふうに思うんですが、そこのところはどうなんですか。

○議長（伊藤　定君）　教育長。

○教育長（永野林弘君）　仮設というのはプレハブのことなんです。

○九番（百済　勇君）　それは分かりました。

○教育長（永野林弘君）　そうですね、あれは仮設教室なんです。ほんとうの教室までまだいってないわけです。（笑声）このプレハブ解消というのはほんとうの教室にみんなもってこなくちゃいかんものですから、その、解消したんじゃなくて解消するという方針なんですね。さっき申しましたのは。都のほうも一生懸命やって大部分予算化しました。国もだいぶ殖やしました。しかしプレハブの仮設教室は恐らく社会増の地域では絶対には解消というのは困難でしょうね。私はそう思います。当分の間はちょっとやっちゃまた本教室にもっていく、こうせざるを得んですね。と申しますのはよく御承知のとおり一人生徒が殖えたら学級を一つつくらなくちゃいけない。たった一人のために。もうこの法律はどうにもできませんね。ですから、もうわれわれの受けるほうからしますと社会増で生徒が一人か二人殖えたらもうほうっておけないんです。何とか学校を造らなくちゃ…。仮設教室ですからこれはたいへんな責められでそれはもうえらいことです。私たちは…。ですから、仮設教室というのを完全になくせよといったって社会増を止めることができたらなくしますけれども子供は殖えてきますし、よそから来ますしね。来るなとは言えないし…。（笑声）

○九番（百済　勇君）　分かりました。ここで教育長と長々と論議する気持ちはありません。ですから要するに教育長が言わんとするところはよく分かるんですが分かるならばそれほど説明なり予算計上の説明なりを虚心坦懐な気持ちでやって

もらいたい、ということなんです。今まで過去プレハブを解消しろということが議会のたびに言われてきてる。だから今回もプレハブで予算計上すると、またそれをやられちゃう、だからここでは仮設教室で出せ、これは私のうがったひねくれた考えかもしれませんけれども、そうとりたくなるんですよ。そういうことじゃいけない、もっとすなおな気持ちでやってもらわないとわれわれとしたってそれに協力してきてるんだからそこら辺をもう少し考えてもらいたい、そういうことです。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。

伊藤松之輔君）。

○十六番（伊藤松之輔君）　さきほど私の質問の中で三十八年と申し上げたのは四十八年ですから訂正いたします。

○議長（伊藤　定君）　ほかにありませんか。なければ消防費、教育費、公債費予備費に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に第二表債務負担行為第三表地方債についての説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　予算書のほうを御参照願いたいと思います。議案書のほうです。議案の何番目ぐらいになりますか、三、四〇ページぐらいにあると思いますが四十八年度、日野市一般会計予算、その中に第一条は総額の予算が六十三億一千七百五十三万七千円、第二条に債務負担行為、第三条で起債、それから四条で一時借入金の額が十一億、これは予算の中にあります用地買収が成立した場合に、すぐ起債の手続きが終わりませんので起債が来るまでの間、一時借り入れで行ないたい、ということで提案をしているわけでございます。三ページにまいりまして三ページありません。その次の第二表七ページであります。債務負担行為神明上区画整理地内の保育園用地取得費これは四十八年から四十九年まで限度額が六千百五十六万円、同じ地域内の公共用地取得費三億円、この二件は財団法人日野市開発公社が取得をする土地になっておりますので、これについての下のほうに損失補償をお願いをいたしたい。三番目の南平仮称校舎の新築費で、これは用地の買収がいわゆる成立した時点で債務負担行為として四十九年度予算としてお願いをするわけでございます。次のページ八ページ地方債、平山台の保育園、日野児童館それから三沢保育園、し尿処理場の整備市営住宅関係の建設、道路用地の取得、用水路あるいは道路整備、駒形公園、神明上一つ飛びまして消防施設、第七小学校の新築、高幡台小学校の新築、高幡台小学校の屋体、第七小学校の屋体、第二小学校の増築、第二小学校の用地取得、第六小学校の増築、百草台小学校の増築、南平小学校仮称用地の造成この中で総計では十億四千百万、この中で用地関係につきましては橋梁の用地七千三百万、それから公園の用地というふうに事業にしてありますがいわゆる公共用地これが四億、下のほうにいきまして、第二小学校の用地、二億四百万合計しますと、約六億五千万程度の用地費がこの中に十億の中にあるわけで特に本年度は十億四千万という多額の合計になっておりますが内容的には用地費が主なるもので例年の公共整備からしますとさほど多くはないという内容でございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　ここには書いてないですから全部そうだと思いますがこれは全部政府債ですか。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　用地は水田債をあてております。予定しております。その他のものにつきましてはいわゆる公共施設、学校その他につきましては当然必要的なものであるから政府債、道路あるいは用水路の改修これは東京都の開発基金をあてたいというふうに考えております。利率、償還期限等は政府債と全く変わりませんのでそのように考えております。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければ第二表及び第三表の質疑を終結いたします。歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第十号昭和四十八年度日野市一般会計予算の件は一般会計予算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め一般会計予算委員会に付託いたします。

本日の日程はこれまでといたします。本日の未了日程は明日の日程といたし本日はこれにて延会といたします。

午後六時五十九分延会

三月二十三日　金曜日　（第十一日）

三月二十三日金曜日（第十一日）

出席議員（二十八名）

一番	鈴木美奈子君	
二番	板垣正男君	
三番	市川芳太郎君	
四番	秦正一君	
五番	滝瀬敏朗君	
六番	池田重太郎君	
七番	林重義君	
八番	谷栄吉君	
九番	百済勇君	
十番	米沢照男君	
十一番	西沢保君	
十二番	大柄保君	
十三番	岩沢哲夫君	
十四番	伊藤松之輔君	
十五番	剣持佐吉君	
十六番	杉山寅三郎君	
十七番	名古屋史郎君	
十八番	石川佐太郎君	
十九番	大下博君	
二十二番	滝瀬政吉君	
二十三番	日野源作君	
二十四番	杉山亘君	
二十五番	伊藤定君	
二十六番	冨繁枝君	
二十七番	清水芳雄君	
二十八番	佐々木昭雄君	
二十九番	正国務君	
三十番	三浦重春君	

欠席議員（二名）

二十番	森田喜美男君	
二十一番	高橋通夫君	

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君	
助役	葛西正彦君	
収入役	市川晴夫君	
総務部長	遠藤政之君	
市民部長	赤松行雄君	
民生部長	松村清栄君	
建設部長	中島武男君	
都市計画部長	杉本好次郎君	
水道部長	加藤一男君	
福祉事務所長	田中若一君	
病院事務長	成井正夫君	
企画課長	中村亮助君	
財政課長	谷多喜知君	
職員課長	日野義人君	
区画整理課長	小島久君	
教育長	永野林弘君	
教育庶務課長	落合豊君	
図書館長	前川恒夫君	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君	
書記	朝倉敏夫君	
書記	武居一茂君	
書記	川上輝子君	
書記	深海弘子君	
書記補	安原清美君	

一、議案第一一号　昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計予算について
二、議案第一二号　昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計予算について
三、議案第一三号　昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計予算について
四、議案第一四号　昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計予算について
五、議案第一五号　昭和四十八年度日野市水道事業会計予算について
六、議案第一六号　昭和四十八年度日野市農業共済事業特別会計予算について
七、議案第一七号　日野市建築協定に関する条例の制定について
八、議案第一八号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
九、議案第一九号　日野市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例を廃止する条例の制定について
一〇、議案第二〇号　職員団体の業務にもっぱら従事する職員に関する条例の制定について
一一、議案第二一号　日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
一二、議案第二二号　日野市用品調達基金条例の一部を改正する条例の制定について
一三、議案第二三号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
一四、議案第二四号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
一五、議案第二五号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
一六、議案第二六号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
一七、議案第二七号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について
一八、議案第二八号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
一九、議案第二九号　日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の制定について

昭和四十八年三月二十三日（金）
午前十時　開議

二〇、議案第三〇号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
二一、議案第三一号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
二二、議案第三二号　日野市立総合病院看護婦・准看護婦修学資金貸与条例の制定について
二三、議案第三三号　市道路線の一部廃止について
二四、議案第三四号　市道路線の廃止について
二五、議案第三五号　市道路線の認定について
二六、議案第三六号　市道多摩平幹線一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約の変更について
二七、議案第三八号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
二八、議案第四〇号　東京都十一市競輪事業組合規約の変更について
二九、請願第　一号　高層建物建築反対と日照確保に関する陳情
三〇、請願第　二号　社会保険診療報酬引上げ、医療保険制度の改善に関する陳情
三一、請願第　三号　将来をになう子供達のために市立幼稚園に二年保育制度実施に関する請願
三二、請願第　四号　学童クラブ新設ならびに諸施設整備に関する請願
三三、請願第　五号　農地の宅地なみ課税是正に伴う請願
三四、請願第　六号　一小体育館改築についての請願
三五、請願第　七号　日野第一保育園の措置児枠増に関する請願

本日の会議に付した事件
日程第一から日程第三五まで

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十九名であります。

これより議案第十一号昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十八年度国民健康保険特別会計の予算案でありますが、昨年の医療費の改定に伴い療養諸費は増高の一途をたどり国保の運営も困難を増しております。事業面において国及び都の補助等についても前年度一九・七%増を計上いたしました。市負担も、被保険者の自然増につれ、増加いたしております。以上により前年度増二三・八%の予算を編成いたした次第でございます。詳細担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　次に歳入全般についての説明を関係部課長より求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　御説明申し上げます。最初に議案書のほうの予算でございますが、昭和四十八年度の国民健康保険特別会計予算の内容でございますが、第一条としまして、四億九千二百六十一万九千円の歳入歳出予算にする、こういうものでございます。それから一時借入金の二条でございますが、最高限度額を一時借入金として二千万円とする。そういう内容でございます。それから三条の流用でございますが、医療費の支払いに不足が生じた場合においては、保険給付費の中で流用できるという弾力条項でございます。

次に予算書の三ページに入ります。この歳入歳出予算は内容的に見ますと、医療費が二〇%の値上がりを予定しております。医療費の自然増が一〇%、それから被保険者の人口増によるところの医療費の増が一〇%、合わせて二〇%でございます。そのほか運営費としての人件費、物件費の増加が三・八%、こういう内容になっております。それで歳入歳出合わせまして自己調達のお金が四億五千五百七十四万六千円となりますので、不足額三十六百八十七万三千円を一般会計の繰り入れにあおぐ、こういう内容でございます。これを合計しますと四億九千二百六十一万九千円になるわけでございます。事項別明細書に入りまして、五ページでございます。五ページの国民健康保険税でございますが、国民健康保険税の内容としまして、四分方式をとっておりますがその四分方式の税率は四十七年度と変わりはございません。そういう状況の中で前年よりも、前年は一億二千三百万円の国民健康保険税の計上でございましたが、本年はそれよりも二六%増になっております。それから四十七年の十二月にお願いをしました補正予算によるところの国保税の税額は

一億三千九百万円になっておりますので、それと比較しますと一三％の増加になるわけでございます。右のほうに移りまして、被保険者の見込みでございますが、二万三千八百人、昨年の当初見込みが二万一千五百五十人でございますので二千二百五十人の増加と相成るわけでございます。約一〇％を上回る被保険者の見込みとなるわけでございます。これにつきましては、市全体の人口の伸びは五％前後のものでございますけれども、最近の傾向として国保加入者が多いという事実がございますので市人口の増加に約倍する国保加入率というふうな見込みになるわけであります。滞納繰越金のほうは、昨年よりも三十九万減った額となっております。六ページにまいります。事務費の負担金でございますが、昨年よりも二百五十万の増加となっております。これは被保険者の増加もございます。それから単価が六百六円になっております。これは国の事務費負担金の単価でございますが、これだけは新単価でございます。国のほうから通知が早くまいりましたので昨年よりも五十六円上がった新単価で計上されております。こういうことで二百五十一万九千円の増額計上でございます。療養給付費のほうは、さきほど申し上げましたように二〇％の医療費の増高によるものでございまして、四千三百四十二万九千円の増加を計上したわけでございます。国からの医療費の補助も四割、補助は変わっておりません。それから七ページにまいります。保健婦の補助金、これは昨年と同様、一名でございます。変わりはございません。ただ国の単価が保健婦については新しいものは来ておりませんので旧単価で計上しております。新単価になりました時点におきまして、補正計上したいと思っております。それから助産費の補助金でございます。これにつきましては十九万の増加でございますが、昨年は四百八十四件でございます。件数が殖えただけの増加ということになるわけでございます。それから下の調整交付金でございます。減額しております。五十一万の減額ということで、このことにつきましては、ここ数年来所得の伸びというものが非常な勢いで伸びておりますので保険税を軽減する家庭がだんだん減ってきておる、こういうふうな状況でございます。それから一つお断りしておきたいと思いますのはこの説明欄の中に十五万円以下となっております。この十五万というのは地方税の個人所得割がございますが、その中での基礎控除額を指すわけでございます。ですからそれを目安としまして、軽減されるわけでございますが、四十八年度は基礎控除、地方税におきましては十六万になる、というふうな国会の提案でございますので正式に決まった時点で十六万で計算しなおすとも う少し軽減世帯が殖えるのではないか、このように思っております。

八ページでございます。八ページの事務費の補助金、都の補助金でございます。これも旧単価で計上しております。増加しましたのは、単価の変更ではございませんで、件数の増加ということになります。東京都の給付費補助金でございます。説明欄の中に印刷ミスがございますので助産費補助金の一件当たり補助金五千三百三十一円になっておりますけれども五千三百三十三円でございます。これも旧単価で計上してございます。ただ、件数が少し殖えてる。それから葬祭費補助金でございます。これにつきましても単価は同様でございます。件数が三十五件殖えております。それから育児手当金のほうも件数が八十件ほど殖えております。それから結核予防法のほうは昨年実績ということで、なかなか推し量れませんので、昨年実績で計上してございます。全体的に件数の増加ということによるところの五十七万三千円の計上でございます。増加計上でございます。それから保健婦設置費補助金でございます。これにつきましては単価も旧単価で同額計上でございます。それから設置します保健婦も一名でございますので変更はございません。老人医療費九ページでございます。老人医療費助成に伴う保険者負担のはね返りの都からの補助金でございます。それで四十一万三千円の増加となるわけでございます。それから調整補助金でございます。この調整補助金につきましては、三多摩格差というものの、解消というふうなことで交付されるものでございます。四十七年度実績で組んでございます。四十八年度の東京都の手当が多少増額されるというふうな、倍増されるというふうな状況になりますので補正によって改めていきたいと思っております。それから一般会計の計上で、さきほど御説明申し上げましたように不足金額としまして三千六百八十七万三千円、昨年よりも七百六十四万四千円の増加でございますがよろしくお願い申し上げたいと思います。繰越金は二百万円、それから一一ページにまいります。延滞金でございますが、四十七年度実績で昨年と同額の計上でございます。過料のほうは科目存置の千円計上でございます。預金利子でございます。預金利子は百万円四十七年度実績で組んでおるわけでございます。それから返納金でございます。返納金につきましては昨年が三十五万の計上でございますが、今年は三百万の計上とだいぶ殖えておるわけでございますが、歳出のほうでお願いしますところのレセプトの電算化ということによって生じる大きなメリットとしまして増額計上した次第でございます。第三者納付金、これは普通交通事故等による返納してくるものでございます。昨年より十万程度増額して計上したとこういうことでございます。雑入は科目存置でございます。滞納処分費、これは例年実績がございませんので、計上は今年はゼロとしたわけでございます。現在の滞納処分は主に電話を中心にしておると。ことにこの場合には非常に小さい電話でございますので、大体電話の差し押えで事足りてるというふうな状況の中から滞納処分費が発生しないということで、このような処置を成したわけでございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　ひとつ質問いたします。六ページのですね、国庫支出金の事務費負担金、これは一人当たりの単価が上がったということからの二百五十一万九千円の増加がなされたと思いますけれども、都の支出金の中の事務費の補助金は四十七年度の補助単価ということで計上されているというお話しですけれど、これは四十八年度の単価値上がり分での補助単価ということでの変化というのは何もないんですか。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　国のほうはこの単価だけは早く通知がきましたので六百六円で計上したわけでございます。それから東京都のほうはまだ新しい単価が、通知がきておりませんので三百七十四円の昨年当初予算計上額と同様の額で積算してあるわけでございます。東京都のほうも毎年上がっておりますので、いずれ新単価が通知されると思います。そういうぐあいで計上したいと思っております。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　関連的な質問ですけれども、事務費負担金、今年は前年対比で五十六円ですか、五十六円のアップということになっておりますね、被保険者一人当たりの事務費負担金。昨年の場合は前年対比で六十円のアップだったんですね、その辺の違いはどういうところから出てきたか。つまり四十七年度は前年対比で六十円アップしたと。今年は五十六円ということで四円の差が出ているわけですけれども、その辺ちょっとお願いします。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　非常に不勉強で、そういう細かいところまでは研究しておらないわけなんですが、（十番議員「じゃいいです。」）直接の担当者のほうもそこまでは今のところどういう理由でというふうな細かいことは、国のほうの処置でございますので、耳に入っていないんじゃないかと思うんですが、国のほうの関係当局のほうに問い合わせてみたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければ歳入全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に歳出全般についての説明を関係部課長より求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　歳出でございます。歳出のほうの一般管理費でございます。これにつきましては人件費と。人件費のほうにおきまして二百六十万程度増加しています。それから人間のほうは変わりはございません。それから十一の需用費、これにつきましては二年おきの保険証の更新というものがございますので、この中に保険証のカバーの製作費が入っております。それから印本のほうには保険証の作成の印刷代が入っておるわけでございます。それから十二の役務費のほうにはこの郵便料の中に保険証の郵便配達料が入っておるわけです。それから委託料一五ページでございます。委託料、十三の委託料三百七十万でございますが、これはさきほど御説明申し上げました電算によりまして、電気計算機によりまして、お医者さんから出てまいりますところの診療報酬支払い明細となっておりますレセプトを電算によってチェックするあるいは計算する、いろいろな病歴等の内容の統計を出すと、そういう新規の計上でございます。そのほかは変わりございません。そういう内容で一般管理費で九百六十万の増加になるわけでございます。それから還営協議会費のほうでございますが、一の報酬でございます。報酬が二千円から一日当たり二千五百円に国保還営協議会の議員さんの報酬が今後変わりましたので、多少の増額になっておるわけです、五百円の増額と。そのほかは大きくは変わっておりません。それから趣旨の普及費でございます。趣旨の普及費につきましては健康家庭の記念、それから高齢者記念、これは四十七年度同様の単価で、件数が健康家庭のほうが五、六件殖えております。それから高齢者のほうは件数は三十五件で変わりはございません。そのような状況で、件数の増によりまして二十九万の増加ということでございます。連合会の負担金にまいります。これは国保連合会の支出でございます。昨年は一人当たりの単価が十七円十二銭でございましたけれども、十七円七十七銭ということで二万三千八百人の被保険者ということで四十二万三千円、五万四千円の増加でございます。十七ページの徴税費にまいります。徴税費のほうで増加になりましたのは印刷製本が少し殖えたわけでございます。これにつきましては税の調査というふうなことで印刷代の増加でございます。修繕料のほうは新しく起こったものでバイクの修繕でございます。十二の役務費のほうは郵便料金の値上がりのためでございます。昨年と変わっておるわけでございます。それから十三の委託料、このほうは二十万ばかり殖えております、昨年よりも。これは国保税の計算事務、さきほどのレセプトと違いまして国保税のほうの電算委託料でございます。二十万ばかり殖えております。これは内容充実ということで殖えたわけでございます。それから十八の備品購入費、これにつきましては昨年よりも五十万減っております。庁内備品の購入費でございます。こういうことで六十六万七千円の増加でございます。納税奨励費、これにつきましては納税組合の補助金でございます。四十六年度に比べまして四十七年度、要するにこの予算に計上しました取り扱い額は五〇％程度殖える実績を示しておりますので、四十七万の増加となるわけでございます。一八ページにまいりまして、療養の給付費でございます。連合会の負担

ど御説明申し上げましたように二〇%程度の医療費の増加ということで八千万の増加でございます。療養費、この中でミスがございます。二万八千五百九十一円となっておりますのは二千八百五十九円、定点が一つ上がって一番最下位の一の数字を消していただくと、そういうことになります。療養費につきましては遠隔地で治療を受けた場合の後で市のほうから使ったお金の七割を交付するということでございますので、昨年実績で計上しております。件数等の増加等で八十四万の増加を見込んでおるわけでございます。審査支払い手数料、これは国保連合会に対して支払うものでございます。単価が審査手数料のほうで十五銭上がっておるわけでございます。それから支払い手数料のほうで、やはり十五銭上がっているという事情と、基礎的になりますところの取り扱い件数が非常に殖えてきている。レセプトの数が非常に殖えてきている。昨年から見ますと四万件殖えるというふうな事情でございますので四十四万八千円の増加でございます。十九の助産費でございます。昨年よりも件数の増加ということ。給付の額は一万円で変わりはございません。それから二〇ページでございます。葬祭費、これにつきましても給付の額は五千円で変わりはございません。件数が三十五件程度増加ということで十七万五千円の増加でございます。育児手当、これにつきましても給付の額は二千円で変わりはございません。六十件程度の件数の増ということで増加するわけでございます。二一ページ保健婦の給料でございます。これにつきましては人件費の増加が大体主でございます。それから旅費は昨年ほぼ同様の日帰りという程度のものでございます。それで保健の衛生諸費、これは従来保健指導費を改めたわけでございますが、保健の中でこういう保健指導費というふうな目の設定でなく保健衛生諸費という目の設定が正しいということで改めたわけでございます。これは保健婦の活動に際しての需用費、消耗品費とか、それから通信費、そういうものでございます。それから二二ページの備品の購入費でございますが、これは訪問用のカバンを買いたいと、こういうことで六千円でございます。二三ページ利子でございますけれども、昨年と同様の額の計上でございます。一千万円を一カ月間お借りすると、そういう程度の五万四千円の計上でございます。償還金利子及び還付金、これは昨年同様の計上でございますか、四十五万の増額になっております。当初とは四十五万の増額でございますが、四十七年度実績ということでございます。予備費のほうが百万円、以上で国保の歳出の説明を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　この予算についての関連でございますが、先般私はゼロ歳児の医療の無料化についてお伺いしたわけなんです。国保の納付書と同時にですね、できれば日野市でもそういうことをやっているということのお知らせを各納税者に配付できればより以上効果があると同時に、日野市ではこういうふうにやっているんだということが分かるんではないかと思われるんで、その点について部長にお伺いいたします。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　ただいまの御質問御意見、市民部長と特段の連携をとりまして、さらに保険課長、担当課長と、どうしの連携の中で十分考えたいとかように思います。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第十一号昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計予算は、特別会計予算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、特別会計予算委員会に付託いたします。

これより議案第十二号昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計予算を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計予算でございます。歳入歳出の合計は五億二千八百十一万七千円でございまして、その内訳は区画整理管理費が八千七百十五万六千円、平山台が一億二千百万二千円、神明上が二億七千七百八十五万八千円、四ツ谷下が四千二百十万一千円でございます。歳出につきましては区画整理管理費が八千七百十三万六千円、予備費が二万円、平山台は事業費九千二百五十三万円、予備費が二千八百四十七万二千円、神明上は事業費が二億七千六百七十六万八千円、予備費が百九万円、四ツ谷下は事業費が三千二百七十二万五千円、予備費が九百三十七万六千円でございます。詳細、担当部長より説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳入全般についての説明を関係部課長より求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　御説明いたします。予算書の中で第一条歳入歳出予算それぞれ五億二千八百十一万七千円ということでございます。第二条の歳出予算の流用等につきましては印刷のとおり昨年と変わりありません。予算書の説明のほうに入ります。ただいま各それぞれの提案理由にありましたものを明細に説明をいたします。三〇ページをお願いし

たいと思います。繰入金関係、一般会計の繰入金総額一億三千四百一万七千円、その内訳は管理費と神明上の区画整理、その両繰入金でございます。そこで事業の内容につきましては主として神明上関係になります。国庫支出金につきましては国の負担金でございまして一・三・二の用地費でございます。これについてはすでに四十五年から年度計画で、それぞれを繰り入れをしております。総額は三億九千六百三十七万一千六百七十円でありまして、最終年度の残額七千七百六十七万円を計上をいたしました。めくっていただきまして三一ページに入ります。繰越金二億六千八百一万円でございます。区画整理の管理費は五千七百一万円でございますけれども、これについては平山台の小宅地の開発に要する市の負担金、四十七年度執行できなかったものを繰越金として改めて再計上をいたしたものでございます。次の平山台の区画整理の繰越金一億二千万円でありますが、年度計画に基づきまして四十八年度は印刷のとおり計上いただきたい。それから神明上、四ツ谷下総額二億六千八百一万円であります。次にめくっていただきまして諸収入三二ページに入ります。保留地の処分金、平山台につきましては科目計上でございます。神明上については公共用地の分として四万五千円の一、〇四九平方メートルを計上いたしました。四十八年度の保留地処分金でございます。次に預金利子、それぞれ管理費、並びに三地区の預金利子を計上いたしました。雑入につきましてはそれぞれ科目計上でございます。合計四千八百四十二万円でございます。以上で収入を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ歳入全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に歳出全般についての説明を関係部課長より求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　三四ページをお開き願います。一般管理費、二千十三万四千円でございますが、最初の給料関係は省きます。旅費につきましては十一万三千円でございますが、この中の特別旅費、清算事務があります。初めての経験でありますからひとつ先進市を視察をしたいというようなことから特別旅費を計上いたしました。後はゼミナールの参加旅費、これは毎年計上するものとプラスしたもので八万一千円でございます。交際費、需用費につきましては経常経費でございます。次に三五ページにまいりまして特別ございません。平山台の清算事務でございますが、これについては四十七年度で計上いたしました一年事業が延長になりましたので、そのままを再計上をいたしました。四ツ谷下の清算事務については初めてでありまして、それぞれ小宅地の減歩緩和に伴う交付金、換地清算による交付金を科目計上をしたわけでございます。次に平山台に入ります。平山台の関係はそれぞれ予算関係で市長さんからも報告がありましたとおり最終年度であります。そういうようなことで、工事費百万を計上いたしました。補償補塡及び賠償金につきましては四十七年度計上をいたしましたけれども未執行のため、四十八年度で再計上をいたしたものでございます。合計平山台九千二百五十三万円でございます。次に神明上に入ります。三九ページでございますが、区画整理管理費一ページは特別ございません。次に四〇ページに入りまして審議会費でございますが、毎月一回程度は必要であろうというようなことで十二回分の報酬を計上いたしました。めくっていただきまして四一ページに入ります。事業費二億七千百二十二万一千円でございます。公社への委託料六千万円、工事費は科目存置でございます。補償補塡及び賠償金につきましては建物、立木の工作物、あるいは農作物、土地損失それらがございます。それから水道本管ですが、実践から山末関係、これを水道布設をいたしたい。導水管及び配水管、本年度の補償関係が、建物一応七十九棟をみております。そういうようなことで非常に事業がピークになりました。以上です。

次に四二ページにまいります。四ツ谷下の区画整理費給料等を除きまして報償費、八の報償費、記念品でございますが、事業が完了いたしまして記念事業として記念品を差し上げたい。権利者が四百名平山台にならいまして二千円を当ててみたわけでございます。次の四三ページに入ります。やはり最初の食糧費でございますが権利者の接待用賄い、平山台と同様一定の四

百人をみました。したがいまして四十万ということになります。それから十八の備品購入費でございますが、ダットサン一台購入いたしたいと。次の十九の負担金、補助及び交付金でございますが、水道管の布設負担金でございます。管の一、〇〇〇ミリを五四三メートル、三〇ミリを一八〇メートル、取り付け関係三カ所というようなことで三百六万二千円を計上いたしました。次に四四ページに入ります。中央の二、審議会費、そろそろ事業も終わりますけれども委員会十回程度の予算化をいたしました。次の事業費、工事請負費関係ですが、これについても舗装三、二六五メートル程度、水路側溝整備ですが、ふたをいたしたいと、そういうようなことで全般でございます。街路樹の植栽ですけれども、二・二・十一の道路両側すべてということで百本を予定しております。それから記念事業の中で記念碑を一基設立をしたいと。次の二十二でございますが、一千万円、潰地の補償金でございます。合計四ツ谷下三千二百七十二万五千円になります。

次にめくっていただきまして四五ページ予備費に入ります。提案理由の中でそれぞれ説明がありましたが予備費といたしまして、それぞれの額を計上いたしました。合計三千八百九十五万八千円。そこで平山台の関係が二千八百四十七万二千円になっておりますが、これは予定といたしましては水道関係、それから側溝にふたをいたしたいと、こういうようなことでやがては補正をする時期があろうと、そういうふうなことで予備費の中にとりあえず計上いたしてございます。以上で説明を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　四一ページ歳入ともちょっと関係あるんですが、歳入の区画整理費国庫負担金七千七百万、これが一・三・二路線にかかわる負担金だという説明がさきほどあったわけですが、その歳入でこの国のほうの支出金が具体的にはどこに計上されているのか、つまり神明上の事業委託金六千万円、これにそっくり充てられ、さらに残りは下の部分の賠償金ですかそっちのほうにも全体的にこの支出金が充てられているというふうに判断していいのか、その辺が一点と。それからこの神明上の委託料の六千万円、これは四十八年度で具体的にどのところを工事にかかるのか、この辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　区画整理課長。

○区画整理課長（小島　久君）　お答え申し上げます。第一点目の神明上の都市計画街路の一・三・二の用地これについては区画整理事業費の中の補償並びに工事どの部類に使ってもけっこうです。つまり用地費をいただいて区画整理事業費特の工事費移転補償工事、そういう形で使用していただければいいんだと、こういうことであります。したがって色分けはしてありませんけれども、あえて申しますならば節の十三の委託料と二十二の補償補塡及び賠償金、それぞれの中に少しずつ入っておるということになると思います。あるいはどちらか一方、全部入れてもいいという形になっております。

それから二点目の件ですが、これは大体山の上の部分は造成が完了してきましたので、いよいよこれから下の段に入ってくるわけです。大体中央高速道路から南側一帯を重点的に行なっていく、ただ駅の周辺、東と西側の駅の周辺は今年度できないんではないかというところで、駅の周辺を除くところの各路線大部分の各路線、これらを実施したいんだと、推計といたしましては大体事業費としては一億四千万円程度実施したいと、こんなふうに考えております。これは工事料ですね。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。（十番「あとは委員会で」）ほかに御質疑ありませんか。なければ歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第十二号昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計予算は特別会計予算委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、特別会計予算委員会に付託いたします。

これより議案第十三号昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計予算を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計予算で、多摩平の下水道事業の運営管理に要する費用でございます。総額は四千二百八十六万九千円で、その主なる財源は下水道使用料の一千三百四十七万七千円、並びに一般会計繰入金二千八百七十六万五千円でございます。前年度と比較いたしまして四千二百九十二万五千円の減額でございますが、これは四十七年度の継続事業である下水道施設改良工事の完了によるものでございます。詳細担当部長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳入歳出全般についての説明を関係部課長より求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　説明をいたします。ただいま助役から提案理由がございましたとおり四千二百九十二万五千円の減額予算でございます。これは二カ年計画で約一億一千万近くをかけまして改良工事を行なって、昭和四十七年度で完了いたしてございますので、これらの分が減額になっておるわ

けでございます。

それでは五一ページをお開きを願いたいと思います。ここに使用料が計上してございますが、これは昨年の実績等を勘案いたしまして約九九%を見込んでございます。それから手数料は申請手数料でございます。それから一般会計の繰入金、不足分を計上させていただきました。繰越金、同じでございます。それから利子、それから雑入でございます。これはこのままそっくり建設部のほうにいくお金でございます。

それから五五ページでございますが、ここは給料その他でございます。特に説明はございません。それから五六ページでございますが、工事請負費を五十万を計上させていただきましたが、これは曝気槽その他が完了いたしましたので、これらに植樹をいたしたいということで計上させていただきました。それから下水処理費でございますけれども、このうちで委託料の汚水管清掃委託料、これは毎年年次計画をもって実施をいたしておりますが、本年は五小、六小の近辺を約三一〇〇メートルほどそうじをいたしたいと、こういうことで計上させていただきました。あとは説明するところもございませんので。実は今度新しくできました曝気槽によります処理状況を簡単に説明させていただきますと、現在散布で行なっておりました場合は非常ににおいそれから小バエ等が発生いたしましてこれが苦情請願陳情等、今まで非常に困っておったわけです。現在は散布沪床

それが休んでおりますのでにおいそれから小バエいっさいございません。二月分の東京都衛生研究所によりまして汚水の検査を行なったわけでございますが、その曝気によります処理水につきましては大体基準がペーハーが五・八から八・六以下と、こういうことになっておりまして、七が中性でございます。これの結果が七・二でございます。それからBOD二〇PPm以下でなければならないと、こういう規定になっておりますが、これが六・六三PPm非常に低いPPmでございました。それからSSが七〇PPm以下でございますが、これが五・〇PPmで低いわけでございます。それから大腸菌が三千以下でなければならない、これは大腸菌ゼロでございます。非常に水がきれいになったということがいわれると思います。二月分の結果が出ましたので簡単に御説明いたしました。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第十三号昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計予算は特別会計予算委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、特別会

計予算委員会に付託いたします。

これより議案第十四号昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計予算を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十八年度の市立総合病院事業会計予算でございます。収益的収支においては総額四億八千四百七十二万三千円で収入は医業収益が四億一千九百十一万七千円、医業外収益が六千五百六十万六千円となっております。支出は医業費用で四億六千六百二十七万七千円、医業外費用で一千七百七十四万六千円を計上いたしました。資本的収支においては支出において三千四百八万二千円で全額を内部留保資金で補填するものでございます。また期間外収支においては収入で三千九百四十四万八千円を計上いたしましたが、これは一般会計からの繰越欠損金補填三千九百二十四万八千円が主なるものでございます。詳細担当部長より説明いたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳入歳出についての説明を関係部課長より求めます。病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）　それでは詳細説明を申し上げます。六二ページでございます。収入で病院事業収益でございます。そのうちの医業収益でございますが、これにつきましては入院患者一日当たり百二十一人、外来につきましては四百三十五人、こういうふうに見込んだわけでございます。入院につきましては収益増、実績の約一九%当初予算の約三〇%を見込んだわけでございます。人員につきましては殖えてないわけでございますが、単価の伸びをみたわけでございます。なお外来におきましては昨年並みの収入の数字となっておる、こういうことでございます。その他の医業収益でございますが、これらにつきましてはおおむね実績により計上したと、こういうことでございます。医療の相談収益でございますが、約七十万の減額になっておりますが、これらにつきましては人間ドックにつきまして約半分、四十七年の半分をみたわけでございます。それと申しますのは内科の医師が二名減ったと、こういうふうなこともございまして、人間ドックのほうには若干手が回らないと、こういうことで一時中止をしておるわけでございます。それから医業外の収益でございますが、これにつきましては他会計負担金、一般会計の負担金が主たるものでございます。六三ページでございます。六千七十五万二千円、こういう数字でございますが、昨年度より約一千万殖えておるわけでございます、特に救急高度医療関係、こういうものにつきまして国のほうでも交付税、特別交付税でみると、こういうふうなこともございまして殖やしたわけでございます。なお東京都の振興交付金によります補助、これにつきましては一床当たり二十万、

こういう計上でございます。それから内容につきましては例年と変わらない内容でございます。検査センター、企業債の利息あるいは准看養成費、あるいはオープンシステムの医師オープン化、あるいは入院助産、医師の研究、研修、こういうような内容でございます。なお患者外の給食収益でございますが、これらにつきましては実績により計上したわけでございますが、職員の利用が減っておるというふうな中で減額をしておるわけでございます。以上で収入のほう終わります。

次のページの六四ページ支出でございますが、これにつきましては医業費用のうちの給与費でございますが、この給与費につきましては四十七年十月分の給与を基準といたしまして給与改定あるいは定期昇給分こういうものを見込みまして計上したわけでございます。一九・五%のアップでございます。医師につきましては欠員の補充、あるいは増員合わせまして三名分を見込み計十四名の計上でございます。看護婦につきましても欠員あるいは増員分を含め七名を見込みまして六十一名、その他医療技術者及び労務員各一名の増員を見込んだわけでございます。合計いたしまして百三十名、この給料、手当を計上したわけでございます。なお賃金につきましては専任医師のおりません科、耳鼻科、あるいは皮膚泌尿科、こういうところの科につきまして嘱託医の雇いあげ、あるいはまた特殊診療、救急当時のための医師の雇いあげ、こういうものに要する賃金、あるいはまた看護婦におきまして正規職員の補充ができないというふうな中で、主として外来診療、各科に配置しておりますパートの看護婦の採用のための賃金、こういう内容でございます。それから次に材料費でございますが、薬品費におきましては四十七年度の上半期の実績から勘案をいたしまして若干の使用増を見込んで計上したわけでございます。四十七年度決算におきましては約一億以内、ほぼ一億程度でおさまるんじゃないか、こういう見込みでございます。次の六五ページでございますが、診療材料、あるいはまた医療消耗品、こういうものにつきましては備考にありますようなものにつきましてそれぞれ実績あるいはまた各科の要求の中でこれらを計上したと、こういうことでございます。それからその次の経費でございますが、これらにつきましては病院におきます一般の経常経費的なものでございます。前年度比約二百八十万、約一一%程度アップになっておるわけでございますが、おおむね実績とそれにプラス若干の増を見込んでそれぞれ計上したと、こういうことでございます。それから六六ページでございますが、経費の中で委託料など約一二・七%アップになっております。これらにつきましては清掃委託、こういうものにつきましてやはり業者のほうの委託料金の改正と、こういう要求の中でこのアップになっておるわけでございます。そのほか六七ページでございますが、これらにつきましては医業外費用と、こういうもので支払利息、これは

昨年の実績に基づきまして百五万と、こういう計上をしたわけでございます。なお准看の養成費、これにつきましては現在六名でそのうち二名卒業して正規の職員となるわけでございますが、さらに五名の採用を見込んで計九名とこういう計上でございます。

次に六八ページでございますが、期間外の収入及び支出、これにつきましては収入につきましては一般会計からの繰越欠損金補てん、その三千九百二十四万含めましたものでございます。あとは二十万ずつ収入支出に計上してございますのは診療報酬の収入が二カ月遅れという中でこの二カ月分に対する査定の増減と、こういうものについて計上したわけでございます。

次に六九ページでございますが、資本的の収入及び支出でございますが、特に支出におきまして建設改良費の中の工事請負費でございますが、現在の診療棟が非常に手狭になってきたわけでございます。特に小児科の関係でいろいろ特殊な診療をするると、こういう中で外来の診療棟西側にできるだけ伸ばそうとこういうことでこれにつきまして九百三十万。それからさらに食堂が地下にあるわけでございますが、職員食堂でございますが、非常に防音の装置がないのでうるさいわけでございましてできればこれを防音に改修して会議もできるようにしたい、こういうことで計上したわけでございます。なおまた有形固定資産でございますが、これにつきましては病院の医療の機械、こういうものにつきまして各科病棟の要望を出していただきまして、その中で検討いたしまして一千五百万程度のものを買う、こういうことに決めたわけでございます。それから次の准看護婦の貸付金でございますが、これは条例の制定を御審議願うということで議案が出ているわけですが、それとの関連でここに計上したわけでございます。これにつきましては看護婦二万円准看護婦一万円、四名、こういうことで百二十万を計上したわけでございます。なおこの収入につきましてはゼロでございますので内部留保資金をもって補てんをすると、こういう予算の計上でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。杉山亘君。

○二十四番（杉山　亘君）　六二ページの病院事業収益とそれから七一ページの事業収益との違いはどこから出てくるのか。

○議長（伊藤　定君）　病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）　若干違っておるわけでございますが、これは四十七年度の最終の補正との関連があるわけでございまして、この補正の前にこれを表を作っていたと、こういうことで若干五百万なり違っておると。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ございませんか。百済勇君。

○九番（百済　勇君）　一点だけちょっとお尋ねいたします。六六ページの保険料でございますけれども、さきほど説明がございました医師の賠償、医師の関係ですが、この医師の賠償責任保険、この保険が専任医師あるいはアルバイトの医師、こういう問題の内訳といいますか、内容についてどういう医師についてこういう保険を掛けていくのか、その点もう少し御説明願いたい。

○議長（伊藤　定君）　病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）　これにつきましては全国の自治体病院協議会が代理というような形で安田生命ですかそこがもとでやっておるわけでございます。これにつきましては、四十七年度は一件百万ですか、非常にわずかのものを掛けておったわけでございますが、万一というようなこともございますのでこれらにつきましては、一人一件一千万円、こういうようなことで三件、たしか三件までというふうなものがそれぞれ賠償の額によりまして、額のいわゆる高低があるわけでございまして、ほとんど上から、一、二番目ぐらいの相当高い額のものを取って万一に備えたい、こういうことでやったわけでございます。これらにつきましては、南多摩の医師会ですか、何か医事紛争委員会とかいろいろそういうものもあるわけですが、今のところは私どもの場合は万一に備えてる、ということだけでございます。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　そうしますと私が質問している専任医師とかあるいはバイトの医師とかそういう特定の人ということでなくて病院として万一のことがあってはいけない。そのための用心といいますか、そういうことでこれを三件だけ一千万でかけてる、こういうことですね。

○病院事務長（成井正夫君）　そういうことです。

○九番（百済　勇君）　そうですか、はい分かりました。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第十四号昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計予算は特別会計予算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、特別会計予算委員会に付託いたします。

これより議案第十五号昭和四十八年度日野市水道事業特別会計予算を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十八年度日野市水道事業会計予算でございまして、市長の施政方針でも述べられましたとおり、本年度は第三期拡張計画の最終年度であり若干昭和四十九年にわたる工事も予測いたされますので、配水本管布設関係費用を重点的に計上いたしました。工事費の増加する反面、給水収益はさほど期待できませんが、これは丘陵地帯の本管布設の占める割合が多いわけでございます。収益的収入支出関係では約八千万円強の赤字を計上せざるを得ないわけでございますが、今後十分研究を重ねていかなければならないと存じております。内容といたしましては、本年は浄水場の充実と給水関係の充実をはかるため職員の増員を行ない、人件費において増加いたしております。その他につきましてはほぼ、昨年と特に変わった点はございません。詳細につきましては水道部長より説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳入歳出全般についての説明を関係部課長より求めます。水道部長。

○水道部長（加藤一男君）　それでは議案第十五号について御説明を申し上げたいと存じます。市長並びに助役のほうから説明がございましたように今年は第三期の最終年度でございます。四十六年度から三カ年計画で実施をしてまいったものでございまして、ただいま助役のほうから説明がございましたように、配水本管布設に重点を置いてございます。すでに発注をいたしてございますところの三沢配水場に高地区配水のためのポンプ室も本年早々に完成をいたします。これにつなぎますところの配水本管布設、つまり百草団地から高幡団地を通りまして、都道百五十四号線、つまり動物線でございますが、百五十四号線に出てそれぞれの団地に引き込む工事これが一つでございます。それからいま一つは日本信販からつなぐ百草地区、百草園から野猿街道に至る間でございます。それが二つ目でございます。それから三つ目は大和田地区の国鉄線横断二カ所をはじめといたしまして、川北地区の本管これが大きな三つ目でございます。四つ目といたしましては、神明上の区画整地内、本管布設、これが主な事業でございます。ただいま助役のほうからお話がございましたように第三期の拡張事業の最終年度ではございますけれども、神明上につきましてはまだ路肩もできてない部分もございますので、若干昭和四十九年に待つものがあるかと存じます。しかしながら、この事業が完成を見ますと一応市内の未給水区域は解消をいたすことになります。しかしながら、部分的には道路等の関係から無理な地域もございますけれども大体解消がはかれる、というふうに考えてございます。本工事の執行に当たりましての直接の費用でございますけれども、約四億円の予算を計上いたしてございます。

それでは収益的収入支出関係から説明に入らせていただきま

すが七六ページでございます。収入で三億二百六十三万五千円支出で三億八千五百六十一万円でございまして差し引き八千二百九十七万五千円の赤字予算となっておるわけでございます。利益積立金を取りくずしましても約五千万円強の赤字を見るわけでございますけれども、これはこのことにつきましては、市長から方針の中で触れておられましたように今後十分御相談を申し上げなければならない問題かと存じます。業務の予定量といたしましては、給水戸数を一応二万八千三百七十五戸と押えまして普及率は七五%といたしたわけでございます。ただいま助役の提案説明の中にもありましたように、本年は浄水場とそれから給水関係の充実をはかるべく職員の増員を行なっております。浄水場につきましては従来一人制をとっておりましたけれども突発事故等万一のことを考えまして、さらに他市町村との状況を見ましてこれを二人制を採用したい。そして万全を期していきたい、というふうに考えてございます。もう一つは給水関係の早期消化をはかる意味から三名の充実をはかっております。

それでは前年と変わっております点について御説明を申し上げたいと思いますが、まず七六ページの収入面、これはほとんどが給水収益と、受託工事収益が占めてございまして、そのほかは前年と変わってございません。

支出におきましては、さきほど申し上げましたとおり、人件費におきまして増加をいたしておりますけれども特に前年と変わった点はないわけで

○水道部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。ただいま池田議員さんのほうからの御質問でございますが、ある部分、ある点によりましては若干遅れをとっておるものもあるかと思いますけれども、私どもに上がってきます書類の審査、設計におきましては、現時点では約かかっても二週間程度で処理をしているつもりでございます。ただ指定工事店のほうにお願いをしますということから、言った日から勘定をしていただきますと、若干日時を要する面もあろうかと思いますけれども指定工事店のほうから上がってきましたその書類を消化するのには現時点では大体二週間で遅くも終わっておると思っております。ただ、こういうことが言えるわけなんです。四十七年度につきましては御承知のように日本信販、あるいは京王、日鉱不動産、日本機械土木というような宅造会社によるいわゆるとり出しがたくさんあったわけでございます。若干その面に私ども職員の手が取られた面もございますけれども大体この工事も完了いたしておりますから、四十八年度はそれほど御迷惑をかけないのではないか、というふうに考えてございますし、さらに三名の増員によりまして早期に消化をいたしたい、というふうに考えております。八王子の例もございましたけれども、八王子はここで指定工事店が若干殖えたようでございますけれども、人口比からいたしますればそれほどの差はないと私考えております。そういうことで、四十八年度につきましてはなるべく早期に消化をしていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。池田重太郎君。

○六番（池田重太郎君）　そこで、ただ建設業者等から聞きますとその一つの工事をするについて当市においてはいわゆる八王子等においては仮りな仮水道というんですか、いわゆる工事をするというふうな前提についてそういうものも引いておるということも聞いておるんですがそれというのは一つの建設工事、また、大工さんなら大工さんが工事する場合においてまた基礎の工事において、そういう水が必要なわけなんですね。今、生コン等がありますから、ある程度そういうものが解消されるんですが、そういったものに対しての配慮、考えとがなされておるか。それともう一つ建設工事、特に建築工事ですね。これが早く終わって水道が引けないというふうなことで困っておるやのお話も聞いております。ですからその辺も今二週間程度というけれどもいずれにしても一軒家を建てますと、一月ぐらい大体かかるわけですね。そういうふうなお話が入っておりますかどうか。もしそのようなことがあったらこの機会に実は一考していただきたい、こう考えるわけです。

○議長（伊藤　定君）　水道部長。

○水道部長（加藤一男君）　今の第一点の問題は、恐らく工事用水の問題かと思うんですけれども、これはお客さんのほうで、指定工事店のほうに申し込んでいただく際にやはり

工事用水だということをとかく忘れてる面があるわけです。そうしますと指定工事店のほうは内部の配管から一切請負ったというつもりでいるわけですね。ところがいよいよ今お話のように基礎を打つその時点では生コンであるけれども若干水が欲しいということがあるわけですね。ですから私どもとしましては指定工事店のほうに指導している件はいわゆるそういう場合ですと、工事用水の申し込みを早くするようにしたらどうか、そして工事用水が終わった時点で増設をするという形のほうがいいんじゃないか。したがいまして、工事用水については一栓でいいわけですね。蛇口一つでいいわけです。そういう点が、お客さんのほうの申し込みの要領といいますかそういう点が若干欠けてる面があるわけですけれども、なおこの面については指定工事店のほうによく伝えたいと思いますので、今御指摘ありました点は十分今後研究していきたい、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。池田重太郎君。

○六番（池田重太郎君）　関連ですがそれはよく分かりました。次に水道部といたしまして、何か今までの方式と違ったと申しましょうか、委託的な面、検査とかそれらが何か若干四月頃から変えていくんだということをちょこっと聞いておるんですがそれはどの辺の部分を変えていくのか、お分かりでしたらひとつお願いします。

○議長（伊藤　定君）　水道部長。

○水道部長（加藤一男君）　まだその件につきましては確定をいたしておりませんけれどもいわゆる本管から取り出す場合、せん孔等は現在日野市の職員をもって直営でやっております。後その他の工事につきましては取り出しまではうちのほうでやっておるわけでございますけれども新年度からはせん孔だけ市で施工してその他につきましては指定工事店に委託しようじゃないか、という今段階なんでございまして、必ずそうするということじゃございませんけれどもそうしたいということでございます。

○議長（伊藤　定君）　池田重太郎君。

○六番（池田重太郎君）　そうしますと、ただいまの四十八年度におきます水道会計予算についての関連的なものは現時点ではこれは載ってない、こういう解釈でよろしゅうございますか。

○水道部長（加藤一男君）　はい。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

　剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）　今年、全地域に神明上を除いて今、全部行き渡るということでたいへんけっこうですが神明上はたしか一・三・二の抱き合わせの関係で遅れていると思うんですけれども、何か聞くところによると仮称七小のあそこへ

持っていってできるように聞いております。一番末端より中心が抜けるというのはどういうわけか、という疑問が起きるでありましょうからその点と四十九年度には見込みがあるのかという二つの問題を神明上について一つ。これが一件。もう一つは梅ケ丘団地その他の団地の持っている水道、これは組合というんですか、こういうものに対しては将来どういうふうに市の水道行政として対処していくのか、私の考えるところによりますと市水道が行かないので組合水道ができたと思われるんです。したがってそこには補助金やらいろいろな方法でそのアンバランスを調整してきたと思われますけれども、地下水が枯渇してきますと永久性は難しいという問題が起きてくると思います。したがってこういう地域に対する対策はどうかということが一つ。それからもう一つでありますが、こういう地域における消火、火災に使う水についての対策、それは十分であるかどうかもし十分でなければそれに対する対策は特にこの組合的な水道を持っている地域には市の責任においてやらなきゃならないと思われるのでそれに対する対策はどうかというこの三点についてお伺いします。

○議長（伊藤　定君）　水道部長。

○水道部長（加藤一男君）　第一点目の神明上の関係でございますけれども、今お話がございましたように、私どもの考え方といたしましては、国道完成後に神明上につきましては引きましょうというお約束をいたしたわけでございます。私どもも当該自治会といろいろ相談したわけでございますけれども、御承知のようにあそこの東側、からたち会と申しますが、警察の関係がございます。そういうことで管が埋設困難な面が出てまいりました。したがってお約束の四十七年度は布設できないということから両団地の自治会長さんにお集まりいただきまして、こういう隘路があるので、この隘路が片付かないとどうも布設は困難だということでいろいろ御相談を申し上げました。その結果四十八年度に梅ケ丘につきましては布設いたしましょうという話し合いになっております。その用地問題につきましてはすでに解決いたしましたので四十八年度当初にあの梅ケ丘につきましては百草の配水場から持ってまいります。そういうことで今梅ケ丘の問題でございますが、解決をいたすと思います。それからその他の団地でございます。鹿島、三井、電建、それから南平台とか平山苑とか高地区がございます。これはさきほど御説明申し上げましたように、目下三沢配水場に専用のポンプ室を造っております。その専用のポンプ室からさきほど申し上げました百草団地、高幡団地を通って一五四号線に出て、それぞれの団地に引き込む予定でございます。考え方としましては、現時点の配水池に落とすという考え方でございます。第一段としまして。現在専用水道で使っておりますところの配水池にうちのほうの水を落とそうとこういう考え方でございます。

配水本管を布設したいという考え方でおったわけでございますけれども、この完成が相当長くなる、延びるということから神明上はどうしてもそれまでは待てないという状況になってまいりました。都市計画のほうとも相談をいたし、現在実践のところに計画しています橋でございますけれどもこの橋が私どもの管が埋設できるかどうか、ということを都市計画のほうで研究をしていただきましたところ、可能であるということになりまして、それではそこへ本管布設をいたそうということで現在は本管をあの橋に添架をする予定でございます。そこであそこに渡ったところから、いわゆる国鉄の南側というか、東側については全部埋設していこうという考え方でございます。四十七年度事業につきましてはすでに幹線一号まであと数日で完成を見ますので、四十八年は幹線一号から実践のところを通りまして神明上に入りたい、こういうような考え方で今、私どもいるわけであります。御質問に当たるかどうか、神明上につきましては以上のような考え方を持っております。それから第二点の問題の梅ケ丘その他のいわゆる団地の専用水道の水道はどうなのかという御質問でございます。一つの例を取りまして梅ケ丘というお話が出ましたので梅ケ丘を例に取りますが、かって御承知のように請願が議会に出されまして採択されたことは御承知のとおりでございます。私どもといたしましては市長とも御相談を申し上げ梅ケ丘自治会の水道につきましては四十七年度にそれから平山苑につきましては京王の配水池から直結をする予定でございます。こういうことで専用水道、高地区の専用水道を今お使いの住民の方々にはそういう考え方で進んでまいりたいと考えております。それから第三点目の消火栓の問題でございますけれども、この点につきましては担当総務部長のほうだと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　各団地の消火栓でございますが、水道部のほうと連絡を取りまして水道本管が入るという場所につきましては消防法に設定された間隔に設置ができます。それから特に水道の入っていない団地でございますが、できるだけ貯水槽の設置をいたしたいという考えで過去数年来やっております。特に南平台、鹿島台、それから西武団地等につきましては全部造成会社のほうで作っております。西武、京王等につきましては造成の際に二団地なり三団地なりということでもって現在設置ができておりますするが、できるだけ市のほうでも設置をする予定で、考え方で今用地の折衝ということが一番問題となりますんで、用地の折衝に当たっております。それから鹿島台、南平台等につきましてはもうすでに終わりました。ほかの団地につきましても用地が全くないということで非常に困っておりますが、できるだけ用地を確保しまして設置につとめたいというふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。百済勇君。

○九番（百済　勇君）　ちょっと一点だけ御質問いたします。水道の問題でございますけれども、さきほど助役のほうから提案説明の中では水道が増員になる。または部長のほうからも職員の増加ということが言われております。これについて私は考えるのには一元化という問題もこれありで、ここの一元化との関係を、つまり職員増加の問題がどのようにこの予算案の中で配慮されているのか、この点一言御説明をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　助役。

○助役（葛西正彦君）　今御質問のとおり水道については一元化の問題が控えておりまして、今御質問のような問題があったわけでございます。私たちもそれについては十分検討はいたしましたが、当面三期拡張計画を完成させるためにはどうしてもそれだけの人員増強が必要だという、時点において結集いたしたわけでございます。したがいましてこれから都との一元化の中で職員をどうしようかという問題で、新しい問題はあろうと思いますので、当面三期計画完成のための人員補充必要という点で踏み切ったわけでございます。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　そういうことでですね、言うならばこの一元化という問題が水道の会計等について全然無縁であるということは言えないとこういうふうに感じるので、この点について八千万位の赤字が出ると、こういうことも言われておりますし、こういう問題も包含してひとつ委員会で特段の審議をお願いしたいと、このことを要望いたしまして質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければ歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　これは特別会計全般に共通することでもあるんですけれど、各会計ごとに起債の内訳を資料という形になるのかもしれませんけれど、添付していただきたい。一般会計には出ているはずですから、特別会計にもそういう資料は出していただくようにやっていただきたい。これは今会期中でよろしいですからそのように議長のほうでひとつよろしく。

○議長（伊藤　定君）　その点はお願いいたします。ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第十五号昭和四十八年度日野市水道事業会計予算は特別会計予算委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、特別会計予算委員会に付託いたします。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後零時六分　休憩

午後一時五十分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第十六号昭和四十八年度日野市農業共済事業特別会計予算を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十八年度日野市農業共済事業特別会計予算でございまして、予算総額は事業、業務勘定合わせ五百三万四千円でございます。各共済勘定における収入は国庫負担金が収入面の主要を占め、残りが加入農家の負担である掛金と、さらに国の負担分である保険金と、異常災害に必要な業務勘定受入金等から組み立てられております。支出は災害にそなえて加入者より徴収した一部の保険料と被害に対して支払われる共済金によって組み立てられております。事業予定量は、毎年減少しつつありまして、この事業の広域化の推進が種々議論されておるものでございます。なお昭和四十八年度からは果樹共済制度が創設され、共済の引き受けを行なうことができるようになりました。詳細につきましては担当部長より説明いたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳入歳出全般についての説明を関係部課長より求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　御説明をいたします。ただいま助役から提案理由にもございました、毎年この農業共済事業が縮小の一途をたどっておりますが、本年は昨年に比較いたしますと約百九万六千円の減額でございます。本年度事業計画といたしましては水稲が五百戸の一二、〇〇〇アールの引き受け面積でございます。陸稲が九十戸で九〇〇アール、麦が七十戸で七〇〇アールでございます。それから蚕繭におきましては八戸で三十箱を予定をいたしております。家畜が六戸でもって五十九頭でございます。これらの計画事業につきましては、計画につきましては九六ページにございます。それでは順を追って御説明を申し上げますと、まず農業共済、農作物共済収益でございますが、農作物の収益のうち掛金がただいまここにございますとおり水稲陸稲、麦、それぞれを合わせまして四十八万一千円でございます。それから蚕作物の保険金でございます。これが連合会からまいるお金でございますが、三十三万三千円、それから責任戻入、麦の場合はこれは二カ年にわたっておりますので準備金が積み立てておりますが、これ

が五千円でございます。それから足りないところは業務勘定から四万四千円を受け入れました。農作物の勘定におきましては八十六万四千円でございます。支出につきましては連合会の負担金といたしまして一万九千円。それから農作物の共済金八十三万六千円でございます。それから準備金が九千円ございます。それから蚕繭共済収入でございますが、これは晩春、春蚕繭、それから秋、晩秋、それぞれ合計いたしまして十六万八千円でございます。そのほかに保険金が春蚕繭では八万一千円、初秋蚕では二万七千円、晩秋では五万四千円となっております。それから無事もどし金、その他合わせまして、業務勘定からも一万八千円ほど繰り入れてございますが十八万六千円でございます。支出は連合会の納入金が四千円でございます。それからその他共済金が十八万円無事もどし金が二千円ということで合計十八万六千円でございます。それから家畜共済におきましてはこれは収益掛金が十八万九千円でございまして、そのほか保険金が五十万六千円、合わせまして六十九万五千円でございます。そのほかに歳出におきましては保険料といたしまして十八万九千円、家畜共済金、これらが死病その他によって支払われる金額でございますが、五十万六千円でございます。業務勘定におきましてはこれは事務費でございますけれども、国の支出金が二百五十五万三千円、一般会計から五十七万七千円の繰り入れをお願いをいたしてるわけでございます。その他に賦課金が十三万八千円、利息その他で三百二十八万九千円となっております。支出におきましては支払い賦課金がございますが、これは連合会に納入するお金でございまして六万四千円、一般管理費が給料その他で二百八十八万二千円となっております。昨年から比較いたしますとだいぶ少なくなっておりますが、職員が一名減になっておりますので、その分だけ給料その他も少なくなってくるわけでございます。合計いたしまして三百二十八万九千円でございます。なおさきほど助役からお話もございましたとおり、各年度にわたりまして決算の付帯事項といたしまして広域合併すべきだろうとこういう付帯事項が出てございます。私どもも事務レベルにおきましてはこれらの南多摩全体の合併につきまして再三協議を持っておるわけでございます。四十八年度をめどにということで現在事務レベルはこれらの案を練っておるわけでございます。たまたま北多摩地区におきましては昭和四十八年の四月一日から広域合併がされまして発足の段階にきておるわけでございます。私どももこれらを、つまり参考といたしまして、何とか四十八年度にはこの広域合併を推進してまいりたい。しかしいろいろな、たとえば多摩市におきましてはたんぼが一つもない。こういう状況等もございまして、それぞれの市の事情がございまして、現在調整中でございますが、私どもといたしましてもなるたけ四十八年度をめどに広域合併を推進いたしたいとこういうふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第十六号昭和四十八年度日野市農業共済事業会計予算は特別会計予算委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め特別会計予算委員会に付託いたします。

これより議案第十七号日野市建築協定に関する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝倉敏夫君）　議案第十七号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市建築協定に関する条例の制定でございまして建築基準法の定める建築協定に必要な事項は条例で定めることによりまして、初めて日野市内で建築協定が締結できることになり、公的な拘束力というのが発生することになりますので本条例を提案した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長の詳細説明を求めます。企画課長。

○企画課長（中村亮助君）　御説明申し上げます。本条例は四つの条項によりまして組み立てられておるわけでございます。第一条につきましては協定成立の要件に基づきまして制定する本条例の目的を規定したものでございます。この根拠となりますのは建築基準法の第六十九条に規定がございまして、ただいま助役から提案理由の御説明がございましたように、それぞれの市町村で条例で定めなければ、その地域の協定が結べないということをうたっております。それから第二条につきましては建築協定の目的、あるいは協定者、協定区域、それらの協定に必要な事項を規定したものでございます。それから第三条につきましては法令に適合した協定になるように規定したものでございまして建築基準法等によりまして一応の建築物等の規制がございますので、その範囲内で協定は結ばれるというふうなことを規定したものでございます。それから第四条につきましては委任規定でございますが簡単でございますが以上で説明を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　この時期にこれが提案されてい

る、積極的な理由はどういうことなのかという点ですね、つまりこういうことが予測されて必要に迫られての提案なのか、それともあらかじめそういうことが将来もあるであろうということを予測しての提案なのか、その点ちょっと。

○議長（伊藤　定君）　企画課長。

○企画課長（中村亮助君）　お答えいたします。提案の理由といたしましては御存じのように一円性の区画整理あるいは開発等によりまして、地域の開発が行なわれておるわけでございますけれども、御存じのように日野市といたしましては中高層の関係の建築物に対する指導要項があるだけでございまして、そのほかには建築基準法に基づくところのいわゆる適性な建設がなされるということで、これにつきましては、東京都のほうでの権限で建築確認をしているわけでございます。やはりこれから住居の環境を良くしていこうと、そういう面からいきますと、どうしてもやはり前向きにこういう協定ができるところから市民の自発性の中で協定を結んでいただこうと。そして住居の環境を良くしていこうと、そういう努力をしてみたいと、こういうことで建築協定を結べそうな形の条例を定めていこうとかように考えております。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　この現時点で特に限られた一定地域でそういう話が持ち上がっているとか、そういう動きがあるとかと、そういうことはないんですか。

○議長（伊藤　定君）　企画課長。

○企画課長（中村亮助君）　それは具体的には予測でございますけれども、たとえば京王帝都が平山、七生台の一円性の区画整理によりましてすでに第一工期がほぼ完了しようとしております。第二工期につきましては南側の地域でございますけれども、これからまだ造成が進んでいくわけですけれども、あるいはまた平山地域におきましては日南団地の造成が進んでおりますし、それから倉沢地域につきましては日本信販が造成をしていますこれらの地域につきましては特に北傾斜で日照の問題等が相当考慮しないといろいろ住居の環境が阻害されるんじゃないかということが予想されますので予測としてはそれらの地域の中で協定が結ばれるということが考えられております。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第十七号日野市建築協定に関する条例の制定の件は都市計画水道委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め都市計画水道委員会に付託いたします。

これより議案第十八号日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　議案第十八号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市職員定数条例の一部改正でございまして新年度の事業執行に支障をきたさないよう給食調理員、看護婦、保母等を主として増員し、充実させるものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　それでは御説明いたします。最初に職員の定数の概況につきまして申し上げたいと思います。昨年もこの条例改正の中で説明を申し上げましたが、昭和四十四年から職員の採用についての定数の管理をしてまいっております。それで昨年の一月一日現在で、各市平均職員と申しますか、職員一人当たりに対する、人口に対する市の職員一人の数でございますが、昨年の一月一日には各市平均が二百六十名という数字でございまして、日野市でも大体それに近い数字二百六十人になりました。それで現在今までですが、職員一人当たりの住民人口が二百七十人と現在なっております。それで今回のこの定数条例の改正によりまして、職員一人当たりの住民人口が二百七十九人というふうになりました。若干職員数が少ないというふうな結果になりますが、四十八年度の人口の増加の上昇によってまた変化が出てまいりますが、なおこの職員の割り出し方でございますが各市の行政内容につきましてほかなりの相違がございます。内容は違うし、もちろん数字の整理のしかたによっても若干の違いは出てまいりますがこの数字が二百七十九人という数字につきましては、病院二百七十九人と今申しましたが、この数字につきましては病院、保育園、幼稚園、これの施設職員を除外した数字でございます。一般事務職員のみの比較でございまして二百七十九人ということでございます。なお昨年も説明をいたしましたが一般事務職員と施設職員との比率でございますが、昨年以上に施設職員が伸びておるというのが現状でございます。一般事務職員で四三・五九%、昨年が四五・五%施設職員でもって五六・四%、昨年が五四・五%というような数字でございます。それでは条例に基づきまして新旧対照表に基づきまして説明を申し上げたいと思います。第一点の市長の補助職員でございますが、行政部門で四十二名、病院で二十二名の増員でございます。行政部門の四十二名の増は事務吏員が二十七名、技術吏員が四名、事務吏員が二十七名と技術吏員の四名につきましては吏員の昇任によりま

すその他の職員からの移行でございます。その他の職員につきましては二十六名の増ということでございます。保母の十六名の増でございますが、高幡保育園等の増設、充実保母の確保ということでもって十六名の増。それから病院でございますが、看護婦の充実を主体といたしまして、事務吏員五名の増。この五名の増につきましては吏員昇任によりまして、その他の職員からの移行によるものでございます。増員職員は技術吏員が十名、その他の職員が七名、計二十二名ということです。それから議会事務局職員でございますが、事務吏員昇任による調整でございます。それから教育委員会の職員につきましては三十二名の増となっております。事務局職員で二十八名、これは事務吏員の二十八名の増で、事務吏員の十五名の、この十五名は事務吏員からの、吏員の昇任によりましてその他の職員からの移行するものであります。幼稚園教諭の三名は第四幼稚園の新設、その他の職員につきましては七小の新設、それに伴う児童増による給食作業員、または四中の新設によるものでございます。十名の増ということになります。それから図書館については四名の増でございます。吏員昇任による調整でございます。それから上水道の企業職員でございますが、一名の増、給水係員の増員で、事務量の増加によるものでございます。それから監査委員の職員でございますが、吏員昇任による調整でございます。

以上でもって九十七名の増員になります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第十八号日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第十九号日野市職員の勤務時間休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　議案第十九号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市職員の勤務時間休日休暇等に関する条例の一部改正でございまして、現行第八条中休暇は一日を単位として与えるとなっておりますが、同条にただし書きを加え、業務に支障のない範囲で半日を単位として与えることができるようにするものでございます。なおその他条文整備等を若干合わせて行なうものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　それでは説明いたします。説明する前にミスプリントがございますので御訂正願いたいと思います。条例の第十一条でございますが、一番最後の条文、改正条例第十一条でございます。十一条の見出し「生理日」を「生理休暇」に改め、この下に同条中生理日のところでございますが、同条中から下を抹消していただきたいと思います。見出しの訂正だけにとどめたいということでございます。「生理休暇」に改めると、るを挿入していただきまして改める、でもってその下を削除します。

それでは新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。第四条でございますが（勤務を要しない日）でございます。本条は用語の整理でありまして第一項で日曜日は勤務を要しない日と定めております。第二項の旧条文でただ要しない日とあるのを勤務を要しない日と、旧条文では要しない日となっておりますものを勤務を要しない日と補足するものでございます。それから第七条でございますが、旧条文では国民の祝日は休日とすると、いうことと、それから第八条第六項で年末年始を特別休暇としていると、これを廃しまして七条で特別休暇というものを廃止して、本条に統合したと、統合整備でございます。それから第八条については従来の休暇が一日を単位としておりましたものを、業務に支障のないと認めた時は半日を単位として認めるという改正でございます。それから第九条につきまして条文の整理でございます。第十一条につきましては見出しの改正でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　この条例改正の目的といいますか、動機というか、その辺がはっきりしないんですがね。

○議長（伊藤　定君）　助役。

○助役（葛西正彦君）　御説明申し上げます。直接の動機と申しますと、土曜が半日勤務になっておるということがあるわけです。したがいまして職員の希望としては土曜日を休んだ日に一日休暇じゃもったいないといっては語弊がありますが、一日がつぶれるということがあります。そういった意味で土曜日を救済したらどうかということが一点。それからもう一つは多忙な時は家庭に事情があって休む時にどっちみち一日休みだからというので午後用がなくても休むということがあった場合に緊急の趣があった時、半日で自分の用事が片付いたら午後は出勤してもいいということにも救済になるんではないかと、こういった二つの大きな目的が条文改正して職員にそういう機会を与えるような方法を条例の中に生かしたわけでございます。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。
○十番（米沢照男君）　もう一点聞きますが、さきほど訂正があったわけですね。ミスプリントの削除があったわけですけれどもこれは当然のこととして新旧対照表の一番最後の条文も同じようにこれは削除するということでいいわけですね。それでこれをまとめた際に少なくとも生理日の勤務が著しく困難なということで、いわゆる生理休暇を規制するという考えがこれをまとめた時点ではあったということになると思うんですね。今、もちろん訂正があったからあれですけれども、その辺はどうですか。
○議長（伊藤　定君）　助役。
○助役（葛西正彦君）　そういう私たち今訂正でお願いもしたわけでございますが、前段米沢議員さんの御質問、実はこの中身を整理いたしております時に、ある時期早くから印刷にかかっておりましたので大体他市の例に倣った形でもって原稿を書いておりましたので、こういう表現があったわけでございます。具体的にいろいろ話をいたしております間に当然要求があったら出すべきじゃないかという結論をみましたので条文の女子職員の生理休暇云々というふうに直したわけでございます。原稿整備の間に他市の例を倣いながらいろいろ制した中に出てまいりましたが、結論的には今御訂正申し上げたようなことで考えて御提案申し上げたわけでございます。
○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。
○十番（米沢照男君）　そうするとそういういわゆる生理休暇の請求があった際にその職員を勤務させてはならないというふうにはっきりうたわれているわけですけれども、これを勤務が著しく困難なということでこれを付け加えると、事実上規制になるわけですね。しかしその意思はないと、こういうふうにはっきり確認してよろしいですね。
○議長（伊藤　定君）　助役。
○助役（葛西正彦君）　御念押しがあったようでございますが、条文を訂正して御説明し申し上げたことはそういう意思がないのでこういうふうに表現をしたということでございます。
○議長（伊藤　定君）　大下博君。
○十九番（大下　博君）　今のに関連するんですけれども今までの条例は生理休暇だからという届けを出せばそのまま通ったわけですね。ところが今度は著しくというのが入れたということはやはり規制するということになるんじゃないですか。その著しい困難という判定等がそういうことも非常にむずかしい判定になると思うんですけれども……上と下を反対にしました。どうもすみません。　（笑声）
○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第十九号日野市職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。
これより議案第二十号職員団体の業務にもっぱら従事する職員に関する条例を廃止する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。
○書記（朝倉敏夫君）　議案第二十号を朗読。
○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。
（助役登壇）
○助役（葛西正彦君）　本議案は職員団体の業務にもっぱら従事する職員に関する条例の廃止でございまして、地方公務員法の一部改正に伴い同法第五十五条の二の規定が新設され、付則第二条第五項による経過措置期間を経過いたしましたので条例を廃止いたすものでございます。よろしく御審議お願いいたします。
○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。総務部長。
○総務部長（遠藤政之君）　特別に説明もございませんが、ただいま提案理由のとおりでございます。この条文につきましては従来も組合の在籍専従者は認めなかったと、それで改正後の条文でも職員は職員団体の業務にもっぱら従事することができないということになっております。ただし任命権者の許可を受けた場合はその限りでないというただし書きが入りましたので原則としては認めないということでございますが、このただし書きにつきまして許可条件が整理されたということでこの条例を廃止するということでございます。
○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。
○十番（米沢照男君）　この条例があると何か支障があるんですか。
○議長（伊藤　定君）　総務部長。
○総務部長（遠藤政之君）　これは経過期限が経過しておりますので、公務員法の一部改正によって全然この条例が必要なくなりました。現行法でもってできるということでございます。
○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。
○十番（米沢照男君）　参考までに今紹介があった公務員法の五十五条ですか、その全文をちょっと読み上げていただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　職員課長。
○職員課長（日野義人君）　それでは条文を朗読してみたいと思います。職員団体のための職員の行為の制限第五十五条の二「職員は職員団体の業務にもっぱら従事することができない。ただし任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもっぱら従事する場合は、この限りでない」こういうふうな条文でございます。あと全部でこの条文六項までございますけれども、ここのところが今、総務部長のほうから御説明申し上げた条文でございます。
○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。百済勇君。
○九番（百済　勇君）　原則としては専従者を認めないと、そういうことですが、ただし書きには任命権者の許可を得れば専従者を置くことができると、こういうことですが、このただし書きについて市長として任命権者としてどういうふうに今後の考えを持っているのか、ちょっとお伺いします。
○議長（伊藤　定君）　職員課長。
○職員課長（日野義人君）　ここで申しますわいわゆる在籍専従はやはり同条の条文中にございますけれども第三項で「第一項ただし書きの規定により登録を受けた職員団体の役員としてもっぱら従事する期間は職員としての在職期間を通じて五年をこえることができない」というふうな期間の規定がございます。それから第五項で「第一項ただし書きの許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は休職者とし、いかなる給与も支給されず、またその期間は退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする」こういうふうな規定がございます。これらの規定に基づきまして職員組合から申し出がありまして特に支障のない場合には許可を与えると、こういう形になると思います。
○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第二十号職員団体の業務にもっぱら従事する職員に関する条例を廃止する条例の制定の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。
これより議案第二十一号日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。
○書記（朝倉敏夫君）　議案第二十一号を朗読。
○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）
○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市職員の退職手当支給条例の一部改正でございまして、各市の退職金支給状況を調査いたしました結果、当市の場合、各市との格差が認められ職員組合とも交渉の結果了承を得ましたので御提案申し上げた次第でございます。内容といたしましては普通退職で平均三三・四%、勧しょう退職で平均一七・九五%引き上げるとともに支給方法として第十七条で口座振替による支払い方法を加え、その他は失業保険法の改正に伴う条文の整理をいたした次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。総務部長。
○総務部長（遠藤政之君）　御説明申し上げます。この条例は昭和四十一年に制定されましてそれ以来率の改正等が行なわれておりません。さきほど助役のほうから申し上げましたが各市の退職金との格差がみられるということで今回の改正になったわけでございます。改正点につきまして新旧対照表によって説明申し上げます。第三条につきましては普通退職に伴う支給率の改正でございまして、勤続期間の区分と、支給割合の変更でございます。これによる増額分と申しますか、引上額が平均の三三・四%でございます。それから第二項につきましては限度額を従来六十だったものを六十五に改めたということでございます。それから第五条につきましては勧しょう退職の手当金の改正でございます。それも普通退職の支給率の改正に伴いまして、均衡を考慮して一七・九五%の引上額となります。それから第六条につきましては整理退職の場合の退職手当の改正でございますが、この整理退職につきましては今までもこの適用の事例はございませんが、第三条第五条の改正に伴いまして均衡を考慮して改正したということでございます。それから第十二条から第十三条でございますが、これにつきましては失業保険法との関係でございます。市の職員、公務員には失業保険法の適用が除外されております。特にこの条文は失業保険法と退職金との間に支給の格差が生じた場合にはその格差を退職金で補なうという条文でございます。それで現行の退職金につきましては失業保険金を下回ると、失業保険法に基づく保険金を下回るということはございません。この適用を受けるということはほとんどないというのが現状でございます。それから第十四条でございますが、退職金の手当の中に今回調整手当を入れると、調整手当を含めるということの改正でございます。これにつきましては各市がほとんどが調整手当を含んでおりますので各市と均衡をとったということでございます。それから十七条でございますが、口座振替で支払うことができるという条文を入れたのでございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。大下博君。

○十九番（大下　博君）　調整手当を今度含めたということと三三・四％上がるということとはどういうことなんですか。調整手当を繰り入れたためにそれを含めるから三三・何％アップになるということか。要するに調整手当と本俸というんですか、を含めたもので三三・何％アップになるということか。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　第三条のこれにつきましては、改正につきましては勤続期間と、それから期間に対する率でございますので、もちろん現在三三・四％というのは調整手当を含んでおりませんが、一年から五年までがいくらということを計算いたしますと旧と改正条例では三三・四％ということとでございます。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第二十一号日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第二十二号日野市用品調達基金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　議案第二十二号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市用品調達基金条例の一部改正でございまして、この条例は市役所、学校、保育所に共通する物品の集中管理をはかるため、基金三百万円をもって昭和四十二年に発足したものでございます。四十二年以降学校、保育所の数が殖えたこと、単価の値上がり等により基金の運用に支障を来たしますので基金を三百万円殖やし、基金総額六百万円と、いたすものでございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　特別にございません。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第二十二号日野市用品調達基金条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第二十三号日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　議案第二十三号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市市営住宅条例の一部改正でございまして、昭和四十七年十二月八日公営住宅法施行令の一部改正されましたことに伴い条例の一部を改正するものでございます。今回の改正は収入基準の引き上げが主な改正でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　それでは新旧対照表によりまして説明いたします。今回の改正につきましては最近における勤労世帯の収入の増等の実情に鑑みて公営住宅の入居者の資格としての収入基準を引き上げるということが目的でございます。

それでは第二条でございますが、扶養控除の額を扶養親族一人につき五千円ということであったものを一万円に改正する、改めるということでございます。それから第五条につきましては申込者の資格でございます。申込者の資格でありまして、収入基準を第一種公営住宅については二万七千円を超え、四万六千円ということでありましたものを三万円を超え五万八千円とそれから第二種につきましては、二万七千円を超え三万円に改める、ということでございます。それから第七条につきましては、一種住宅から二種へ移る場合、また二種から一種へ移る場合の収入額、それぞれ二万七千円から三万円にということの改正でございます。二十条につきましては入居者の資格としての収入の引き上げでございます。二十条につきましては、収入超過者の明け渡し努力義務に対する限度額でございます。五万九千円を七万七千円に、三万四千円を四万三千円にそれぞれ引き上げるということでございます。それから二十一条につきましても、付加使用料の関係でございまして限度額五万九千円を七万七千円に、そのほか収入に関する報告も前条と同じ基準の改正でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なけ

ればこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第二十三号日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第二十四号日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　議案第二十四号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市市税条例の一部改正でございまして、地方税法の一部を改正する法律が今国会において審議中でありますことと、基準年度による評価替えのため、従来の納期によることが困難なので固定資産税及び都市計画税第一期の納期を延長するため、地方税法第三百六十二条第一項の規定によって提出いたした次第でございます。詳細、担当部長より説明いたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。大下博君。

○十九番（大下　博君）　説明が、前、予算の時にあったのかもしれませんけれども、今国会で審議中というのはどういうふうになるんですか、大まかに言って上がるのか下がるのか。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　予算のほうでは宅地のほうは約八〇％上がるというふうにお話し申し上げてあるわけですが、そのほうは宅地の評価でございます。そのまま評価替えになるわけでございますが法律によりますと固定資産税のほうの土地のうち、住宅用の宅地に用いてる宅地については二分の一評価課税、評価額の二分の一を上限とする課税に昭和五十年度までにもっていく、こういうことでございます。それから住宅用以外の宅地、地目は宅地なんだけれども、住宅以外に使ってる、工場敷地等に使ってる宅地につきましては評価替え課税評価額課税ですね、昭和五十年までに評価額にもっていく。評価額掛ける百分の一・四ですね、固定資産税ですから。そういう住宅用宅地と、住宅外宅地では倍の差があるこういうふうな改正でございます。それから農地関係につきましてもまだはっきりしていないわけです。いずれ三月いっぱいまでには地方税法が改正になってはっきりすると思います。それから都市計画税のほうは、予算の中でも申し上げておきましたけれども、昨年、四十七年度から評価額課税になっておりますので四十八年度で評価替えに八〇％上がっても都市計画税についてはそのままの評価額課税でいきますので、予算で説明したような七三％の予算の増額になる、というふうなことで都市計画税のほうにつきましては、そのような今までどおりの改正ということでございます。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第二十四号日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時四十五分休憩
午後三時四十分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第二十五号日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　議案第二十五号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市立公園条例の一部改正でございまして、公園の追加でございます。黒川吹上公園は吹上団地土地区画整理事業が完了したことにともないこれを引き継ぐものでございます。四ツ谷下第一公園も四ツ谷下土地区画整理事業区域内の完成した公園でございます。また大久保公園、大坂西公園は神明上土地区画整理事業区域内の完成した公園でございます。これらを引き継ごうといたすものでございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　たいへん失礼いたしましたが、差し替えをいたしましたので差し替えの分を見ていただきたいと思います。ただいま提案理由の中で細かく説明がありましたとおりでありまして、別表の第一の一の中へ黒川公園、大久保公園、大坂西公園の三公園は都市公園でございますので都市公園をそれぞれ加える。それから別表第二は都市公園以外の公園でございます。四ツ谷下の第一公園と吹上公園、この二公園を追加するものでございます。よろしく審議願います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第二十五号日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第二十六号日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　議案第二十六号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市遊び場条例の一部改正でございまして、本年度建設の遊び場を条例化し、また傘松第二運動広場を四中建設のため廃止いたすものでございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　提案の御説明でよろしいんですが、若干付け加えさせていただきますと、運動広場につきましては大和田の運動広場、そのほか、この広場につきましては、四十七年度五カ所それぞれ民地の方から借り上げをお願いして造ったものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　程久保こども広場とありますけれどもどこを指してるのかお尋ねいたします。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　三井団地の下でございます。

○議長（伊藤　定君）　滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　何か聞くところによりますと、この広場の持ち主は二年間で返してくれ、というようなことを聞きましたけれども、この実際にでき上がった時点であと一年半ぐらいということになると何か市がそれだけお金をかけてやって地主には悪いけれども地主のためにやってやるようなことになるんじゃないかと思われるので、できれば民地を借りるについても最低三年とか、あるいは四年とかというふうなことでなければやっぱり税金のむだ使いになるんじゃないかと思いますけれども、その点福祉事務所長の見解を問います。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　滝瀬議員さんの御発言でございますけれども、私どもも当初そのような地主さんのお話といいますか、意向があるやに聞いたわけです。私どもとしましても、二年でお返しするということではやはり今議員さんのおっしゃったようなこともありますので、その辺のところは地主さんとの話の中で二年でこれはすぐ引き揚げるんだ、こういうことはしないんだ、こういうようなことでございます。なお、二年ということについて、一応決まりとして検討の基本にしてございます。このことの設置については庁内におきます協議会の審議の中で、この程度ならこうだということでその掛けるお金にしましても検討の中でやってございます。そういう意味で二年で必ずこれを引き上げるんだということではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　私の聞いた範囲では、一年で返してくれと言われたようなことをちょっと聞きましたんですがやはり地主も提供してくれるということはありがたいし、また市のほうでもそれだけ遊び場が殖えれば福祉にもつながる問題で、非常にありがたいと思いますけれども、ただ二年というとどうしてもやっぱり工事やなんかで一年半とか、あるいは一年七カ月ぐらいきり使えないので、できればなるべく最低三年なら三年以上ぐらいの契約が欲しいのではないかなあ、というふうに思われますし、確かに税金の免除ということは、市が打ち出して非常にありがたいとは思われますけれども、何か程久保の件に関しては、二年でやったらもうあと一年ちょっとで終わりなんだ、ということを近所の人から聞きましたものですから、できれば三年なら三年ぐらいの契約にしてほしいなあというふうに思われたので発言したわけなんです。その点福祉事務所のほうでもよく御検討のほどお願いします。

○議長（伊藤　定君）　正国務君。

○二十九番（正国　務君）　今の質問ですが程久保の提供した地主が何か二年を限ってこれを貸し与えするんだというふうに初めから言われたように質問の内容は聞くようですが私の聞く範囲内では少なくとも子供の遊び場をあの三井団地がお母さん方がどうしてもこれを欲しいんだという請願も出たように考えますが、したがって非常に熱心なものができた。普通郊外ですからそれだけないわけですね。したがいまして母さん方が非常に熱心にやられたので地主もみずから、それならば私の土地が空いてるからそこをお使いなさいということからできた。それで私もちょっと行ってみたんですが、下が非常に坂なんで子供の遊ぶ場所には非常に不適当ではないか、というふうに考えましたもので、市の担当者にもこれを全部、柵をするというとたいへんな金がかかる、という意味において、これは何とか地主の御好意はありがたいけれども金を余りかけないようにしてやったほうがいいんじゃないか、しかしそれかといって子供に危険があってはいけないからそれらを十分考慮してやっていただいたほうがいいんじゃないか、ということも意見具申をしておきましたが、今聞くと地主が何か二年を限定して貸したというように何か聞えるんですが決してそうでは私はなかったように考えるんですが、福祉事務所長、そこらをはっきりしておかないとこれから地主はこういう問題について一応二年という限定があるわけですからこれを必ずしも固持するわけじゃないけれどもそういう人がなくなりはしないか、というような話も出てるわけです。そこらどうですか。そこらはっきりしておかないとまずいと思うんですね。程久保の問題に限ってだけそうじゃないと思うんですが、どうですか。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　原則は二年でございます。契約の中で。

○議長（伊藤　定君）　正国務君。

○二十九番（正国　務君）　原則は二年だけれどもどうしても二年で返せということを最初言われたわけですか。そうじゃないんでしょう。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　さきほど申し上げたとおり、地主さんとの話の中では必ずしも二年で返せとおれは言わない、ということは話しております。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　今のちびっ子広場との関連ですけれども、昨年の十月ごろでしたか、落川でしたか百草でしたか同じようなちびっ子広場が開設されたわけです。契約は二年になってる、しかし実際に開設された時点から見ると一年半きり契約上は使えないことになってる、しかしざっと百万の経費をかけて整地をしてバックネットその他かこいがしてあるわけです。調べてみるとその用地がすでに契約切れと同時に四軒でしたか住宅造るような計画になってるんですね。そうするとせっかく子供のためにちびっ子広場が開設されたけれども契約は文書上は二年、実質的に一年半、一年半経過したらすぐ家を建てる計画になってる、これではむしろ子供の期待に反するような、裏切るような結果になりかねない、ということが今の指摘でもあったと思うんです。ですからそういう点では契約上はもちろん二年だけれども、二年以後引き続きやはり借てそこに広場が存続できるようなそういうやはり内意を取り付けておくということが必要じゃないか、この点は今意見が出ましたので重ねて意見として申し添えておきます。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第二十六号日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は文教厚生委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第二七号日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　議案第二七号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市老人福祉手当条例の一部改正でございまして、都の制度改正により所得制限の撤廃と手当の額を引き上げるものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　提案理由のとおりでございます。若干付け加えますと、都のこのことについては制度でございまして、昨年十月一日から始まった仕事でございます。東京都の条例の一部改正に伴いましての改正でございます。今申し上げましたように所得制限の撤廃とそれから額が三千円が五千円にアップされた。さらに付則で三カ月の余裕をつけた、こういうことでございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第二七号日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定の件は文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第二八号日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　議案第二八号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部改正でございまして、手当の支給対象となる障害者の範囲を拡げるとともに、手当の増額を行ない障害者の福祉の増進をはかるものでございます。詳細担当部長より説明いたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　提案理由のとおりでございますが若干補足します。改正の理由は今説明のとおりでございます。内容でございますが、第二条で障害者の範囲の拡大をうたったと。従来年令の区分がございましたですが、それを廃止したと。それから障害程度の字句の修正をいたしたいということの二点でございます。さらに第二条の一号で身障者の範囲の拡大、今申し上げましたように従来二十歳未満が四級以上と、二十歳以上三級以上というのを一率四級以上の障害者というふうに直したということでございます。それから二号で精神薄弱者の法の範囲拡大でございますが、これまた同様でございまして、従来中度以上という表現でございましたのを四度以上の障害者ということで改めたということでございます。さらに第四条にまいりまして福祉手当の条例でございます。従来の一、二級の二千五百円これを三千円と、それから従来の三級を二千円が三級四級で二千五百円というふうに改めたということでございます。今までその額を別表で表わしてあったのを本文の中へ挿入いたしたということでございます。それからなお四条の二項でもって重複障害者の加算ということで、これは新規でございます。重症障害者、いわゆる心身共に障害をもっておるお方に対しては保護者の負担を考慮の中で第一項の手当に対しまして一千五百円の加算をいたすとこういうことでございます。付則は四十八年四月一日と、以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第二八号日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は文教厚生委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第二九号日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　議案第二九号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の制定でございます。今年度平山台六十四街区に建設をいたしました施設を条例化して日野市内に居住する心身障害者（児）の利用に共し、相談集会及び訓練業務その他の円滑な運営をはかることにより福祉の増進をはかるものでございます。詳細担当部長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　付け加えて御説明さしていただきます。本件は新しい仕事でございます。この目的等については今の説明のとおりでございます。第二条で名称、

位置でございます。第三条で事業でございます。話しが前後しまして恐縮でございますが、施設の管理は市で行なう。心身障害者の通所訓練事業については委託とこういうことでございます。第三条事業で利用公開、心身障害者（児）の集会、懇談関係団体の利用と、あるいはまた相談所、心身障害者の障害児の通所訓練事業その他市長が認める事業。第七条で手続きでございますが、申請承認でございます。なお通所訓練事業につきましては一括の申請の形式をとりたいということでございます。第八条で使用料は無料でございます。十二条で管理の委託ということでございます。前回も予算の中でお話し申し上げましたですが、この通所訓練事業につきましては守る会に委託を予定してございます。なおあえて福祉センターといたしたのは今申し上げた中での相談事業、あるいは他の団体との関係、いわゆる関係団体の利用、これらの考慮の中で福祉センターということで、そのセンターの中で通所訓練事業を委託するということでございます。幅をもったということでございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。秦正一君。

○四番（秦　正一君）　この名称ですけどね、福祉センターの建物はそこに今の一応公民館の隣りにあるわけですけれども、そうしますと日野市立心身障害者福祉センターというふうな長い名称になるわけですね。福祉センターといえばまたむこうのことを思うだろうし、やっぱりこれ、たいした問題じゃないといってしまえばそれまでかもしれないけれど、何かすっきりした名称はないものだろうかと。それからここで通所訓練を行なうわけですけど、私まだ中を見ていないんですけど、いろいろとスペースの点で差し支えないのかどうかね。本来の通所訓練を、守る会のほうに委託してやるわけでしょう、その中でいろいろなそういう相談とかそういうのをやっても部屋はとってあるから心配ないと思いますけれども、その点はだいじょうぶですね。それから今の名称の件ですけどその点を。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　名称でございますが、さきほど申し上げた意味合いがちょっとその辺のところがあったわけでございます。心身障害者（児）福祉センターということで長いわけでございますが、通所訓練事業につきましては別途にそのものについて関係者の方々からお名前を付けていただきたい。たとえば花の名前をとって何々の家とか何々だということでもけっこうだというふうな考えでおります。この施設についてはあくまでも広い意味でのものでございますんで、この福祉センターということで名称付けをいたしたということでございます。それからなおスペースでございますが、現在のところ間に合うというふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　秦正一君。

○四番（秦　正一君）　これはできれば福祉センターという名前の名称をなくして、たとえば福祉館とか、福祉室までいかない、もっと大きいでしょうけれども、何だかそんなふうな名称を使ったほうがむしろいいんじゃないかと、このように思うわけです。委員会でやりますから。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。百済勇君。

○九番（百済　勇君）　この運営ですけど一応守る会に委託をするとこういうことで私もいいと思いますが、結局ここに通所してくる人、この人たちは市内各所からくるわけですが、その際に時間もこれは九時から五時までですか、そういうふうに時間がなっておりますが、これに使用する、たしかマイクロバスが一台買われるとこういうことになっていると思うんですが、そのマイクロバス一台で、この時間なり何なりから見て一台で足りるかどうか、その辺あたりをどういうふうに考えておられるか、ちょっと答えていただきたい。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　おっしゃるとおり全市的な面で考えております。一台で足りるか足りないかということでございますが、現在の状態では時間的に九時ということでも実際九時にはお子さんの状態、家庭の事情等ございましてやはり九時に始めるということはできないと思うんです。できないというか、今までの例からみてやっていないと、もう少し時間的に短い時間をやっておるというのが現状でございまして、現在の状態からみてやはり専用バス一台あればこなせるというふうな考えでございます。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　しつっこいようですけれども、結局私が心配するのは九時からですからそれは場所的な考え方からいけば、あるいは十時になるというふうなことは、これは差し支えないと思うわけですけど、したがいましてやはり子供たちも何といいますか、夢をもって希望をもってやはり一時間でも早くやっぱりここに来て遊びたいとこういうやっぱり気持だと思うんです。そういうことを満たしてやるためにはマイクロバス一台で足りるのだろうかと、この心配が私はあるわけなんです。若干時間はずれるにしてもマイクロバス一台で消化できるだろうかと、こういう心配があるので私は聞いたわけなんですが、これはこれから一応いわゆる通所してこられる方々のリストなり何なりはできていると思いますが、そういう計画の中で考えてみてマイクロバス一台ではどうだろうかという考えをしておるわけです。そのために質問をしたわけでそこら辺を福祉事務所長と関係する方方と十分今後検討して、いわゆる待ち焦がれた子供さんたちの夢を達成してやるように十分努力してもらいたい。そのことを申し上げて終わります。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　管理の委託の問題ですけれども私は心身障害者を守る会の組織はどの程度の規模をもったものか良く分からないんですけども、ここに一、二、三、と書かれている中で管理を委託された場合、本来の目的であります障害者の訓練事業に支障をきたすようなことはないのかどうか。たとえばですね、施設内の清潔、整頓その他環境整備に関することとか、あるいは一番目の物品の保全に関することとか、そういうようなものが拡大管理委託されるというようなことはないのかどうかですね、その辺のところはやはり訓練事業に支障のないような形にもっていかなきゃいけないんじゃないかと、そういうその心配がありますけれども、所長のほうでその心配はないのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　御指摘のとおりで管理内容は物品の保全、環境整備、通所訓練事業この三つの柱でございます。御父兄の方に十分私どもの考えも理解をしていただきまして、また私どもの管理監督も厳にいたしまして、支障のないようにしてまいりたいという決意であります。以上です。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　ここは職員はどのぐらい派遣されるんですか。

○議長（伊藤　定君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　今のところ現状では職員の常駐の派遣は考えておりません。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　この辺は委員会でも十分論議していただきたいというふうに要望いたしまして終わります。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第二九号日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の制定の件は文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第三〇号日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第三〇号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市立地区センター

条例の一部改正でございまして、四十七年度建設いたしました地区センターを条例に加えるものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　別段ございません。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第三〇号日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は文教厚生委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第三一号日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第三一号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市立図書館設置条例の一部改正でございまして、中央図書館の位置を豊田二丁目四九番地に改めるものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。図書館長。

○図書館長（前川恒雄君）　趣旨は助役の説明のとおりでございますが、これは設置条例の第三条に日野市立中央図書館の位置としまして現在まで市役所の位置であります日野二九〇〇番地ということになっていたわけです。これは御承知のとおり図書館は移動図書館を主としてやっておりましたものですから、一応形式的にそういう条文にしていたわけでございますが、このたび中央図書館ができ上がりましたので豊田の二丁目四五番地と改めるということでございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　図書館長の御説明でできき上がったということですが、いつその竣工といいますか、検査といいますか、それが完了したのかですね。それからそれをいつの時点で公にしていくのか。いわゆる開館といいますか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　図書館長。

○図書館長（前川恒雄君）　竣工検査は今日でございます。今日竣工検査が終わりまして明日から引き渡されるものでございます。さらに落成式を四月五日に挙行したいと思っております。利用者に対するサービスでございますが、これは図書の整理その他を落成式後にやらなきゃいけないもんですから四月二十八日からオープンしたいと、こういう予定で今進行中でございます。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　四月五日に落成式をやって四月二十八日までは作業的にかかるということに理解してよろしいんですか。

○議長（伊藤　定君）　図書館長。

○図書館長（前川恒雄君）　そのとおりでございます。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　五日に落成式をやって普通の場合ですと、学校なんかの場合、本日ただいまから教育委員会の手に渡りますといったようなことで使用可能ということが普通のようですね、なぜ四月五日に落成式をやって二十八日まで開館できないのか。図書が入らないからだというふうなことがあると思うんですが、それならばなぜその竣工式を四月五日にお急ぎになるのか、その辺のところを。

○議長（伊藤　定君）　図書館長。

○図書館長（前川恒雄君）　図書館の例でございますが、普通落成式をやりましてですね、二、三カ月たちまして開館するのが大体普通の例でございます。たとえば都立の中央図書館などではもっと長い期間をかけております。ほとんど半年ぐらいかかってましてね、これは図書館の場合に他の建物と違いまして備品が入ればすぐ使えるというものではございません。特に問題なのは図書でございまして、図書利用者がすぐ使えるようにするためには図書を配置するばかりじゃなくてその位置を正確に目録帳に記載する、台帳に記載するというようなことが絡んでおりますのでなかなか一挙に使用できる状態にいかないわけです。そういうことで落成式後に多少時間がかかりまして、利用者の皆さんには御迷惑をかけるわけでございますが、どうしてもその期間は取らざるを得ないわけです。ついでながら申し上げますと移動図書館、巡回は従前どおりずっと続けていたしております。以上です。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第三一号日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は文教厚生委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第三二号日野市立総合病院看護婦、准看護婦修学資金貸与条例の制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第三二号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市立総合病院看護婦、准看護婦等看護婦修学資金貸与条例の制定でございまして看護学院等で修学している者で卒業後一定期間市立病院勤務可能な者に対し修学資金を貸与し、看護職員の充実に資するため条例を制定いたすものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）　それでは御説明いたします。看護婦の不足につきましては全国的なこれは問題でございまして、その中で私どもの病院においても一応の特須看護というふうな基準をとっておりますが、やはり病棟の夜間勤務におきましてはかなりの回数勤務をしなければならないとこういうふうな状況でございます。数年前でございますが、人事院の判定の中で二、八の態勢が望ましいとこういうふうなこともございまして、各病院ともそういう態勢のほうに向かっているわけでございますが、二、八と申しますのは二人勤務の月、夜勤回数八回とこういうふうなことでございますがこれらの態勢に向かって私どものほうでも極力看護婦の確保については努力をしておるわけでございます。いわゆる看護婦の確保といいますかそういうものが看護婦の夜勤の回数を減らして労働過重から幾分でも軽減していくとこういうことになるわけでございますが、同時にやはりこれが患者のいわゆる医療あるいは看護サービスの向上とこういうものになるというふうに考えておるわけでございます。このいわゆる看護婦確保とこういうことのためにこの一条としましてこの制度を設けたいとこういうことでございます。現在准看護婦委託制度の制度とこういうものを実施しておるわけでございますが、これらにつきましては当然成果を上げておるわけでございます。しかしながらまだ十分確保ができないとこういうふうな現況でございますが、この修学資金の貸与条例の制度でございます。これにつきましては国立だとかあるいは都立、あるいは近くは稲城病院あるいは稲城市立病院、青梅の市立病院でもすでに実施されておるものでございます。制度の内容につきましては修学資金の額を除きまして大体同じ

ようなものになっておるわけでございます。その額についてちょっと申し上げますと、国立では五千円、都立では七千円あるいは青梅では八千円、稲城では二万円こういうふうな額に、これは正看といいますか看護婦のものでございます。これらになお稲城におきましては准看護婦は八千円とこういうふうなことでございますが、その実績を見ますと青梅の市立病院におきましては余り利用されていないと。それを利用しているのは受給者が現在一名であるとこういうことでございます。稲城におきましては十四名受給を受けておると。この利用の率がいいというのはやはり額の問題ではなかろうかと、こういうふうに考えまして私どものほうでは稲城を基準にいたしまして額をきめたとこういう状況でございます。

それでは条例の内容について御説明をいたします。第一条目的でございますが、これはやはり当市立病院の看護職員の充実確保と、確保に資するとこういうことでございます。貸与の資格につきましては看護学院に在学をしている者で卒業後病院において三年以上の看護業務に従事できる見込みである者とこういうふうなことになっておるわけでございます。第三条でございますが、修学資金の貸与額につきましてはさきほど申し上げましたように二万円と一万円とこういうことでございます。それから第七条貸与の申し込み、これらにつきましてはこの後に添付としてございます条例の施行規則、こういうものの中でうたってあるわけでございます。第九条でございますが連帯保証人を要するとこういうことでその資格とこういうものでございます。貸与の中止第十条でございますが、退学をした時と、学院を退学したと、あるいは修学の継続ができない見込みとこういうふうな者につきましてそこにある第五項までのものでございます。次に修学資金の返還でございますが、この返還につきましてはやはり貸与するとこういうことで返還を原則とするとこういうことでございます。退学あるいは辞退した時、あるいは資格がとれないと、こういうふうなことの内容になっております。

返還の猶予の条項が第十二条でございます。猶予もできる、こういうことでございます。それから第十三条でございますが債務の当然免除と、こういうことで一年修学金をもらったものについては二年間、卒業後勤務した場合、あるいはまた二年貸与金を、修学金をもらったものについては三年間勤務をしていただく、こういうふうなことによりまして修学資金の返還を免除される、こういう条項があるわけでございます。それから第十四条は債務の裁量免除でございますが、勤務をしている中で中途でなくなると、こういうふうな場合にはそこにあるような在職期間と免除の額と、こういうようなものによって一部免除した中で残余返還してもらう、こういうことになっているわけでございます。なお返還の場合第十五条におきましては返還の

の場合、返還しない時の延滞の利子と、こういうものが書いてあるわけでございます。以上で説明終わります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　これを制定するに当たりまして青梅ですとか、稲城の例を参考にされて受給者が少ないのではしかたがないということで額の問題を大きく取り上げたということはたいへんけっこうだろうと思います。内容をちょっと見てみますとちょっと分からない点が二、三ありますので、御説明願いたいと思います。連帯保証人の相当資産というのはどのくらいのことを考えていらっしゃるかですね。二点目は修学資金の返還のことですが、当然免除のところにあるように、公務による死亡、これは当然免除ということが分かりますが、公務外の理由により死亡した場合、これは連帯保証人が、その者がみずからの意思あるいはそうでないにしても、とにかく公務でない時に死んだ場合でも連帯保証人に責任がかかってくるというふうになっているように思いますが、これはちょっと冷酷すぎるような、その意思で一生懸命勉強していたわけですね。そのものが病気になった時は連帯保証人に責任をとらせるというのはちょっと普通の貸し借りの場合と違った形で、あまりにも冷酷な取り扱いのような感じがいたしますが、どう判断されているか。それから返還の猶予について十二条にありますが、十一条の二号このものに一年以内に免許を取得できなかった場合に市長が特に必要あると認める時に猶予してやると、これはよく分かるわけですね。ところが義務にされている免許取得後、ただちに病院において看護業務に従事しなかった時、この時も猶予はされると。市長が特に必要があると認める時というのはどういう場合を想定されて、義務であるそれを特に必要があるというのはどんなことを想定されて猶予を考えられているか。その三項の場合は猶予なんか理由があればよろしいと、四項の場合は猶予どころか公務外の理由で死んでも連帯保証人にというあたり、ちょっと精神が分からないんですけれども、その点どんなふうにお考えかを伺いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）　第一点の連帯保証人の相当の資産と、こういうことでございますが、一応私どものほうではあまり深く内容を検討した中で連帯保証人の資格というふうなものを定めたということではないんで、これにつきましてはやはり前例的に青梅なり稲城でやっておるという中で一応資格として出したわけでございますので、そこいらの点はほっきり相当資産とはどの程度だといわれてもちょっと私ども返答できないんですが。これにつきましてはやはり金額が月二万円なり一万円と、年にしますと二十四万ですか、そういう中でこれらにつきましてはその金額との関連の中で定数なり、そういう

時点で適当であるかないかということを検討したいと、こういうふうに思っております。

それから十一条の第四項ですか、返還の場合、公務外の理由による死亡と、これについての連帯保証人に債務がかかってくるというのはちょっとひどいんじゃないかと、こういうことでございますが、これらについても私のほうでも若干そういう気がするわけでございますが、これらについてもやはり細部細かく検討したわけではないわけでございまして、ほかの条例と同じようにやるという中で、これを決めたわけでございます。

それから返還の猶予につきましてもやはり市長が特に必要があると、こういうふうな内容については細かく検討してございませんので一応御回答ができないと。なおただいま御指摘の点は委員会におきまして、委員会までにもう一回内容を検討したいと、こういうふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　額の点に主力を置かれて他市町村のを参考にされたというのは敬意を表しますけれどもたとえば公務外の理由でなくなった場合でも連帯保証人に債務がかかってくるんでしょうかということについてもお答がないんですけれども、その程度はお答え願えないと。かりに私どもが保証人になってくれと市立病院の運営といいますか、発展とか、そういうことになってきますとやはり保証人になる場合はは考えるわけですね。あるものをみて考えると思うんです。その場合、説明がつかないようではなりませんので、委員会で詳細にということでけっこうなんですけれども、その点についてのお答。連帯保証人に債務がかかるように、ひっくり返してみるとこうなると思うんですが、その点どうなのかということですね。

それと十二条の市長が特に必要があると認める時に猶予を認めることがあるんだという、この特に必要があるということだけはぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）　さきほども申し上げましたように内容をよく細かい点は分かりませんので繰り返すようで申しわけないんですが、委員会までお待ち願いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　今、事務長のほうから非常に内容をまだ十分検討していないと、こういう話ですけれども、私も二、三質問をしたいんですが。ただいまの連帯保証人の問題ですけれども、一応資格条件として卒業後三年以上ですか、従事する見込みと、こういうやっぱり資格条件をうたっていることですから、連帯保証人の要件としてももう少し緩和すべきじゃないか。これは例えていうならば労金、労働金庫ですね、これらから借りる場合もお互いに保証人になりながら借りている、こういういわゆるお互いの労働者を信頼した保証人制度と、こういうこともあることですから市のほうとしても目的を達成するためにはこういう資格条件も付していることですから、連帯保証人としてももっと緩和すべきではないか、こういうふうに私は思うわけです。

それから第三条の貸与金額ですが、これについて月額二万円と一万円とこういうことになっているんですが、その次の第四条の貸与の方法ですが、これを読んでみますと毎月貸与するとそれから市長が必要と認める場合は数月分を合わせて貸与することができると、こういうことですから市のほうとしても目的を達成するためにはこういう資格条件も付していることですから、連帯保証人としてももっと緩和すべきではないか、こういうふうに私は思うわけです。

それから第三条の貸与金額ですが、これについて月額二万円と一万円とこういうことになっているんですが、その次の第四条の貸与の方法ですが、これを読んでみますと毎月貸与するとそれから市長が必要と認める場合は数月分を合わせて貸与することができると、こういうことですけれども、これはその修学をしている間に毎月二万円ずつ貸与していくと、こういうことですがそうするとその場合に必要と認める場合は数カ月分を合わせて貸与すると、こうなるとここら辺がどういうふうなやり方をするのか、ちょっと私判断に苦しむんですが。その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（伊藤　定君）　病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）　連帯保証人のほうでございますが、確かに連帯保証人については相当責任があるというか、そういう中で十分考えていかなきゃいけないと、こういうふうに思うわけでございますが、ただ私どものほうとしましては借りるほうの、修学金を借りるほうの学生、こういうものがなかなか得られないんじゃないかと、こういうことの中でなるべく何ていいますか、これらの条件を緩和するということで確保していきたいと、その中でやはりあまり緩和して全然お金が万一の場合、返してもらえないようでは困るというふうなことで、そういう関係もあるんですが、できるだけ緩和した中でお貸ししたいと、こういうことを考えておるわけでございます。関連して連帯保証人というものもあるわけです。その責任についてもできるだけ緩和したいという考えはありますが、これらについてさきほどいいましたように一応近隣の公立病院もこの程度でやっているというふうなことで同じような条件内容で貸すと、こういうことでございます。

それから貸与の方法でございますが、これはやはり毎月貸与するのを原則として、それからまた別に毎月貸与するのがめんどうといいますか、こういうあるいはまた本人の希望と、こういうようなことによりましてまとめて三カ月なら三カ月、六カ月なら六カ月、これをまとめて貸与する、こういうこともできるこういうふうなことです。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　連帯保証人の問題ですけれども、結局あまり十分検討されていないということで私が申し上げたこともいろいろ検討してみたいと、こういうことですけれども、やはり修学金といいますか、奨励金というものをやっぱり生徒

さんたちが何とかして自分も資格を取ろうと、あるいはよりよい技術を学ぼうと、こういうことでやられることですからできるだけせっかくこういう条例を作るんですから借りやすく、そして役に立つ、そういうシステムにしなきゃいけない、こういうふうに思うんで、やはりこういう資格条件をきびしくするとか、あるいは連帯保証人をきびしくするとか、あるいは返済条件はこれこれでこうしなさいというふうなかたくなな条例で縛り上げてしまうと、せっかく自分もやろうという考えで奨学金を借りようと思ってもここにきて借りることができなくなってしまう、そうすれば自分が意欲をそがれてしまう、こういうような悪い影響がこれから出てくるんじゃないかこういうふうに私は感じるわけです。ですからさきほども事務長がいったようにまだ十分この問題については検討されていないようですからこれは委員会前にもう一度検討して委員会にかけると、こういうことですから委員会においても十分この点を要するに病院がスムーズな運営ができる、一助となる礎というようなことで十分検討してもらってよりよい条例にしてもらいたい、こういうことを申し述べて終わります。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。秦正一君。

○四番（秦　正一君）　この条例に大体今の時点でどのくらい希望者というか、予定されるか、その人数分かりましたら参考のためお知らせください。

それからもうすでにこれは以前にこういったことは考えて実施していかなきゃならんと思うわけですけれども、たまたまここでこういった制度化されて提案されてきているわけですけれども、何か内容的な面もあまりよく検討されていないようですし、何か三月の定例会に何か駆け込みでこの条例を提起したような感じを受けるわけですけれども、その点市長さんのほうにその点伺いたいんですけれども、その点もうすでに前からこれを実施するのが病院の状況からしてやるべきじゃなかったのかということと。ここで駆け込みで何かそんなふうな印象を受けるわけです。いわゆるそういった点でそれに対しての考えがありましたら。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　お答えいたします。御存じのとおり市立病院では小児科を拡充をいたしまして、小児科は大体看護婦さん一人でベッド二つぐらい担任できると、それ以上は無理だということで二十ベッドあれば十人の看護婦さんがいると、いろいろ努力いたしましたけれどもなかなか集まりませんで五人くらいしか現実には集まらなかった。そういうふうなことで日野ばかりでなく非常に看護婦さんが不足をいたしておりますので、何とか充足をいたしたいということでいろいろ考えましてこれも一つの案としてこういうものが出てきたわけでございますが。そのほかに実はこれは医師会あたりからも非常に要望が強いわけですけれども、潜在看護婦さん、これは同じ市立病院でも町田の市立病院が非常に看護婦の充足率がいいわけです。これは御存じのとおりあそこにはたくさん団地ができまして看護婦さんの資格をもっておられる奥さん方が相当おられるわけですね。そういう方々がパートでこられるものですから町田の市立病院は比較的看護婦さんに困らないという姿があるわけなんです。これはあれはテレビドクターですか、ラジオドクターというんですか、そういう方もこの間いっておられましたけれども、日本の看護婦さんというのは足りなくはないんだと、資格を持っていらっしゃる方で働けない人がたくさんあるんだと、つまり勤務条件が悪すぎて働きたくても働けない看護婦さんがたくさんいるんだということをいわれておりましたけれども、これは正しいかどうか分かりませんけれども、確かに日野市内でも相当の潜在の看護婦さんがいらっしゃるというお話でございます。特にこのごろできました豊田の団地などはかなりの数の方がおられる、そういう方々に何とか優先的に子供さんのめんどうをみる施設というものをたとえば保育園であるとか託児所といいますか、何か分かりませんけれども、いずれにいたしましても何らかの形でそういう方々に働いていただくためには市のほうでそういうめんどうをみてもらえないかという要望が医師会のほうからも実は出ておるわけなんです。これは市立病院といたしましても何らかの形でそういう御めんどうをみることによって、たとえパートであっても働いてくださる看護婦さんがあれば非常に心強いわけでございますけれども、その問題とこの条例、今日出しましたこの条例が、二つ方法はあるように考えているわけでございます。この保育の問題についてはたしてそういう方々にそういう優先権といいますか、そういうものが与えられかどうかというふうなこともよく検討してみたいと実は考えておるわけでございます。

これも実はたいへん不勉強で関係者が申しわけないんですけれども、別に駆け込みというほどのことはないわけなんですけれども、問題は要するに看護婦さんにきていただければいいんでありまして、お金は二の次でお金をいくら返してもらったって働いてくださらなければこれはどうにもなりませんので。むずかしいことというと特にその非常に不徳義な方、たとえばお金を貸してもらって卒業したけれども一日も働かないとか、非常に健康なのに働かないとかというようなごく一部の不徳義な方、例外的な方に対する措置を考えればいいんでありまして、ほかのものは返してもらうことが目的じゃないんですからたまたまやむを得なくて病気になったとか、一生懸命やっても三年間勤まらなかったとかというふうな方々に対して何も連帯保証人からお金をもらおうというふうな意図はないわけでございまして、よくこれを整備させまして委員会までに御納得のいくよ

うな説明をさせるようにいたしたいと思っております。御理解をお願いいたしたいと思います。

○四番（秦　正一君）　人数が……。

○議長（伊藤　定君）　病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）　一応予定は百二十万、人員としましては正看護婦が四名ですか、それから准看護婦が三名、計七名と、こういうことになっておりますが、それぞれ学院に通っている学院生は公立なり都立なりいろいろ修学金の制度を利用されている方が多いもので、どれだけ確保できるかということは疑問なんですが、できるだけ努力をしたい、こういうふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　秦正一君。

○四番（秦　正一君）　市長のほうからの話分かりましたですけれども、曲げてとるわけじゃないんですけれどもあまり内容が何ていうんですか、あいまいな点があるものでそういうふうにとらざるを得ないので質問をしたわけで、よく委員会のほうで検討していきたいと思います。またそのような配慮を執行者のほうにお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第三一号日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の制定の件は文教厚生委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め文教厚生委員会に付託いたします。

おはかりいたします。職員の朗読を省略いたしたいと思いますけれども、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、今後省略いたします。

これより議案第三二三号市道路線の一部廃止の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は市道路線の一部廃止でございます。道路法第十条第一項の規定により提案した次第でございます。詳細担当部長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中島武男君）　それでは説明いたします。たいへん恐縮でございますが訂正がございますのでお願いしたいと

思います。めくっていただきまして裏側でございますが、二番目の真郷根郷山と書いてありますが、真根郷というんですが郷を抜いていただきたいと思います。消していただきたいと思います。真根郷山ですね。真郷根郷山と書いてありますが真根郷山と、たいへん恐縮ですが、郷を消していただきたいと思います。上の郷ですそれから次の段階でございますが、日野市南平一、八八九番地のと入っておりますが「の」の下に「二」を入れていただきたいと思います。字は正しいんですけれども一、八八九番地ののまで入って「二」が抜けております。二番でございます。たいへん恐縮でございます。これはそれぞれ裏っ方に総図面が書いてございます。これは全部廃止じゃなくて一部廃止でございます。起点と終点が書いてございますので、理由は裏っ方に書いてありますように「下街戸線、百間一号線は現状廃滅しているので一部廃止し、市が無償譲与を受け有償にて個人に払い下げる。」これはもう使っちゃっているんです。これは非常に古いものでございまして、古いものがこういうふうにぼつぼつ出てきています。それを全部事務処理できる段階になりましたので御提案を申し上げるわけです。「七曲二号線他八路線は宅地造成及び区画整理区域内のため一部を廃止する。」こういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第三三号市道路線の一部廃止の件は産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第三四号市道路線の廃止の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は市道路線の廃止でございまして、道路法第十条第一項の規定に基づき提案いたした次第でございます。詳細、部長より説明いたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中島武男君）　説明を申し上げます。これは全部廃止でございます。これは全部廃止で、ほとんどが宅地造成地内でございます。一件だけ百間一号線というのがございます。これは南平三五三番地、それから南平六二五番地までの間でございますが、これは南平の七中の前のところでございます。あとは東信不動産、日鉱不動産、これがやっております。

これも書類が完全にできましたので、一応全部廃止をしたいということでございます。そのかわりこの宅地造成地内についてはこれよりか大きな道路をたくさん造ってございます。当然これは交換条件といたしましては、現在の今まである道路の面積よりか大きなものでないと交換ができませんので、そういうことでそれを寄付させる、こういうことでございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。林重義君。

○七番（林　重義君）　ただいま京王平山七生台土地区画整理事業内の平山橋程久保一号線ですが、その説明をどこからどこまでかちょっと聞きたいんですけれども、現地の模様をちょっと……。

○建設部長（中島武男君）　裏に図面がついておりますが……。

○七番（林　重義君）　図面はついているんですけれどもやはり……。

○建設部長（中島武男君）　これはたいへん失礼でございますけれども、産建委員さん、今度、林議員さんも産建委員さんでございます。現場へ行って私説明しないとちょっと分からないんですね。

○七番（林　重義君）　意見を申し上げておきます。実はこの路線について今、程久保街道であって、七尺の道でありましてそれが地元の時に市の協定の時にはずされたといいますか、地元の意見が入れられなかったというか、そういうことで廃止状態になっておりましたので、その当時地元としては京王不動産に申し入れまして、一応そこに何らかの点で入口をつけてくれというような要求を入れましたところがやはり京王としてはその要求を入れましょうということで取り付け道路の件なんですが、それで先月ですか、一応最終段階としてそういう形になりましたもので、一応京王不動産の確認も得て、市のほうとも話し合い紳士協定というかそういうことになっておりますので一応この席で発言をしまして確認を得たいという形でございます。よろしくどうぞ意見として申し上げておきます。

○議長（伊藤　定君）　分かりました。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見がありましたら承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これを議案第三四号市道路線の廃止の件は産業建設委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第三五号市道路線の認定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は市道多摩平一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約の変更でございまして道路法第八条第二項の規定に基づき提案した次第でございます。詳細部長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中島武男君）　御説明を申し上げます。これは吹上団地が完了いたしましたので、事務処理を行なっておりましたところ全部処理が整いましたので認定をしたい、こういうことでございます。図面がついておりますので御参照願いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第三五号、市道路線の認定の件は産業建設委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第三六号市道多摩平幹線舗装新設及び歩道設置工事請負契約の変更の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は市道多摩平一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約の変更でございまして、去る九月の議会で議案第一〇五号をもって議決されたものの変更でございます。着工以来契約金額の範囲内で完成すべく努力しておりましたが、道路沿いの民家より出入口増加の要望が出たため設計変更のやむなきに至り本議案を提出する次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　関係部課長より詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（遠藤正之君）　当初の契約より歩道の切り下げ箇所が四カ所増となったというためでございます。そのための設計変更でございまして、そのため契約金額が三千九百六十五万を三千九百六十九万六千円に四万六千円の増額の契約変更でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第三六号市道多摩平幹線一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約変更の件は総

務委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第三八号日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、昭和四十七年度人事院勧告、及び職員組合要求に基づき組合交渉の結果、妥結を見ましたので改正いたしたく提案するものでございます。内容といたしましてはすでに御承知のとおり本年度の人事院勧告の特色は四十七年四月に遡及して実施することであります。またもう一つの特色は昨年の改正時にお伝えいたしましたように当市職員と、各市職員との給与格差を昨年度と本年度の二年度で是正を計画いたしました二年度に当たることでございます。したがいまして本年度の改正額は全給料表平均引き上げ額で、実質九千九百三十四円、引き上げ率で実質一三・八六％となりさらに技労職員については昨年同様本年四月一日付、初任給基準の是正を行なうことにより各市平均給与水準を確保いたしたいと考えております。また諸手当並びに条例別表の特殊勤務手当も各市水準まで改正いたすとともに給与計算事務の委託替えに伴い法定外控除金も同時に処理いたしたいので控除規定を加えた次第でございます。詳細、担当部長より説明いたしますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第三八号日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、昭和四十七年度人事院勧告、及び職員組合要求に基づき組合交渉の結果、妥結を見ましたので改正いたしたく提案するものでございます。内容といたしましてはすでに御承知のとおり本年度の人事院勧告の特色は四十七年四月に遡及して実施することであります。またもう一つの特色は昨年の改正時にお伝えいたしましたように当市職員と、各市職員との給与格差を昨年度と本年度の二年度で是正を計画いたしました二年度に当たることでございます。したがいまして本年度の改正額は全給料表平均引き上げ額で、実質九千九百三十四円、引き上げ率で実質一三・八六％となりさらに技労職員については昨年同様本年四月一日付、初任給基準の是正を行なうことにより各市平均給与水準を確保いたしたいと考えております。また諸手当並びに条例別表の特殊勤務手当も各市水準まで改正いたすとともに給与計算事務の委託替えに伴い法定外控除金も同時に処理いたしたいので控除規定を加えた次第でございます。詳細、担当部長より説明いたしますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　詳細の説明を関係部課長より求めます。総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　説明いたします。給料表でございますが、本年度各市の給与改正の状況でございますが、実質平均引き上げ率が一一・七三％引き上げ額におきましては八千六百四十四円でございます。日野市の場合各給料表全体の平均引き上げ率はただいま説明がございましたが、一三・八六％でございます。額につきましては九千九百三十四円、それで各給料表の引き上げ状況につきましてはお手元に表がございますがそのとおりでございます。一級、二級、各等級ごとの引き上げ率が記入されておりますがそのとおりであります。なお、昨年の改正の際にも説明を申し上げましたが、技労職の給料で各市との格差が特にあるということで、二年間で調整をするということの説明を申し上げました。それで今回の給料表の改正によりましてもなお、七千円近い格差がまだ残ります。それにつきましては、今年の四月、本年四月に調整を行ないまして、各市職員との平均の格差をなくすということでその調整が七千円近い調整が終わりますれば各市との均衡が取れるということ

です。それで行政職の行政二表での技労職でございますが、これの平均引き上げ額を申しますと、四十七年四月一日からの平均引き上げ額が大体一万円でございます。それから四十八年四月一日からの引き上げが平均七千円、それから行政職一表でございますが、これにつきましては四十七年四月からの引き上げでございますが、平均九千八百二十円というふうになります。それでは条例の新旧対照表で説明申し上げます。第七条でございますが、扶養手当の増額でございます。本年度各市が改正をいたしましたので各市の均衡を考慮いたしまして、扶養手当、扶養親族について三千円、その他配偶者等につきましては二千円、それぞれ引き上げを行ないました。それから第八条の三でございますが、住居手当でございますが、これにつきましても本年度各市がほとんどが引き上げを行ないました。そういうことから今まで千円のものを二千円と各市並みの引き上げでございます。

それから二十条の二でございますが、さきほども提案理由の中に説明がございましたが、本年度給与計算事務の委託替え、それに伴いましての事務の処理の合理化をはかりたいということから給与計算の際に法定外控除を同時に処理して支給をいたしたいということでございます。地方公務員法第二十五条第三項の規定によりまして、条例に入れまして処理をいたしたいということでございますのでよろしく御審議願いたいと思います。

それから議案の、条例の一番最後に特殊勤務手当新旧対照表別表七でございますが、それにつきましても各市の均衡をはかりまして運転手手当ほか十一件をそれぞれ改正をいたしました。

それから条例の付則でございますが、施行日でございますがこの条例は交付の日から施行し昭和四十七年四月一日から適用する、ただし、ただし書きがございますが、住居手当、控除金特殊勤務手当につきましては、四十八年四月一日から適用、その他につきましては四十七年四月一日から適用ということでございます。それから第二項につきましては、最高の号給を超えた者の適用方法でございます。第三項につきましては二項による規則を定めるということでございます。それから四項につきましては住宅手当の適用でございますが、住宅手当の適用につきましては四十七年四月から四十八年の三月までの間には千五百円、四十八年四月一日から二千円というふうな改正でございます。それから第五項につきましては前年度中一年間の支払いの給与については内払いとして差額を支給するんだということでございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ本件に関する質疑はこれをもって終結いたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件はいずれも原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三八号日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件はいずれも原案のとおり可決されました。

これより議案第四〇号東京都十一市競輪事業組合規約の変更の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は東京都十一市競輪事業組合規約の変更でございまして、収益金の配分基準改正に伴う変更でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ本件に関する質疑はこれをもって終結いたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。総務委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第五号を説明。

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五号を総務委員会へ付託いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、総務委員会へ付託いたします。

次に文教厚生委員会の請願要旨を事務局長をして説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第二号、三号、四号、六号、七号を説明。

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第二号、三号、四号、六号及び七号を文教厚生委員会へ付託いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託いたします。

次に公害対策特別委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第一号を説明。

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第一号を、公害対策特別委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め公害対策特別委員会に付託いたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

午後五時二十四分散会

三月三十日　金曜日

（第十二日）

日野市議会会議録　第十二号

昭和四十八年
第一回定例会

三月三十日金曜日（第十二日）

出席議員（三十名）

一番	鈴木美奈子君	
二番	板垣正男君	
三番	市川芳太郎君	
四番	秦正一君	
五番	滝瀬敏朗君	
六番	池田重太郎君	
七番	林重議君	
八番	谷栄吉君	
九番	百済勇君	
十番	米沢照男君	
十一番	西沢保君	
十二番	大柄保君	
十三番	岩沢哲夫君	
十四番	伊藤松之輔君	
十五番	剣持佐吉君	
十六番	杉山寅三郎君	
十七番	名古屋史郎君	
十八番	石川佐太郎君	
十九番	大下博君	
二十番	森田喜美男君	
二十一番	高橋通夫君	
二十二番	滝瀬政吉君	
二十三番	日野源作君	
二十四番	杉山亘君	
二十五番	伊藤定君	
二十六番	吉冨繁枝君	
二十七番	清水芳雄君	
二十八番	佐々木昭雄君	
二十九番	正国務君	
三十番	三浦重春君	

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄	君
助役	葛西正彦	君
収入役	市川晴夫	君
企画財政部長	篠崎美雄	君
総務部長	遠藤政之	君
市民部長	赤松行雄	君
民生部長	松村清栄	君
建設部長	中島武男	君
都市計画部長	杉本好次郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	武居一茂	君
水道部長	加藤一男	君
福祉事務所長	田中若一	君
病院事務長	成井正夫	君
企画課長	中村亮助	君
教育長	永野林弘	君
教育庶務課長	落合豊	君
学校教育課長	松本武	君
図書館長	前川恒夫	君
書記	川上輝子	君
書記	深海弘子	君
書記補	安原清美	君

昭和四十八年三月三十日（金）

午前十時　開議

一、議案第一〇号　昭和四十八年度日野市一般会計予算について（一般会計予算委員会審査報告）
二、議案第一一号　昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計予算について（特別会計予算委員会審査報告）
三、議案第一二号　昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計予算について（特別会計予算委員会審査報告）
四、議案第一三号　昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計予算について（特別会計予算委員会審査報告）
五、議案第一四号　昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計予算について（特別会計予算委員会審査報告）
六、議案第一五号　昭和四十八年度日野市水道事業会計予算について（特別会計予算委員会審査報告）
七、議案第一六号　昭和四十八年度日野市農業共済事業特別会計予算について（特別会計予算委員会審査報告）
八、議案第一七号　日野市建築協定に関する条例の制定について（都市計画水道委員会審査報告）
九、議案第一八号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について（総務委員会審査報告）
一〇、議案第一九号　日野市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務委員会審査報告）
一一、議案第二〇号　職員団体の業務にもっぱら従事する職員に関する条例を廃止する条例の制定について（総務委員会審査報告）
一二、議案第二一号　日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について（総務委員会審査報告）
一三、議案第二二号　日野市用品調達基金条例の一部を改正する条例の制定について（総務委員会審査報告）
一四、議案第二三号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について（総務委員会審査報告）
一五、議案第二四号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について（総務委員会審査報告）
一六、議案第二五号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について（総務委員会審査報告）
一七、議案第二六号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について（文教厚生委員会審査報告）
一八、議案第二七号　月野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について（文教厚生委員会審査報告）
一九、議案第二八号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について（文教厚生委員会審査報告）

二〇、議案第二九号　日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の制定について（文教厚生委員会審査報告）
二一、議案第三〇号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について（文教厚生委員会審査報告）
二二、議案第三一号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について（文教厚生委員会審査報告）
二三、議案第三二号　日野市立総合病院看護婦・准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について（文教厚生委員会審査報告）
二四、議案第三三号　市道路線の一部廃止について（産業建設委員会審査報告）
二五、議案第三四号　市道路線の廃止について（産業建設委員会審査報告）
二六、議案第三五号　市道路線の認定について（産業建設委員会審査報告）
二七、議案第三六号　市道多摩平幹線一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約の変更について（総務委員会審査報告）
二八、請願第一九号　メッキ工場団地建設反対に関する請願（公害対策特別委員会審査報告）
二九、請願第五〇号　工場建設に反対する請願（公害対策特別委員会審査報告）
三〇、請願第　四号　学童クラブ新設ならびに諸施設整備に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
三一、議案第五三号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例について（総務委員会審査報告）
三二、請願第五八号の一～九　立川基地再開に反対する請願（総務委員会審査報告）
三三、請願第六号の一　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（総務委員会審査報告）
三四、請願第二〇号　豪雨被災者に対する復旧工事補助金交付ならびに分譲業者に対する復旧工事督促に関する請願（総務委員会審査報告）
三五、請願第四七号　神明上東部自治会地域への東京ガス敷設に伴う工事費の補助ならびに借入金に対する利子補給及び事務援助に関する陳情（総務委員会審査報告）
三六、請願第四八号　農林省日野淡水区水産研究所跡地利用に関する請願（総務委員会審査報告）
三七、請願第　五号　農地の宅地なみ課税是正に伴う請願（総務委員会審査報告）
三八、請願第五七号　万願寺地区への市立保育園設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
三九、請願第三八号　保育時間延長に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）

四〇、請願第四〇号　ダストボックス購入費用の一部補助に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四一、請願第四五号　在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四二、請願第四七号　公立幼稚園設置の適正化に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四三、請願第五五号　公立幼稚園設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四四、請願第六号の二　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四五、請願第一三号　〇歳児保育に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
四六、請願第一五号　予防接種もれ乳幼児の接種料の無料化に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四七、請願第一九号　零歳児保育死亡事故発生に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四八、請願第四四号　障害児の教育権保障に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
四九、請願第五二号　民間保育所保護者負担の軽減並びに民間保育所に対する財政援助に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
五〇、請願第五三号　駐留軍労働者の雇用安定離職対策拡充に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
五一、請願第　二号　社会保険診療報酬引上げ、医療保険制度の改善に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
五二、請願第　三号　将来をになう子供達のために市立幼稚園に二年保育制度実施に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
五三、請願第　六号　一小体育館改築についての請願（文教厚生委員会審査報告）
五四、請願第　七号　日野第一保育園の措置児枠増に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
五五、請願第　二号　市道市場線拡幅に関する請願（産業建設委員会審査報告）
五六、請願第一六号　新井五六番地先道路拡幅に関する請願（産業建設委員会審査報告）
五七、請願第六号の五　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（産業建設委員会審査報告）
五八、請願第三八号　栄町地内用水路改修に関する請願（産業建設委員会審査報告）
五九、請願第四二号　大坂上駐在所付近住居地域の下排水に関する請願（産業建設委員会審査報告）
六〇、請願第五一号　通学路整備ならびに橋梁設置に関する請願（産業建設委員会審査報告）
六一、請願第　九号　都市計画道路計画変更に伴う取付道路の工事計画中止に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）

六二、請願第一〇号　工場建設に反対する請願（都市計画水道委員会審査報告）
六三、請願第三三号　レジャークリニックセンター建築の疑義についての陳情（都市計画水道委員会審査報告）
六四、請願第三四号　新都市建設公社社有地不正使用の是正に関する陳情（都市計画水道委員会審査報告）
六五、請願第三六号　百草街路接続工事施工に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
六六、請願第五一号　百草団地住民の生活環境保全に関する請願（公害対策特別委員会審査報告）
六七、請願第　一号　高層建物建築反対と日照確保に関する陳情（公害対策特別委員会審査報告）
六八　市庁舎建設特別委員会中間報告の件
六九　交通・多摩川架橋対策特別委員会中間報告の件
七〇　日野駅対策特別委員会中間報告の件
七一、請願第　八号　平山台第一自治会地区への地区センター設置に関する請願
七二、決議案第一号　国鉄運賃値上げに反対する決議

本日の会議に付した事件
日程第一から日程第七二まで

午前十一時二十五分開議

○議長（伊藤　定君）　これより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員二十九名であります。
これより議案第一〇号昭和四十八年度日野市一般会計予算を議題といたします。職員をして審査報告書を朗読させます。
○書記（武居一茂君）　一般会計予算委員会議案審査報告書を朗読。
○議長（伊藤　定君）　一般会計予算委員長の審査報告を求めます。
（一般会計予算委員長登壇）
○一般会計予算委員長（三浦重春君）　御指名により まして日程にしたがいまして一般会計の予算を扱いました一般会計予算特別委員会の審査報告をいたします。期日は二十六日の一時から六時まで、それから二十七日は十時から二十八日の一時半まで、それから二十八日にさらに十時から七時まで、このような三日にわたりました慎重な審議をいたしまして、さきほど議長が読み上げましたような原案可決という結論が出たわけでございます。内容にわたりまして若干御説明申し上げますとまず最初に市政方針、予算の方向づけと、それから次に歳入歳出と順を追って審議をしたわけでございます。
歳入に入りますと市税と市民税、市税のうちの市民税これは個人に関しましては税率の引き下げとそれからこれはさらに基礎控除とかあるいはその他の諸控除の引き上げ、譲渡所得が昨年度よりも余りないんではないかという減収見込み、こういうものとのからみ合わせの積算の基礎におきましてお手元に配付してあるような数字になっておるわけでございます。法人に関しましては法人の所得割については国際情勢並びに国内経済の動向から考えまして、昨年対比はたいした伸びがないではないかというような勘案の中から大体昨年に基準を置いて算定した数字が三億六千六百六十四万九千円とこのようになっておるわけでございます。固定資産税に関しましては担当の職員の説明のとおり宅地の坪当たり単価二万二千二百三十五円が四万円と今回なると。それに対しまして前回の負担調整率というようなものを勘案いたしまして単年度の負担調整ということの勘案の中から大幅に増加いたしまして十億一千二百四十八万八千円となったということでございます。それから国有資産等の所在市町村交付金及び納付金の項目では都営住宅並びに電々公社の増築というところでその個所が増加したということでございます。軽自動車税につきましては前年とさして変わりはございません。この点につきましては要するに市外移出者の徴収の問題、あるいは廃車の届出の怠りというようなこともありまして若干滞納繰越分の調定見込み額に対する収入ぐあいの問題もありましたが、前年実績、あるいは前々年実績というような経過の中で適当ではないかというような考えを持ったわけでございます。
次に市税で、市タバコ消費税につきましては四十六年、四十

七年の実績を考えて一億八千八百五十二万九千円というふうに算定したと。それから電気ガス税につきましては一億二千二十六万円でございますが、これはすでに御説明があったと思いますが七%から六%の税率の引き上げ並びに減免点が電気が八百円から千円、ガスが千六百円から二千百円というような減免点の引き上げ等の考えの中から減額になってしまったというようなことでございます。

都市計画税は固定資産税と同様にそのまま評価の上がりが付加されるので一億二千十一万三千円の増収を見込めるということでございます。

地方譲与税、自動車重量譲与税につきましては道路の延長あるいは道路の面積、昼間人口等の基準の中から配分されましたものでございまして千四百万、それから自動車取得税交付金も同様な算定の中から五千六百万、それからそのような状況でございます。

地方交付税、これは一億と見込んでおりますが、基準財政需用額の向上、日野市における向上等の勘案の中からこのような数字になるということでございます。

交通安全対策特別交付金も事故発生率によるものではなくしてやはりさきほど述べたような道路の延長率とか昼間人口等を基準といたしまして配布されるものでありまして、これが六百万。

それから民生費負担金におきましては保育園の増加によりまして増額と。それから電気ガス税につきましては一億二千二十六万円でございますが、これはすでに御説明があったと思いますが七%から六%の税率の引き上げ並びに減免点が電気が八百円から千円、ガスが千六百円から二千百円というような減免点の引き上げ等の考えの中から減額になってしまったというようなことでございます。

都市計画税は固定資産税と同様にそのまま評価の上がりが付加されるので一億二千十一万三千円の増収を見込めるということでございます。

地方譲与税、自動車重量譲与税につきましては道路の延長あるいは道路の面積、昼間人口等の基準の中から配分されましたものでございまして千四百万、それから自動車取得税交付金も同様な算定の中から五千六百万、それからそのような状況でございます。

地方交付税、これは一億と見込んでおりますが、基準財政需用額の向上、日野市における向上等の勘案の中からこのような数字になるということでございます。

交通安全対策特別交付金も事故発生率によるものではなくしてやはりさきほど述べたような道路の延長率とか昼間人口等を基準といたしまして配布されるものでありまして、これが六百万。

それから民生費負担金におきましては保育園の増加によりまして増額と。それから土木の負担金は土木課の見込みによって上進の中で百三十三円。

それから総務使用料、民生使用料、その他使用料に関しましては昨年実績に基づきまして計上されたということを確認しております。

それから一四ページの衛生費、国庫負担金でございますが、老人医療費の新設と児童手当の都より国への移管ということで、これが大幅にプラスになっておるわけでございます。

それから一八ページの民生費、都負担金は減額になっておりますが、これは老人医療費、あるいは老人福祉手当、児童手当都負担金と、これらが都費から国費に入れ替えということでございまして減額されておるわけでございます。以上、以下各項目がございますが、それぞれ慎重な審議をいたしまして説明も受け、また若干の意見も加えられて審議の流れは経過したわけでございます。以上で歳入を終わります。

歳出におきましては議会費、議会費につきましては若干二カ所ばかし費用弁償の問題と議会図書費の問題等につきまして質疑が取り交わされたわけでございますが、一応この点は了解ということでございます。

それから総務費におきましては交通安全施設整備事業の金が、費用が二千六百五十五万。民間幼児教育施設在園児保護者補助金が六千三百二万五千円、緑化推進事業が四千百二十万、合計九千三百六十九万五千円が新規施設についての経費でございます。そしてほかに工事請負費、四一ページの工事請負費三百五十万、あるいは移設調査費五四ページ二百万、民間幼児教育施設在園児保護者補助金六千四百七十六万、これは五九ページ。このような個所につきまして慎重審議が加えられたわけでございます。

それから次は民生費でございます。民生費におきましては小地区センターの建設事業二館分が九百六十六万、平山台の保育園新設事業が三千九百四十一万二千円、日野児童館新設事業、三千五百二十一万、一人暮らし老人対策の電話の新設二十本分が百四十一万一千円、遊び場施設工事六百七十五万二千円、保育園新築工事、増築工事と備品費。それから身障者、障害者、老人用マイクロバス購入、これが千六百十万、並びに三百三十七万九千円、合計一億一千百九十二万四千円が新規の施策についての経費でございます。なお八七ページの老人医療費の問題これは所得制限の問題が都にあるわけですが、これらの問題並びに九〇ページの小地区センターの維持管理費がいわゆる民間の自治会所有のものとの関係についての見解、並びに九二ページの時間外保育バートの保母さんの問題、九四ページ賄料の増額、幼児医療の無料化九三ページと、こういうものにつきまして慎重に審議を加えられたわけでございます。

次に衛生費でございますが、新規施策といたしまして計上されているのが衛生処理場の環境整備事業費百万円、焼却場のプラットホーム上屋工事、これは臭気対策並びに危険防止対策というようなもので一千万円、五〇キロリッターし尿処理施設増設工事が七千七百万、し尿浄化槽汚泥収集運搬費が五百六十二万七千円、ダンプの美化車の購入が百二十万九千円と、以上九千四百八十三万六千円につきましてが、その費用でございますが、その費用の検討並びにし尿浄化槽の汚泥の収集運搬費の問題とか、特にその問題とか、あるいは予防接種の委託料の問題等につきまして委員会ではいろいろと討議が加えられたわけでございます。

次に労働費でございますが、これは主たる施策は労働金庫の預託金が一千万ということでございます。

なお商工費につきましては商工組合中央金庫の預託金が一千五百万、そのようなものが新規施策でありまして、それにつきましても委員会といたしましては検討を加えたわけでございます。

農業費はほとんど前年と同様ということであります。

それから土木費でございますが、土木費は新規事業といたしまして道路新設改良工事費が一億一千五百十万、市営住宅建設が九千七百五十五万、駒形公園整備事業が二千百万、神明上地区外都市下水路整備事業が七千万、公共用地の取得が四億と、

私道整備補助金が六百万、ジープの購入百二十三万七千円、合計七億一千八十八万七千円というのが諸経費の大要でございます。

なおその他につきましては私道の整備補助金の問題、この点につきまして委員会の若干の検討が加えられ工事請負費につきましても慎重な審議がなされ、自治会の街灯の補助金と合わせて、商店の街灯の補助金はどのようなことかというような問題点も検討され、災害見舞金につきましても一応の検討を加えたわけでございます。

次に消防費でございますが、消防費は消火水槽の建設事業が二カ所で二百九十六万、消防自動車購入が二台で五百八十一万消防自動車車庫の補助金が五十万、消火器設置が百九十九万とこのようなのが予算の大綱でございます。なお消防費につきましては名古屋議員が質問いたしまして操法の審査会記念品代と。これは操法審査会の記念品代じゃなくて操法協議会記念品代だそうでございます。審査が協議に代わります。操法の協議会につきまして御質問があったわけでございますが、この点につきましては本人の委員会で検討していただきたいという希望もございましたのでここで発表さしていただきますが、日野市だけで何か急に始めたのはどのようなことなんだと、何か意義があるのかというよう御質問につきましては、各市でももとからやっておるもので稲城とか多摩、八王子もすでにやっておるところであります。ボンプが一応全部配置がそろいましたのでそのそろった機会にやることにしたんだという回答でございます。なお記念品を出すのも変じゃないかというような意見もあったわけでございますが、これにつきましては消防団ができましてから二十五周年であるというところで、一応区切りをつけてその将来の発展を期する意味において二十五周年記念式典の行事として記念品を出すと。それからいつごろやるかという問題につきましては分団長会議に良くはかって決定をするつもりではあるけれども大体秋にはやる見込みでございますというような回答がありました。以上でございます。

次に教育費でございますが、教育費は第二小学校の用地取得二億四百万円、第一小学校の用地取得が七百七十万円、第二小学校増設工事費が四千七百一万三千円第六小学校の増築工事費が七千九百二十二万二千円、第七小学校屋内体育館の新設工事が四千四百十九万円、百草台の小学校増築工事五千八百八十四万七千円、それから高幡台の小学校屋体新設工事三千万円、第七小学校プール新設工事二千三百六十九万三千円、南平小学校整地造成工事三千六百十万八千円、プール循環装置取付工事三校分が八百十万円、第四中学校プール新設工事二千百五十万円、合計五億五千六百六十万二千円とこのようなのが新規事業でございましてこれにつきましての検討並びにその他いろいろと検討いたしましたことを御報告いたします。

なお一時借入金につきましては十一億の計上。それから義務外負担につきましてもすでに皆さんに御説明のあったとおりでございます。以上にわたりまして三日にわたりまして慎重審議の結果委員会といたしまして採決ということになったわけでございます。採決は七対五の、七人が賛成、五名が反対ということで七対五の採決をもって賛成多数をもちまして本議案が委員会におきましては認定をすることに決定したわけでございます。以上でございます。

後は補足がございましたら副委員長さんは西沢さんでございますので西沢さんから補足の説明をしていただきたいと思います。以上でございます。どうも。

○議長（伊藤　定君）　補足ありませんか。これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　ただいまの三浦委員長の御報告でありますが一点訂正といいますか申し上げたいと思いますが、私は質問の中でですね、日野市だけで突如としてこういう操法審査会なるものをというようなことは申し上げてないわけです。今の御報告ですと、日野市だけでと言ったようなふうに取れるんですが、そのようなことでなくですね、私は二十五周年という説明も聞いていないし、どういう経過からこういうことになったのかを伺いたいということを申し上げたつもりなんですが、その点いかがでしょう。

○一般会計予算委員長（三浦重春君）　どうも申しわけございません。私の行き過ぎかも分かりません、謝っておきます。名古屋さんの質問は一四〇ページの消防費につきましては操法審査会記念品代とあるが、これはいつ行なわれるのかと。またこういうことを当然非常備消防団のほうからも発意だと思いますが、技術を高めるということからと思うが、例年にないような感じがする。あえて本年行なう理由をということでございます。それを忖度して私が答えたかも分かりませんが、ひとつ御了承願います。申しわけありません。

○議長（伊藤　定君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　ちょっと今説明の中で、文教厚生委員会の中で、時間外保母のパートの保母の問題について御審議ということでちょっと摘出されましたのでどういうことを審議されたのかということと、私の質問の趣旨はね、最近広報でもって保母のパート四時間募集というので行ったところが朝二時間夜二時間ということで非常にそういう、朝二時間夜二時間、朝早出ですね、それから遅出二時間というようないわゆる一人の人が朝二時間夜二時間行けるはずのないようなやり方をどうして市のほうで考えるんだか、おかしいんじゃないかといわれたことがございますのでその辺はどういう審議がなされたか。

○議長（伊藤　定君）　一般会計予算委員長。

○一般会計予算委員長（三浦重春君）　審議の問題で今吉冨議員のほうから御質問があったわけでございますが、委員会といたしましては一応質疑をとりました。それで若干の意見もあったようでございますが、委員会としての統一された意見というのは結局最後に採決というようなことになる関係上なかったわけでございます。以上の点でございますから質疑の内容というのはございますが委員会の統一された見解、意見はあくまでも個人の意見ということに私としておりますのではっきり言えないわけでございます。意思表示もはっきりはしておりませんし、要するに受け答えの中でいろいろといっているというような状況でございます。パートの問題につきましては、パートを雇わなければ当然時間外の延長もできませんし、長期の保育もできないということでとにかくパートの費用を載せてやるんだと、それで日野市としてはそういうしくみをやって勤労者のたとえば共かせぎの世帯の措置児の救済ということをやると。前もやっておりますが今度もやるんだということでございます。

○二十六番（吉冨繁枝君）　それでは朝二時間夜二時間だということをめぐる細かい審議がしていなかったということですね。ただパートでもっていわゆる救済しているということの説明ですね。

○一般会計予算委員長（三浦重春君）　はい、そうです。

○二十六番（吉冨繁枝君）　分かりました。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　一三六ページの工事請負費の駒形公園築造工事費二千百万円は、その内容はどういうことになっているかちょっと御説明を願いたいと思います。

○一般会計予算委員長（三浦重春君）　その内容ですか。それは細かくですねついでですから。今度が最終の今年が最終の予算計上でございます。もう完成ということでございます今度で。それにつきまして前の年の関係あるいはその前の年の関係ということもありますので、都市計画部長のほうから説明させます、三年にわたりまして。

○議長（伊藤　定君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　御説明をいたします。本年度の二千百万円の事業工事費でありますけれども、今委員長が申されたとおり継続三年で本年度で終了するわけでございます。そこで芝張りそれから砂利敷き、園路を造る。それから中にはやはり施設が必要なので、その中には便所を一カ所つくる、水飲み場も三カ所造りたい。それから管理施設部門ではやはり園内灯六灯ばかし設置をしたい。それから車止めの柵をやはり必要であろうと、二カ所。それから門柱はやはりプールの

西側と東側に一カ所ずつ二カ所造りたい。案内板はもちろん設置を実施したい。くずかご等も五、六カ所に必要であろうと。それから外柵工事は北側の都道沿いは全部造らなければならないということで外柵工事を行なうと。それから運動施設としては子供の野球場、バックネットも必要であろうというようなことでございます。これらを造り上げるのが合計二千百万でございます。それから継続で行ないましたので三カ年間でそれぞれの施設を設けました。昨年と本年はそれぞれ敷地造成が主でございます。一部遊戯施設あるいは柵も造りましたけれども三カ年で費用の点を申し上げますと、補助金が都、国を合わせまして一千百五十万、起債が五百万、それから持ち出しとして一般財源から三千三百五十一万九千円、トータルいたしますと五千四百一万九千円になります。大体四十七年の決算もついておりませんが四十八年度の二千百万も含めますと合計今申し上げた五千四百万前後で三カ年で完成するとこういうことでございます。以上でございます。

○一般会計予算委員長（三浦重春君）　以上のようなことでございます。

○議長（伊藤　定君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　今の御説明の中で樹木ということがなかったわけですが、以前の説明によりますとこの護岸から五メートル以内は木はいけないとかという話を聞いていますが、その中についてはどういうことになっているかちょっと。

○議長（伊藤　定君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　やはり芝張りあるいは遊戯施設、これらの合い間には樹木も植えたいと思います。やはり高い立木はできませんけれども低いやはり樹木も一部植えたいと。ところが予算の中にはそれは取ってありません。ほかの関係で予算化したものをいただいて、そして一部植栽を行ないたいとこう考えております。

○一般会計予算委員長（三浦重春君）　樹木につきましてはですね、公害のほうも予算を取ってありますし、その他で予算は植樹というのが取ってありますのでこういうものを絡み合わせの中でやっていくということでございます。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。最初に原案反対者の発言を求めます。板垣正男君。

（二番議員登壇）

○二番（板垣正男君）　私は日本共産党市議団を代表しまして昭和四十八年度予算案に反対する立場で幾つかの問題点を指摘しながら意見を述べたいと思います。初めに古谷市長の予算編成方針の中にみられます政府は住民福祉を優先施策とし

て所得税及び住民税の諸控除の引き上げと税率緩和に合わせ老人はじめ立ち遅れの福祉行政に力を注ぐものと予想される。したがって本市の主な財源である住民税において減税が予想され、伸び率はあまり期待できないだろうと述べています。さらに財政事情は苦しい年となり財政硬直化を来たすであろうと、こう述べております。はたしてそうであるかどうか私は予算案に添ってみていきたいと思います。政府の四十八年度地方財政計画をみますと四十七年度に比べ伸び率は二三・八%で大幅な増加を示しております。歳入の中でも地方税は五兆五千四百七十一億円で前年度比では二七%の増加を示しております。この伸び率は過去十年間に例のない大幅なものであります。市の予算の市税の伸びは四十六年度は一二一・四%、四十七年度は一二三・二%、四十八年度は一二七・〇%と、それぞれ前年度比との比較で増加しており、過去三年間でも四十八年度は最高の伸び率を示しております。古谷市長は減税によって地方自治体の財政の悪化がなされるかのような印象を与えようとしておりますけれども実際組まれた予算は全くその逆になっているということがいえます。一方予算の中の市税の構成費をみてみますと、四十六年度は五六・一%、四十七年度は五七・四%、そして四十八年度は五二・六%となっており、伸び率とは逆に低下しているのであります。この主な原因は市債の大幅な増加によってもたらされたものであるということが一目瞭然であります。

市債の伸びはこれまでの三カ年間の中で最高のものであり、一六・五%を示しております。この市債の内容は土木費あるいは教育費、これらのものが九〇%以上占めているということから、政府のいう住民福祉を優先する施策ということはこの日野市においては当てはまらないということがはっきりするのであります。依然公共事業優先の施策が行なわれているということがいえるのであります。

次に予算の歳入の中にみてみますと市民税、固定資産税をみてみますと、市税の中でも大きな割合を占めております。歳入の中の最も重要な財源でもあるわけでありますけれども、この中で私が今さら多く申し上げるもないことでありますけれども法人の中の大企業に対しての様々な減免措置が取られ、課税に公平を欠いていることはすでに明らかであります。そのために思うような財源が得られない、市民要求に添った施策を実施することができない、これは古谷市長もたびたび明言しているところであります。そこで当然積極的な財源を見出すこのことが市政を預かる人の当然の責務であるということがいえると思います。地方税法第六条の二、第七条の不均一の課税あるいは一部課税に基づいて同法の三百十二条、三百十四条の六、三百五十条による課税制限率いっぱいに資本金一億円以上の法人に課税するなら市民税の法人、固定資産税の法人分で一億七千万円の増収を見込むことができるのです。私は自主財源をもっと多

く確保するということからその自主財源を確保することにもっと力を注ぐべきであると思います。

次に今日の地方財政を圧迫している主な原因の一つに超過負担の問題があります。この超過負担の問題はこれまで議会で再三再四実態を明らかにし、その負担を解消するよう政府に強く要求すべきであるということを要求してまいりました。しかし今日に至るまで超過負担の実態が議会にすら明らかにされていない、こういう重要の問題が残されたまま今日まできております。私はこういう政府の地方財政をむしろかばうような市政、自民党古谷市政をきびしく批判し、こういう態度を一刻も改め、超過負担の解消に努力をすべきであることを強く要求いたします。このように財源を確保する一方大幅な個人の減税をはかるべきであります。政府は四十八年度減税計画によれば住民税の場合、課税最低限が標準世帯で年収八十万四千円から百十二万一千二百六十円に引き上げられたにすぎません。所得税に比べ課税最低限に十七万二千八百六十円の開きがある、それだけに住民税は低所得者への重税となっているのであります。自治省は住民税の課税最低限をあまり引き下げると住民の中で住民税を払わなくてすむ人口が殖えて地方税の負担分任の精神に反すると、こういうことをいっております。そして住民税の減税にはきわめて消極的な態度を取り続けております。所得の多少にかかわらず一定の負担を強制するという負担分任の制度こそ近代租税制度のたてまえからいってもおかしいのであって、税負担はあくまで応能原則であるべきであります。こうした地方税の逆進性は地方税というものは地方自治体から受けるサービスに対する反対給付なのだからたとえ所得が低くても担税力はよくても一定の負担をしなくてはいけないという負担分任応益原則の考えから自治省はきているのであるということは明らかであります。したがって住民税の課税最低限が引き上げられたことによってかりに住民税を納めなくてよいようになったとしてもその人は何ら負担分任をしないという自治省の言い分はまちがっているということがいえると思います。ですから減税をやりすぎると納税人口は減ってしまうという政府の言い方に惑わされず課税最低限の引き上げを要求すべきであり税収入に穴があく分については国にその補てんを要求する、これが筋ではないかと思います。私は標準世帯で年収百五十万円まで免税分を引き上げることを要求するものであります。

次に市債についてふれたいと思います。債務負担行為を含めて十六億三千万円になっております。政府の地方財政計画によっても明らかでありますけれども、公債費の政府資金の割合は昭和三十五年当時七〇%以上を占めていました。しかしだんだん政府資金の割合は下がり四十八年度では五六%という低さになっております。日野市の縁故債利用も昭和四十一年度から始まり、年々殖えております。しかも金額の大きいものについて

縁故債が利用せざるを得ないということになってきております。四十八年度も金額の大きい用地取得等に縁故債を利用せざるを得ないことが十分予想され、この面からの政府の地方自治体財政を圧迫していることが明らかであります。私は地方債制度を改善し、許可制を廃止するとか、政府債の拡大を要求する、こういうことが重要であるということを強調したいと思います。

続きまして歳出に入りまして総務費の中の公害対策費に入りたいと思います。今年度は二千百万円計上されております。この中には公害防止に使う器具の購入とか、あるいは緑化の植樹代といったようなものも含まれておりますけれども、私がここで申し上げたいことは市がせっかく作った緑の保護育成要綱、これらの活用が全然されていないということであります。形だけ作ってもそのものについての運用や効力を発揮させる、こういうものが伴わなければその条例や要綱は何ら生きてまいりません。工場の緑化の義務づけや、あるいは地域の緑化運動、これらを積極的に推進する、こういう姿勢に欠けており、特に工場の緑化については東京都の施策待ちという姿勢がきわめて濃厚であります。こういう消極的な姿勢を一日も早く改める必要があります。さらに全市的な緑化運動、緑化の推進を市民の意識を高める、こういう面からのPR、そういったものが不足しております。私はパンフレットの作成というようなものもこれらのPRの中に含めて積極的に市民の意識を高める役割を果たさなければならないと考えております。

さて民生費であります。老人医療の無料化がこのところ進んできておりますけれども、先日の本会議の中にもありましたけれども、所得制限をなくす姿勢が市には全然ないということは大きな問題であります。市長はかって老人専門病院を誘致することは占病率が高くなり、ベットの回転率が悪いからあまり好まれない、そういうことを明言いたしました。私はこういう発言についてはきわめて驚きを持って聞かざるを得ないのであります。（市長「違いますよ、それは。」）（「違うってよ」「黙って聞け」「うそ言うな」「議長進行」「どうすんだ、どうすんだ」と呼ぶ者あり）所得制限をなくするということについては対象者も莫大な数字にのぼるということでもないし、また資金の面においてもそれほど多くを要することではありません。私は今日の財政力をもってすればこれらをなくするということについては十分可能であります。市政の反省を促すものであります。さらに乳幼児医療の無料化でありますけれども市民要望に押され、今年の一月から乳児の無料化が実施されました。東京都も二歳まで対象にこれを実施するという考えを発表しております。まもなくそれが実施されるという見通しであります

けれどもその実施されたあと日野市においてもこれらの施策をもっと発展させると、こういう姿勢が重要であります。当面三歳までの乳幼児の無料化を要求します。そしてそれは今日の財政力をもってしても十分可能であると判断するのであります。

次に精神薄弱者あるいは老人福祉における歳入に計上されている本人負担をなくするこれらの解消についても積極的な検討がなされなければならないのでありますけれども残念ながら今日までの市の取り組みについてはそういった積極的な姿勢がみられない。これらの姿勢を一日も早く改めるべきであるということを強く申し上げておきます。

それから入院助産制度の適用を広げると、これは現在九千六百円が基準になっておりますけれどもかってわずか百円オーバーしただけでも受付ではねられたというようなことの事例や、あるいは受付で妊娠している婦人に対して市立病院にいってベッドが空いているかどうか聞いてこいと、こういうような扱いを行なっておりますけれども、この適用基準の大幅な引き上げ、実情にそはないきわめて低いこの適用基準を引き上げるということが重要であります。年々医療費が高くなっているにもかかわらず適用基準だけがいつまでも据え置かれる、こういうことになれば当然適用者が少なくなるのでありますけれども、この適用基準も医療費の増高に合わせて引き上げるということが重要であります。そういう考えのないことが委員会の中でも明らかになりましたけれども、私はそれらの考えを一刻も早く改めるべきであると思います。

次に保育園の建設の問題でありますけれども、今年の入所率は五〇%に満たない低い入所率になっております。これは大きな問題ではないかと思います。市長は予算編成方針の中でこういうことを述べております。小学校児童、中学校生徒増は人口増の比率のような鈍化を示さず依然と増加し幼児に至ってはさらに急増しているのが現状であるということを述べております。ですから小学生児童や幼児が急増していることを認めているわけですから、それに見合った保育所の建設ということが当然なされていなければならないはずでありますけれども、これまでわずか五〇%に満たない入所率であるということについては大きな問題であるといわざるを得ないのであります。保育内容の一層の充実と合わせ、この入所希望者を一日も早くかなえてやるということが重要でありますけれども、今年度の予算の中にはそれらの積極的な施策が残念ながらみられないのであります。

次に衛生費であります。予防接種の接種漏れの無料化あるいは保健相談室の充実をはかると、これらは急を要する問題であり、これらについても市は何ら今年度予算の中には対策として盛られていないと、これらのことについても私はきわめて不満であり、これらの積極的な施策を行なうよう強く要求するものであります。

商工費の中の小口融資資金の借り入れ、これはもっと簡便化をはかり、簡単に借りられるような手続きにすると、そういうくふうが必要であります。

さらに土木費の中でありますけれども、私道の舗装、これについては補助金制度が設けられております。市長は先日の委員会の席上、補助率を引き上げるよりもこれは市で当然負担して舗装すべきである、そういうことを発言しております。これはすでに何年も前から議会でもまた市民の中から要求が出されてきておりますけれども、初めてそういうことを聞くわけであります。そういうことであるならば何も初めから補助基準を設けるなどということをやらないで、ちゃんと市のほうで全額負担でもって舗装すると、最初からそういう方針を打ち出すべきであってそれを実施するのに年次計画というものを示すべきであります。今さら補助率を引き上げるということよりも市で負担してやるのが本筋だというようなことはきわめて遅きに失した発言であり、現行の補助率を引き上げるということの重要性を無視しているといわざるを得ないのであります。

都市計画費、下水道計画の促進に市の態勢の強化がみられない。四十八年度は九十名からの職員の増員がみられておりますけれども、しかし都市計画においては一名も増員されておりません。（「そんなことないよ。」と呼ぶ者あり）専門職員の確保がむずかしいということを述べておりますけれども、都に依存しているという姿勢がいつまでたっても改められていないのであります。さらに議会でも請願が採択されましたように現在自治会管理の下水処理施設の市への移管、これを一体どうするのか。今年度の予算の中には全然方針がみられないのであります。（「特別会計だよ。」と呼ぶ者あり）

それから土木費の中の公社委託料が計上されております。これは特別会計にもあるいは論議されたことだろうと思いますけれども、一・三・二バイパスの計画の費用が含まれております。議会の意向を尊重して住民参加の協議会を作る、関係機関と協議会を作るということについて積極的な努力を行なうべきであります。市の説明ですと、今までその姿勢が全然見受けられません。住民の反対意向を無視して強硬する構えであるというふうに受け取らざるを得ないのであります。私はこのような姿勢をきびしく批判すると同時に議会の採択を尊重して住民との合意に努力すべきであります。

次に市営住宅の問題に関して住宅問題について若干ふれたいと思います。委員会の中でも指摘しておきましたけれども、今日の日野市の住宅の種類というのはどういうふうになっているかちょっとみてみますと、四十五年現在で持ち家は一万九百八十二軒、公営の借家は六千二百五十一軒、民営の借家が七千百六十四軒、これは間借りを含めますと七千三百三十二軒になります。（「おれのところも入っているのかな。」と呼ぶ者あり）

（笑声）公営住宅、公営の借家より民営の借家が全体の総数としては上回っているということがこの数字によっても明らかであります。日野市は開発行為等の規制があって大規模集団住宅を建設する際、公共用地の提供を行なわせる、そういうことを行なっております。それはそれとして当然必要なことであります。しかしながら公共用地を提供しないということだけに理由にして家賃の安い公共住宅を建設させないという姿勢がもしあるとするならばこれは大きな問題であります。人口急増を押えるというような考えがあるかもしれませんけれどもそういうような理由によって公共住宅の建設を押えるということは住宅難に悩む市民の期待に反することであります。そういうことが一方で行なわれていながら民営の借家それは当然アパートも含まれておるでありましょうが、そういう住宅が年々殖えているのであります。昭和四十年以降みてみましても公営住宅は三千九百十二世帯、民営の借家は六千百九という大幅な増加を示しています。私はこういう数字をみながらあえて意見を申し上げますならば、公営の住宅建設を押える一方、民営の借家やアパート建設を助長させるような政策がなされているということを私は受け取らざるを得ないのであります。アパートや借家が老巧化するとどういう住宅条件になっていくか、極端な言い方をすればスラム化するような状態になっていくのはこれらの住宅であります。これらの住宅の建設について何ら規制や対策を打たないこれは今日の古谷市政の実態であるといわざるを得ないのであります。

次に教育費に移ります。東京都からの学校運営費の特定交付金がきております。これは議会でも何回か質疑は交されております。この学校運営費は私費負担、私費用の負担教材費格差是正に使われると、こういう趣旨のものであります。しかし残念ながらまだその趣旨が一〇〇%日野市に生かされていない、このことは大きな問題ではないかと思います。一刻も早くこの趣旨に添うようこの費用の運用使途がなされなければならないことはいうまでもありません。次に移動教室などにおける私費用の負担をなくすためにやはり年次計画をもって今年度はこれまでと、あるいは来年度はこれまでとそして再来年には全廃すると、こういうような年次計画を明らかにしながら取り組むべきが本筋ではないかと思います。しかし委員会において将来計画を質問した際、それは神様も知らないなどということにふざけた答弁があったのでありますけれども、こういう将来計画についての無責任さ、無計画さこそが私は大きな教育行政上の問題であるというふうに思いますし、その一つの現われが学校を建設したと同時にプレハブ教室を造らなければならない、こういう問題によっても現われていると指摘せざるを得ないのであります。

次に学校用地借り上げについてはこれは三小の用地でありますけれども、金額四十二万三千円が計上されております。地方

自治法第二百三十七条二項によって地方公共団体間で無償貸与をやらせながら国は有償にしている、こういう問題であります。私が問題にしたいのは四十二万三千円の金額云々ということではなくて、地方公共団体では無償で貸したり借りられたりするということをやらせておきながら国が貸す分については使用料を取ると、こういう国の姿勢こそが問題にされなければならないと私は考えます。こういう不当なやり方を一刻も早く改めさせるよう強く意見を反映していくべきであります。

最後にプレハブ教室の問題でありますけれども今年度も幾つかのプレハブ教室の建設が四十八年度で行なわれるよう予定されております。人口増に追い付かない学校建設ということで以前から問題になっているのでありますけれども、一刻も早くプレハブ教室をなくすると、このために全力を出してその任に当たらなければならないものでありますけれども、しかし学校を造ったと同時にプレハブ教室を造ると、こういう状態ではいつになったらこのプレハブ教室が解消されるか分からないと、また教育委員会からもいつごろになったら解消するという確答も得られていないのが現状であります。こういう教育行政を一日も早く改めてプレハブ教室をなくするということのことが非常に重要であります。以上幾つかの点を指摘しながら私は四十八年度予算案に対し反対するものであります。

○議長（伊藤　定君）　次に原案賛成者の発言を求めます。杉山亘君。

（二十四番議員登壇）

○二十四番（杉山　亘君）　私は古谷市政に協力する日信会の一員として昭和四十八年度一般会計予算案に賛成する立場から意見を述べます。

御存じのとおり本予算は歳入六十三億からなっておりましてこの内訳は市税が五二・六%、国、都支出金が一九・六%、市債が一六・五%残りが諸収入ということでございましてこの使途について市長は重点施策を示されて、このように使うんだということを示されております。御存じのとおり一つには生活環境の整備と公害対策、次に社会福祉の向上、さらに教育文化施設の整備拡充、土木事業と都市計画事業の推進、以上の四つをあげられておりますが、現在の日野市として当然これが重点事業であるということは皆さまも御存じのとおりであります。ここには満腔の賛意を表するものでありますが、この端的の現われとして一、二申し上げればし尿処理施設の増設、プラットホームの上屋工事、八千万、これはさきほど板垣議員が福祉、公害対策に余り意を用いてない、というようなことをおっしゃってましたけれども、ここに現われておると思います。福祉行政においてもしかりであります。児童館の建設、保育園の建設、増築に九千万の予算を割いておられます。さらに教育費は総予算の二六・九%、十七億円、土木費は二一%、十三億円が計上

されております。詳細に検討した結果、いずれも諸物価の高騰、人件費の高騰の折から消費的経費を極力押えて、事業費、扶助費等の増額をはかられた本予算は極めて適切であると認めるものであります。ただいま板垣議員が反対の理由としていろいろあげられましたけれども、市の段階としてはできないこと、あるいは内容をよく検討されたか、ところどころに間違いの、曲解された意見もございまして、そういう点からみても私は本予算案にどこまでも賛成していきたいと思います。さらに先日来任期の問題がございますけれども、予備費は昨年に比してその割合において倍の一・二%を見ておられる。さらに収入の伸びのある中でも一・二%を見ておられるのであります。

以上申し上げましたが、第一期古谷市政の最後の予算として極めて適切であると認めて賛意を表するものであります。終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に原案反対者の発言を求めます。大下博君。

（十九番議員登壇）

○十九番（大下　博君）　新進会を代表して反対意見を述べます。ここで各、款項それぞれについて金額その他についての対比は一応省略させていただきまして、基本的な反対の考え方を申し述べたい、というふうに思います。この中で私たちが検討の中でいろいろな面から見まして古谷市長は非常に前向きの形であらゆる点を考慮しながらこの予算編成をなさったというふうに言っておられますけれども、確かに見方によれば前向きで検討し、編成された、という面も見受けられないということはないと思います。しかしその結果はやはり現市長の持っておられる保守的姿勢といいますか、これの流れがますますはっきりと浮んでいるという点を申し述べざるを得ないというふうに考えるわけです。なお留保金を次の方に、だれがやるか分からないけれども考慮した、というふうにおっしゃっていますけれども、さきほど賛成の御意見の中に一・二%の留保をしている、非常に考慮されてるという御意見が出されましたけれども、しかし実際にこれだけのもので、次がどなたがやられるか分かりませんけれども、これだけの留保金で十分に考えた、ということは決して言えないというふうに見るわけです。確かに次に現市長がさらに四十八年度以降、これを市政を携わっていかれるのであれば確かにそのままのことが言えると思いますけれども、もう数日に迫っている、四月以降はどなたがやられるかこれは分からないわけです。そういう面から考えてみれば当然留保金はもっと多く留保しておくべきではないか、というふうに思うわけです。こういう点からこの予算については反対をせざるを得ないというふうに申し上げます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　次に原案賛成者の発言を求めます。伊藤松之輔君。

（十四番議員登壇）

○十四番（伊藤松之輔君）　私は本予算案賛成の立場から討論を申し上げます。本年度の予算目標でございます施策をまず了といたします。それはすなわちさきほど杉山議員からも申し上げたとおり、四本の一つの柱を施策とした、市全般を発展を考えた予算案である、ということと同時に市の発展と市民福祉の向上を求むる予算案であり全くこれには賛意を私は表するものでございます。特に老人福祉の向上に対しましては電話の設置や身障者に対してはマイクロバスの買い入れと、また幼児教育に対しては補助金の増額を実施して公私の格差の解消をはかった。なお、幼児の医療費の無料化も実施した。それから次に教育問題でございますが教育施設の整備拡充と、図書館活動の充実を期して市民サービスの向上を期した点と、それから土木事業都市計画の推進、道路建設工事や、市営住宅の建設、これは今の市長でなきゃとてもできないと思います。この建設等を実施した。また下水道事業としては神明上の地区よりの都市下水路工事の着工予算も計上され、低地の浸水を未然に防ぐべく将来展望を考えた施策や、水道事業には市内全戸給水ができ得る予算も計上され、かつ適正な、かつ効率的な執行に努め住みよい日野市の文化的都市建設に努力する姿勢が十二分に盛られております。ゆえに私は本予算案を了として賛成をいたします。

○議長（伊藤　定君）　次に原案反対者の発言を求めます。百済勇君。

（九番議員登壇）

○九番（百済　勇君）　私は社会党議員団を代表いたしまして本予算に反対する立場から討論に参加させていただきます。予算案に対しまして、基本的な考え方といたしまして考えなければならない大きな問題点があるわけです。細かいことをいろいろ申し上げるまでもないと思いますので省略いたしますが、何と申しましてもやはり基本は市民のための予算でなければならない。このことは私が申し上げるまでもないと思います。そのためにはやはり財源というものが問題になってくる、この財源というものはもちろん国、都、これらの交付金、あるいは補助金、こういうものが表われて参るわけですが、従前から私はこの点について問題を提起してきたわけでございますが、これらに対しまして何らの努力の跡が見受けられない。いわゆる決められたものが下りて来る、この決められた壁をぶち破ることができない。この考え方が従前と何ら変わっていない。これではいかに市民のための予算を編成しようと思っても難しい問題ではないかと思います。そういうところの努力というものが全然見受けられない。福祉の問題にしてもあるいは道路建設の問題にしても、教育の問題にしてもすべてがそういうことが言える。これらの点について全く私の感ずるところでは努力の跡

○議長（伊藤　定君）　次に原案反対者の発言を求めます。百済勇君。

（九番議員登壇）

○九番（百済　勇君）　私は社会党議員団を代表いたしまして本予算に反対する立場から討論に参加させていただきます。予算案に対しまして、基本的な考え方といたしまして考えなければならない大きな問題点があるわけです。細かいことをいろいろ申し上げるまでもないと思いますので省略いたしますが、何と申しましてもやはり基本は市民のための予算でなければならない。このことは私が申し上げるまでもないと思います。そのためにはやはり財源というものが問題になってくる、この財源というものはもちろん国、都、これらの交付金、あるいは補助金、こういうものが表われて参るわけですが、従前から私はこの点について問題を提起してきたわけでございますが、これらに対しまして何らの努力の跡が見受けられない。いわゆる決められたものが下りて来る、この決められた壁をぶち破ることができない。この考え方が従前と何ら変わっていない。これではいかに市民のための予算を編成しようと思っても難しい問題ではないかと思います。そういうところの努力というものが全然見受けられない。福祉の問題にしてもあるいは道路建設の問題にしても、教育の問題にしてもすべてがそういうことが言える。これらの点について全く私の感ずるところでは努力の跡が見受けられない。まして、ただいまのところ重点的な市の施策として重点的にやらなければならない問題が一つあるわけです。それは下水道の問題ではないかと私は思います。これについて従前から何らかの形で専門部課を設けてこれに取り組んでいくべきだ、このようなことが言い続けられてきております。しかしながら委員会の中でも質問をしてみてもそれに対する熱意というものが全然表われていない、こうことがこの予算の中に盛られている、ということはいわゆる自民党政府から一連した考え方が市の姿勢の中にも表われている、このことが歴然としている、このような考え方で冒頭から申し上げたような市民のための予算を編成するということはとうてい考えられない。こういう基本的な面から私はこの予算案に反対するものであります。以上をもって私の反対討論を終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に原案賛成者の発言を求めます。谷栄吉君。

（八番議員登壇）

○八番（谷　栄吉君）　日信会の谷栄吉でございます。昭和四十八年度一般予算審議に当たりまして、三日間深夜にわたり慎重審議をいたしたわけでございます。文化都市としての下水道問題についてもすでに着手の段階でございまして日野市発展の百年の大計の基礎固めができ上がったわけでございます。（笑声）なお田園都市として栄えてまいったわけで、用水路が

町中を縦横に走っておりまして、家庭の排水路として利用可能であります現段として、これに投資する財源をあらゆる行政に振り分けまして、乏しい財源を豊富な事業に振り向けるわけでございまして、今回の老人の福祉問題、また乳児の医療の無料化、なお、学校建設についても児童の健康に深く考慮を払い校庭の芝張り等、住宅政策につきましても他市に見られないゼロを記録しておるような状態の中で当市、古谷市長におかれましては毎年数十世帯が入居が可能な驚異的な事実でございます。これらをふまえまして、風水害に対する木土費の計上等、非常にきめ細かい事業の前進的な予算に対しまして、第一〇号議案に対しまして賛成をいたす一人でございます。

（「よくごまがすれました」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（伊藤　定君）　次に原案反対者の発言を求めます。秦正一君。

（四番議員登壇）

○四番（秦　正一君）　昭和四十八年度、新年度の予算に対し公明党を代表いたしまして反対の討論をいたします。市長は新年度予算の編成に当たって、冒頭に任期満了も近づいたということで道義的な観点から消極的な姿勢を考えたことがあったが諸般の状況から市政が停滞することなく移行することが望ましいと判断し、あえて年間予算を編成したと言っていますが、本来任期も迫っていることだし、本来骨格予算とか、暫

定予算、このように組むのがたてまえかもしれない、このように思っていたわけですけれども、ここに本年度、本予算の四十八年度の年間予算ですね、丸予算を組んだということは、古谷市長の市長としての責任を感じ、また権限を行使したというふうにも考えて、あえて私は本年度予算に対しての幾つかの点を指摘して、またこれに対する反対の態度を示していきたい、このように思うわけです。まず歳入については市税、市債、こういった点で今後大いに考えていかなきゃならん点が幾つもあると思います。また国の補助金とか交付金、都の補助金交付金、こういった面も地方自治体においてはやはりそういった点で確保の方向により一層努力もしていかなければならないだろうし、そういった点においても幾つかの点はあると思いますが、主として歳出の面から申し述べていきたいと思います。四十八年度は多少福祉問題、そのような点において市長も考慮され、また教育の費用の面においても二六・九%の構成比をなし、十六億九千万円、また土木のほうも昨年よりも若干多くなって二一・三%、十三億四千万、また民生費も若干は殖えて一八・一の構成比、十一億四千万、教育費が若干少なくなってそのかわり、土木費、若干の民生費が伸びた、このように言われるわけですけれども、そのような点から市長が多少なりとも本年度は前回に比べて昨年度に比べて意を注ぎ前進したという点は認めますが、まだまだ完全なる市民要求を達成されていない、このような点がまず一点指摘されると思います。

まず最初に人件費を通して言えることは四十八年度の特別職の増員の中にも下水道事業に対するその構想は数字的に出ていない。またさきほど賛成派の意見の中にもありましたが、下水道事業なるものは何ら計画がされていない、これはいんちき極まりない発言じゃないかと思います。そのような機構改革なりそういったものがやはりまず第一段階として出されていくならばこれは了としますがそういった面の市民の文化生活を営む上において最も欠くべからざる問題、都市化されていく現況においては今からそのような多少なりとも、構想を持ち、またその前提のもとに進んでいかなければならない、そのような面からまず一点指摘したいと思います。それから数字的な点は省きますが、総務費関係の中で、これは予算額については別に云々するわけではありませんがこの交通安全対策協議会、この協議会なるものが実質的にどれだけの成果を上げているか、またどれだけの役をなしているか。例えば信号機や交通標識がないために交通事故が起きてる、死亡者まで出た、このような場所に対しても一年間なり二年間放置していく。何らそこに手を加えていかない。このような交通安全対策協議会なるものが本来の目的をやはり達成するために努力する必要があるんじゃないか、このような内容的な面において大いに改革すべく検討も加えてやはり意義ある協議会を運営させていかなければならないだろうしこれは市だけの組織じゃないだろうし、こういう点において大いに問題があると考えるわけであります。

次に社会福祉の中で地区センターなるものが四十八年度は二館千百万ですか、このようにも計上されておりますがこれに並行して市民要望の強い、やはり大きな市民集会所とか文化会館とか、そのような建設のめどもある程度考える必要があるのではないか、再三、今まで何回もこういった点においては議会を通して指摘しておりますが、要望もしておりますが、少なくとも十一万都市となれば当然このような市民がこぞって一堂に会していくような施設があるのが当然であって、あたりまえであって、ないのがいかに遅れているか、こういった点においてまず一点指摘したいと思います。

次に老人福祉面においてかなりの手当等とか、そういう面においては前進しておりますが、何といっても市民要望の強いやはり四十八年度は老人福祉センターなるものをやはり何とか計画を立てて、またそういう面の予算なりそういう方向に進むべきじゃないか、実質的なそのような内容についてやはり考える必要があるのではないか、このように思うわけであります。

次に児童福祉面において、これ、平山台に保育園が今度予定されております。またその後においては神明上とか恐らく要所要所には計画が進められるとは思いますが、また、みさわ保育園においても増築がされる、しかし、当面は四十八年度はかなり多くの保留児が出たわけであります。これを何とか解決をする方向にやっぱり予算措置なりそういう方面の構想が何ら見受けられない。人口増とかまた他市からの転入もあるでしょうけれども、いずれにしても四十八年度は非常に保育事業に対しての難しい、またそういう面の時にきているわけで当然施設なりまたその内容的な面で大いに検討していかなければならないのではないか、このように思うわけです。

次に区画整理費の中で、神明上の区画整理に対して一億三千四百万ですか、この繰出金があります。本来区画整理事業はその事業内で賄うべきであってやはりこういった点に、繰り出しの額について一考を要するんじゃないか、このように思うわけであります。都市計画費の中で駒形公園、これは四十六年度より三カ年計画で四十八年度が最後になる。一般会計からは三千三百五十一万、国からは六百五十万、都から九百万、起債五百万、計五千四百十九万、このような状態で進んできておりますが、進められる予定になっていますが、現在の道路事情から見てこれだけの規模がはたして必要であるかどうか。もちろんその将来においてはこのくらいの公園はなければならないだろうし、現段階においてはそういうふうに疑問を持つわけでありまして、必ずしもこの公園に対して反対するわけじゃないんですけれども、やはり補助金とかいろいろな関係で早急にその事業を進めていくという考えもあったんでしょうけれども、やはり

もっと長期的にこの計画を進めて、あえて大きな負担を単年度にやらないで済むような方向にいくべきじゃないか、もっともっとほかに並行してやらなきゃならない事業も数多くあるんじゃないか、このように思うわけで、この点についての問題を指摘したいと思います。

それから教育面で、これは再三申し述べておりますが、教育長も三年ほど前には四十八年度からは中学校の完全給食も何とかめどをつけてやりたい、このように申したことがあります。すでに四十八年度において何らかの形でこの予算的な措置も考えていなきゃならんじゃないか、何らかの計画を構想を立てなければならない時にきているんじゃないか、このように思うわけであります。それから次に体育館についても、これは学校開放を一時的にやって本来、暫定的な処置として学校開放をやっていくんだと。少なくとも将来においては市の体育館とかそういうものにやはり依存していかなきゃならんだろうし、そういった面からやはりその構想も持つ必要があるんじゃないかとこのように思うわけであります。以上申し上げましたが全部が全部これを手を付けて完成しろといってもしょせんこれは無理だろうし、我党はすでに以前からこういった面において要望もし、また発言もしてきたわけで、このうちのたとえ一つでも二つでもやはりその市民サイドに立った市政をやるならば当然考えていかなきゃならんだろうし、こういった面から本予算に対して完全なる市民要望に添ってないという点で反対をするわけであります。で、なお市長が申しました将来どなたが市長になるかいずれにしても二千か三千の予備費はもうけてあるんだと、このように申されておりますが、やはり今の事業を一つやるにしてもやはり二億か三億ぐらいの予備費は当然最低なければならないんじゃないかとこのように思うわけであります。したがいまして以上申しました幾つかの点を通して反対意見としたいと思います。以上。

○議長（伊藤　定君）　次に原案賛成者の発言を求めます。池田重太郎君。

（六番議員登壇）

○六番（池田重太郎君）　私は……（「じっくりたのむよ。」「時間はあるよ。」と呼ぶ者あり）（笑声）昭和四十八年度一般会計予算審査を通じましてまずその予算編成の態度と客観的状況をいかなる方向でとらえ、取り組んだかをあらゆる角度より検討し……（笑声）その結果その態度方向のとらえ方こそ日野市政担当者として市民本位の最も当を得た誠にふさわしい……（笑声）明かるく豊かな住みよい街づくりのための（拍手）最高の資料を示したものとして高く評価するものでございます。（「議長、うるせえぞ退場させろ。」と呼ぶ者あり）（笑声）すなわちそれは本年四月市長改選期を迎えるわけでございますが、そのことのみにとらわれてただ単に道義的とか民主的

ではないかのことばに迷わされて消極的な予算編成、市政であったならば日野市百年の大計に水を差すものと考えられるものはもちろん、昭和四十八年度中においても市民要望の強い関連公共施設整備のための補助金起債等による財源の確保のための手続きの上にも支障を生じ、市政も大きな不利の立場に追い込まれ、当然ながら市民要望も後手後手に回りまして、円滑な市政運営に大きくひび割れが生じ、それに伴って市政の停滞欠除によって市民生活にも不安を生ずる恐れも憂慮されたからであります。それらに対しまして古谷市長はさすがに（笑声）市民福祉向上のため市政の長期展望に立って冷厳にして勇気ある前向きの態度に臨まれたということには深く敬意を表するものでございます。（「そのとおり。」と呼ぶ者あり）特に四十八年の重点施策でありまする生活環境の整備と公害対策、社会福祉向上、教育文化施設の整備拡充、土木事業と都市計画事業の推進は市民希求の施策でございましてその具体的実現のための予算上の数字は市民のサイドに基づくもので、これは一党一派に偏しない誠に中庸を得た日野市民のための予算であることが強く確認せられた次第でございます。以下歳入歳出について主なものについて申し述べたいと思います。

まず歳入全般についてでございますが、現在我国産業経済の誠に不安定期の現況と、また政府も言っておる生活優先、市民福祉の向上というこの国の施策によりまして当然ながら所得税並びに住民税、諸控除の引き上げと、税率の緩和等が予想されまして、本市主要財源でございまする住民税の伸長はなかなかこれらに対する期待というものも困難な中におきながら、特に特別交付金、地方交付税、または国や都の支出金等の確保のために特段のこの努力が認められておるわけでございます。主として用地買収のための市債ということでございますが、確かにさっき坂垣議員が言われたとおり、これは政府債が利用できればこれに越したことはないわけでございますけれども、いずれにいたしましても市債が大幅に伸びたというものは御案内のとおり建設事業そのものに対する用地取得というような点においての困難を生じ、特に市債の総合計額二十三億八千四百三十五万四千円、これは歳入合計についての六十三億一千七百五十三万七千円の三七・八%を占めて、歳出との均衡をとったことはこれまた高く私は評価するものでございます。

次に税収面における先に特に住民税控除の問題が原案反対の方から出されたわけでございますけれども、少なくともこの問題についてはは委員会審査の中に理事者側からこまかい説明がございましたとおり少なくとも百万以下の方が約八〇%を占めておりまして、これらの方が所得控除、税額控除という恩恵に浴するわけでございます。（「恩恵じゃないぞ。」と呼ぶ者あり）そこでもってこれらの苦しい財源の中におきましてもこのような市民本意の財源基準については特に関係官庁に対する積極的

な態度こそ高く私は評価するものでございます。

歳出面でございます。歳出面におきましても何といってもまず問題となるのは人件費の問題でございます。人件費は御案内のとおり事業費が三〇・三%で一番高いわけですが、人件費総額十五億六千百十六万三千円は歳出総額の二四・七%を占めております。そこでそのうち特に職員給与の条例の一部改正が後ほど上程されるわけでございますけれども、この改正が行なわれ、そして職員の皆さんの適材適所の配置を行ないながら給与等の面において、いわゆる他市とのアンバランスを是正しながら労働条件の改善をはかり、そしてより良い市民サービスにつとめていただくような態勢を整えたわけでございます。特にそのうちにおける特殊勤務手当等についての過去に若干のアンバランスもございましたけれども、それらに対する改正において、やはり条例改正に踏み切ったわけでございます。このように最も市政を円滑に進めていく場合における市民の、職員の皆さん方の後顧の憂いのない生活安定を前提としながら市民要望に応えるいわゆる職員の配置問題についての配慮方、これこそ物件費と並んで今後の行政を進める上における市民に対するサービスの最たるものと私は考えこのような処置にされましたことに対しては誠に高く評価するものでございます。歳出面についてはいろいろ当初委員長から申し上げられ、数字的には本席におきましては割愛さしていただきますけれども、特に総務費の中においては民間幼児教育施設園児の保護者の補助金の増額だとか、または公害対策のうちにおいて、いわゆる苗木を買いまして市内の緑化につとめていく。また特に第七小学校等においては試験的ではあろうけれども、芝生等を植えまして、そして公害防止のための市内緑化の推進に努力していくというふうなわけでございます。または小地区センターについてもすでにそれぞれの地域におのおの建てられておりますけれども、まだそれらに対しては市民要求が非常に最たるものがございます。本年二館を予定しておるわけでございますけれども、この問題については社会教育との兼合いにおいて地域市民のコミュニティーという問題について、いかに理解深きものがあろうかということが端的にこの建設において表われておるわけでございます。また児童保育問題等について一つも施策がないのではなかろうかということも申されておりますけれども、本予算を良く検討してみますと、平山台に保育園新設事業として三千九百余万円が計上されておるわけでございます。または構想としましては神明上地域内において、これが建設用地取得のための予算も配慮されておるようでございます。このようなわけで、決してそれら問題に対して手抜かりがあったというわけじゃございません。数字的にはっきりこのように実はできてきておるわけでございます。それのみではございません。特にこの児童問題に対して深い関心を寄せられて現在既設館二館ある児童会館に対して今

またはし尿浄化、汚泥の収集というふうなことも計上されておりますけれどもさらに別ポイントのサイドでもって回転ダンプの美化車を購入しながら、やはりかって宣言した日野美化ということについても、具体例をもって示された予算内容でございます。労働費、商工費等につきましては確かに労働費そのものについてはこれ若干金額的には預託金という制度でおって一千万円ということで一応増額はされておりますけれども、この点については委員会等にも報告があるごとくやはり総体バランスのうちに計上した金額そのものが決して多いとは考えておらないようでございます。当然この労働問題については現日野市内市民の大多数の方が、いわゆる勤労者の方が多いわけでございます。または土木費等にいきますと、特にこの市営住宅の建設でございます。用地の関係等もあり本年度二十五戸建設する予定になっておりますけれども、これら問題について現在東京都が実は国そのものにおいてそれなりの相当のいわゆる東京都自体で住宅を造ってくれというふうに要請されておるにもかかわらず、約半分きし造っておらないわけでございます。日野市におきましては御案内のとおりまことに微々たる予算のうちからやはり継続的にここ数年間二十五戸ずつ建設されておると。この市民要望に対する住宅政策、これは高く評価すべきじゃなかろうかと私はかように考えるわけでございます。また特に私道整備の補助金というものが昨年から実施されております。補助率は総

事業費に対して予算の範囲内で三分の一というふうなことになっております。さきほど来どなたかの中にこれを補助率をもっと引き上げよと、場合によっては当初からいわゆる無料でもって私道の整備をさしたらいいんじゃないかというふうな御意見がございました。確かに現財政のうちでそれができるならば当然私はもろ手を挙げてかっさいすべき問題でございます。現実においてはその他市民要望が多い中においてもこういった一つの私道そのものの整備の方向づけをしたということについて意義があるのでございますいわゆる総体六十三億からの予算そのものから見た場合においておそらく私道の整備そのものもさきほど来言われたような御要望の線できたならば、そっくりその予算を消費してもまだ足りないというのが現状じゃなかろうかと思うんです。または防災消防関係につきましては非常に近年火災発生件数が多いのでございます。確かに消防費そのものからいきまする常備消防委託との関連がございます。中には当然もっと消防署の、常備消防の人員を殖やして、そして全面的にそちらでやっていただいたらいいんじゃなかろうかというふうな御意見もございます。しかしいかに消防署といえどもやはりこの職員数には限定がございます。それから職員数に限定があるとともにその震災時における問題等でございます。震災時には特に地域の非常備消防の方がいかに近いまたは市内に約五百名からの散在されておりますのでそういう面についてもやはり非常備消防の拡充整備というものとが要請されるわけでございます。本年は消防自動車の二台の購入、または防火水槽の二カ所の建設とかこれはずっと継続されてきておるわけでございます。特にこの消火器の設置につきましてはかっては生活保護世帯についての配布があったわけでございますけれども、現在は地域配分というふうなことで震災発生時においきましては、市民の皆さんが手軽くこれら消火に対処できるような態勢をとられたという、いわゆる防火思想でございます。

次に教育問題でございます。教育委員会についてはすでに御案内のとおり都市化急増な当市において当然ながら要請されるのは施設の拡充整備でございます。しかしそれと並行しながらも特に本年の予算内容をつぶさに検討しました結果教材教具の整備ということです。おそらく今回日野市におけるこれは本当に私も心から共鳴するわけでございますけれども、現在二十三区の各小中学校における教材教具そのものとほとんど同じような状況になっております。いわゆる俗に言われます三多摩格差という問題もございます。しかしその中においてこの教育関係施設内容整備というものについては古谷市政において最も力を入れ、そして日野市に住んでおられることによって喜びと誇りを各御父兄の方が感ずるような状況にまで近寄っております。または社会教育の面についてはすでに御案内のとおり主として今までの場合においては幼児それから児童、老人と御婦人、こ

ういった点についても社会教育施策を講じたわけでございますけれども、本年予算をやはりつぶさに検討してみますと青年、成人という項目に触れております。この項目は非常に言うは易し行なうは難しの段階でございます。それを本年度予算においてはあえて取り入れまして真にいわゆる生涯教育としての一貫性を持たれる予算計上がされておるわけでございます。その他はいろいろの問題点も当然各反対者の方がそれぞれの立場におきましては言われておるわけです。特に下水道の問題について触れておられます。確かに現在日野市における下水道完備地域というものは公団地域を除いては皆無でございます。しからばこの問題について全然予算上においては計上されておらないにしても考えがあるかどうかということについては常々私たちは聞いておるわけでございます。それはやはり日野市の立地的条件からいきまして万願寺地域の区画整理をすることによってそこに道路を整備し、その道路を利用しながら幹線の配管をし、末端においての処理施設を造っていくとこういうふうなことについて賢明なる議員の皆さんは良く御検察されておると思いますけれども、流域下水道の問題についてこれまた前向き市政を事務当局においてはとっておられることは周知の事実でございます。いかにしましてもこのこれこそ日野市百年の大計に属する問題でございます。それだけに決して反対されております皆さん方がおっしゃられるようなことではございません。以上若干予算編成の態度と今後の問題点について申し述べ私の見解を申し述べたわけでございますけれども総じてそれはやはり神ならぬ人間が作ったものでございます。（笑声）一〇〇％というわけにはこれはいきません。したがいましてやはりいかなる数字上の問題としてもこれを実行に移さなければこれは駄弁に帰すわけでございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）したがいまして特にこの席上におきまして関係皆さんにおいて、または議会としましてはこの誠に市民希求の編成されておる予算を議会は議会として見守りながらひとつ執行者の皆さん方においては鋭意英知をしぼりながらこれが完全達成し、そして市民の本当に住みよい街であったといわれるような御努力を特に私は付け加えまして本原案の賛成する一人として若干の私見を申し述べたわけでございます。御清聴ありがとうございました。

（笑声）（拍手）

○議長（伊藤　定君）　これをもって討論を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤　定君）　起立多数。よって議案第一〇号昭和四十八年度日野市一般会計予算の件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後一時二十五分休憩

午後三時四十九分再会

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第十一号昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　特別会計予算委員長の審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　特別会計予算委員長の審査報告を求めます。

（特別会計予算委員長登壇）

○特別会計予算委員長（名古屋史郎君）　それでは議案十一号の昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計予算についての審査報告を申し上げます。歳入歳出とも四億九千二百六十一万九千円でございまして国民健康保険制度に関する本質的な問題について質疑、意見交換など特に一般会計からの繰入金の問題などについて意見が出されました。詳細について歳入歳出とも詳細について検討いたしましたが全員一致でこれを認定原案を可決いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第十一号昭和四十八年度日野市国民健康保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第十二号昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計予算の件を議題といたします。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　特別会計予算委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　特別会計予算委員長の審査報告を求めます。

（特別会計予算委員長登壇）

○特別会計予算委員長（名古屋史郎君）　議案第十二号の審査報告を申し上げます。昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計の予算について歳入歳出とも五億二千八百十一万七千円でございます。保留地の処分の方法、あるいは備品の購入、記念碑、あるいは権利者への賄い費、補償補塡、賠償金の問題など質疑がなされました。歳入歳出について詳細に検討いたしまして一名の反対者を除いて原案を可決いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。最初に原案反対者の発言を求めます。鈴木美奈子君。

（一番議員登壇）

○一番（鈴木美奈子君）　都市計画事業特別会計予算に対し、日本共産党議員団を代表いたしまして反対の立場で発言をいたします。歳入の中に区画整理国庫負担金として神明上の一・三・二道路の予算が計上されております。都市計画案は市長が作り、建設省と一体になり計画は実行されます。この一・三・二道路については数年前より住民の間から第二の甲州街道となり、また団地の両側には小学校、幼稚園、保育園があり数千名を越える児童や園児の通学路であり、また病院には一日約四百名近くの外来患者の通う道であります。この道路ができますと児童や病人などにも危険な道となり環境破壊が進み、生活も脅かされるので道路建設の変更をしてほしいという要望が出され、請願も議会に出されまして、関係機関と住民で協議会を作り、道路建設については話し合う場を作るようにという付帯意見が付けられ、採択されております。しかし市当局は住民との話し合いや意見を十分聞くということをせず、決定したことはあくまでも強行しようとする姿勢がみられ、このことはきびしく批判いたします。以上の理由によりましてこの予算案には反対いたします。

○議長（伊藤　定君）　次に原案賛成者の発言を求めます。林重義君。

（七番議員登壇）

○七番（林　重義君）　議案第十二号四十八年度日野市都市計画事業特別会計予算に対して賛成の立場から御意見を申し上げます。大局だけを申し上げまして御意見を申し上げます。日野市として現在三つの土地区画整理事業を行なっており平山台土地区画整理事業は八月完工、また四ツ谷下区画整理事業も十月完了を予定しており、神明上区画整理事業も最盛期を終え、地区外下水路の問題についても全体ではありますが七千万の予算を市として計上して着々と進んでおります。現在市民としても生活環境整備と公害対策についてその要望が最も多くなってまいりました。また一面には公共下水道の問題も出されております。また一方では公共用地の確保という問題も問題になっております。たとえば学校用地、センター用地、保育所、幼稚園の用地等地価高騰の世相の中にあって、市として用地買収がなかなかむずかしく問題点があるような現況でございます。この

ような諸問題の解決策としてますます土地区画整理事業の内にあって市民要望と諸問題の解決をはからざるを得ない状態となっております。土地区画整理事業こそ住みよい日野市、教育文化都市を望む上からも市の行政上に現在もまた将来も最大のウェートを占める事業であることを強く考えざるを得ないと思います。前段に申し上げましたように、このような時点からいきましても都市計画事業四十八年度の予算の原案に対しまして私は賛成の意を表する次第であります。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これをもって討論を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤　定君）　起立多数。よって議案第十二号昭和四十八年度日野市都市計画事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第十三号昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　特別会計予算委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　特別会計予算委員長の審査報告を求めます。

（特別会計予算委員長登壇）

○特別会計予算委員長（名古屋史郎君）　議案十三号昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計予算についての審査報告を申し上げます。歳入歳出とも四千二百八十六万九千円でございまして、昨年に比べて大幅な減額の編成の理由、あるいは公債費、あるいは汚泥運搬の問題、いろいろな質疑が行なわれました。歳入歳出について慎重に審議いたしましたけれども全員一致で原案を可決いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　この際委員長さんではなくて市長部局の担当者に質問いたします。この日野市下水道事業は公営企業であるのかどうかということを質問いたします。それは例規集を開いてみますと、その分類の中の第十三類公営企業の中に日野市下水道条例は記載されております。したがって私はこのことにつきまして企画当局の幹部職員に質したのでありますが、幹部職員の認識はまさに企業会計であるということを断言したわけでありまして、つまりこういう認識でこれまでこの下水道事業に取り組んでおったのではないかという疑問を感ずるわけであります。その点についてはっきりした答弁を

お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　お答えいたします。特別会計あるいは企業会計でやるべきだというお答はしたつもりはございません。ということはいわゆる特別会計にしておく理由というものは私ども一般会計でこれを処理することも可能でございます。しかしながら特別会計にするという一つの理由としては文化的な生活の中でくみ取りとの格差があるわけです。したがいまして特別会計にしておきませんとどれだけが一般市税の中での負担割合とか、そういうものが明確にならないということでこれを直ちに一時そういう形にすることは不可能でありませんけれども、かような取り扱いをすることが市税の使途についての明確さが当然一般会計に全部してしまうことについての異論があったということでございます。企業会計にすべきであるということを申し上げた覚えはございません。したがいまして一般会計にこれを全部包含にしてしまうことによって、いわゆる持ち出し分、あるいは料金の問題、こういうものの割り出し方が明確にならないということで特別会計にしておくものでございまして、企業会計にすべきであるというような答はした覚えがございません。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　私の質問したのは例規集をみると下水道事業はまさに公営企業であるという分類の中に入っておると、そのことはあなたも例規集を持っているだろうから見てください。企画当局に公営企業にすべきであるというそういう答を伺ったということを聞いているんじゃなくて、公営企業だというふうにいっているからそれは認識が誤っているんじゃありませんかと聞いているわけです。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　これは私どもの事務の整理のミスでありまして、昔、公団ができた当時、いわゆる公営企業であるというようなことから、料金の制定とか手続きを行なった事例があるやに聞いております。その後私が入りましてそういう整理の責任でありますのでそういう整理をせずにおいたということについてはやはり職務の怠慢であるというふうに認めます。したがいまして早急にそういうものについての整理をいたしたいというふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　下水道事業は公営企業であるということをいっている事実がある。それはあなたは部長であるからしてそのくらいのことは当然弁えておられるでしょうが、あなたの下の幹部の人がいっていることを言っているわけです。したがってこういう認識で、公営企業であるという認識でこれまで下水道事業をみているからして、下水道事業に対

しては何ら前進的な施策が考えられず、かつまた多摩平に位置するところの下水道事業に対しても当然行なうべき措置すら取られてない。つまり特別会計にしなければならないという明確な理由もないし、それから下水道使用料が現在の料金になっておるという根拠も明白ではない。こういう問題を私は前回の決算委員会で指摘しているんです。この点について統一見解があればこの際承っておきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　料金の問題、それらにつきまして若干申し上げますが、適当であるかどうかといわれますならば当然適当かというものさしについては問題がいろいろあろうと思います。現在下水道特別会計の中でも繰出金が相当出ているわけですが、これはやはりくみ取り料の料金との関係からやはり料金値上げというものにつきましては差し控えるという姿勢だと思います。それ以前の当時のことは私おりませんでしたけれども、多摩平の処理場ができた当時、いわゆる下水道ができた当時それぞれの積算の中で料金を決めて制定したものだと承っております。しかしその後のその当時のことをそのまま例規集の整理をせずに今日まできたことについてはさきほど申しましたとおり、やはり遺憾の点があったと思います。料金の適正化であるかどうかということについての見解というか、ものさしといいますか、いわゆる独立採算制的なものがいいのか、あるいはどの辺まで民生的な負担をすべきかどうかということは一概にここで申し上げることはちょっとできませんので御了承願いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　以上の点だけを指摘して私の事務当局に対する質問は終わります。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第十三号昭和四十八年度日野市下水道事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第十四号昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計予算の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　特別会計予算委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　特別会計予算委員長の審査報告を求めます。

○特別会計予算委員長（名古屋史郎君）　議案第十四号の昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計の審査報告を申し上げます。雑費の中の保育所運営補助、あるいはオープンシステムの制度の経過、本質、あるいは市立病院の入院費が高い、他の開業医に比べて高いといったような、もう一つ入院助産の問題など若干の質疑が出されましたけれども、収益的収入支出、期間外の収支、資本的収支などにわたりまして慎重に審議いたしまして全員一致で原案を可決いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第十四号昭和四十八年度日野市立総合病院事業会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第十五号昭和四十八年度日野市水道事業会計予算の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　特別会計予算委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　特別会計予算委員長の審査報告を求めます。

○特別会計予算委員長（名古屋史郎君）　議案第十五号でありますが、四十八年度日野市水道事業会計について審査報告申し上げます。収益的収入及び支出について収入は三億二百六十三万五千円、支出が三億八千五百六十一万円で差し引き八千五百九十七万五千円でありまして、その補塡は内部留保資金での五千万円で補塡するけれども、累積赤字が四十七年度で約二千万円となる見込みで、残りは三千万円になり八千五百九十七万五千円の赤字に三千万の補塡をしてもなおかつ五千数百万円の赤字となる見込みであります。また資本的収入及び支出については収入が四億三千二百九十五万二千円、支出が四億八千六百六十九万五千円で、差し引き五千三百七十四万三千円は過年度分の損益勘定の留保資金千三百七十二万九千円、及び当年度分の損益勘定留保資金四千一万四千円で補塡するという内容のものであります。慎重に審議いたしまして原案を可決をいたしました。なお特に付け加えますと審議の中で赤字の問題

は四十八年度中に一元化の見込みの中で考えていかなければならないという考え方が理事者の考え方が表明されたことを付け加えておきたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第十五号昭和四十八年度日野市水道事業会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第十六号昭和四十八年度日野市農業共済事業特別会計予算の件を議題といたします。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　特別会計予算委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　特別会計予算委員長の審査報告を求めます。

○特別会計予算委員長（名古屋史郎君）　議案の十六号の四十八年度の農業共済事業会計の審査報告を申し上げます。農業共済制度のそのものについて、制度そのものについての若干の意見、質疑などがございましたけれども、それぞれ全員一致で原案を可決いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第十六号昭和四十八年度日野市農業共済事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第十七号日野市建築協定に関する条例の制定の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　都市計画水道委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

（都市計画水道委員長登壇）

○都市計画水道委員長（板垣正男君）　議案第十七号の委員会審査報告をいたします。この条例の目的はこの協定事項第二条の中に明記されてありますように一定の地域でそこの住民、権利者がその生活環境あるいは商店街としての利便を高度に維持増進する、そういったことの目的のために建築物の利用を増進する、あるいは土地の環境を改善するために建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準について協定することができるということの法的な根拠を与えたものであります。一条二条三条四条非常に簡単な条例でありますけれども、これまでの日照権を守る問題や、あるいは住環境を守る、そういった地域住民の運動に法的な根拠がなかったわけですけれども、これによって裏付けを与える、そういう条例であります。委員会では各委員の意見一致によって認定ということになりましたけれども、この審査を進める過程で市当局はこの条例を作ったということによってすべて住民に住環境の改善、あるいは環境を守るということを任せてしまうということではなくて市に制定されております中高層建築の指導要綱なり、あるいは開発行為、そういったものを今後大いに活用する中で、市も積極的になって地域住民の環境や商店街の高度利用、そういったものも含めて環境を守るために努力することを忘れてはならない、という意見が強く出されました。それについては、事務当局より指導要綱の手直しということも今後考えていき、そういった意見に添うよう努力したい、という答弁がございました。全会一致で認定に決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第十七号日野市建築協定に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第十八号日野市職員定数条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　総務委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢　保君）　議案の一八号は職員の定数条例の一部改正でございまして、全体で九十七名の定数のワクを拡げるということでございます。理由といたしましては事務量の増、退職者の穴埋め等で殖えましたのは保母の十六名、病院関係が二十二名、教育が二十八名等が大きい問題で、これにつきましては、高幡台の増設、児童館に各一名の保母の配置それから小児科が病院にできたということで、小児科の入院には、患者には看護婦等が余計かかるということでございます。そのほか学校施設につきましては七小、四中の新設に伴います用務員等でございます。そういう日野市の人口増との関係の中から市民サービスの面からも改正は必要であろうということで全会一致で認定してございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一九号日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第二〇号職員団体の業務にもっぱら従事する職員に関する条例を廃止する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　総務委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（西沢　保君）　議案の第二〇号でございます。これは職員団体の業務にもっぱら従事する職員に関する条例を廃止する条例の制定でございまして、例規集の中の五四三ページにございます。この条例につきましては、地方公務員法の改正によりまして、旧法では業務にもっぱら従事することができないという項目の後にただし書きとして任命権者の許可を得てもっぱら従事することができるという項目が入りまして実際には四十三年の十一月十四日にこの条例の効力を失ってるということで組合員も了解したということでございますので委員会といたしましては全会一致して承認してございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二〇号職員団体の業務にもっぱら従事する職員に関する条例を廃止する条例の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第二一号日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　総務委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（西沢　保君）　議案二一号は退職手当支給条例の一部改正でございます。内容につきましては、平均の

三三・四%アップ、勧奨退職につきましては、一七・九五%アップでございまして、日野では四十一年に改正した後、改正していなかったということと、各近隣市町村との比較の中で低い、こういうことで今回の引き上げでございます。それとこの議案の中では調整手当をここにさらに含めたということでございます。総務委員会といたしましては全会一致で承認してございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二一号日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第二二号日野市用品調達基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　総務委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（西沢　保君）　議案の二二号は市営住宅条例の一部を改正する条例の制定でございまして、入居者の基準と付加使用料の基準の額の引き上げでございます。委員会といたしまして、入居者の基準が非常に低いということで、討論されたわけですが、最終的には公営法で決められておりますので、市の段階ではどうにもならないというようなことで、今後上部のほうにいろいろの問題を上げるというようなことで、委員会といたしましては、議案については全会一致で承認してございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二二号日野市用品調達基金条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第二三号日野市営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　総務委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（西沢　保君）　議案の二三号は市営住宅条例の一部を改正する条例の制定でございまして、入居者の基準と付加使用料の基準の額の引き上げでございます。委員会といたしまして、入居者の基準が非常に低いということで、討論されたわけですが、最終的には公営法で決められておりますので、市の段階ではどうにもならないというようなことで、今後上部のほうにいろいろの問題を上げるというようなことで、委員会といたしましては、議案については全会一致で承認してございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二三号日野市営住宅条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第二四号日野市市税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　総務委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（西沢　保君）　議案第二四号は日野市市税条例の一部を改正する条例の制定でございまして、地方税法の一部改正が現在国会で審議中であり、評価替えの年度にもなっておりますので、四月一日から同三十日までの、現在の条例では間に合わないということで、五月一日から同月三十一日までということで、固定資産税と都市計画税に限りまして一カ月延期をしてもらいたい、という条例改正でございます。委員会といたしましては全会一致で承認してございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なけ

ればこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二四号日野市市税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第二五号日野市立公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　総務委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（西沢　保君）　議案第二五号でございますが、これは日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定でございまして、区画整理地内の都市計画地内の公園が三つと、そのほかの地区外の公園が二つが今度認知になりますので、今までの条例の次に新しくその認知した公園を書き加えた、という条例でございます。総務委員会といたしましては全会一致で承認してございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二五号日野市立公園条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第二六号日野市遊び場条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会報告書は、お手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（杉山寅三郎君）　それでは議案二六号の日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件でございますけれども、内容は本会議で御説明があったかと思いますけれども、第二条の別表第二中の傘松第二運動広場、これか四中の建設でなくなって、これが廃止になるということと、その次の豊田児童グランドの次に大和田運動広場ですか、約一万二百平米のものが追加されるということと、次の別表第三中の中の官舎西こども広場、この次に程久保のこども広場ほか四件の広場が追加されるということで、この種の運動場が全体で三十一個という内容のものでございます。委員会といたしましては全員一致で認定しておりますのでよろしくひとつ御審議をいただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　委員長さんにお尋ねすることではなく理事者にお尋ねしたいと思いますがよろしいですか。

○議長（伊藤　定君）　どうぞ。

○二十二番（滝瀬政吉君）　遊び場というのは確かに子供にとっては必要かもしれませんけれども今までの遊び場は一般の民間の方よりの無料提供によって造られておるものですが、やはり遊び場というのはないよりあったほうがよろしいと思われるし、また、条例によりますと、二年以上の契約だ、ざっくばらんに言うと二年の契約なんだ、ところがその間そこの近所にどんどん家が建ってあるいは子供が殖えた場合、仮に契約が二年でもおそらく時と場合によっては地主さんがお返しくださいということが出るかも分からないし、また、近所の人たちはどうしてもこの遊び場がなければ困るんだというようなことになったら非常に市と住民との間にもいろいろのトラブルや何かが起きるんじゃないかなあというふうに思われますし、またせっかくの好意があだになる場合もあると思われます。したがいまして二年の契約ということはそれはそれなりにいいでしょうが、もしも仮にそういうふうな例が出た場合、おそらく今後空いてる土地については、貸し手がないだろうな、というふうに思われますけれども、その点で、もしもそうなった場合には、やはり時価なら時価で市が買い上げるなり、あるいは区画整理の保留地なら保留地を市が買ってそこと交換するというような方法もあると思われますけれども、今後の遊び場について市長なら市長の見解を問いただしたいんですが……。そうしませんと、せっかく地主が無料に提供してくれた、固定資産等は減免だとは言いながらも、やはり二年の契約ではなく、それ以上伸びる場合もあるし、しますので、そこいらあたりの見解を問いただしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　お答えをいたします。一応二年ということに契約ができておりますので、これは、もう当然二う条例でございます。総務委員会といたしましては、全会一致で承認してございます。

年以上経ちまして、返してほしいという要望がございますればお返ししないわけにはいかないと思っております。それは、そういう約束をもし市が破るというふうなことになればたいへんなことであろうと思います。ただし、その場合に質問者の方からお話がございましたようにその地域の方々からぜひもっと長くこれを貸いてほしいんだ、というような強い要望があればまた財政的な、市に余裕があれば当然これは時価で買収をすべきものと思っております。もちろん何かの事情によってそのお貸しを願っておる方が、どうしても市へは売れないんだという事情があれば、これは別でございます。しかし要するに、処分をするために、お売りになるのでこれを返してほしい、ということならば、市のほうへひとつ先に譲ってほしい、ということは当然のことであろうと思います。また事実、これからそういう土地がだんだん少なくなっていくだろうと思いますので、遊び場につきましても、できるならば、やはり適当な土地を市の公社なりあるいは開発基金なりで買っておく必要があろうかというふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二六号日野市遊び場条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第二七号日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（杉山寅三郎君）　それでは議案第二七号についての御報告を申し上げます。これは都の制度が改正になったために改正されるものであります。内容といたしましては所得制限の撤廃と、あるいは手当の三千円を五千円にして増額というような内容でございます。委員会といたしましては、全会一致でこれを認定いたしましたのでよろしく御審議をお願いしたい、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見

報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二六号日野市遊び場条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第二七号日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（杉山寅三郎君）　それでは議案第二七号についての御報告を申し上げます。これは都の制度が改正になったために改正されるものであります。内容といたしましては所得制限の撤廃と、あるいは手当の三千円を五千円にして増額というような内容でございます。委員会といたしましては、全会一致でこれを認定いたしましたのでよろしく御審議をお願いしたい、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二七号日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（杉山寅三郎君）　それでは議案第二八号についての御報告を申し上げます。内容細かいことはすでに御案内だと思いますので、改正の要点といいますか、たとえば支給額を二千五百円あるいは二千円からそれぞれ五百円のアップ、同時に従来は二十歳未満、二十歳以上というような年齢の制限がございましたけれども、年齢の制限を撤廃したということ。それともう一つは手当の支給範囲を拡大したということでございます。それから呼び方としては精神薄弱者のランクを今までは最重度、重度、中度、軽度というような呼び方をしておったわけですけれども、今回からは一度、二度、三度、四度というような呼び方を変えたということ。それから重複患者、いわゆる精神障害、重複患者に対する手当の額千五百円をこれを新設したということと、それから支給額を手当の額と呼び方を変えたということ。支給額は別表に掲載されておりましたけれどもこれを本文に挿入したというような内容でございます。委員会といたしましても慎重に審議した結果全会一致でこの案を認定いたしましたのでよろしく御審議いただきたいと。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二八号日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

議案第二九号日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の審査報告に先だち理事者の発言を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　恐縮でございますが、第二条名称及び位置につきましてプリントのミスがございましたので御訂正をいただきたいと思います。名称「日野市立心身障害者（児）福祉センター」というふうに書いてございますけれども、「日野市立希望の家」というふうに御訂正をいただきたいと思います。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これより議案第二九号日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の制定の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

○文教厚生委員長（杉山寅三郎君）　議案第二九号について御報告を申し上げます。この条例は新しく定める条例でございますので、条例の内容もそうでございますけれども、条例の構成そのものにもそれなりのいき方があるということでそれらを踏まえながら審査いたした次第でございます。一番問題点になりましたいわゆる今の名称の問題が一番何といいますか論点の焦点となりまして、やはりこういう身障者の使われる場所でございますのでできるだけ柔らかいといいますかソフトな名称が良いだろうというふうなことで、さきほど理事者のほうからも話がありましたとおり、その中ではいろいろ理事者側の説明も、こういういわゆる「日野市立障害者（児）福祉センター」という名称を付けた理由等もお伺いしましたが、やはりそれなりのことはやはりそれなりに条例、あるいは法の中でも約束といいますか、そういうことも無視できないということで十分その理由は理解できるわけでございますけれども、さきほども申し上げましたとおりできるだけ柔らかい名前のほうが親しみやすいといいますか、良いだろうということで理事者と協議の結果、さきほど所長から発言もありましたように協議していわゆる「日野市立希望の家」とこういう名称に変えました。と同時に「希望の家」という名称がどこから出てきたのかというようなことで、いわゆる後で、後段で申し上げたいと思いますけれども委託するいわゆる身障者を守る会というようなところにも何かいい名前がないかというようなことで問題を投掛けておるような中で、そういうところからもこういう名前がいいだろうというのが出てきたということで、さきほどのような「日野市立希望の家」というようなことに名称を変えた次第でございます。それから日野市の心身障害者を守る会にこれを管理委託させるんだというようなことはどこからというようなこともあったようでございますけれども、これもやはり地方自治法の二百四十四条の二の三でございますか、「普通地方公共団体は、公の施設の施設の目的を効果的に達成するための必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を公共団体又は公共的団体に委託することができる。」というようなところで公共団体ではございませんが公共的団体として市長が認定して、これを守る会に管理を委託するんだとこういうようなお話でございました。それからその中でも、じゃ守る会ということで指導員の問題も出てまいりましたけれども、要綱の中で三名ということですけど少ないんではないかというような意見も出ましたので要綱の中では一名程度殖やすような形で運営していきたいとこういうような話もありました。大体発足時で二十名程度の児童といいますか障害者の関係が来られるんじゃなかろうかと。それからもう一つはやはり何といいますか安全対策といいますかどの辺からいわゆる守る会がその安全を確保するのか。つまり送迎には市のマイクロを使うということでございますけれども、たとえば極端に申し上げますと運動場の中に入って学校の中へ入った時の管理責任はどこにあるのかというようなことも出ましたけれども、それなどもこれからいわゆる守る会との協定要綱の中できめていきたいとこういうような理事者側の答弁もございました。保険制度につきましても賠償責任保険一人五百万というような形がとられておるようでございますが、いろいろその他若干の意見もございましたけれども大まかな意見として内容についてはそういうことで全会一致をみております。さきほど申し上げました条例の制定の構成そのものにつきましてもいろんな例はあるようでございますけれども、大体こういう形がとられるんではなかろうかという一つの、たとえば本則はもちろん本文をうたうんでございますけれども、本文と付則からなっていると。付則については施行期日だとか、あるいは経過等が規定されるということと、用字は漢字とひらがな、文体は口語体とあるいは配字等の列についても各条ごとにカッコで見出しをつけなさいというようなこともあるようですが、それらを踏まえながら、さきほど申し上げました内容を検討して全会一致でこれを認定いたしておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二九号日野市立心身障害者（児）福祉センター条例

の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第三〇号日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

○文教厚生委員長（杉山寅三郎君）　議案第三〇号について御報告いたします。内容につきましては、市立川北地区センターの次に市立東光寺地区センターほか五地区センターを追加するという内容でございますが審議の過程で、いわゆる地区センターの名称のつけ方の考え方といいますか、新しくたとえば町名地番が変更になっている時にはそのまま使ったらどうだろうかというふうなことと、もう一つはやはりこの地区ですから固有名詞といいますか、昔からの地名も必要だろうというようなことも名称のつけ方について、それから当然地元関係市民との相談もしてこの名称を今つけているという、名称のつけ方についても若干御意見があったようですけれども、全会一致でこれは認定いたしておりますのでよろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三〇号日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第三一号日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

○文教厚生委員長（杉山寅三郎君）　議案第三一号でございますが、図書館の事務が現在の市庁舎に置かれてたわけでございますが、今度新しい御案内のとおり豊田にりっぱな中央図書館ができるということでそこに住所変更というような議

案の内容でございます。若干その他いろいろなことで意見の交換あるいは質問等がございましたけれども、全会一致で認定いたしておりますのでよろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　先日の委員会の後でちょっと出てきた問題ですので、図書館長にちょっとお聞きいたします。さきほど名古屋議員のほうからも社会教育センターの図書館の開設時間が十時からというのが午後一時からになるということなんで、出されましてそのことについては解決したわけなんですけれども、その後土、日がお休みになるわけです。そうしますと日曜日は今まで私も時々利用しておりました。勤めている方がかなり利用されているんで、日曜日お休みになりますと非常に市民が利用できなくなる。その点についてどういうふうに考えていらっしゃるかをお聞きいたします。

○議長（伊藤　定君）　図書館長。

○図書館長（前川恒雄君）　お答えいたします。日曜日の件でございますが、社会教育センターの建物自体が日曜日休みなもんですから、いろいろその辺で休まなきゃいけないかと考慮していたわけでございますが、そして利用者の皆さんにも御意見をお聞きしたりしていたわけでございますが、御心配のとおりでいろいろ利用者の皆さんからも御意見がありましたもんですから日曜日は今までどおり開館することにいたすことになりました。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。（一番議員「いいです。」）ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三二号日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

議案第三二号日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の審査の報告に先だち理事者の発言を求めます。病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）　提案の前にミスプリントがございますのでおわびをいたしまして御訂正をお願いしたいと。差し替え分としてすでに配布されておるかと思いますが、その内容といたしましては第九条の連帯保証人でございますが、第二項におきまして「相当の資産」とこういうふうなことで非常に不明確な表現がございましたので、これを抹消をしたと、

こういうことでございます。それから第十一条の修学資金の返還でございますが、第四項の中で「公務外の死亡」とこういう場合には返還の義務があったわけですが、これらにつきましても連帯保証人に非常に御迷惑をかけると。あるいはまた卒業後病院に勤務とこういうふうなことの中で修学されておりましたのに不幸にしてお亡くなりになったとこういうことで、公務外の死亡につきましてもその返還につきましては修学資金の返還の義務を免除したと、除外したとこういうことでございます。続きまして第十二条の返還の猶予でございますが、これにつきましても第二項で実際の事例にないような事項が書かれておりましたのでそれらの事項は第一項の中の「災害、疾病その他の理由」とこの中に含まれるという解釈の中で、これらにつきまして抹消いたしました。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。議事の都合によりまして職員の朗読を省略いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　今後省略いたします。

これより議案第三二号日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の制定の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。文教厚生委員長の審査報告を求めます。

○文教厚生委員長（杉山寅三郎君）　では議案第三二号について御報告申し上げます。今、病院事務長のほうから話がありました本会議で一番何といいますか質疑応答された名古屋議員さんがたまたま文教厚生委員の中でございましたので、文字どおり極めて慎重に審議できました。そういうことで一応削除と。本会議の中でも理事者側でも訂正すべきだということもあったようでございますので、内容については今事務長が発言したような形をとりたいと思います。なおやはり委員会といたしましてもいやしくも条例でございますので、やはりこういうことのないようこれからは慎重を期していただきたいということを一言申し上げておきたいとこういうふうに考えております。以上で全会一致で可決してありますので御審議をいただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三二号日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第三三号市道路線の一部廃止の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。産業建設委員長の審査報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（滝瀬敏朗君）　産業建設委員会の審査報告をいたします。議案三三号につきましては市道路線の一部廃止でございます。理由といたしましては議案にございますように下街戸線百間一号線は、現況廃滅しているので一部は廃止し、市が無償譲与を受け、有償にて個人に払い下げをする。七曲二号線他八路線は、宅地造成及び区画整理地内のため、一部を廃止するということでございます。なお下街戸線につきましては一部都市計画路線に入っているというふうなことで、今後は区画整理予定地内、あるいは都市計画路線等の予定地におきましては払い下げを保留すべきではないかというふうな意見もございました。委員会といたしましては全員一致原案を可決すべき決定をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第三四号市道路線の廃止の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。産業建設委員長の審査報告を求めます。

○産業建設委員長（滝瀬敏朗君）　議案三四号市道路線の全部廃止であります。百間一号線ほか十四路線であります。理由といたしましては市道改修に伴う廃止、宅地造成に伴う廃止、現況廃滅しているので無償譲与を受け、有償にて払い下げをするというふうなことでございます。委員会といたしましては全員一致可決するものと決定いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よ

って議案第三四号市道路線の廃止の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第三五号市道路線の認定の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。産業建設委員長の審査報告を求めます。

○産業建設委員長（滝瀬敏朗君）　議案第三五号市道路線の認定でございます。吹上地内道路でございます。これは吹上地域内の区画整理の完了に伴う認定でございます。委員会におきましては原案を可決するものと決定をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三五号市道多摩平幹線一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第三六号市道多摩平幹線一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約変更の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢　保君）　議案の第三六号は市道多摩平幹線一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約の変更でございまして、多摩平幹線一号線の三井道路が進めております工事でございます。この中で沿道の民家から歩道切り下げが要望されましたので、四カ所の必要の額四万六千円の額を追加いたしました契約の変更でございます。委員会といたしましては全会一致で認定してございます。どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三六号市道多摩平幹線一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第三六号市道多摩平幹線一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約変更の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢　保君）　それでは請願第一九号の議題に対しまして御報告申し上げます。この請願は昭和四十六年の四月二十七日受け付けたという非常に慎重審議した請願でございます。なおこの間の委員会におきましては、各前委員長さんいろいろな方々の意見も尊重しながら請願を審議してまいりましたのでございますが、今度八王子のその地点で公社の所有地を市が三億円とかの予算を出して買収するんだというような空気もございまして、これから公共用地としてなった場合にどうなるかという問題点が一番心配だということでございまして、当然今後もメッキ工場等が建設も予想されるということでございまして、付近住民の心配もあるというので、公害工場ができないことが望ましいということの請願者の願意を意としまして全員一致して採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　この三年かかりの請願審査の経過を経てようやく住民の請願要求が前向きの方向で進んだという点ではたいへんけっこうだと思いますけれども、聞くところによりますと、この前の日曜日の日でしたか、私どもの見方としてあります。公害対策委員長の審査報告を求めます。

（公害対策委員長登壇）

○公害対策委員長（伊藤松之輔君）　それでは請願第一九号の議題に対しまして御報告申し上げます。この請願は昭和四十六年の四月二十七日受け付けたという非常に慎重審議した請願でございます。なおこの間の委員会におきましては、各前委員長さんいろいろな方々の意見も尊重しながら請願を審議してまいりましたのでございますが、今度八王子のその地点で公社の所有地を市が三億円とかの予算を出して買収するんだというような空気もございまして、これから公共用地としてなった場合にどうなるかという問題点が一番心配だということでございまして、当然今後もメッキ工場等が建設も予想されるということでございまして、付近住民の心配もあるというので、公害工場ができないことが望ましいということの請願者の願意を意としまして全員一致して採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　この三年かかりの請願審査の経過を経てようやく住民の請願要求が前向きの方向で進んだという点ではたいへんけっこうだと思いますけれども、聞くところによりますと、この前の日曜日の日でしたか、私どもの見方としてすれば古谷市長の選挙を目的としたある集会でこの問題が百八十度今までの態度よりも変化した形で市民の前に明らかにされたと。しかもその翌日開かれた……（「でっち上げじゃないか、何をしているんだ何を。」と呼ぶ者あり）間違いました。（「何寝ぼけているんだ。」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（伊藤　定君）　ほかにありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一九号メッキ工場団地建設反対の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五〇号工場建設反対の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。公害対策委員長の審査報告を求めます。

○公害対策委員長（伊藤松之輔君）　審査報告を申し上げます。これは請願五〇号でございまして、昨年の十二月に受け付けた請願でございます。場所は都道百五十五号線に沿いまして万願寺バス停がありますところから北方に進入いたしまして小さな用水に当たるのですが、そのすぐ付近のところに九州科学ランドリー株式会社が、洗濯屋さんの工場ができるとい

うことでございまして、付近としては第一種専住地域だということで、当然工場なんか造る場所じゃございません。それと同時にしかもその中でいろいろ考えた問題は小規模に発足いたしましてそれからだんだん操業を殖やすという脱法的な問題点もあるんじゃなかろうかということに意を多といたしまして工場ができないということに決するのが一番いいんじゃないか、ということで全員一致しまして採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五〇号工場建設反対の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五一号百草団地住民の生活環境保全に関する請願の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　公害対策委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　公害対策委員長の審査報告を求めます。

○公害対策委員長（伊藤松之輔君）　審査報告を申し上げます。請願第五一号は昭和四十六年の十二月三日と一年以上慎重に審議を続けてまいった問題でございますが、これは都市計画街路の二号の予定線の新設を中止してくれという請願の趣旨でございます。採択に当たりましては市は道路予定の土地の確保と将来植樹をして、そして通学路の完全舗装を実施せられたしとの意見を付して全員一致で採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　この請願については御存じのように足掛け三年審議が続けられておりました。当然当初から住民の声、住民の要求を重視するなら逸早くその声に添った計画の変更がされるべきだというふうに思っておりましたけれども、残念ながら今日まで住民の要求に声を貸さないと、こういう態度で終始一貫してきたわけでありますけれども、先日の日曜日に行なわれた百草団地の幼稚園ここで今までとは打って変わった手のひら返すような計画の変更が住民に発表された。もちろんこの一六メーター道路に反対していた住民からは当然歓迎をされるわけでありますけれども、問題なのは足掛け三年も審議

を続けてきた関係委員会に事前に何らの経過の報告も計画変更もされないまま一般市民に公表されたと、さらにその翌日行なわれた委員会にもこの計画の変更がひた隠しに隠されていったような経過があったというふうに聞いております。私はこの計画変更がされたことについては大いに歓迎はしますけれども、執行機関と審議をする側の議会との関係、ルールからいってあまりにも踏み外したやり方ではないだろうか、こういうふうに私は思うわけです。結果的に議会を無視し、軽視したことになったことに対して市長はどのように考えているのか。

二点目は計画を変更するに至った直接の動機といいますか、計画を変更できる見通しを持ったその要因は何であったのか。また計画を変更できる見通しを持ったその裏付け、具体的な裏付けはどういうことなのか。この点についてお伺いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　名古屋議員関連ですか。（十七番「関連です。」）続けてどうぞ。

○十七番（名古屋史郎君）　私も公害対策委員発足当時からの公害対策委員でございまして、四十六年から出された時点から鋭意検討してまいったわけですが、ただいま米沢議員からお話がありましたような処理がなされたというふうに聞いております。これは要するにこれとはうらはらの問題のようにも私は考えますんですが、今のお二人の議員さんの中でそれをせんけれども、分立といいますか、対立の関係は双方の信頼と連絡というか協調がなければならないというふうに思いますが、今、米沢議員が言われたような経過が事実であるとすれば対立関係という中にも血の通ったお互いの連絡がなければ、分立の関係だからかってに信ずるところを行なえばいいということにはならないと、そこにはやはり長としての指導性といいますか、リーダーシップが、いい意味のそれが行なわれ、その協調というものは大事なことじゃないかと、こういうふうに思います。日にちが非常に逼迫していた経過はあるようですけれども、まず伺いたいのはそういう発表をなさったこと、関係委員会、関係筋に何のお話もなかったことが事実かどうか。事実であれば今、申し上げたような長い経過を経てきた委員会に対して、今申し上げた精神から市長は分立の形でけっこうなんだといったお考えを固執なさるのかどうか、その辺のお考えを伺いたい、こう思います。

○議長（伊藤　定君）　正国務君。

○二十九番（正国　務君）　関連です。今、二人の議員さんの質問によって御答弁の中で聞けるかもしれませんけれども、この請願につきましては請願の第三十六号に都市計画水道委員会で審議中であり、現在閉会中の審議ということになっておりますが、これは要するにこれとはうらはらの問題のようにも私は考えますんですが、今のお二人の議員さんの中でそれを

どういうふうにお考えになってなされるのか。そこをひとつこれは答弁の中で聞ければけっこうですし、もしも何でしたら私の答弁を願いたい、こういうふうに思います。

○議長（伊藤　定君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　これはこの請願は私が公害委員長をやっているころから問題になっていたわけですが、これは委員会としても非常に問題になって長い間検討を加えていたわけですが、慎重を期してなかなか結論が出なかったわけですが、委員会に託されて審議中であったわけですが、そうした委員会の結論が出ない前にもしそうしたことがあったとすれば、これは委員会の軽視ということにもなるんじゃないか、その点について。

○議長（伊藤　定君）　市長、今の四人に対して答弁をお願いいたします。

○市長（古谷　栄君）　お答えをいたします。今、高橋議員さんの言われたこと、これは私は議会軽視とかいう問題じゃなかろうと思っております。議会は議会としての要するに自主的な判断のもとで結論をお出しになるんですから、それに先んじてやろうと、あとからやろうと、これは別に議会軽視になると思いません。

なお正国議員さんの御質問は、これは議会のことでございますので私のほうから特に御答弁を申し上げるのもおかしいのじゃなかろうかというふうに考えております。

それからどういうことでこういう決定が、私がどういうことでこういう決定をしたのかということは率直に申し上げまして長い間の懸案であり、私の任期ももういくばくもない、その間十分な検討時間があったわけで時間がないとは言いのがれできませんし、一応自分自身なりの考え方でこの問題に終止符を打っておくことはこれはあとの市長さんがどういうお考えであるか分かりませんが、私としてはこういう決定にしておきたいということでございます。ただ率直に申し上げまして、部内でそういう決定を私どもが事務当局とも連携をして決定をしたわけですけれども、その決定について不統一であったと、事務的に不統一であったということにつきましてはおわびを申し上げる次第でございます。ただ私は日野市長になりましてからずっと率直に申し上げまして、委員会の審議というものが都議会当たりから比べると非常に違っております。都議会では部長なり局長なりの意見は参考意見として聞くだけでございます。これは理事者の考え方を聞くだけで委員会は委員会独自の自主的な判断のもとに決定をいたしております。私はそれが本来の姿ではなかろうか、一応参考としては聞きますけれども、これは議会は議会の独自の判断があってしかるべきでありまして、議会が採択をいたしましたことにつきましては執行機関は尊重はしますけれども、尊重はいたしますけれども、たとえば時期につい

て不足があったり、あるいは若干のニュアンスの違いがある執行のしかたをしてもそれが特に議会軽視にはなるまいと私は思っております。そのために長は長として住民の方々におれはこういうことをやるんだということを訴えて当選をさせていただいてくるのでございますから、議会の意思と同じ意思で行動しなければならないということにはあいなるまいと、たとえば少数与党というふうな形の場合におそらく長と議会の判断が違うことも十分あり得る。それはそれで私は差し支えない、こういうふうに考えております。あたかも委員会が市長部局に従属するかのごとき立場を取られること自身が、それこそが私は議会みずからが議会を軽視するゆえんのものだというふうに考えます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　今の市長の答弁は確かに請願を審議する議会の立場は執行機関と離れて独自の立場で結論を出していくと、これは当然だと思うんです。しかし事実経過は執行機関が実際にその請願の内容に対してどういう意思をもって解決しようとしているのか、どう対処していこうとしているのか、この辺は参考意見として聞くと同時に全く見通しのないものを採択していく、結果的には住民を惑わすことになるということから審議を通じて執行機関をある場合にはしりをたたいていく、促進をしていくということもあり得るわけですけれども、今度の場合、足掛け三年もそれは主として理事者側が全く計画の変更はできないんだと、こういう立場からの説明があった中で継続、継続できていた。したがって執行側はその審議経過を全く無視して独自の立場で態度を変更していく。しかもそれを議会とは全く関係なく市民に公表していくということは執行機関と議会側のルールの問題としてちょっといきすぎではないかというふうに私は思うんです。

それからもう一点問題なのは御存じのようにあの自治会にはこの道路問題専門に運動を進めていく、事を進めていくということで対策委員会が設置をされております。当日の集会にはこの対策委員会は全く関知していなかった、つまり関係住民には全く関係のないところで一方的にそれが発表されたということですね。これは今まで何回となく自治会側から市長に対してあるいは市に対して計画を変更してほしい、こういう要請があったはずです。その直接の住民代表には全く関係なしに計画の変更を発表していく、住民との関係からみても私は決して適切なやり方ではなかったと、こういうふうに思うんですが、その点いかがでしょう。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　私もよく詳しくは知らないんですが、対策委員会というのが、委員会というのがあるということもはっきりとは知りませんでしたけれども、翌日か翌々日、

それでは対策委員会という人でしょうかね、お見えになってよくお話し合いをして御理解をしていただきました。別にそういう私が全然無視したとかということではございません。おいでになりましたからていねいにお話しを申し上げ御理解を得たつもりでございます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　私の質問に対してか、ほかの方に対してかのお答で、議会みずからが市長部局に従属したような態度を自分たちの権威といいますか、自分たちの自主的な判断をすればいいものを従来ずっと経過を延ばしてきて、ここへきて執行権と議会のその問題で文句を言うのはおかしいじゃないかと、こういうような御返事ですけれども、これまでの都議会での市長の感想を急にここで述べられて日野市議会のあり方と都議会のあり方と違うと思うと、従来の経過の中ではこの問題に関係なくほかの問題でも参考意見といいますか、あるいはそれを越えた範囲の事情聴取といいますか、がある。都議会とは違った形かもしれませんけれども事実経過としてあるわけですね。そういう経過の中に立って今日までいろいろなことが運営されてきたわけです。ここえきてこの問題について一年以上もそういう経過の中できたものに何の話もなく住民に先に発表するというのはどうかなということに対して、それは議会と執行部は全然違うんだから、違う性質のものだから一向に差し支えないんだと、こうおっしゃるのは何か今までの経過の中からすると非常に突然な感じがするわけです。この問題を取り上げて御質問を申し上げると議会と執行部とは違うんだからそんなにがたがた言うことないじゃないかといったような御返事が帰ってくると非常に何か従来の経過は全く成果を認めていなかったというか、疑問を持ちながらも日野の議会は日野の議会と市長との関係ということで流れてきたことを、あえてここで特段否定し、議会のいき方は自由なんだから私のいき方も自由なんだと、こういうふうにいわれるのはさっき私が一番最初に申し上げたお互いの協調といいますか、分立の関係と、対立の関係の間に何かリーダーシップというか、それは長のほうが取られるべきじゃないかと思うんですが、その点について再度お答があれば伺いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　確かに若干遺憾の点もあったかと思います。ただ私も理論的には差し支えないという考え方なんですよ。たとえば市長選挙が行なわれる、ある人が立候補される、その人は日野の市政とか議会とは全然関係のない人が立候補される。一体市議会ではどういう請願が出て、たとえばどういう採択されておる問題があるか知りませんけれども、おそらくその採択とは逆の、全然知りませんから、全然知らない人ですから逆のことを言って出てこられて当選されるかもしれま

せん。でも私はそれはそれでいいという感じなんですよ。そういうことを申し上げておるんで理論的には長と議会とは判断が別であっても差し支えないんじゃないかということを申し上げて、ただこの問題に対してお前少しいきすぎたんだと、少し反省しろとおっしゃられればそのとおりだといわざるを得ないと思っております。それから私は一番まずかったのは翌日、実は関係の職員を呼んでその話をしたんですけれども、なぜそれを話さなかったと、この前意思決定してあるじゃないかということを言ったんですけれども、これは部内不統一ということで、これも私の責任でございますからその点についてもたいへん申しわけないと、こういうふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。正国務君。

○二十九番（正国　務君）　三十六号議案との関連については私はお二人の質問について市長の中からお答えいただけると、こういうふうに考えましたが、それは議会のことであるから結論としては答弁ができないという御答弁をいただきました。委員長にお伺いするんですが、今、御報告の中で何だか緑を植えて云々というような御報告がございましたが、結局そうしますとこの三十六号議案を勘案の中でこれはひとつ審議してこういうふうにしたんだと、意見を付けたんだという御報告でございますか。そこらをはっきりしておいて三十六号議案というものがやはり審議の中でいろいろとお考えがあったのかどうか、そこらをひとつ……。三十六号というのは私は百草街路接続工事施工に関する請願ですね。違いますか。（「請願か」と呼ぶ者あり）請願です。失礼しました。請願です。倉沢の自治会からの、これが勘案がありましたかということを聞くわけです。だからうらはらになりはしませんかということを申し上げているわけです。

○議長（伊藤　定君）　公害対策委員長。

○公害対策委員長（伊藤松之輔君）　お答えをいたします。実はその請願のほうは都市計画委員会のほうに付託されているという問題がございますので、私のほうでも採択する前に都市計画委員長のほうとも若干打ち合わせをしております。具体的には都市計画委員長のほうの腹で決定していくと思いますが、一応この請願という立場におきましては審議の中でその問題も生きるだろうということが、その請願ですね、問題点が生きてくるという問題点が考えられるので採択ということに決定したということでございます。それは審議の内容に、根本的な内容には都市計画のほうでございますが、公害対策委員会において審議中には要するに、そちらのほうもだいじょうぶというふうな意見がありましたので。

○二十九番（正国　務君）　以上です。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五一　号百草団地住民の生活環境保全に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

これより請願第四号学童クラブ新設ならびに諸施設整備の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしております。文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（杉山寅三郎君）　請願第四号についての御報告を申し上げます。この請願の内容といたしましては滝合小の近くに学童クラブを作ってくれということと、学童クラブに通いやすいように通学路を整備してくれということと、現在の平山児童館の中にある学童クラブの施設を充実してくださいというようなことで、設備については一部四十八年でやるというようなこともありますし、たまたまこの種の保育行政は基本的には児童館あるいはその他のところで併設といいますか、そういう形でやりたいという考え方は十分理解できますけれども、いろいろなこれからの問題もありましょうし、もし適地があるならば仮の施設でもけっこうですから、できるだけその辺も配慮して願意に添うよう努力してもらいたいというような結論からこの請願は採択、全会一致採択してございますのでよろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四号学童クラブ新設ならびに諸施設整備の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第一五三号日野市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件に関する委員会の報告書は先般お手元に配布いたしてあります。総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。総務委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

この際請願を付託委員会ごとに一括して上程いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、一括上程することに決しました。

総務委員会関係の請願五八号の一～九、立川基地再開に反対する請願、第六号の一公共住宅団地の生活環境整備に関する請願、第二〇号豪雨被災者に対する復旧工事補助金交付ならびに分譲業者に対する復旧工事督促に関する請願、第四七号神明上東部自治会地域への東京ガス敷設に伴う工事費の補助ならびに借入金に対する利子補給及び事務援助に関する陳情、第四八号農林省日野淡水区水産研究所跡地利用に関する請願、第五号農地の宅地なみ課税是正に伴う請願の件を一括上程いたします。総務委員長の報告はこれを省略いたします。総務委員長より、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本六件を継続審査に付することに御異議ありませんか。

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に文教厚生委員会関係の請願第五七号万願寺地区への市立保育園設置に関する請願、第三八号保育時間延長に関する陳情第四〇号ダストボックス購入費用の一部補助に関する請願、第四五号在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願、第四七号公立幼稚園設置の適正化に関する請願、第五五号公立幼稚園設置に関する請願、第六号の二公共住宅団地の生活環境整備に関する請願、第一三号〇歳児保育に関する陳情、第一五号予防接種もれ乳幼児の接種料の無料化に関する請願、第一九号零歳児保育死亡事故発生に関する請願、第四四号障害児の教育権の保障に関する陳情、第五二号民間保育所保護者負担の軽減並びに民間保育所に対する財政援助に関する陳情、第五三号駐留軍労働者の雇用安定離職対策拡充に関する請願、第二号社会保険診療報酬引き上げ、医療保険制度の改善に関する陳情、第三号将来をになう子供達のために市立幼稚園に二年保育制度実施に関する請願、第六号一小体育館改築についての請願、第七号日野第一保育園の措置児枠増に関する請願の件を一括上程いたします。文教厚生委員長の報告はこれを省略いたします。文教厚

生委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本十七件を継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に産業建設委員会の請願第二号市道市場線拡幅に関する請願、第一六号新井五六番地先、道路拡幅に関する請願、第六号の五公共住宅団地の生活環境整備に関する請願、第三八号栄町地内用水路改修に関する請願、第四二号大坂上駐在所付近住居地域の下排水に関する請願、第五一号通学路整備ならびに橋梁設置に関する請願を一括上程いたします。産業建設委員長の報告はこれを省略いたします。産業建設委員長より目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本六件を継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に都市計画水道委員会関係の請願第九号都市計画道路計画変更に伴う取付道路の工事計画中止に関する請願、第一〇号工場建設に反対する請願、第三三号レジャークリニックセンター建築の疑義についての陳情、第三四号新都市建設公社社有地不正使用の是正に関する陳情、第三六号百草街路接続工事施工に関する請願の件を一括上程いたします。都市計画水道委員長の報告はこれを省略いたします。都市計画水道委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本五件を継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に公害対策特別委員会関係の請願第一号高層建物建築反対と日照確保に関する陳情の件を上程いたします。公害対策特別委員長の報告はこれを省略いたします。公害対策特別委員長より目下委員会において、審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。

おはかりいたします。委員長の申し出のとおり、本件を継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第六八市庁舎建設特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。本件について、委員長より中間報告をいたしたいとの申し出があります。市庁舎建設特別委員長の中間報告を求めます。

（市庁舎建設特別委員長登壇）

○市庁舎建設特別委員長（林　重義君）　市庁舎建設委員会の中間報告を申し上げます。三月二十六日委員会を開催いたしまして、本年度は委員会として改選の時期でありましたので、恒例により委員長、副委員長の選出を行ない、役職についてはお手元の文書どおりでございます。委員も変わりましたので、昨年の経過の説明を前委員長、事務局より説明を受けまして、閉会中の審議にすることに決定し、諸般の事情等も考えて、本年度は精力的に取り組んでいくことに決定いたし、委員会を終わった次第でございます。以上、報告申し上げます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長より市庁舎建設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六九交通多摩川架橋対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。本件について委員長より中間報告をいたしたいとの申し出があります。交通、交摩川架橋特別委員長の中間報告を求めます。

（交通多摩川架橋対策特別委員長登壇）

○交通多摩川架橋対策特別委員長（木下　博君）　御報告します。去る二十六日に委員会を開きまして、第一回の委員会でありますので、委員長、副委員長を選出しまして、その後今度新しく今までの交通、あるいは多摩川架橋のそれぞれの特別委員会がありましたけれどもこれが一つにまとまって、今度の新しい委員会になった、ということの確認と合わせて今後、この委員会はどのような基本的な考え方といいますか、これをはっきりと打ち出して、そうしてこの一年間を運営していこうということを申し合わせまして、この基本的な考え方、基本的な委員会の持ち方というものについては議会閉会中に開いていこうということを確認しておったわけです。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ質疑を終結いたします。これをもって中間報告を終わります。

委員長より交通、多摩川架橋に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第七〇、日野駅対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。本件について委員長より中間報告をいたしたいとの申し出であります。日野駅対策特別委員長の中間報告を求めます。

（日野駅対策特別委員長登壇）

○日野駅対策特別委員長（大柄　保君）　日野駅特別対策委員会の中間報告をさせていただきます。三月の二十六日に委員の皆さん方と集まりまして、正副委員長を選出いたしました。それからこの対策委員会も初めて今議会にできた、ということで種々皆様方と討論、討議をいたしました結果、理事者においでを願いまして、日野駅周辺の都市計画につきまして、区画整理につきまして、今現在の進ちょく状況はどうなっているのか、というようなことを説明を願いまして、二・二・四の開通の時点、あるいはただいま現在、日野駅を利用している皆さん方にどのようにしたらば一番便利なようになるか、爾来、昭和十二年ごろからできました日野の駅でございますのでこの区画整理が進展をすると同時に、何とかして利用者の便をはかっていかなければならないのではないか、とこのようなこともいろいろ話し合いをいたしまして、次回の委員会は四月の下旬に第二回の対策委員会を持つことで終了いたしました。今後とも一年間、私どもの特別対策委員会、日野駅の問題につきまして、議員の皆さん方の御協力をお願いをすることにも相成りますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終わります。これをもって中間報告を終わります。委員長より日野駅対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第七一　請願第八号平山台第一自治会地区への地区センター設置に関する請願を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第八号を説明。

○議長（伊藤　定君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては文教厚生委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め請願第八号平山台第一自治会地区への地区センター設置に関する請願は文教厚生委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査にすることに決しました。

次に百済勇君ほか四名から提出の決議案第一号国鉄運賃値上げに反対する決議の件を議題といたします。職員をして決議案を朗読いたさせます。

○書記（武居一茂君）　決議案第一号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　提案者から、提案理由の説明を求めます。百済勇君。

（九番議員登壇）

○九番（百済　勇君）　ただいま職員のほうから案文が読み上げられましたが、このことにつきましては、私が改めて皆様方に訴えるまでもなく、このことによって国鉄運賃の値上げによって、われわれの生活、これに直接ひびくところの、日常の諸物価が騰貴する、このことは明らかなことでございます。現在においてすら、相当の物価値上げ、こういう現実でございます。この上に国鉄の運賃が値上げをされる、いわゆる公共料金が値上げになれば、それに伴って物価が、諸物価が騰貴してくる、このことは明らかなことでございます。幸い、全会一致をもちましてこの決議案を採択されることをお願いをいたしまして提案の説明にかえさせていただきます。

○議長（伊藤　定君）　本件について御意見があれば承ります。滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　この決議案については賛成する一人でございますが、提案者は長いこと国鉄の職員でありまして、非常に国鉄の内部のことには明るいのではないか、というふうに思われます。どのようにしたら赤字が解消されるのか、あるいはどのようにしたら黒字になるのか、いろいろあると思われるので政府、自民党が天下を取っているから赤字だ、ということではなく、やはりほかの党がなってもやはり赤字は解消できない、というふうに私は断言しますが、やはりこの値上げについて、諸物価の値上がりというのはたしかそのとおりでございますが、もう少し具体的に最後のところなんか特にそうなんです。「運賃値上げによらない別途対策を講ずるよう政府に反省を求めるものである」と。もちろん政府でも別途対策があればそのくらいのことは十分考えられるだろうし、ここで提案者に悪いけれども、こうこういう理由で赤字なんだと

か、あるいはこうなれば黒字なんだろうか、というふうな私見でよろしいですからちょっと言ってもらいたいんですが……。

（「いいぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　ただいますべて政治には通じ過ぎるぐらい通じてると私ども思ってる滝瀬議員から（笑声）そのような質問がされるとはまことに心外でありまして私は国鉄の一職員であった、こういうことでありまして、内容をつまびらかに私が知ってれば今時は総裁としてでんと座っている。（笑声）そういうようなことが、この議会では問題にはならない。ただ物価を何とかしてブレーキをかけて、そして市民の生活を守っていく、これが一番大きな問題じゃなかろうかこういうふうに思っております。（笑声）

○議長（伊藤　定君）　岩沢哲夫君。

○十三番（岩沢哲夫君）　この決議案そのものには反対はいたしませんけれども、この字が違うんじゃないかと思うんですが、真ん中の四十八年度は旅客じゃなくて旅客じゃないかと思うんですがその点を総裁の御答弁を……。（笑声）

○議長（伊藤　定君）　それはそのとおりでいいですか。

○九番（百済　勇君）　はい。

○議長（伊藤　定君）　杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　十六番京王線。（笑声）

滝瀬議員の考え方というか、発言と大体大同小異かと思いますけれども、やはり反対、もちろん値が上がることについては私は賛成するわけではございませんからその点誤解のないようにしていただきたい。しかし、やはり物事はできるだけ納得のゆくところで、やはり結論出すべきだろう、こういうことと、したがってこの問題についても政府並びに国鉄当局、それに従事するところの労働組合ですかそういうものの三者がよりより協議してもうこうだという線が出てきてその中で値上げということならばいろいろその意味も納得できると思いますけれども、私たちは弱小私鉄の一員でございますので、そういう意味がよく分かりませんから、もしお分かりになりましたらばその辺の三者がどのような努力をされているのか、どのような、また、これはこの前も国会で一年間やってきたことでしょうから国鉄当局はどのように努力されてきてるのか、政府はどうなのか、ということがお分かりいただければ、ひとつお聞かせいただきたい、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　吉冨繁枝君、何かありますか。

○二十六番（吉冨繁枝君）　私はこのことでなく文教委員会に付託されたことについてちょっと付帯意見を言いたいんですが。あとで請願七号についてのちょっと委員会にお願いしたいことがありますので……。

○議長（伊藤　定君）　剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）　私もこの国鉄値上げのこの原案には反対するものではございませんけれども、いろいろの関連からいって国鉄の賃金の値上げもやっぱり物価の上昇につながると思うんですが、それとの関係を提案者はどう考えていらるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　お答えありますか。

○九番（百済　勇君）　私では答えができません。

○議長（伊藤　定君）　さっきと同じですから。

なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって決議案第一号国鉄運賃値上げに反対する決議の件は原案のとおり可決されました。

市長より発言の申し出がありますのでこの際発言を求めます。

（市長登壇）

○市長（古谷　栄君）　一言、お許しをいただきまして御挨拶を申し上げたいと存じます。私、昭和四十四年の四月に市長に就任をさせていただきまして、いよいよ任期満了が目前に迫っておるわけでございます。恐らく私の任期中この議会が最後の議会になろうかと思います。

私たいへん不敏ではございましたが、議員各位からこの四年間、御厚情をいただきまして、またいろいろ御教示を賜りまして深く感謝を申し上げる次第でございます。私の六十年の生涯にとりましても、この過去四年間の体験というものはたいへんありがたいものとしてプラスされたというふうに信じております。議員各位のこれからの御健勝を祈念をいたしまして、皆様方の御厚情に対し重ねて謝意を表しまして御挨拶といたす次第でございます。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（伊藤　定君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　付託されました文教委員会にお願いしたいんですけれども、請願第七号の日野第一保育園の措置児枠増に関する請願ですが、入園させたくていろいろ手続きをしたというんですね、この手続きが非常に日野市の場合には非常にめんどうくさくて、まず納税証明、それからあるいは源泉証明、勤続証明、現状報告、いろいろあるんです。当然そういう措置児にするにはそういう書類は必要と思いますけれども、日野市の場合は何回も、何回も、何回も同じ書類を出さなければならない。これは私のところにも、もし証人を連れてこいといえば何人もあります。ですから一回そういう重要な書類を出したら、先方も言ってるわけです。電話でもって問い合わせてくれれば十円ぐらい払うと言ってるわけですね。ところが、日野の場合はまた納税証明書を持ってこい、そうすると会社を休んで、あ

るいは半日でやめて八王子まで取りに行く、そういうことを共かせぎの人たちに何回でもやらしているということに対して、文教委員会ではできるだけスムースで、そして間違いのない方法がどういうことであるか、ということを検討していただきたい。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　先日、緊急質問を行ない、それが途中で中断した形で今日を迎えたわけです。御存じのようにこの会期中に例の選挙違反に対する選挙管理委員会の責任ある立場の者から統一見解を求める、こういうことで今日を迎えたわけですけれども、その後議長としてどのようにとりはからってきたのか、また今日はどのようにしめくくって終わるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　お答えします。統一見解の件につきましては議長より選管のほうに申し出はしてあります。ただ、その後の事情といたしまして、そのまま調査して取りはずさなければ一年の懲役、三万円の罰金、というふうなものがこの都道、それから市道の周辺にいっぱい出てる状態です。国道はその件にそいまして国の力で全部取りました。そういうふうな中におきまして恐らく選管も統一見解ということはなかなか出しにくいんじゃないかと思います。私のほうから申しておりますけれども現在まで出ておりません。そういうことで御了承願います。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　それじゃ今日はそういうことでやむを得ないと思うんですけれども今後引き続き六月議会もあることですから問題を究明していきたい、というふうに思います。

○議長（伊藤　定君）　日程はすべて終わりました。

これをもって昭和四十八年度第一回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後六時十八分　閉会

右会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和四十八年　月　日

日野市議会議長　伊藤　定

署名議員　米沢照男

署名議員　西沢保

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 123